~ 特集 ~

第14回法整備支援連絡会

国際協力部教官(現大阪地検検事)

江 藤 美紀音

1 開催状況

- **日** 時 平成 25 年 1 月 25 日 (金) 午前 10 時~午後 6 時
- **場** 所 大阪会場:法務総合研究所国際協力部「国際会議室」 (大阪中之島合同庁舎2階)

東京会場:独立行政法人国際協力機構市ヶ谷ビル「国際会議場」

(JICA 市ヶ谷ビル2階)

- テーマ 「連携と協調で広げる法整備支援」
- 式次第 後掲資料「プログラム」参照

出席者 165名 (大阪本会場 104名, 東京会場 61名)

2 法整備支援連絡会の概要

法整備支援関係者間の情報共有や意見交換を目的 として 2000 年から開催されてきた法整備支援連絡 会も,今回で14回目を迎えました。収容可能人数を 増やすため,今年は東京会場を法務省赤レンガ棟共 用会議室から JICA 市ヶ谷ビル国際会議場に変更し ました。メイン会場である大阪会場,テレビ会議シ ステムで中継した東京会場で合わせて165名もの参 加があり,盛況な会となりました。

今回の法整備支援連絡会は、テーマを「連携と協 調で広げる法整備支援」としました。このテーマが 選定された理由ですが、法整備支援においては、連 携や協調が、支援団体や政府機関、大学研究機関、 NGO、地方自治体などといった実施主体間で必然的 に要求されます。もともと日本の法整備支援は、法 学者や弁護士の一部有志により、民主導で始まり、 それが日本政府による ODA で実施されるようにな り、現在では公的私的機関による密接な連携協力に よって、組織的に実施されるようになったものです が、このような連携や協調は、年々より多くのステ ークホルダーによって、その経験や与えられた使命 が共有されるようになってきています。もっとも、 日本国内の関係機関が、その連携や協調を更に強化 しなければならないことも疑いのない事実ですし、 また、ドナー間における効果的な連携や協調は、政 府機関であろうと国際機関であろうと、支援が複数 ドナーによって実施されている場合にも重要です。 このことは、経済のグローバル化が進む現状下にお いて、多くのドナーが限りある予算の制約内で、実 施可能なプログラムを強いられているという意味に おいても、ますます重要性を増しています。

そこで、海外から著名な専門家を招へいして、各 政府機関や国際機関における近年の努力や挑戦を日 本の法整備支援関係者と共有することで、ドナー間 の連携・協調の在り方を探ることを目的とし, 討議 テーマを「連携と協調で広げる法整備支援」とした のです。

この討議テーマにちなみ、世界を代表する開発援 助機関である国連開発計画(UNDP)から、開発政 策局民主ガバナンスグループ長ジェラルディン・フ レーザー・モレケティ氏をゲストスピーカーとして 招へいしました。また、法整備支援実施機関として 30 年の歴史を持つ国際 NGO の国際開発法機構 (IDLO)から、研修・ネットワーク部長ジュリオ・ ザネッティ氏を, 法整備支援分野において革新的な 取組を行っている国際 NGO のハーグ国際法律機構 (HiiL) から, アカデミックディレクターのマウリ ッツ・バレンドレッチ氏を招へいし、それぞれのス ピーカーによる発表を行いました。これに対して、 日本からは、日本の ODA 実施機関である JICA 産業 開発・公共政策部ガバナンスグループ法・司法課長子 浦陽一氏による発表を行いました。また、元スウェ ーデン国際開発庁(Sida)専門家・現ヨーテボリ大 学教授のラーシュ・イェーラン・レナート・マルム ベリ氏からは、現地専門家としての経験に基づく支 援相手国内における連携協調の実情について、森・ 濱田松本法律事務所パートナー・シンガポールオフ ィス共同代表・弁護士小松岳志氏からは、ミャンマ ー法制度調査における法務省と弁護士事務所との連 携について、それぞれ発表を行いました。

いずれも大変興味深い,貴重な内容となっています。

3 法整備支援ワークショップの開催

また,今年は初の試みとして,法整備支援連絡会 の前日である1月24日午後に,法整備支援ワークシ ョップを開催しました。このワークショップは,法 整備支援関係者間で,より実務的に,ざっくばらん に話し合うことを意図し,「ネットワークの構築への 取組み」というテーマについての討議を行いました。 本ワークショップの議事内容等についても本誌に掲 載しますので,是非御一読ください。

なお,議事録中,法整備支援連絡会の外国人スピ ーカーの発言及び法整備支援ワークショップのすべ ての発言は英語で行われていますが,本誌にはすべ て和訳したものを掲載しております。

4 第15回法整備支援連絡会のお知らせ

第15回法整備支援連絡会は、平成26年1月24日 (金)を予定しています。是非、皆様御参加ください。

法整備支援ワークショップ プログラム

- **第1 日 時** 平成 25 年 1 月 24 日 (木) 午後 1 時~午後 5 時 30 分
- **第2 場 所** 法務総合研究所国際会議室(大阪中之島合同庁舎2階)
- 第3 開催趣旨 日本の法整備支援活動の周知,法整備支援ネットワーク構築に関する海外 ドナーとの協議
- 第4 テーマ ネットワーク構築への取組み
- 第5 プログラム概要

総合司会:法務総合研究所国際協力部教官

江藤 美紀音

<u>開会挨拶・開催趣旨説明:13:00~13:10</u> 法務総合研究所国際協力部 国際協力部長 野口元郎

協議:13:10~17:30

進行役:慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘氏

- 1. 招へい者及びコメンテーターの紹介:13:10~13:20
- 2. ネットワーク構築に関する調査報告:13:20~13:40
- 3. 各機関のネットワーク構築への取組みについて報告及び全体討議:13:40-17:10 海外側:4名

ジェラルディン・フレーザー・モレケティ氏 (国連開発計画(UNDP)開発政策局民主ガバナンスグループ長) ジュリオ・ザネッティ氏 (国際開発法機構(IDLO)研修・ネットワーク部長) マウリッツ・バレンドレッチ氏 (ハーグ国際法律機構(HiiL)アカデミックディレクター) ラーシュ・イェーラン・レナート・マルムベリ氏

- (元スウェーデン国際開発庁 (Sida) 専門家・ヨーテボリ大学教授)
- 日本側:6名

大河内美紀氏(名古屋大学法政国際教育協力センター副センター長)

- 金子由芳氏(神戸大学大学院国際協力研究科教授)
- 矢吹公敏氏(日弁連国際交流委員会委員長・弁護士)
- 小松岳志氏(森・濱田松本法律事務所パートナー・シンガポールオフィ ス共同代表・弁護士)
- 磯井美葉氏(国際協力機構(JICA)専門員·弁護士)

15:00-15:30 休憩 30 分

4. 総括と提言:17:10~17:30 国際協力部長 野口元郎

レセプション:18:30~20:00

備考:日本語・英語同時通訳。プロフィール、レジュメは予め参加者に配布。

○司会(江藤) 皆様,本日はお忙しい中,本 ワークショップに参加いただきありがとうござ います。私は法務総合研究所国際協力部の江藤 美紀音と申します。

これから、法整備支援ワークショップを開催 いたします。

まず初めに国際協力部野口部長から,開会の 挨拶をいたします。

開会挨拶

 ○野口 ご来賓の皆様,本日私どものワークショップ,及び明日の会議へのご出席,ご参加, 誠にありがとうございます。

今朝簡単に申し上げましたとおり,このよう な会議は14回目になりまして,第1回目は2000 年に開催しております。そして,今回初めて2 日間のプログラムを開催することになりました。 初日の今日がワークショップとなっています。 本日のワークショップと明日の連絡会の関係で ありますが,このワークショップは,準備的な 討議といたしまして,より少人数で行おうとい う趣旨であります。長年にわたってこのような 法整備支援に関わってきた専門家だけのワーク ショップとなっています。 本日の討議の焦点となっていますのは,ネッ トワークの構築です。ドナー側の協力協調とな っており,明日の連絡会のテーマはより幅広く なっております。単にネットワーク構築だけで はなくて,パートナーシップや協力をドナー間 でどういうふうにやっていくか,より幅広いテ ーマで明日は討議がなされます。

発言者,それから御来場の皆様,本日,明日 と,是非,忌憚のない,また建設的な討議をお 願いいたします。

今回のワークショップ,それから連絡会のテ ーマというのは特に新しいものではありません。 ドナーの協調・協力ということであり,このテ ーマにつきましてはこれまでも討議してまいり ました。過去13回の法整備支援連絡会の内容を 見返しますと,少なくともこのテーマが入って いるということが分かります。本日,今回また このテーマを取り上げておりますのは,これは すなわちあまりこの面で十分な進歩がないとい うことの証左と言えると思います。そして,そ の点から申し上げまして,発表者それから発言 者の皆様の討議を大いに期待するところであり ます。ありがとうございました。



参加者による自己紹介

○司会(江藤) ありがとうございました。

それでは、ワークショップの議題に移りたい と思います。ネットワーク作りに関してですけ れども、このセッションでは、慶應義塾大学大 学院法務研究科の松尾弘教授にモデレーターを お務めいただきます。

松尾先生,お願いいたします。

〇松尾 江藤さん,ありがとうございます。皆様こんにちは。

それでは,本日のプログラムを開始いたしま す

まず初めに,皆様に自己紹介をお願いしたい と思います。私は,慶應義塾大学のロー・スク ールで,民法と開発法学を教えております。ま た,ベトナム,ラオス,カンボジア,ネパール 等での法整備支援に携わっております。

それでは、ジェラルディン・モレケティさん からお願いできますか。

〇モレケティ ジェラルディン・フレーザー・モレケティと申します。

UNDPの開発政策局民主ガバナンスグループ 長を務めております。司法へのアクセスという ものが,やはりこのポートフォリオとして担当 している分野の一つでありまして,私がお話を させていただくときにもう少し肉付けしてお話 をさせていただきます。

○バレンドレッチ マウリッツ・バレンドレッチと申します。

ティルブルグ大学でプライベート・ローの教 授をしております。オランダ南部にある大学で す。私の専門は法曹制度の設計です。そして, アカデミック・ディレクターをHilL・ハーグ国 際法律機構で務めております。イノベーション と司法に特化している組織です。ありがとうご ざいます。 ○松尾 では、大河内先生お願いいたします。

○大河内 大河内と申します。大河内美紀です。
名古屋大学准教授です。憲法が私の専門分野

です。本日は, 法政国際教育協力研究センター 副センター長としてこちらに伺っております。 ありがとうございます。

○松尾 磯井美葉さん、お願いします。

○磯井 こんにちは。磯井美葉と申します。

東京のJICAから参りました。法そして司法, そして公共政策部門のアドバイザーを務めてお ります。

○松尾 では、柴田さんお願いします。

○柴田 こんにちは。国際協力部教官の柴田紀子と申します。

○松尾 佐藤さん,どうぞ。

○松尾 佐藤直史と申します。

シニアアドバイザーとしてJICAにおります。 JICAのアジア諸国における,ベトナム,ミャン マー,あるいはネパールを含めた組織のコーデ ィネーションをしております。アフリカ諸国, 中国,そしてコートジボワールの担当もしてお ります。

○松尾 では、小松さんお願いいたします。

○小松 小松岳志と申します。

先月JICAに入りました。以前は5年間フレッシ ュフィールズ東京事務所におりました。弁護士 です。

○松尾 では、こちら側です。ザネッティさん、 どうぞ。

○ザネッティ 皆様こんにちは。ジュリオ・ザ ネッティと申します。

国際開発法機構・IDLOのネットワーク部長で す。このタイトルから見ていただきましたら分 かりますように、私は研修・ネットワークを担 当しております。皆様の経験を共有できるのを うれしく思っております。IDLOは小さなIGOで

ICD NEWS 第55号 (2013.6) 9

すけれども、今年は設立30周年を祝っておりま す。法・司法プログラムの設計・計画,法の開 発に長い経験を有しております。

〇松尾 それでは、マルムベリさん、お願いします。

○マルムベリ ヨーテボリ大学の大学教授をし ております。そして海事法の教授もしておりま す。法の開発などにも関わっております。そし て、大学で構想を伝えるだけではなく研究も行 っております。ベトナムでもハノイに2001年か ら2006年に住んでおりました。ベトナムの1998 年から2007年における教育訓練の開発にも関わ っております。こうした分野については様々な バックグラウンドを持っておりますし、協力に ついてもいろいろな見解を持っております。あ りがとうございました。

○松尾 矢吹先生,どうぞ。

○矢吹 矢吹公敏と申します。

日弁連国際交流委員会委員長をしております。 弁護士です。我々どもの国際交流委員会におき ましては国際司法協力をやっております。司法 協力あるいは法整備に関わる協力を17年間やっ ておりますので、その経験をベースにお話をし たいと思います。ありがとうございます。 〇松尾 では、金子先生お願いします。

○金子 こんにちは。金子由芳と申します。

神戸大学から参りました。大学院国際協力研 究科教授です。法の開発とアジア法研究を中心 にしております。また,主に研究あるいは支援 など法整備に関して,プロジェクトとしてほぼ 20年近く携わってきております。法整備支援の 第1回の連絡会に2000年にも参加しております。 またここに来られたということを大変うれしく 思っております。いろいろな情報交流を楽しみ にしております。ありがとうございました。

今日は、インフォーマルな、ブレーンストー ミングを中心としたワークショップで、様々な 法整備支援のネットワークについてお話をした いと思っております。そういう意味では、この 会議室は率直に話をするには広いのですけれど も、是非リラックスして議論を楽しんでいただ きたいと思います。参加者の皆様には、御自分 の活動をベースにパートナーシップについてど うお考えか、さらに、様々なドナーとの協力や、 レシピエントとの協力について率直な御意見を 伺いたいと思います。

そして,今まで直面してきた問題に対する解 決策を練る上で,そして法整備支援を更に良く するために,ネットワークの構築がどのように 役立つのか,またそのためにはどうすればいい かといったお話を伺いたいと思います。

そこで,まず江藤美紀音さんには,背景説明 ということで法整備支援についての報告をお願 いします。

報告1 ネットワーク構築に関する調査報告

○司会(江藤) 松尾先生,ありがとうござい ます。

それでは、私の方からは9月に行った調査結 果を御報告させていただきます。配付資料を御 覧になりながらお聞きください。

9月22日から10月3日までにかけまして,ス ウェーデン,ドイツ,そしてイタリアに参りま した。目的はフィールド調査をするということ で,各国の法整備支援の現状と,ドナー・アク ター間のネットワーク構築について調査すると いうことでありました。民間そして公共部門と の間のネットワーク作りなども調査いたしまし た。そこで,その結果を御報告したいと思いま すが,これが本日の議論のたたき台になればと 思っております。 まず最初に、スウェーデンについて御報告い たします。スウェーデン国際開発協力庁・Sida がスウェーデン最大の法整備支援のドナー機関 であります。これは独立した政府機関で、スウ ェーデン外務省の下に置かれ、そして、外務省 の外交政策の一環として法整備支援を実施して おります。人権、民主化、ガバナンス、NGOを 推進するという方針の下に活動しております。 Sida自身が支援プロジェクトを直接運営するわ けではありません。むしろ支援の実施機関に資 金を供給するという方法を採用しており、その 対象には、政府機関、民間組織、そして国際機 関等があります。

そこで,スウェーデンにおける法整備支援の 主たるドナー機関としては,Sida,フォルケ・ ベルナドッテ・アカデミー,ラウル・ワレンバ ーグ・インスティチュート,そしてスウェーデ ンの国の裁判行政庁,警察庁,矯正局,大学等 学術団体,スウェーデン公共行政研究所,オロ フ・パルメセンター等があります。

スウェーデンでは法整備支援の公式なネット ワークがドナー・アクターの間には存在いたし ません。国内レベルにおいてインフォーマルな 情報交換だけが行われております。また,国際 的なネットワークも存在しておりません。

スウェーデンによる法整備支援,特にSidaは, 分野としては人権に特に重点を置いております。 刑法,行政法などの公法に重点を置いています。 なぜかと言いますと,スウェーデンはこれまで 刑事法の分野で他国に比べて優位な立場にあり, 他のドナー諸国に比べると役に立つことができ るからです。それに比べて歴史的には民商事法 の支援はそれほどアクティブにやってこなかっ たという現状があります。かつては,アジアに も支援を行っております。ラオス,ベトナムが 対象でした。しかし,現在は国の政策により, スウェーデンはその重点をアフリカ,そしてラ テンアメリカに移しております。

次に, ドイツです。ドイツのドナー・アクタ ーにはドイツ国際協力公社・giz,ドイツ連邦司 法省及びその所管するドイツ国際司法協力財 団・IRZ, 政党と関連する基金, 裁判官協会, 弁 護士協会、ドイツの総合大学があります。その 中でgizとIRZが最も重要な代表的機関です。giz は有限会社の形態をとっておりまして、ドイツ 連邦経済開発省とドイツ連邦財務省が100パーセ ント出資しております。連邦政府は相手国との 国際協定により事前にプロジェクト内容を決定 して, gizに発注を行います。そして, gizは、単 にドイツの連邦政府と密に仕事をするだけでな く民間企業や国際機関からの発注も受けていて, 多種多様なサービスを柔軟な形で提供しており ます。その中には、途上国に対する開発援助も 含まれると同時に先進国との国際協力も含まれ ます。特定の国・地域に重点を置くということ ではなく、できる限り要請に従っています。

gizは,法と司法プロジェクトをガバナンスと 民主化の分野で行っております。南欧,東欧, 体制移行国,中国,アフリカ,ラテンアメリカ 諸国,カンボジア,バングラデシュなどがその 対象となっています。その支援は立法の分野, 裁判所,そしてまた行政法,行政手続,また刑 法,刑事訴訟法,そしてまた資産所有権保護, 人権,憲法,また近代的な法体系への移行など が含まれています。

その一方で、IRZは、従来から中南東欧に対し て法整備支援を行ってきました。旧ソ連邦の諸 国であります。現在は、北アフリカとアジアに 対しても支援を行っております。そして、最近 では、更に高い優先順位をベトナムとの関係に 置いています。その支援は様々な分野をカバー します。人権、民主化、市場経済等です。 gizとIRZは、お互い密に連絡を取り、活動の 調整をし、重複を避けています。このほか、連 邦司法省は、毎年国内の法整備支援関係者を対 象に会議を主催しており、お互いに情報の共有 を行っています。

IRZは国際ドナーのネットワークには関与して おりません。また、民間企業あるいは団体と積 極的に関連しているわけではありません。すな わち、あまり民間部門と深い関係になりますと、 その援助・支援が投資環境の改善分野に偏り過 ぎるという懸念があるからです。そしてまた、 官民のパートナーシップに対しても否定的です。 法整備支援というのは利潤を追求するものであ ってはならないと考えているからです。

それでは、次にイタリアのケースですが、イ タリアでは外務省がイタリアにおける法整備支 援の主たるドナーとなっています。外務省は UNDP,国際開発法機構・IDLOその他の機関に 資金を提供しています。これらの機関を通じて、 キャパシティー・ビルディング、そして紛争後 の復興に重点を置いて、アフガニスタン、イラ ク、その他中東諸国に支援を行うと同時に、地 中海地域としてチュニジア、リビアもその対象 となっています。ただし、支援を提供する機関 の間での水平方向でのネットワークは存在しま せん。

IDLOに関しましては、ザネッティさんから後 ほど詳しくお話しをいただけると思います。し たがって、IDLOについてはここでは飛ばしてお 話をしていきます。

最後に、私の調査結果をまとめたいと思いま す。スウェーデン、特にSidaは、明確な方向性 の下に法整備支援を提供しております。そこで は、人権、民主化の支援が主たるマンデートと されています。支援は特に刑法、公法に重点を 置いておりまして、アフリカ、ラテンアメリカ が重点となっています。正式な形でのドナー間 での調整といったものについては、その有用性 は認識されているものの、あまり熱意というも のが感じられないという現状です。資金が潤沢 で、他国のドナーと協力する必要性はあまり感 じていないためかも分かりません。あるいは自 らの専門分野におけるドナーとの援助面での矛 盾・衝突といったものがなかったのかもしれま せん。

その一方で、ドイツは人権・民主化・ガバナ ンスを重視しながらも,積極的に民事法の分野 で支援を行っております。有限会社の形態をと っていますので, gizは対象を途上国に限っては おりません。非常に柔軟な形で幅広い支援を提 供しています。積極的に民間とも連携していま す。そして,連携は法整備支援に限られたもの ではありません。それと比較しますと, IRZの目 的は公的利益の追求であり、民間との連携に関 してはむしろ慎重なアプローチを取っています。 IRZが連邦司法省の下に設置され、体制移行国に おけるガバナンスの確立を支援する狙いが一番 重要であるからです。特に、旧社会主義国、東 欧, そして南欧諸国がその対象となっておりま す。giz及びIRZがドイツにおける法整備支援実 施機関としましては一番大きい存在となってい ます。常に活動において重複を避けるために調 整,情報の交換を行っております。さらに、連 邦司法省が毎年会議を開催いたしまして、国内 のネットワーク作りに努力しております。です から, ドイツにおきましては, 国レベルにおき ましてスムーズな形で調整ネットワークの構築 が行われていると思われます。

スウェーデン及びドイツと比べますと,イタ リアはもう少し小さな形で法整備支援を行って きました。特に重点が置かれているのは,地理 的にいって近いところにあります地中海地域が 対象となっておりまして,アフリカ諸国,さら にはアフガニスタン,イラクが対象となってい ます。JICAのような独立したODA実施機関とい ったものはイタリアにはないということです。 そして,外務省の開発協力総局がODA活動を担 当しております。イタリアでは国際機関である ところの例えばUNDP,IDLOが,法整備支援に おける主たるアクターであります。ドメスティ ックのアクターはないようであり,そのような 状況の下では,正式な形でイタリアにはドナー 間のネットワークというものは存在しない,国 際機関の間でのネットワークしかないというこ とです。

私の調査はヨーロッパの三つの国しかカバー しておりませんけれども、そこで各国の法整備 支援の特徴が明らかになってきました。この調 査を通して分かったことは、どの国におきまし ても一般的な形でドナー・アクター間の協力ネ ットワークを構築する必要性というものが明確 に認識されていないということです。しかし、 近年におきましては新しいアプローチも取られ ておりまして、世界的なネットワーク構築の試 みも見られております。これはグローバル・フ ォーラム・オン・ロー、ジャスティス・アン ド・ディベロップメント、GFLJDという世銀の 試みもあります。この点に関しまして、将来の トレンドを重視していく必要があるかと思いま す。

以上が私の報告です。御清聴ありがとうござ いました。

○松尾 江藤教官,ありがとうございました。

ドイツその他の諸国で法整備協力に携わって おられる方々の招聘も試みていただきましたが, 難しい事情がございまして,江藤教官がサーベ イを行ってくださいました。有用な情報を提供 していただきましたので,この後の討議に利用 していただきたいと思います。

それでは、ゲスト・スピーカーの皆様からの プレゼンテーションに移りたいと思いますが、 二つのグループに分けて行っていただきます。 まずは、国際機関及び政府機関による法整備支 援というくくり、次いで、研究機関を含むNGO のグループです。もちろん、この二つのグルー プの間にギャップがあるというのではなくて、 論点を整理し、ディスカッションをしやすくす るための便宜によるものです。

では、初めに、ジェラルディン・フレーザ ー・モレケティさんにお願いいたします。国連 開発計画(UNDP)での御経験を踏まえ、国際 機関としての活動の特色や役割という観点から お話ししていただきます。UNDPは法整備支援 の分野でも非常に重要な支援機関であります。 では、よろしくお願いいたします。

報告2 国際機関及び政府機関による

経験と提案

〇モレケティ ありがとうございます。皆さん、
 こんにちは。今回このような機会を賜りまして
 本当にありがとうございます。

まず私の方から初めに申し上げたいのは,今 いただきました御報告は正にそのとおりだと思 うものであり,討議の時間に更に詳細にお話が できればというふうに思っております。これを 前提に,国連開発計画がどのように法整備支援 を行ってきているのかという話をしたいと思い ます。

UNDPは、法の支配を強化するという努力を 支援してまいりました。これは、我々人間の開 発の進展を維持していくということにとって極 めて重要だからです。こういった努力を通して 人々が自分の命運を決定し、また自分の生活を 形作るような意思決定を自分で参加して行える ようにするということを拡大し, さらに紛争の 可能性あるいは暴力行為のエスカレーションを 防ぐ,政治的な安定性を育成することにもつな がっていきます。

国連開発計画でありますが、御存じのとおり 国連機構の中で最大の開発担当機関であり、177 か国・地域で各国の開発努力、さらにまた優先 課題を支援すべくプログラムを展開しています。 パートナーとしては政府機関、市民社会の各機 関、さらにローカル・コミュニティーと協働し ています。課題としては、例えば紛争解決後の 平和構築、予防、貧困撲滅、環境保護、女性の エンパワーメントのほか、諸国を支援し、制度、 ガバナンス体制を改善して、包摂的、効果的に 説明責任を改善していくということです。

法の支配につきましては、国連関係国は100か 国以上で活動を行っておりまして,法の支配を 強化するために、40か国以上の紛争の影響を受 けている発展途上国でこの10年間活動してまい りました。プログラム計画の内容としましては、 例えば司法・治安機関の指導、司法アクセスを 促進するため様々なサービスを改善していくこ と,法律に関する意識啓蒙、コミュニティーベ ースでの暴力行為の予防への取組、さらに、国 際的な貿易投資を促進する法体制の支援であり ます。

UNDPは特に重視している点があります。そ れはトップダウン型の制度作りや法律,法制改 革とボトムアップ型のエンパワーメント戦略を 組み合わせることにより,貧困層や社会で最も 取り残された人々をエンパワーし,法的な保護 や裁判の結果の恩恵を受けられるようにしなく てはならないということです。

アジア・太平洋地域におきまして,UNDPは 現在プログラムを通して18か国以上で法制度強 化に取り組んでいます。特にプログラムを通し て支援しているのがアフガニスタン,バングラ デシュ,中国,インド,インドネシア,ラオス, モルディブ,モンゴル,パキスタン,フィリピ ン,スリランカ,東ティモール,ベトナムです。 法の支配というテーマでの新しい国連開発計画 の民主ガバナンスプログラム,これはミャンマ ーのものでありますが,非常に重要な特性にな っています。

また,政府機関,市民社会,学界及び実務者 間の,南南交流,知識の共有並びにネットワー ク構築を強化しています。アジア・太平洋地域 におきましては,例えば「人権に基づく司法ア クセスアジア会議」の発展に努力してまいりま した。これは33の機関から成っています。例え ば,ラオスの弁護士会ですとかフィリピンなど の法学界,さらに韓国などの公益の法関係のグ ループから構成されておりまして,司法改革の 取組に向けた最善の実践と支援に関する知識共 有を行うものであります。

これらを通して公式あるいは非公式な形で司 法アクセスを改善し、差別などに対応していく ところです。特に重視しているのが女性であり ます。 性差別, 性暴力による差別, さらにDV ですとか相続、あるいはその他の社会的・経済 的権利の拡充というのは、「女性の司法へのア クセス」ということで特に選定順位が高いもの であります。この女性の司法へのアクセス問題 に取り組んではまいりましたが、まだ十分では ありません。私たちが考えている、期待してい るような変革をもたらすにはまだ至っておらず, これは「世界の女性の進歩」の報告書で示され たとおりであります。この理由から、UNDPは, 2013年初頭から始まる予定の「女性の司法アク セスに関する共同計画」のために、OHCHR(国 連人権高等弁務官事務所)や国連女性機関 (UNWomen) 等の統合的な活動に参加していま

す。

国連開発計画の今後の見通しでありますが, 三つ重要なところがあります。それは,国連開 発計画の取組強化のための知識や政策開発の促 進,さらに紛争や危機的状況にある国々を含め たパートナーシップ,それから協働行動を実施 するということで,これは今回のこのワークシ ョップと明日の会議にも関連しており重要な点 だと思います。そして,三つ目が統合を目指し た国連開発計画統合的計画の拡充であります。

さらに皆さんに追加的に申し上げますと、よ く御存じかと思いますが、「ポスト2015開発ア ジェンダ」というのはUNDPの将来の取組にと って重要な枠組みになっていきます。さらに、 グローバルに考えて法の支配に関して今後の方 向性を考える、そしてそれと開発との関連性を 探求することは非常に重要です。昨年9月の国 連総会におきまして、国家及び国際レベルの法 の支配に関するハイレベル会議が開催されまし た。そこで出た宣言の中で加盟国は法の支配と 開発との関連性をポスト2015年のアジェンダの 中で追求していくということに同意しました。 国連開発計画はこのような努力を支援していく 所存であります。ポスト2015年の開発アジェン ダがどのようにしてその中に法の支配を組み込 んでいけるかということを定めていきたいと思 います。

こういった背後に,私たちはより統合的なア プローチが重要だと考えておりまして,さらに 国連機構の中での統合も重視しています。さら に協働です。国連機構の中でグローバルな中心 機関を重視しておりまして,これにつきまして は明日より詳細に申し上げます。しかし,この ようなグローバルな焦点機関,中心機関がある というのは今後の統合の促進においても重要で ありますし,また能力とリソースをグローバル レベルでうまく統合し活用していくということ は、地域レベルでも各国レベルでも重要だと考 えています。

ありがとうございました。

〇松尾 モレケティさん,ありがとうございました。

ネットワークということに関連して言います と,特に二つの点が注目されます。一つは, UNDPは他の支援機関、企業、NGO、政府との 多様な形態のパートナーシップを模索するとい う点で、中心的役割を果たしているように思わ れます。この点は、誰が連携やネットワーク作 りのイニシァティブを取るべきか、あるいはそ の調整を図るべきかという問題に通じるものと して、後の議論で取り上げたいと思います。 UNDPは多様な問題領域で政府機関、ローカ ル・コミュニティー、市民社会組織とのパート ナーシップを構築してきましたが、将来のアジ ェンダとしても,法の支配の実現のための協力 活動、協働を展開していく中で、他の様々な機 関とのパートナーシップの拡充、その人材、そ の他のリソースをグローバルなレベルで連携す るアプローチを重視しているように思われます。

もう一つは,開発における経済的・社会的デ ィメンジョンと法の支配ないし正義に関する法 的ディメンジョンを結び付けてプログラミング していくという意味での統合的アプローチを重 視しているという点です。この観点からは市民 社会の法的能力強化の重要性が注目されるとこ ろです。

それでは、次に、国際機関としてもUNDPと は異なるユニークな特色を持ち、参加各国の政 府によって支えられている、政府間組織として の国際開発法機構(IDLO)の活動とその特色に ついて、ジュリオ・ザネッティさんにプレゼン テーションをお願いします。 ○ザネッティ 皆様こんにちは。

私は自己中心的だからこの真ん中に座ってい るわけではなく,パワーポイントの操作の関係 から座らせていただいております。話は2部構 成でいたします。

まず最初のパートでは、IDLOについて御紹介 します。理由は二つです。私たちはUNDPとは 違います。小さな組織です。したがいまして IDLOをまず御紹介したいと思います。といいま すのは、私たちがどのような領域で仕事をして どのような国で仕事をしているかを御説明した いと思ったからです。新しいネットワーク作り というのが一つのテーマですから、お互いをよ りよく知ることによって初めて効果的な仕事が できると思います。

二つ目はネットワークを中心にお話しします。 私は研修・ネットワーク部長ということで自己 紹介しましたが、IDLOは他の多くの組織とは違 い、我々の仕事の受益者と近い関係を持ってい ます。現在2万5,000人の同窓生がおりまして、 47の同窓会を途上国45か国に持っております。 大きなネットワークです。そして、専門家のネ ットワークでもあるわけで、世界中で仕事が展 開されています。

そして、二つ目のまとめとしまして、幾つか 例を御紹介したいと思います。私たちの仕事に おいて、パートナーシップをドナー、及び国際 的なアクターと展開した場合の成功と失敗例で す。まず我々国際開発法機関ですけれども、 IDLOというのは国際的な政府間組織です。国連 のような形で加盟国があります。残念ながら日 本はまだメンバーではありません。この機会を いただきまして、是非日本政府にもパートナー シップを、あるいはメンバーとなることを御検 討いただきたいと申し上げたいと思います。

私たちの使命は途上国における法の支配と法

文化を促進することで,途上国を対象に仕事を しています。また,経済移行国も対象にしてお ります。そして,この何年間かは紛争後の国々 に対する支援を行っております。受益者としま しては全ての法律専門家を途上国で対象にして います。弁護士や判事,政府の役人や政策決定 者などで,そして常に私たちが力を入れている のは市民社会,そして民間部門を巻き込むとい うことです。どこにあるかですけれども,本部 は美しいローマにあります。イタリアです。ま た,幾つか国事務所を設けていて,部支局は, ビシュケク,ドゥシャンベ,ジュバ,カブール, カトマンズ,ナイロビ,そしてウランバートル にあります。

先ほど言いましたように,現在多くの途上国 で同窓会を通して仕事をしております。47の同 窓会があるわけです。このスライドを見ていた だきますと,大体私たちがどのようなグレード で仕事をしているかが分かると思います。法の 支配というのは非常に広範なものですので,私 たちは途上国の支援を助けるわけです。自らの 開発目標を法部門において到達できる手助けを します。

そこで、まず最初に、特に私たちが新しい戦 略計画で力を入れているのは何かといいますと、 途上国の人々の支援をすることによって司法に 信頼を持ってもらうようにするということ、こ れは非常に野心的な仕事でもあります。ここで 焦点を当てますのは様々な側面です。まず第一 に司法の質を高めるということ、司法制度をよ り強化するということですが、それだけではな く、幅広くこの考え方をとっていくことが必要 です。つまり、例えば憲法に関しまして積極的 に役割を担っていくわけで、今回憲法の専門の 方もいらっしゃるということですけれども、今 ソマリアの憲法やケニアの憲法の仕事にも携わ っております。そして,説明責任や透明性が重 要です。腐敗との闘いです。

二つ目の受益としましては,ボトムアップ的 なアプローチを取るということです。司法アク セスを高めます。特に女性を対象にしています。 女性の機関との協力を行っていますし,さらに この領域に関しましては,貧困に関して大きな プロジェクトを持っております。例えばエイズ であるとか,または司法アクセス,そして知財, これは全て司法へのアクセスに関わる問題です。

最後の部分,これは私の分野,専門領域です。 持続可能な開発とかあるいは貿易投資などです。 途上国にはただ単にいい制度があるだけでは不 十分です。いい法律が,司法があっても,やは り経済を成長させていかなければなりません。 したがって,投資の領域あるいは国際取引,貿 易,知財,そして情報技術などにも関わってい ます。技術的に世界が変わっていくからです。

ここに書いていますのは,我々がどこで仕事 をしているかです。世界のほとんどに展開して います。書いていないのが豊かな国です。私の 国もやはりIDLOのサービスが必要なのですけれ ども,たとえイタリアでも日本であっても, 我々は途上国だけに仕事を絞っております。御 覧のように幾つかの活動がアジア地域でも展開 されています。

こちらのスライドは、特に私たちが誇りを持 っているものです。主にネットワークをここで 示すことができています。2万5,000人の同窓生 がいるということを先ほど申し上げました。正 直に言いまして2万5,000人と常に連絡をとって いるわけではありません。亡くなった方もいま す。アメリカに移住した人もいます。しかし、 私たちは、各途上国に強い同窓会のネットワー クを持って常に連絡を取り合っています。そし て、ただ連絡を取り合っているだけではなく、 そこにいる実際の人たちがその国のことに我々 の支援の一環として携わってくれる,どういう ニーズがあるかなどが分かるわけで,47の国に こうした同窓会組織を持っています。11の同窓 会組織がアジアにもあります。この同窓会組織 はユニークなネットワークです。これは小さな IDLOが各国にあるようなものです。国のレベル, 現地のレベルでIDLOが国際レベルでやっている ことを展開する組織です。

ネットワーク,同窓会組織の特徴としまして は,同じ組織の中に弁護士や判事,NGO,そし て政府の役人がいることです。御存じのように, 例えば途上国に行きますと判事の組織があって, それからはるかに離れたところに市民集会の組 織があるわけですけれども,私たちのところは その人たちが一緒に同じ組織の中で仕事をして います。

では,次に,成功例を幾つか御紹介したいと 思います。もちろんあまり大きな成功を収めて いないドナーとの関係の領域についてはまた御 説明しますが,このスライド,細かいため,お 手元にコピーも配付しています。ここで示して いるのは,我々が仕事をしたそれぞれの国,そ れぞれのドナーとどうやってきたかです。

例えばアフガニスタンですが,2003年から活 動を開始しました。タリバンがいなくなってす ぐに我々はアフガニスタンに行きました。まだ 事務所もあります。4週間後にそこを私は訪れ ましたが,最初はまずイタリア政府からの支援 からスタートしました。そして,カナダのCIDA も参加し,サポートいただきました。これは司 法改革を中心としたものです。様々な司法改革 です。それから世銀からもサポートが入ってき ました。イタリアは常にサポートを続けていま す。JICAからも支援がありました。1万3,000ユ ーロだけというかもしれませんけれども,非常 に興味深い評価でした。

認めなければいけないのは,全ての司法をカ バーできないということ。様々な側面があるか らです。一つ一つ特別に評定をしなければなら ない部分です。そういう意味でJICAからの参画 も重要でした。すぐにオランダ,アメリカ等々 が参加し,全体としてもう10年,2,400万ユーロ の仕事をしております。

それから, もう一つの例はキルギスタン, こ れも司法分野の強化です。それから南スーダン, これは最近ですけれども,世界に先んじて我々 はそこでの仕事を開始しています。最初はカナ ダからの資金,次にUNDPからの支援がありま した。それからオランダ, EU, アメリカ, ユニ セフ,それぞれの組織が資金を提供し,ある特 定の領域での特定の側面について仕事をするこ とが可能になりました。これは司法であるとか, あるいは司法改革に関連するものでした。

そして、こちらは健康に関する法律に関した ものです。場合によっては病院だけ造ればいい とか、あるいはワクチンセンターだけ、クリニ ックがあればいいということではありません。 それだけでは法律的には十分ではありません。 薬へのアクセスが必要です。HIVの感染者が差 別されるということもあります。現在は緩和医 療法に関しての法律もやっております。例えば モルヒネで治療した場合に人が亡くなるという ことがあります。特にアフリカ諸国においては モルヒネを使いません。なぜかといいますと、 モルヒネは特別な法律の下で不法な薬物と同じ ような取扱いを受けているからです。法律的な 枠組みがいかに重要か、それでもうお分かりい ただけると思います。この制度を見ていきます と、これは4年間ですけども、最初はIDLOから の資本があって、それから法の財団からも資本 が入りました。その後エデオン制度とかクリー ン・エイズ計画,世銀,そしてUNDPからの参 画もありました。

今日のお話の最後ですけれども,幾つか成功 例と失敗例を御紹介したいと思います。私たち はまだいろいろ教訓を学んでいます。他の人を 教育する方法を考えています。IDLOというのは 組織としては小さいです。ですから,パートナ ーが必要です。もちろん資金の面もそうですし, 知識の面,専門知識,その現場の知識も必要で す。申し上げましたように,私たちは独立で仕 事をするにはあまりにも小さな組織です。例え ばチュニジアですけれども,IDLOはジャスミン 改革の2週間後に政府からの要請でそこに入り ました。なぜかというと,我々の同窓生が政府 の中にもいたからです。

一つ言い忘れたことがあります。チュニジア の例に入る前に,なぜ同窓生あるいは同窓会組 織について申し上げたかといいますと,ネット ワークというのは我々独自のIDLOだけのもので はないのです。私たちはこのネットワークを使 って,是非,皆さん,日本の方々あるいは UNDPと協力していきたいと思っています。あ る特定の国で何かコンタクトが必要だという場 合には聞いてください。お手伝いできるかもし れません。我々は,例えばネパールとかスリラ ンカにいい同窓会組織があるかもしれません。 そこが例えばJICAと何かのプロジェクトで協力 をしたいと考えるかもしれません。我々がそこ に入る必要はありませんのでお手伝いできると 思います。

では、事例の話に戻りますが、チュニジアは 面白い事例でした。といいますのは、二つのレ ベルで我々は仕事をしまして、ドナーとローカ ルネットワーク両方で仕事をしました。チュニ ジアは革命直後、「コミュニティー・オブ・デ モクラシー」が政府支援に入ってきました。コ ミュニティー・オブ・デモクラシーは,国際的 なドナーや国際的なアクターで構成されており ます。非常に興味深いフォーラムでして,国際 社会の協力の調整役をしております。

そして、もう一つ、私たちはチュニジアで、 ローカルのネットワークを作りました。司法領 域、チュニジアではそこに的を絞ったわけです が、そこがばらばらになっていました。司法省 が一つの方向を向いていて、例えば判事協会が 判事労働組合と対立して、二つの方向がそれぞ れそっぽを向いているというようなことがあり ました。そこでチュニジアで私たちが何をした かといいますとコミュニティー作りをしました。 ステークホルダー、例えば司法省であるとか、 あるいは判事組合、判事協会、そしてビジネス 協会といった市民社会も入れてグループを作り ました。

ザンビアでは成功した部分と失敗した部分が あります。成功した部分というのは特に我々の 能力に帰するものではありません。ザンビアに おきましては、貿易支援に関し国際機関は全て 調整が必要ということになっています。例えば フィンランドが全ての貿易支援活動のリーダー 役をして調整していました。しかし、失敗例も ありました。司法省から新しい投資法の支援を 求められ,専門家を配置しました。しかし,他 にもドナーがいて,同じ要請が出ていたという ことが分かったわけです。つまり二つの国際ド ナーが全く同じことを同時にやるということに なってしまいました。これは惨たんたる結果で あったわけで, 我々の活動の再調整が必要とな りました。これは我々にとっても大きな教訓で した。

中央アフリカ共和国では、私たちがこれから もっと途上国で使いたいと思っているアプロー チを検証しています。多くの場合、IDLOは司法 関係,特に法律関係での支援を求められますが, ここでは最初の段階から,政府機関に,市民社 会,民間を含めた3本の柱を統合しネットワー クを作ることが必要だと考えました。ローカル レベルのネットワークが必要です。といいます のも,民間部門,市民社会なしでうまくやるこ とはできないからです。

私は国連WIPO出身ですので、知財に関して積 極的に関わってきましたが、ここでは異なるネ ットワークを使いました。IDLOは国際的な政府 間組織として、WIPOやWTOと協力しています。

それから,強力な連携パートナーシップを企 業とも結びました。例えばマイクロソフトから も資金が入っていました。当然,この資金は 100%ひも付きであってはならないわけです。投 機的企業だけのために仕事するわけではないか らです。

それから学術会です。体系的に常に学術会・ 学界との関わりを我々は促進しています。さら に,それぞれの領域には違うネットワークを作 っています。

最後の二つのポイント,これは同窓会組織, 先ほど申し上げたものです。これは地理的なネ ットワークを途上国に構築したものです。です から,是非皆様にも使っていただきたいと思い ます。

最後のものは、シェアリング・ネットワーク と呼んでいるものです。シェアリング・ネット ワークというのは、写真下にありますような村 のようなものです。シェアリング・ネットワー クというのは仮想のプラットフォームです。途 上国のステークホルダーが入ります。しかし法 の支配、開発に関係のある、あるいは関心のあ る人が全てネットワークに入ります。そして、 様々な領域にスペースを設けています。例えば 右がその一つです。例えばIPの家というのがこ の灰色の屋根,そして緑が環境法の家というよ うにそれぞれいろいろなスペースがあるわけで, そこでコミュニティーのプラクティスというも のを作ろうとしています。法や機構運営に関係 のある人がそこに参加し,例えばリソースのと ころに投入しサポートを提供します。これは1 日24時間,週7日,特定のプログラムの後もず っとその支援を続けるわけです。プログラムを 提供してそれで終わるということではないので す。こうして持続可能性というものを提供して います。

以上,ありがとうございました。

〇松尾 ザネッティさん、どうもありがとうございました。

様々な形態のネットワークについて御紹介い ただきましたが,一つは政府機関,市民社会組 織,民間部門の三者を取り込んだ,ザネッティ さんが言われる意味での「統合的」なアプロー チです。これはモレケティさんの言われる「統 合的なプログラミング」とはまた異なる観点の ように思われます。

もう一つは,最後に御提示いただきましたシ ェアリング・ネットワークという,いわばバー チャルなネットワークです。

IDLOは政府間組織としてもユニークな特徴的 な役割を持っている一方で、UNDPとも連携し ており、ネットワークに関する両者のアプロー チが今後相互に影響し合ってどのように促進さ れていくかということも興味深く思われます。 ありがとうございました。

では、磯井美葉さんにお願いいたします。日 本政府による法整備支援におけるネットワーク についてお話しいただければと思います。先ほ どドイツのgiz,スウェーデンのSidaなど政府機 関による法整備支援について江藤さんの報告に あった内容にも絡めて、比較材料を提供してい ただけるかと思います。

○磯井 松尾先生,ありがとうございます。

私からは、私たちの活動におけるネットワー ク構築についてお話し申し上げます。JICAは外 務省の所管する、日本のODAの実施機関です。 JICAは、数多くの活動を法・司法の分野に限ら ず、幅広く実行しています。組織全体としての ドナー機関、国際支援機関とのネットワーク作 りもやっております。詳細は子浦が明日の会議 で報告することになっておりますが、私たちの 本部には、国際的な開発パートナーシップに関 する部署があり、情報交換や協力のチャンネル を築いております。

法・司法の分野におきましては,JICAは20年 近くの経験を幾つかの国で積み重ねてまいりま した。本日は皆さんに青いパンフレットを配付 させていただいております。43ページを御覧く ださい。ちょっと古い2009年当時のデータです が,このプロジェクトリストにあるものが私た ちの主要な活動であり,詳細な内容もそちらに 掲載されています。

JICAは法・司法分野での協力を,まずは民・ 商事の分野の起草の支援から始めております。 現在はより幅広い分野で,例えば行政法や人材 開発という面での支援も行っております。主に はアジア諸国が主たる活動,協力の場となって います。

法・司法の分野では、国内機関やアクターと の関係では良い連携が取れています。法務省、 弁護士会、それから最高裁判所や各レベルの裁 判所、大学等の機関に御協力いただいています。 JICAは司法あるいは法律関係の組織ではないの で、先ほど挙げたような機関の支援がなければ プロジェクトは実施できないことになります。 日本国内での協働は、これまでのところ非常に 良好であると考えています。このような協力あ るいは情報交換の例として,今回のような会議 を定期的に開催していることも挙げられると思 います。

国内でのアライアンス、パートナーシップに 比較して、法・司法分野における国際ネットワ ークはこれまでそれほど活発に構築されていま せんでした。JICAは組織全体としては幾つかの 国際機関や二国間援助のドナー機関との間で交 流チャンネルを持っていますが、それらが十分 に活用されてきたとは必ずしも言えません。

他方で,法・司法の分野では,現場レベルで は多くの連携事例を展開しています。幾つかの 具体的な取組例をハンドアウトに示しましたが, 三つのカテゴリーに分類しました。一つ目は (ドナー同士の)起草支援法案などへのコメン トやそのようなコメントの調整です。このよう な法案起草について,例えばベトナム判決執行 法の起草段階で支援した際には,幾つかのドナ ー機関と協働でセミナーを開催しています。米 国国際開発庁,カナダ国際開発庁,ベトナムの 司法省と協働しました。

二つ目のカテゴリーは、実施スキームにおけ る相互連携や協調です。そのうち、一つは共同 構築型とも言えるもので、例えばカンボジアで 展開した現役裁判官及び検察官向けの継続研修 が協働実施の例です。フランス、米国国際開発 庁、GIZらと協働しました。

もう一つ,便乗型として,他の活動機関のこ れまでの活動の枠組みを活用する,あるいはそ れをベースに調整する種類のものです。JICAと モンゴルの弁護士会との協力において,ADRあ るいは調停を普及させる必要がありました。当 時,GIZの協力により,法律をテーマにしたテレ ビドラマシリーズが主要放送局の一つで放送さ れていました。そこで,JICAは,このドラマの 枠を二つ購入して調停に関してのドラマを作っ てもらい、調停の普及に役立てました。

三つ目のカテゴリーは,情報収集や,その活 用における連携です。日常ベースの活動として, 例えば各国の法令の英訳を共有する,あるいは 調査研究の報告書をドナー機関で共有するとい うような情報収集や共有です。

うまくいった例を幾つか今挙げましたが,協 調コーディネーションがドナー間で困難だった という事例もあります。例えばカンボジアの民 法あるいは民訴法について,ハンドアウトの1 ページ目の一番下に記しています。民法は非常 に幅広い,生活全般に関しての法律で,数多く の関連事項があります。そして,それらの規定 と,例えば土地法,担保取引法,商事契約法と の調整はときに困難な問題でした。民法は司法 省の管轄下でしたが,土地法は土地管理省,商 事契約法は商務省の管轄下にあり,各省はそれ ぞれドナー機関とこれらの法律の起草に関して 支援を受けておりましたが,結果としてこれら の相互に関連する法律の調整は大変困難な問題 でした。

このような問題点も,最終的には調整される ことにはなりますが,実際に調整するプロセス は参加各機関にとって苦労の多いものでした。

一般的には、ドナー間の協調あるいはネット ワークは、支援の効果、方向性を上げる、また はそのインパクトを拡大するために有効である と言えます。それは法・司法の分野でも当ては まります。他方、法・司法の分野の支援では、 法令や活動の間の矛盾が生じないように調整す ることも重要と言えます。この点は、法・司法 分野の支援では重要な特徴と言えると思います。

次に,協調を成功させるためのキーポイント を幾つか述べたいと思います。一つは情報発 信・共有の強化であります。しかし,例えば言 語の問題のような課題もあります。日本が行っ た活動では,起草段階の法案に関して情報発信 があまりスムーズとは言えませんでした。法案 の英訳あるいはその他の言語の訳文を提供する ことに対して,特に法律家としては,訳文の完 成度,正確性という点から及び腰になることも あります。もちろん訳語,訳文の正確性は重要 ですが,しかし時宜を得た形で速やかに情報を 提供することもドナー間の協調では重要だと思 います。

もう一つの鍵は、現場のプロジェクトマネジ ャーあるいはアドバイザーの役割です。法令間 の矛盾を避け、支援の効果を拡充するためには、 現地で活動する専門家が他のドナーの活動につ いてよく知り、自分たちの活動についての情報 も提供しなくてはなりません。長期的に専門家 を支援、受け手国に派遣する場合には、JICAで は、長期専門家の派遣の際には、ドナーコーデ ィネーションに関する理論と実践という講義も 事前研修で行うことにしています。

三つ目の鍵は,現地で行われている情報のや り取りをうまく継承し組織化していくというこ とです。これも一つの課題であり,今後のテー マだと思います。

なお、ベトナムでは、非公式なランチ会合、 カジュアルな意見交換を定期的に行ったり、ベ トナムに対する支援を長期的に継続していた JICAのプロジェクトオフィスが事実上の情報交 換センターとなっていた例もあります。

それから,四つ目の鍵は相互理解です。法律 起草の際の調整が難しい理由の一つは相互理解 が不十分だということもあります。二つのドナ 一機関の担当者が,それぞれ英米法系と大陸法 系など異なる法体系を背景に支援するような場 合です。この場合に,起草法令の調整に関する 議論を建設的に進めていくためには,相手の主 張の背景に対する相互理解が不可欠だと考えま す。

現在までのJICAの活動に関しては、情報提供 についてはまだまだ改善の余地があると思いま すし、情報をもっと発信していく努力も始めて おります。先ほど御紹介したこのパンフレット もその一つであり、これまでの活動を分析し、 日本語と英語両方で発行しました。

ありがとうございました。

○松尾 磯井さん,ありがとうございました。

法改革及び司法制度改革に関する日本国内の 各機関の間の協働と外国政府との協働について, それぞれ成果と問題に率直に触れていただきま した。磯井さんが最後に紹介された書物は、法 整備支援の分野におけるJICAの活動を紹介した もので、その43頁以下にはJICAが実施してきた 法及び司法制度改革について, 例えば, ベトナ ム、カンボジア、ラオスといった諸国における 活動が要約されています。また、各プロジェク トに関する基本情報が整理されており、 例えば、 プロジェクトの開始年,予算額,法整備支援に 関する経費の総計、それからプロジェクトの目 的と結果といった概要が記録されています。こ れは個々のプロジェクトの内容を要約し、国際 的に情報交流するための書式モデルの叩き台に なり得るのではないかとも思います。このよう な情報交流をどういうフォーマットで図ってい くかということも、異なるドナー間の情報交換 を密にする上では重要だと言えるでしょう。

それから、同書の3頁では、JICAプロジェク トの特色として、三つの柱が示されています。 一つは法令整備の支援、もう一つはそれを運営 する法曹の能力育成の支援です。さらに、これ ら政府サイドの支援に対し、市民社会サイドへ の法的支援として、法律扶助や法的知識・能力 強化の支援があります。こうしたアプローチに 関しても、ドナー間で方法論に関する情報交換 を緊密化し、協力を進めることができるのでは ないかと思います。

既にモレケティさんから、トップダウン・ア プローチとボトムアップ・アプローチを組み合 わせることの重要性が指摘されましたが、JICA の3本柱のアプローチにおける最初の二つと最 後のものはそれぞれに対応するように思われま す。また、これらの3本柱は奇しくもザネッテ ィさんが言う意味での統合的アプローチとして 指摘された点とも大きく重なるように思います。 そこで、これら二つのレベルなり、3本柱をど のように統合することができるかということが 改めてクローズアップされることになります。 この点については、この後NGOサイドからのプ レゼンテーションを受けて、議論を深めること ができればと思います。

私たち参加者の間で,ネットワーク作りを促 進する上での幾つかの重要な視点について,お 互いに認識し始めた時点ではありますが,すで に1時間半ほどたちましたので,5分間ほど休 憩といたします。少しお休みください。

(休 憩)

報告3 NGO, 大学等による経験と提案

○司会 再開したいと思います。どうぞお席に お戻りください。

○松尾 では,次のプレゼンテーションをマウ リッツ・バレンドレッチ先生にお願いします。 バレンドレッチ先生はティルブルフ大学の教授 であり,また,HiiL(ハーグ法国際化機構)の アカデミック・ディレクターでもいらっしゃい ます。法整備支援の方法論の開拓の分野で非常 にユニークな活動をしていらっしゃいます。で は,お願いいたします。

○バレンドレッチ 松尾先生,ありがとうございます。非常に大きな実績を持つ機関がおそろ

いの場に御招待いただき,感謝いたします。大 変光栄に思います。JICA,UNDP,IDLOの方々 と共にお話しできることを大変光栄に思います。

我々は,進捗というものを長い目でフォロー しております。そして,このスライドは,少し 短かすぎるぐらいのサマリーとなっていますけ れども,こういった状況だと思っております。 「ハーグ法の支配」というジャーナルがありま すけれども,この雑誌をお読みいただきますと, こういった傾向があるということが分かるかと 思います。まず,トップダウンで法の支配を推 進するということに問題があります。法律を変 えるのは難しいですし,そして,変えたとして も,それが必ずしもすぐ効果が出るとは言えな い,長い時間が掛かります。

我が国は、45年かけて民法典を改正したとい う世界記録を持っていますので、皆様の年5な いしは3年での実績というのは素晴らしいと思 います。

ただ,法律を変えるというと,裁判所やその 他の機関が抵抗するかも分かりません。既得権 益といったものが存在するかもしれません。そ れを解決した後でも,司法へのアクセスが依然 として問題になる可能性があります。貧しい人 たちには司法へのアクセスができないので,ボ トムアップこそが,やり方として正しいのでは ないかということであります。

今までのスピーカーは、トップダウンとボト ムアップを組み合わせるべきと指摘されました けれども、ボトムアップのアプローチにおきま しては、いろいろな問題がここでも出現します。 例えば、エンパワーメントのプロジェクトは、 多くが規模の小さなものでして、それを大きな 規模にスケールアップすることが難しい。また、 文献を見ますと何千ものプロジェクトがありま すが、これらは一体どういう形で実施されてい るのかよく分からない状況でもあります。

過去5年間,「イノベーション」という言葉 が重要になってきました。裁判所の戦略,ある いは司法省,あるいは司法へのアクセスのタス クフォースにおいても,度々イノベーションと いう言葉が使われています。

イノベーションは,刺激して育てることがで きるのかどうかということを検討しております。 また,イノベーティブなサービスやプロダクト を国境を越えてスケールアップすることができ るのかどうかということも検討しております。

また,興味深い事例もあります。多くの人た ちは,イノベーションは司法部門にはうまく当 てはまらないといいます。司法セクターは,安 定性が求められ,秩序を促進すべきセクターで あるが,そこにどうイノベーションを図ってく るのかという緊張関係も生まれております。

HiiLの役割は、ますます司法セクターでのイ ノベーションをサポートするものになってきて おります。

まず第一に、サービスを提供しています。 HiiLは、NGOとして政府から資金提供を受けて いますが、政府からは、我々自身で資金調達を するよう指導されております。したがって、ク ライアント機関から、サービス提供の見返りと して資金をいただいております。サービスとし ましては、例えば省庁、サポート機関などに効 果的にイノベーションを推し進めるための戦略 について助言を行っております。裁判所の新し いあり方などについての助言です。また、評価 にも専門性を持っております。イノベーション は効果を上げているのか、プログラムは効果的 なのか、本当に司法が人の手に届いているのか どうかを評価しています。

三つ目の活動としましては,裁判所及びADR の革新的構築を手助けしています。イノベーシ ョンのためには、学ぶものが必要であると考え
 ておりまして、ジャスティス・イノベーション・ラボというものがあります。すなわち、実
 験室のようなところで新しいアイディアを試す
 というような場が必要です。

今回は,ネットワークが話題となっています ので,我々のイノベーションのプラットフォー ムについてお話をしたいと思います。これは, いわばエコシステムのようなものです。過去何 年間にわたり構築してきました。オランダの経 済省から補助金を得て,エコシステムを構築し てきました。これは,ナレッジ・プラットフォ ームであります。そこでは,トレンドレポート を出したり,ネットワークを推進しています。

そこで,最初にウェブサイトを御紹介いたし ます。プラットフォームの一部のウェブサイト, ここでは84件のイノベーションが出ております。 また,イノベーターにとっての課題も出ていま す。どれぐらいの人たちがアクセスをしている のかということについても,この活動で御覧い ただけると思います。

また,イノベーティング・ジャスティス・ア ワードという賞もあります。毎年この賞を出し ています。

そして、ベストプラクティスも集めています。 配付資料の中には、我々がこの司法セクターの イノベーションに関して出す本の目次の部分、 どのチャプターなのかも入れておりますので、 御覧ください。

多くのイノベーションが現在進められており ます。潜在的な能力は大きいと思います。そし て、これらのイノベーションは、既に何千万人 もの人たちに影響を与えていると思います。例 えば、オンラインで紛争を解決するプラットフ オームがあります。これは、新世代の裁判所手 続のようなものになると思います。調停なども 行っていくことができると思います。また,ウ ェブサイトで腐敗,汚職などを通知するような ものも出てきています。

また,ウェブサイトで法的文書の書式を使っ て起案することができるもの,例えば土地を売 りたい,財産を売りたいという場合には,ウェ ブサイトで売主の名前や売買の条件を打ち込ん でいく。そして,相手方,興味のある人がそれ に応対してくる。そして,クレジットカードで 支払いを済ませ,そして権利証などが買主の家 に送られてくる。そうしますと,これは,公証 人を通すものの20%ぐらいのコストで済みます。

また,弁護士と調停人,裁判官のハイブリッ ドのような,パラリーガルのプログラムも進ん でいます。イノベーションが進んでいる分野で もあります。

そして,こういったものはトレンドとして認 めることができるものです。

三つほど事例を出したいと思います。成功し ている事例です。どうして成功していると言え るのか。一つの基準は、国境を越えてそれが使 われているかどうかということです。この司法 ファシリテーターというのはニカラグアで生ま れた考え方で、今ではラテンアメリカ諸国ほか 5か国で使われている考え方です。非常に役に 立つシンプルなものです。コミュニティーの中 からこのファシリテーターが裁判官の手助けを する人間として選ばれます。ファシリテーター は、白いシャツを着ています。そして、例えば 何か問題があったときは、ファシリテーターが 調停人として裁判所を助け、村々に行って、当 事者間での紛争を解決する,もし裁判所での判 断が必要であるならば、速やかに裁判所にその 事件を回します。ファシリテーターは村々を回 って歩いて,そして密接に協力をしながら, 日々モニターしています。そして、ラテンアメ

リカ諸国では,多くの人たちがこういった司法 ファシリテーターの助けを得ています。プログ ラムはスケールアップされ,都市部にまで広が っています。

また,全く別の事例ですけれども,シリコン バレーにもまた一つ事例があります。成功例で す。The eBayのウェブサイトでは,売り手と買 い手の間で,毎年6,000万件もの紛争が解決され ているということを御存じでしょうか。例えば 中古車の売買,昔であれば裁判所で紛争解決さ れたわけですけれども,今では売り手と買い手 の間で苦情処理はこの紛争解決センターにおい て解決されています。調停人や仲裁人を通すこ となく低コストで解決されております。

これもまた別のイノベーションです。このウ ェブサイトでは、「私は、賄賂を払いました」 とありますけれども、これはインドで生まれた もので、ケニアやほかの国でも使われるように なっています。賄賂を払った場合、それをウェ ブサイトへ通知するわけです。例えば数百ルピ 一を特定の地域で警察に払ったと多くの人たち からの通知が入ってくれば、それはやはり問題 だということが認識されるようになるわけです。

ウェブサイトの目標とするところは意識の向 上ということで,司法セクターでもイノベーシ ョンを進めることができるのだということを知 ってもらいたい,何がうまくいくのかというこ とを示しております。問題のあるところについ てはあまり取り上げず,スケールアップできそ うなものを積極的に提示しています。

そして,興味深いのは,こういったイノベー ションは,国境を越えて広めることができると いうことです。法的なものを移植することは慎 重性が必要です。アメリカの法律をアジアに移 植するとか,そういうことについては慎重さが 必要なのですけれども,地道に人と人の間でこ れを進めていくことができるならば,少なくと も他の国でもできるのではないかという可能性 を探ることができると思います。

そしてまた,一から全てを作り出すのではな くて,他のところでうまくいっているものであ れば,アウトソーシングのような形でそれを取 り入れることもできるでしょう。

また,トレンドレポートや法律に関するシナ リオも出しています。どのようなイノベーショ ンが傾向としてあるのかということについても 打ち出しておりまして,昨年は万人のための基 礎的な司法ケアに向けた報告書を出しました。

また, ルールメイキングの環境についてのも のも出しています。ルール, 規則というのはい ろんなところにおいて出されるわけで, そうい ったものを考えようというもの, そしてまた, 将来の裁判所あるいは将来のシナリオに関する 法律, これらはウェブサイトからダウンロード していただくことができますので御覧ください。

また,こういったトレンドレポートの目標と するところは,研究者,学者の人たちに自分た ちの考え方を認識してもらう可能性につながっ ていきます。また,実務家にとりましても,ネ ットワーク作りがここでの話題ですけれども, 人をまとめていきたいという場合には知識の集 約が必要でありますし,また知識・経験の共有 化が必要になります。したがって,トレンドレ ポートはネットワークのサポートをするものも あります。どのような課題が,しばしばいろん な国で見られているのかということも確認する ことができます。

また,ネットワークですけれども,ネットワ ークといってもUNDP, IDLOに比べますとあま りにも小さいのでちょっと恥ずかしいぐらいで, 何らかの形で皆さんとまた一緒にやっていけれ ばなというふうに思っているところですが,法 の支配に関する学者,実務家のネットワークが あります。そのネットワークの目標とするとこ ろは,この法の支配のイノベーションにおける 世界のリーダーたちを結び付けること,イノベ ーションに関して,もう10年,15年仕事をして きた人たちがいまして,そういった人たちが関 わることにより法の支配を進めていくことがで きるということは,これまでの実績から明らか です。

以上が,私が今日お話したかった内容であり ます。配付資料を御覧いただきますと,もう少 し情報がありますので,御覧いただければと思 います。例えば,ネットワークを支援するため のコストというのは比較的安く済んでいる,し かし,まだ資金が必要であるということが分か ります。

また,イノベーターが何を必要としているの かということも書いています。なぜネットワー クが必要なのか。イノベーターがネットワーク に何を求めているのかということも分かります。

以上で私の話を終わらせていただきまして, 皆様からいろいろなお考えを伺うのを楽しみに しております。

〇松尾 バレンドレッチさん,ありがとうございました。

最初に,トップダウン・アプローチとボトム アップ・アプローチとの関連付けについて,後 者に属するエンパワーメント・プロジェクトは 必然的に多数の小規模プロジェクトとなること から,これをスケールアップすることが難しい という問題認識から出発していただいたことが, とても重要であるように思われます。

御報告の中心テーマであるイノベーションも, このスケールアップという問題認識を背景にし て考えますと,一層興味深く思われます。

また、イノベーションの帰結としての様々な

ウェブベースの情報・サービスの授受や紛争解 決は,ネットワークの構築ツールとして今や不 可欠のものであるように思われます。

さらに,法の支配に関する学者,実務家間の ネットワークについても御紹介いただきました。

それでは,次に,同じくNGOとしての観点か ら,矢吹先生にお願いいたします。矢吹先生は 日本で法整備支援を提供している主たる機関の 一つである,日弁連の国際交流委員会の委員長 であり,国内外のネットワーク構築にも熱心に 取り組んでおられます。

○矢吹 ありがとうございます。自己紹介を冒 頭させていただきましたが、日弁連国際交流委 員会委員長を務めております。

そこで,まず私たちの活動内容を御紹介し, それから国際・国内レベルでのネットワーキン グを御紹介します。お手元のパワーポイントを 御参照ください。

私どもは、95年以来18年の経験があます。カ ンボジアの法律家のための研修プログラムを、 当時15人を対象に行いました。ILCC・国際司法 協力センターには30人のメンバー、事務スタッ フがおります。そして、「国際司法協力活動方 針」に活動内容、何ができるか、何ができない かを書いております。といいますのも、日弁連 は全ての弁護士のための組織で、それぞれの会 費を、説明責任を持って使わなければいけない からです。

三本柱として私たちが政策として書いたのが, まず人権保護,そして恒久的な平和,そして法 の支配,この三つです。

私たちは、組織としてNGO、弁護士の集まっ たNGOとしての中立性に力を入れております。 日本でNGOとして弁護士が集まったことを我々 は誇りに思っております。そして、ODAとの関 連で活動をしており、特に南アジア、カンボジ ア、ベトナム、ラオス、インドネシア、モンゴル、マレーシア、中国で活動しています。プロジェクトの重複は避けたいということで、弁護士や弁護士会に焦点を当てた活動を行っています。

次に、国内のネットワーキングについて御説 明します。

申し上げましたように、様々なODAのプロジ エクトをJICAとの協力の下で行ってきておりま して、JICAの長期専門家として20名以上が日弁 連から派遣されています。そして、JICAのプロ グラムとして、カンボジアの弁護士の研修など を受託しております。300人以上の弁護士の研修 を、5年間以上やってきております。

日弁連への資金で,アジア弁護士会への資金 提供もプロジェクトとしてやっています。また, JICAからも資金を得まして,国際会議を開いて います。例えば,2011年のアジアの司法アクセ ス会議などです。

さらに,法務省,最高裁ともこの領域に関し て長い協力関係を持っていますし,幾つかの大 学とも協力をしています。慶応義塾大学,名古 屋大学,そして早稲田大学です。こうした大学 との共同プロジェクトも,かつては行っており ました。

国際司法協力支援では、やはり資金不足が大 きな問題です。アメリカですと、例えばソロス 財団とかフォース財団などいろいろ財団があり ますが、日本にはそうした大きなものが欠けて いることで、外部からの資金調達が大きな問題 となっています。最近は国際交流機関、東芝財 団から資金を得ましたが、18年で外部からのこ うした資金を得たのは初めてのことでした。

次が、国際組織等とのネットワーキングです。 日弁連は国際司法支援協会(ILAC)の一員とな っていまして、この組織はスウェーデンのスト ックホルムに本拠地があります。法整備支援プ ログラムを、紛争後の、特にアフリカ諸国、中 東、そしてカリブ諸国に対して支援しています。 我々はILACの理事の一員ですが、全ての活動が アジアから遠いところで展開されていますので、 私たちもILACの人たちと議論をし、プロジェク トの調整について話し合いまして、近く、初め てミャンマーで新しい協同プロジェクトが展開 されることになります。

また,2年に1度,司法へのアクセスの会議 をやっております。10以上のアジアの弁護士会 との間の協力を持っておりまして,今までクア ラルンプール,ブリスベン,東京で3回の会議 を2年に1度開催しました。今年はプノンペン で予定しています。そして,次にホーチミンで す。また,ウェブサイトで司法支援のプログラ ム,その司法アクセスのプログラムなど各メン バー国に情報提供をしています。

また、他の弁護士会とも協力をしています。 特に、IBA・国際弁護士協会において人権の問 題,法の支配の問題を協力的にやってきて,積 極的に活動に関わっていますし、また長らくア メリカ弁護会とも協力をしています。UNDPも このプロジェクトに関しての長い経験を持って おりますが、残念ながら、UNDPのプロジェク トには10年以上前に1回メンバーを送っただけ でした。ABA, UNDPのプロジェクトの発表に ついては非常に時間がなかったため、日本の弁 護士がプロジェクトに参加するのが困難だった ことがその背景です。ABAとそれからドイツ連 邦弁護士連合会、カナダ弁護士会ともプロジェ クトを共同でやるという、アジアでの長い歴 史・経験を持っています。これらは大陸法、そ してコモン・ローの国々です。今まで、例えば コモン・ローの活動会議をコモン・ローの観点 から行ったり、または大陸法の観点から行った り様々な会議をやりまして,非常に実りある, 興味深い議論がそこでは展開されました。

次のスライドです。随分前ですけれども,他 の弁護士会とも協力しておりました。BAKC・ カンボジア弁護士会です。カナダ弁護士会,リ オ弁護士会,そしてアメリカ弁護士会とも協力 をしています。

重要なのは、どこが中心となって協力をやっ ていくかを明らかにすることです。ドナー側か ら見れば中心となるのはレシピエントですから、 この場合はカンボジア弁護士協会(BAKC)で す。そこで、彼らに調整役を担ってもらって、 協力のネットワーキングをドナー組織の中で作 ってもらうようにしました。そこで話し合った のがコミュニケーション、情報の共有、そして 透明性です。これらは、良い関係構築において 重要な要素です。また、信頼、誠実であること が重要です。これらが活動の鍵ともなります。

最後の部分ですが,このような経験をベース にしまして,ネットワーキングを他のドナー組 織との間に構築する,またはレシピエントの間 で構築するという中で強調したいことが幾つか あります。

まず第一は、プロジェクトのパートナーの持 続性です。すなわち、レシピエント側の組織が 継続していくことが重要です。JICAの活動の原 理でもあります持続可能性ということ、これが 重要です。ですから、ネットワーキングの中心 となる組織が明らかにならなければいけないと いうことです。

また,ステップを踏んだアプローチが重要で す。アメリカ弁護士会,カナダ弁護士会はそれ ぞれコモン・ローです。リオ,そして日本は大 陸法です。それぞれの機関が自分たちの勝手に プロジェクトの展開をやることになりますと, 対立したり,白熱した議論になってしまう可能 性もドナー間ではあるわけです。我々の経験で は、白熱した議論をしながらも非常にいい形で ステップ・バイ・ステップのアプローチをとっ て、カンボジアの弁護士会などとも関わってい きます。

そういう意味でもう一つ重要なのは,全体と してのコーディネーション,それから統合性と いうことです。また,誠実性があるということ によって,信頼関係を参加組織の中で維持する ことができます。もちろん,質の管理は重要で す。質の管理をきちんとやらないような機関が その中にあったならば,我々は,追及したり告 発したりするのではなくて,話し合いをするこ とによってプロジェクトの共通の理解を促し, そしてあるレベルまでクオリティーを引き上げ るようにします。

そして,最後の部分はやはり信頼です。10年 以上前から私たちは継続的に幾つかのプロジェ クトをほかの弁護士会と協力してきています。 そういう意味で,いいネットワーキング作りが なされています。弁護士会も,途上国だけでは なく先進国の,特にアジアの組織なども関わっ ております。ありがとうございました。

○松尾 矢吹さん,ありがとうございました。

日弁連が法整備支援をするに当たって,レシ ピエント国の弁護士会との関係を重要視してい ることがうかがわれます。それは,司法アクセ スをレシピエント国の間で促進していく上で不 可欠の,ボトムアップ・アプローチを活性化さ せる重要なルートであると考えます。

また,国内外における日弁連と他機関との連 携活動は,政府系の機関による司法部や立法部 への支援と相互補完的なものとして捉えるとい うことができるでしょう。

それでは,次に,大河内先生にお願いいたし ます。大学の研究機関としての立場から,主と して名古屋大学の活動について、プレゼンテー ションをいただきたいと思います。同大学の法 政国際教育協力研究センター(CALE)は、様々 な形で法整備支援を行なっています。では、お 願いします。

○大河内 皆様,ありがとうございます。

名古屋大学・法政国際教育協力研究センター (CALE) 副センター長を務めております大河内 です。今回初めてICDのワークショップに参加 させていただきます。

まず初めに、お礼を申し上げたいと思います。 名古屋大学に対するこれまでの御支援、取り分 け、CALE、そして大学院法学研究科(GSL)へ の御協力に感謝申し上げます。

このワークショップのアジェンダに従いまし て、私たちのCALEのミッション及び活動につい て簡単に御紹介させていただきます。

CALEは2000年に,名古屋大学法学部に附属す る研究センターとして設立されました。1990年 に法学部が始めたアジア太平洋地域研究プロジ エクトを組織化するためです。その後プロジェ クトは大きく展開していきますが、特に重点を 置いたのが、90年代に経済・政治体制の転換を 進めるために援助を求めていた他のアジア諸国 に対する法整備支援という課題でした。こうし た活動は日本政府や他の公的機関からも好意的 に受け止められ,後には多くの資金が与えられ, この領域における我々の活動を発展させる助け となりました。2002年にCALEは大学の本部直轄 の地位を与えられます。そして, GSLや法学部 と共に国際的な法整備支援プロジェクトをコー ディネートするという使命を与えられ、大学に 成り代わってそれを推進することになりました。

この新しいマンデートにより、CALEは、日本 国内外の他大学や研究機関と協力をして、多く の野心的なプロジェクトを手掛けることができ るようになりました。その際には五つの主要な 役割を果たすことに努めてまいりました。

まず第一に,アジアの法及び政治に関連した 基礎的データ及び情報を収集し,発信していく ことです。しかし,これについてはまだ十分な ことができているわけではありません。現在, これらの情報を盛り込んだウェブサイトの開設 を計画しております。

二つ目は、アジアにおける法及び政治に関す る理論研究の発展をコーディネートすることで す。そのために、毎年ワークショップやシンポ ジウム、国際会議などを開催しております。昨 年の12月にはCALE設立10周年を記念した国際会 議を開催いたしました。御来席の皆様にも協力 をいただきました。改めてお礼申し上げます。

三つ目の役割、これはアジアの法整備支援の国内そして国際的な拠点になることです。

四つ目,それはアジアの法律専門家たちのネ ットワークにおける日本のハブとなること。

そして最後に、共同研究や共同プロジェクト を推進するために客員教員やパートナーとして 外国から法律の専門家を受け入れることです。 GSLや名古屋大学国際開発研究科と共に、その 役割を今推進しています。

これらの役割に基づき、CALE及びGSLは、ア ジア地域のみならずヨーロッパやアメリカの諸 機関と共に、幾つかの研究や法整備支援のプロ ジェクトを行ってきました。そして、学術交流 や技術支援のパートナーシッププログラムを発 展させるための、より包括的なベースを構築し ようとしております。それらのプログラムを通 じて、我々はアジアについて更に学び、アジア に関する異なる視角を身に付け、アジアの未来 について対話するフォーラムを作ってきました。

名古屋大学が近年取り組んできた事例として は、以下のようなものが挙げられます。 第一に、日本法教育研究センターというもの をウズベキスタン、モンゴル、ベトナム、カン ボジアに設置し、運営しております。これらの センターでは、日本語を用いて日本法教育を行 っています。日本の言語・文化、そして社会を 理解することなくして、外国の学生が日本法を 真に理解することはできないとの理念に基づい て、日本語を用いた教育を行っております。ま た、ミャンマーにも、ヤンゴン大学と共同で、 日本法情報センターを設置するべく計画してお ります。詳細はCALEのパンフレットを御覧くだ さい。

また,アジア以外の国々との対話も進め,知 識と経験を共有するという活動も進めておりま す。その例として,2008年にはウズベキスタン においてドイツのカウンターパートと共に法整 備支援に関するフォーラムを開催し,2010年に はブラジルにおいてラテンアメリカにおける法 と開発の経験に関するファーラムを開いており ます。また,アフガニスタンにおける法整備支 援活動に関しては,アメリカと連携したフォー ラムも開催しております。

また,体制移行国における学術フォーラムや 学術団体の設置等も支援しております。彼ら自 身が研究能力や教育水準を高められるようにす るためです。文科省の資金を得て実施している グローバル30プロジェクトの遂行に当たっては, ウズベキスタンに名古屋大学のオフィスを開設 いたしました。ウズベキスタンと日本との教 育・学術協力のハブとしての役割を果たし,ウ ズベキスタンの学生に日本への留学のための情 報を提供し,また,日本人とウズベキスタンの 人々との間の文化的,学問的,社会的交流を促 進するためのものです。2009年以降は,カンボ ジア比較法学会の設置にも尽力してまいりまし た。プノンペンで仕事をする法曹関係者及び若 手のカンボジア人研究者によって作られたもの です。

また,アメリカ,ヨーロッパ,アジアの主要 な学者,研究機関と協力して,比較行政法の共 通の理論作りのための共同研究も進めておりま す。私たちは,比較行政法研究という学問分野 を発展させる可能性について,取り分け,アジ アの近時の行政法改革の傾向及びそれへの国際 的な支援に焦点を当てて,多国間でのダイアロ ーグを2009年以降進めてきております。

五つ目として,アジア地域の法文化に関する 継続的な共同研究を行っています。私たちは, 韓国,中国,ベトナムのパートナー機関と共に, アジアにおける伝統法についての共通理解を更 に深めるために,継続的に活動しています。こ うした知識・理解はこの地域の法システムを安 定的に発展させるために重要なものと,私たち は確信しています。

六つ目には、キャンパス・アジア・プロジェ クトを挙げたいと思います。これは日本・中 国・韓国の三か国のマッチングファンドで運営 される、長期間にわたる学術発展のスキームで す。名古屋大学は、韓国及び中国の主要大学と の間で1年間の学生交流プログラムを実施して います。その目的とするところは、新しい世代 の学者、そして実務家を生み出していくことに あります。彼らこそが将来、東アジアのリーガ ルコミュニティーを形成していくに当たって、 それを指導していく立場にあると考えてのこと です。

同じく,文部科学省の資金による「国境を越 える法制度設計・国際的制度移植専門家の養 成」に関するリーディング大学院プログラムが あります。これは昨年開始された優れた学生た ちの教育,研修,教育訓練を進めようという国 家的スキームであり,産業界,政府及び学問分 野において国際的に活躍できる人たちを育てよ うというものです。

また、八つ目としましては、法律情報ネット ワークとの提携が挙げられます。CALEは、2006 年にALIN(アジア法律情報ネットワーク)とパ ートナーシップを結びました。私たちは、ALIN の資金サポートを得ながら、カンボジアにおけ る法制度構築のための国際協力に関する共同研 究プロジェクトを行っています。

江藤教官の御報告にもあったと思いますが, CALEは、2012年より、世界銀行の主催するグロ ーバルフォーラム、ロー・ジャスティス・アン ド・ディベロップメントにも参加しています。 この国際シンポジウムやワーキンググループに 参加することによって、我々にとって有益な情 報を得ることができるとともに、名古屋大学の グローバルネットワークを構築する助けにもな ると考えています。

今後は、日本国内外の優れた教育研究機関と の連携を更に深め、学術界における近時のグロ ーバルとリージョナルとの融合過程に時宜に応 じた対応ができるよう、アジア法研究センター 間の持続的なネットワーク、コンソーシアム作 りに貢献していきたいと考えております。

御清聴ありがとうございました。

○松尾 大河内先生,ありがとうございました。

CALEの特徴の一つとしましては、活動の受益 者が政府の役人や実務家、研究者であるにとど まらず、将来は法曹界や法実務、ビジネス、あ るいは法学教育を担うことになるであろう潜在 的に大きな可能性を秘めた学生でもあるという ことです。学生に働き掛けるということが、長 い目で見れば、法整備支援において重要な役割 を果たすことになると思います。その意味で、 非常に優れた実績を上げておられると思ってい ます。 これまで6名の方に,一方では政府,国際機 関サイドから,他方では,NGO,研究機関を代 表してお話をいただきました。ここで,マルム ベリ先生にお話しをお願いしたいと思います。 マルムベリ先生はこれまで長きにわたり,法整 備支援の理論と実践に携わってこられました。 そこで,現在の法整備支援について,ネットワ ーク構築の観点から,これまでの経験に基づい て,批判的にプレゼンテーションおよびコメン トをいただきたいと思います。では,お願いし ます。

報告4 法整備支援ネットワーク構築における 問題点

○マルムベリ 松尾先生,御紹介ありがとうご ざいます。

私の役目でありますが,問題は何かというこ とです。法整備ネットワーク構築拡大において の問題点ということなのですが,まず最初に簡 単に背景を話します。

私は、1998年から2007年頃まで、あるプロジ エクトを行っていました。これは2011年に終わ りました。スウェーデンがベトナムの活動をや めるということで、そのときに終わりました。 このプロジェクトの資金が、その前にもうなく なっていたということです。

1998年にプロジェクトが始まった段階では, Sidaは長期プロジェクトになると想定し,15年, 20年間のプロジェクトと考えていました。こう いった資金面等の問題はもちろん簡単なことで はありません。

このプロジェクトは、ベトナムにおける法教 育の強化というものでありまして、ハノイとホ ーチミン市のそれぞれの法科大学を支援し、法 学士レベルの法科教育をスタンダードなカリキ ュラムに改善するというものです。 さらに, Sidaは, 法の支配, それから人権と いう点も鑑みて, このプロジェクトをスタート しておりました。法制度の近代化におきまして は, 新たな技術, 新たな技能, 特に法教育の指 導ということで, 例えば教授法ということで, 講師に指導するということもプログラムの一つ でした。

もう一つは、ライブラリの拡充であります。 法科教育、法教育をスタンダードなものにして いくためには、すぐれた図書館設備が必要です。 司書が情報を提供し、また知識を提供してくれ る,単に本を保管することが司書の仕事ではな いということで、そういった整備的な役目は経 理・管理担当者の仕事なわけです。図書館が問 題だと、例えば、きちんと整理した形で目録が 作れないというような問題がありました。さら にまた、図書室に関しましては、先ほどお話に ありましたウォーレンバーグ・インスティテュ ートが本を提供していました。この機関は赤十 字のようなものです。地震があった時には、2 万あまりのブランケットを提供しました。ウォ ーレンバーグ財団も同じように2万件の人権に 関しての法律文献を提供していたわけです。し かしながら、これは毒薬の入ったキャビネット に入れていたようなもので、なかなかそれが使 われなかった。つまり,国連の人権として提供 していたのですが、しかしながら、極めて非人 権的なことでありまして、その書物が読めない ような状況になっていたわけです。

このプロジェクトの中では、国際的なネット ワークを様々な世界の大学との間で構築し、ハ ノイ、それからホーチミンの法科系の大学との 間で支援するために構築するということで、98 年にこの法学部の教育のプロジェクトが始まり ました。

このようなプロジェクトには強みと弱みがあ

ります。

長所は、このプロジェクトを担当している参 加者の人たちです。大学はそもそもかなり安定 した組織であります。大学という環境ではなか なか新しいことが簡単に起こるものではありま せん。例えば、教授になったとする。そうした ら、その後、一生、教授なわけです。そして、 学部長になったならば、例えば12年、18年、学 部長を務めることが可能で、安定した組織なの です。ステアリングコミッティー、あるいはこ のプロジェクトの様々な組織の担当者自身は、 お互いにしょっちゅう顔を合わせていた、こう いうことです。信頼性、さらにまた信頼感とい ったようなことが作りやすい、つまり、中心に ある人間たちが変わらないということで、それ は一つの長所だったのです。

しかしながら, 短所もあります。こういった 人たちの傾向として言えることは、そのプロジ ェクトを私物化する,自分のものにしてしまい がちということです。つまり、自分の組織の透 明性の問題です。これは、明日スライドを使っ てもう少し申し上げますが、ここで問題として 時に見られるのは、その担当者が自分のプロジ ェクトをその他の大学の先生と共有していない, 学内での透明性がないということです。つまり, その担当の先生がやっていることを、他の先生 たちは知らない。そして、人が変わる、例えば 学部長が変わって新しい学部長が就任したとす る。そうすると、その学部長の方向性というの が変わってくるけれども、その学部の中にきち んと透明性がなく、情報が伝わっていなかった という問題がありました。

もう一つは,最初から問題だったのが,Sida に関わる問題です。大きな違いがあったところ です。SidaとJICAの話は,また論議されると思 いますが,一つのキーワードでSidaからよく言 われているのは,法の支配,それから人権とい うこの二言でありました。

98年というのは、ベトナムでは、法の支配、 それから人権についてちょっとまだ語りにくか ったのです。今は簡単になりましたが、98年に インターネットカフェに行って、例えば「人 権」で検索をかけると、そんな言葉はないとい うことになるわけで、なかなか人権ということ では、98年はベトナムではやりにくい時代だっ たわけです。つまり、人権について、今、話を することはできないよと、後になったらできる かもしれないけど、今は駄目ですよということ なのです。

それから、法の支配でした。ベトナムの大使 館の人間が私たちのやっていることをモニター していた。いわば私たちがやっていることの監 督役だったのです。大使館、第一書記官は法律 の専門家ではありませんでした。しかし、彼女 は常にこの法の支配ということを言ってきたわ けなのです。法の支配とはどういう意味で言っ ているのかと聞かれました。要するに、そのス ペルは同じでも意味するものがベトナムでは違 うのだよということです。ベトナム側も、一体 ルール・オブ・ローとは何なのかというふうに 言い始めました。ランディー・ペレンダルグ先 生,彼は,名古屋に1年前にいらっしゃってい たかと思いますが、彼はこの法の支配、アジア における法の支配に関しての編さんをなさいま したが、それを御覧いただきましたらば、スウ ェーデンのSidaが考えている法の支配ほど単純 な話ではないということが分かります。こうい ったことで、最初から問題でした。

先ほど磯井さんの方からプレゼンテーション がありましたが、非常にソフトに、ここはなか なか痛いところをおっしゃっていました。

三つ目、これは情報共有という点です。この

ベトナムのLAの法的ニーズのアセスメントにお いての情報共有というのは,非常に難しい点が あったわけです。当時,ベトナムをこのプロジ ェクトでサポートしていた人たちは,実はベト ナムの人とペースが一緒ではなかったというこ とです。ベトナムで2002年の現状を十分に踏ま えていなかったということです。ドナー・コミ ュニティー,これは法的機関ではありません。 それからカナダのCIDAは世銀への担当者がおり, そして,もともと世銀の出身者で,法律家だと は言っていましたが,法律家だと思えませんで した。こういったコミュニティー側が,ベトナ ム側と同じペースでは進んでいなかったという ことです。

そして,結果,駄目だということがよく言わ れました。それは,きちんとしたつながりがな かった,一体何がこのベトナムで起こっている かという情報が十分に得られていなかったとい うことだと思います。

幾つか重要な点があります。ネットワークが きちんと機能するためには、ネットワークに参 加している人たち――ドナー側というよりも専 門家と言ってもいいかもしれません――様々な プロジェクトでいろんな専門家が参加していま す。場合によっては、ドナー組織自体がプロジ ェクトを実施している場合もあります。JICAは 実施している、Sidaは、別の組織に資金を提供 して、例えばラオスだとかベトナム、カンボジ アで作業をさせている。ですから、Sidaの方が、 例えばこういうことをしてほしいということが あったとしても、そのとおりにならない場合も あるわけです。

また,協力を阻害する要因でありますが,法 の支配,これは世銀が定義している法の支配と いうのがありますが,しかし,法の支配に関し ての解釈もいろいろ違うわけです。ドナー側, あるいは専門家の側が,一体この我々が言う法 の支配とは何なのかということを明確に理解し て示さなくてはならないのです。

例えば、Sidaとカナダやベトナムなどにおけ る法令を見てみると、それぞれ異なる考え方や ゴールを持っているわけです。そうすると、こ の法令は良くなったとは言われるけれども、ベ トナム側もスウェーデンのSidaも、それからス イスも、それからカナダ側も満足していないと。 その満足がいっていない理由もそれぞれによっ て違うわけです。したがって、当初から協調す る、そういった意味では、考えを一つにしてい く必要があります。報告がいろいろありました。 例えば情報交流の制度化ということであります が、ベトナムにおきましては、定期的に非公式 なランチ会議があります。それからドナー側の コーディネーション会議というのも行われてお りました。これは、普通、デンマークの DANIDA開発プログラムが招集者だったのです。 もちろん、それに非常に高価な昼食を、ハノイ のプロスクラブで高価なランチを楽しんでいま した。水を若干飲みながらやっていたわけです。

しかしながら,このようなコーディネーター 会議では何も結果が出なかった。こういうこと をやっている,という討議はなさるのですが, 2000年ぐらいになると,コーディネーションに 誰も関心を持っていない,より効率良く,あま りお金を使わず,あまり人員を使うこともなく ということが必要になったのです。まずはSida 側の資金が切れてきた,ということは,人員も それほど割くことができないということになっ てきたわけです。

私もそのような気持ちでした。周りもこのよ うなコーディネーションを持つということに, みんな関心を持てなくなってきたといったよう な問題がありました。同じ考え方で仕事をして いるのかということが根幹にあったと思います。 言語が共通になっているのかということです。

ただ,ドナー側の活動は,ベトナム,あるい はカンボジア,ラオス,あるいはミャンマーも これから更に重要になっていくでしょう。モン ゴル,それからウズベキスタン,それからタジ キスタンなどなどで重要になってくるのは汚職 対策です。汚職撲滅ということはもちろん法の 支配の一つになるわけですが,これは簡単なこ とではありません。難しいことです。一つは持 続性です。耐久性ということです。長期的に我 慢強く,忍耐強く取り組む必要があるというこ とが一つあります。これは,もっと協調・調整 が,ドナー側,さらにまた現場の専門家の間で 必要になってくる要素の一つではないかと思い ます。

また、このような活動について考えるのが信 頼、それから信頼性というのは個人的なレベル でまずは作られるということです。日本につい て今一つ思うのは、日本側というのは非常に厳 格で、スイスの時計のように計画的であると言 われます。そして、例えばベトナムでは専門家 をローテーションしている、しかし、このロー テーションをやり過ぎると,日本の活動の阻害 要因となるのではないかと思うのです。2年間 交代ぐらいで人員が替わっていく。1年でまず 司法省だとかあるいは仲間の間でその専門家の ことが知られるようになり、その後1年掛かっ てようやくその作業が有効にかつ効率良くでき るようなります。しかし、そうなるともう任期 は終わっているし,新しい人が替わって来るわ けです。

日本のプロジェクトとスウェーデンの私がや っていたプロジェクトの違いでありますが,私 たちの場合には人員は変わりませんでした。そ れだけより多く進歩できた,前進できた。しか し,その一方で,日本のベトナムに対する持続 可能な支援,例えばその文書を見ても,まだき ちんと継続しているということは日本の素晴ら しいところです。スウェーデンでは同じような ことをやっていたけれども,結局,途中でやめ てしまった。コーディネーション,その他がス ウェーデンのプロジェクトでは,うまくいかな かったかもしれません。

3か月前に、私はアジアの法律交流というこ とで日本に来たのですが、あと少ししたら論文 ができると思います。その中で、いろんなドナ ー側のプロジェクト,日本側,それからスウェ ーデン,カンボジア,ベトナムを対象にして, 日本とそれからスウェーデンのドナー側のやり 方の違いというのを分析しています。一つは、 日本の方がスウェーデンよりも、よりうまく法 整備をベトナムで進めることができたというこ との分析でありますが、もう一つは、このよう な分野でより重要な点は、日本とベトナムはあ る面で国として似ているところが多いというこ と、日本は、また法制度について国際支援を、 例えば明治維新の時, さらにまた第二次世界大 戦で受けたという経験があって,日本の方がど ちらかというと謙虚に法整備を中国、ベトナム 支援でうまくやったと思うのです。スウェーデ ンの方はもっと偉そうだった。我々はより傲岸 だったのではないかと思います。我々が一番何 でもよく知っているのだという姿勢が、スウェ ーデンにはあったと思うのです。それが一つあ ったでしょう。

明日,更に詳細に申しますが,長所・短所と いうことで,ドナー調整についてお話し申し上 げました。こういったところを詳細に見ていく ことが,ネットワーク作り,協調においては重 要だと思います。

○松尾 ありがとうございました。法整備支援

におけるネットワーク構築の障害要因や改善ポ イントについて,非常に率直な御意見をいただ いたように思います。取り分け,ネットワーク がきちんと機能するためには,そこに参加して いる人々,ドナー側・レシピエント側双方の専 門家たちの間で,法の支配の意味について理解 がずれていたり,ゴールについての認識が違っ ていたり,方法論の相違があったりするという ことをしっかりと考えなければならないという 問題提起がされたように思います。

そこで,次に,金子先生にお願いいたします。 金子先生もこれまで法整備支援の理論と実践の 双方にわたり,様々なプロジェクトに取り組ん でこられました。金子先生からも法整備支援に おけるネットワーク構築について,研究者とし ての視点から,コメントをいただきたいと思い ます。

○金子 松尾先生,ありがとうございます。

インフォーマティブであるこのディスカッシ ョンで,コメントを述べさせていただくことに 御礼申し上げます。

自己紹介の中で申し上げましたが,法整備支 援に関して,私は長い間関わってまいりました。 80年代以降,ペレストロイカの時代から関わっ てきています。市場経済への移行がベトナム, ラオス,モンゴルなどに関し,法整備支援の要 請という形で日本政府に来たことによって, JICAの法整備支援,そして法務省の支援にも90 年代半ばから関わるようになりました。森嶌昭 夫名誉教授は,正にこの部分のパイオニアでい らっしゃいますけれども,その先生から要請さ れました。ベトナムでの支援活動に森嶌先生は 当時,指導的な役割を果たされていたわけです が,そこに呼ばれました。つまり,長い経験を 持っています。

幾つか、ドナー間での対立を見てきたことも

あります。ネットワーキングということだけで はなくです。そこで,一つの研究テーマは,な ぜ対立があるのか,ネットワーキングではなく, なぜ対立かというテーマが一つありました。

もう一つ,今日のテーマ,ネットワーキング に直接関わる問い掛けでは,ネットワークを構 築するためには,まず違いを克服することが必 要で,これについては楽観視しています。ネッ トワークの構成については,共通の目的を持つ こと。レシピエントの人々のためにという目的 を持つことができる限りにおいてうまく構成で きると思っています。

お手元資料として短いものの配付をお願いし ておりますが,まず1ページを御覧ください。 これは、1990年代から2000年までの教訓と書か れている最初のページですが、90年代初頭から、 当時,法整備支援ということで見ていきますと, 様々なドナーが提供するモデル法、例えば事実 上のこれがグローバル化の基準だと、標準だと いうようなものがあったわけです。これと対立 するのが、新しくできたWTOの多国的なものが ありました。そして, 担保付取引法のモデル法 がまずそのブームの最初となり, EBRD, OECD, 世銀などがモデル法競争に, それぞれの自分た ちのモデルを抱えて入っていき、特にUSAID、 カナダのCIDAなども、そうしたモデル法の促進 を支持していました。そして、モデル法につい ては、何かのフレームワークをつけて促進しま した。長い条件設定などです。例えば、アジア の通貨危機の後などでは、対インドネシア、韓 国などにこうした条件設定がされました。

さらに,評価制度というのがありました。モ デル法の導入に関してどうなるか,そして移行 期の経済,南ヨーロッパ地域などでもこのよう な動きがありました。

その結果、当然、どうなるかというと、モデ

ル法間でのシビアな対立が起こりました。日本 の支援プロジェクトにおいても、時折対立が、 ドナー主導型のモデルの中でありました。磯井 さんが幾つかの実例について先ほどお話しされ ました。特に,担保付取引法あるいは破産法と か商法関連の領域において、様々な対立があり ました。アングロアメリカ系は、財務分野、金 融分野に自分たちのものを出して、また、我々 の方は、当事者を巻き込む消費者であるとか中 小企業などにもバランスのとれたものを導入し ようとします。

もう一つ,法の支配において,モデル法の対 立が出てきたのは2000年になってからですが, 平和構築,安全保障などが9.11以降,注目され るようになりました。司法改革の重要性を法の 支配の運動において強調する中でも,支援にお いては,念頭におかれているそれぞれのドナー の司法制度が異なるということがありました。 それが,場合においてドナー間のあつれきであ るとか,ドナーとレシピエントの間のあつれき につながりました。

アングロアメリカ系のドナーは、例えば最高 裁の独立性を導入します。これは、特にアメリ カ型の憲法としての権力のバランスを考えての ことですが、多くのアジアの国々においては、 ヨーロッバ型の憲法を見ています。司法裁判所 は、ただ判決を出すだけということになります。 そして、立法・行政の役割は、例えば憲法裁判 所であるとか、行政裁判所などによってつかさ どられるということです。ですから、アメリカ の最高裁の独立性というモデルに基づいて法の 支配をそれらの国々に提案するに当たっては、 それぞれの行政・立法の仕組みが違うことによ るミスマッチが起こります。国内の制度とドナ ーのモデルとの間のミスマッチがあることによ って、それが時折見逃されてしまうことによっ て多くの摩擦が起こることもあります。

もう一つがADRです。それぞれのドナーは何 らかの形でADRを推し進めるわけです。特に, アングロアメリカ系のドナーは,ADRは独立し た制度として裁判所から切り離そうとします。 契約の執行であるとか,法の実体法以外の選択 の自由などが重視されるわけですが,それによ ってあつれきが起こることもあります。

一方,日本におきましては,ADRを推進しな がらも,文脈が違うわけです。国内法,司法制 度などを地元の人のために維持しながらも,そ こに目を向けることで,日本の支援は,ADRは 司法裁判所の補完的な役割を持つものとして焦 点を当てられるようになりました。そして,裁 判所から離れた形での和解の促進のための役割 ということが出てくるわけです。

また,ADRの概念についてのあつれきもあり ます。例としては,カンボジア,インドネシア などで見られる例です。こうしたドナー間のあ つれき,またはドナーとレシピエントの間の摩 擦を考えるに当たって,私たちはネットワーキ ングを補足するに当たって,同じ目標を共有し て初めてうまくいくと言えます。同じ目標を共 有することができたならば,あとは容易に進め られます。考えなければいけないのは,技術的 にどう協力するかということで済むわけです。

技術的な問題ということですと,まず計画段 階からの共有が必要です。

思い起こしますと、UNDPはかつて積極的に、 結果枠組みに力を入れたということがありまし た。これは、ドナー間の協力を同じ論理枠組み の起案の段階から法関連のプロジェクトでやっ ていくというものでした。UNDPには、ドナー 間の調整、協力において、是非こうしたイニシ アチブを続けてほしいとお願いしたいと思いま す。すなわち、ごく最初の段階からの共有化が 重要だということです。同じゴールを共有する に当たって、これが重要です。

そして,技術調査によって共通のモデル法を 選ぶということ,これも目標の共有化において 重要です。

さらに,評価も共有しなければなりません。 同じ目標を共有したならば,評価の協力も難し くはないでしょう。プロジェクトの成果の効果 を検証するということです。

今までは,法整備支援におけるドナーの評価 は,主に効率性だけを検証することが多かった, あるいは費用対効果だけ,あるいはドナーのそ れぞれのアウトプットに焦点を当てたわけです。 方法論的に協力して,更に詳しく効果をプロジ ェクトの成果として評価する仕組みというのが, 共有する最終的なゴールを念頭に入れて十分に できていないというのが現状だと思います。同 じゴールを共有さえしていれば,そうした協力 もできるのではないかと思います。

ただ,同じ目標を共有できなかった場合,例 えば自分たちのモデルを投資促進のためにグロ ーバルスタンダードとして導入したいというド ナーがいて,他方のドナーが演繹的なアプロー チを使って現地のニーズに合わせると、ドナー のニーズではなくて受け入れ側のニーズに合わ せるということを主張したならば、この二つの ドナーは同じ目標を共有することができません。 そうなった場合に、ネットワークの話はナンセ ンスです。目標を共有できない場合にはナンセ ンスと言えます。外交的な,儀礼的な名目だけ のネットワークになってしまいますから、そう した場合とはやはり切り離して、ネットワーキ ングができるかどうかをきちんと理解すること が必要です。ドナーはあくまでもドナーです。 我々研究者は, 例えば国益を越えて協力するこ とができますし、ドナーとレシピエントとの関

係とは関係なく、平等な立場で協力していくこ とができます。

資料の最後のページを御覧ください。最後に 一つ,アジアにおいて,平等な立場での協力が, ドナーとレシピエントの間で行われた例を出し たいと思います。これは新しいプロジェクトで して,アジア災害法のプロジェクトです。ドイ ツの研究者がアジア法研究の分野で主導をとっ ているものです。

ここでは、行政手続法、民事訴訟法、民法な どが入っております。神戸大学が経験したよう な95年の阪神大震災、また東北の岩手大学も東 日本大震災, 津波の被害を2年前に受けました。 ほかの学問分野として,開発経済学者であると かまた都市計画、そして防災に関わっている工 学部の人たちとも協力し, また日本をベースに している国際研究機関とも,あるいは国際協力 学科の関連部門とも協力し、またほかのアジア の諸国に対してそれぞれの地域で同じような協 力体制を要請し, ネットワークをこの形で作り ました。95年の阪神・淡路大震災以降,このネ ットワークは、循環的により強化されています。 大きな災害が対応しているネットワークのどこ かの地域で起こるたびに、それが協力すること によって、このネットワークが強化されていき ます。ラウンドテーブルのようなものです。ド ナー、レシピエントという立場がはっきりと形 付けられているわけではないのです。このよう な平等な立場を持ったものをドナー機関にも考 えてもらいたいと思っています。

レシピエントとかドナーといった立場という のは、共通の目標を達成するプログラムの場合、 パートナーとして平等なはずです。このことを 申し上げたいと思いました。ありがとうござい ます。

○松尾 金子さん,ありがとうございました。

ネットワーキングの前提として,その障害事 由になり得るようなゴールや方法論の違いを見 出し,それをどうやって克服していくことがで きるかということについて,積極的な提言をい ただきました。特にゴールを共有した上で,計 画段階から協働することの意義を示していただ いたように思います。ネットワーキングにとっ てどのような障害があるか,取り分け,異なる ゴールを持つことがどのように影響してくるか は,後に議論できればと思います。

また,ネットワークのイメージについて,災 害対策に関する研究者間のネットワークを題材 にして,関係者が対等な立場で参加し,経験を 循環的に共有し,高めていくモデルを示してい ただきました。この点も,法整備支援における ネットワークのイメージを将来どのように描い ていくかという点で,引き続き議論を展開する ことができれば良いと考えます。

ディスカッションに入る前に休憩を取りたいと思います。

(休 憩)

法整備支援ネットワークの推進に関する討議

○司会 皆様,どうぞ席にお戻りください。それでは,再開したいと思います。

〇松尾 これからディスカッションを始めます。約1時間あります。

法整備支援におけるネットワーク作りを進め ていくに当たり,様々な問題点を出していただ きました。それをどのように克服し,どのよう にネットワーキングを推進していくかについて, 中心問題に絞って意見交換をしたいと思います。

本日御報告いただいたような国際機関,政府 機関,政府間機関,NGO,研究機関,大学など による多元的な法整備支援の活動を,相互にど のように関連付け,それによってグローバルな 観点から法整備支援をより効率的かつ効果的な ものへと高めていくためにはどうすれば良いの か、ということが中心問題にあると思います。 そのためには各国の法整備におけるトップダウ ン・アプローチとボトムアップ・アプローチの 効果的な連結、あるいは政府部門・民間部門・ 市民社会組織の各レベルにおける法的能力強化 プログラムの統合、そして、その国際的な展開 が必要になります。

しかし,法整備支援活動への関与者は限られ ています。その結果,ボトムアップ・アプロー チや市民社会の法的能力強化に属する,規模の 小さな多数のプロジェクトをスケールアップし たり,個々のプロジェクトにおける成功例や失 敗例の経験をより多くの場面で応用可能なもの とするためのレバレッジ作用を獲得するには, 何からの《もうひと工夫》が必要であるように 思われます。それが正にネットワーキングの鍵 を握るものと考えられます。そうした工夫なし には,法が整備された空間を拡大し,法の支配 を遍在化させていくことは難しいと考えられま す。

そこで,まず皆さんからお考えを伺いたいと 思いますのは,そうしたネットワーク作りのた めの工夫として,まず何に着目し,どのような ところから着手すれば良いかということです。 例えば,既に法的な情報交換やサービス授受の ために,関係者ないし一般の人々が容易にアク セスできる,必要な法的情報や問題解決を得る ことができるようなバーチャルなプラットフォ ームの構築などが提言されています。

この点について,まずモレケティさんから御 意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。 〇モレケティ ありがとうございます。一連の インプットをいただきまして,非常に興味深く 聞かせていただきました。いろいろな分野,同

意できる部分もあると思いますが、ただ、今の 御質問に関して考えることがとても重要だと思 っています。我々がUNDP、そして国連システ ムで直面している問題については、質問いただ いた中でお答えしていきたいと思います。まず ネットワーキングにどう対応するのか、それと 同時に、例えば利益相反といったような問題に どう向き合っていくのかということです。いろ いろなプラットフォームについて話が出ました し、いろいろなコーディネーション、ネットワ ーキングの形態についても話がありました。 UNDPの視点で言いますと、UNDPは、プランニ ングとコーディネーションに関して長い経験を 持っている、これはよく知られていることだと 思います。国連機関としてカントリーレベルで、 またコーディネーターとして国連開発グループ を率いて調整してきたということであります。

コーディネーションは二つのレベルを考える ことができるかと思います。

まず第一に、グローバルなレベルでのコーデ ィネーション。これは午後にお話がありまして、 ここで比較優位、プライオリティーがそれぞれ の組織において違うだろうということを考えな ければいけません。重複をどう排除するのかと いうことが問題です。国連システム全体におき ましては、法の支配部門においてコーディネー ションというプロセスがあります。したがって、 グローバルな焦点というものが国連システムの 中にあるわけです。UNDP, そしてDPKOは特に この役割を果たしております。決して容易では ありません。国連システムの中においても容易 ではなく、それを超えたところでも容易ではな いと。しかし、ニーズはあるということです。 そこで、この課題に関してはもう少し話を深め ていければと思います。

二つ目の点、これはカントリーレベルでのコ

ーディネーションです。すなわち,その場では 我々が対象国ごとの開発のプライオリティー, 優先順位に対応していかなければいけないとい うことです。マルムベリさんもそのことについ てお話しになりました。ほかの方も触れられた と思います。やはりプログラムの重複は避けた 方がいいと。特定の国の特定のステークホルダ ーに関して,ほかの人たちも事例を御紹介され ましたし,できるだけ重複は避ける意味でも, お互いの長所というものをパートナーシップの 中で生かしていくべきだと思います。

いろいろやらなければいけないことがありま す。キャパシティーのニーズが大きいと。そし て、現実としてはファイナンスの問題がある、 財源が問題なのです。やはりグローバルな金融 の状態、国ごとの財政の状態でこの問題をめぐ ってはいろいろ課題があります。法の支配を考 えるのであれば、トップダウン、ボトムアップ、 一緒にやるのだということであってもお金が必 要です。それが現実です。

したがって、結論を導き出すというわけでは ないわけですけれども,我々が何を奨励すべき なのかということ。これは,話にもあったよう に、支援を続けるということです。ベネフィシ ャリーという場合には慎重に言葉を選びますが, システムの受益者という面においては、我々が 我々をコーディネートするのではなくて、受益 者に我々をコーディネートしてもらうというこ とが必要なんじゃないでしょうか。そういった ことは複雑かもしれませんけれども、考えなけ ればいけないことだと思います。このテーブル を囲んでいる人たちは、やはり国の主体性とい うことについては十分承知していらっしゃると 思います。それが開発を進めていく、あるいは 整備を進めていく上で忘れてはならないことで す。国の主体性がなければ,全てが台なしにな

ってしまうということだと思います。

また,我々自身の役割を見るに当たっては, やはり司法へのアクセスをコミュニティーレベ ルで,司法,組織との関係の中でどう打ち出し ていくのかということです。トップダウンのア プローチについて話をしましたけれども,やは りプラットフォームに立ち返って言うならば, コミュニティー・オブ・プラクティスというこ とを言いました。そして,実務家,専門家のネ ットワークには,コーディネーションとは違っ た側面があると思います。ドナー・コミュニテ ィーのコーディネーションとは異なってくると。 その点で,このワークショップの参加者はコミ ュニティー・オブ・プラクティスに参加してい る人たちも多々いらっしゃると思いますけれど も,それはまた別のテーマかも分かりません。

○松尾 すみません,ディスカッションを続ける前に,小松岳志弁護士を御紹介したいと思います。小松さんは現在ミャンマーで法整備支援に携わっておられます。小松さん,自己紹介をお願いできますでしょうか。

○小松 はい,こんにちは。小松岳志です。 森・濱田松本法律事務所のパートナーです。シ ンガポールオフィス共同代表を務めておりまし て,M&A,法人関係の仕事をしています。幸運 にも,法整備支援ということではミャンマーの プロジェクトに参加しています。証券取引法の 点で,ヤンゴンの証券取引所開設に向けて関わ っているということです。ですから,私自身, 楽しみながら,また苦しみながら,いろいろな 課題に直面しながら法整備支援に自分で取り組 んでいる者として,ここに参加できて大変うれ しく思います。

○松尾 小松さん,ありがとうございました。

中断して申し訳ありませんでした。モレケテ ィさん,どうもありがとうございました。モレ ケティさんからは、UNDPの経験に基づいて、 ネットワーキングのためのコーディネーション の重要性を指摘していただきました。その際に、 単にドナー間のコーディネーションということ を超えて、ベネフィシャリーにドナーを含む関 与者自身をコーディネートしてもらうという形 での発想の転換について、興味深い御指摘をい ただきました。

私が思うには、恐らくそれは相互に相当に信 頼のおける、コミュニケーションが極めて円滑 に取れるような人間関係の構築をベースにして いるように思われます。そうした人間関係の形 成の場になる何らかのコミュニティー作りが, ネットワーキングの核になるのかもしれません。 それは必ずしも物理的に常に顔を突き合わせて いる関係である必要はないと思いますが、ネッ トワーキングの意義や実践方法については深く 理解を共有している必要があると考えられます。 そのための行動規範、コード・オブ・コンダク トがグローバルなレベルで形成され、共有され るとすれば、ネットワークもかなり現実性を帯 びてくるようにも思われます。それはまた、数 多くの多元的な,多極分散的な法整備支援のプ ロジェクトないしプログラムを相互に関連付け る媒介になるかもしれません。

ちなみに,ネットワークの基本的なアーキテ クチャーについて考えますと,二つのタイプが あるかと思います。

一つは,一元化したネットワークです。その 場合には,ハブのようなものが必要になります。 すなわち,様々なプラットフォームを結び付け るネットワークのコアとしての役割を果たす組 織です。様々なプロジェクト,考え方というも のを一点で集約していくということには利点も あると思います。ただ,不利な点として,そう した一元化したコア組織を設立し,維持するた

めにはそのためのお金が必要ですし、人員も必 要で、膨大なコストが掛かります。また、法整 備支援に関する世界各国の様々な情報,成功例, 失敗例等々の全てを一つの組織で取りまとめて いくことは事実上困難であるということも、不 利な点だと思います。

これに対し、もう一つのネットワークのイメ ージは、もっと分散化した多元的なものです。 その場合には、ネットワークを形成し、維持す るためのコストを分担することにより、比較的 抑えることができるでしょう。法整備支援のこ れまでの経験から私どもが得てきた教訓として, 失敗例と成功例の双方からお互いに学ぶという ことが必要だと思うわけです。しかし、法整備 支援プロジェクトでの失敗例も成功例も、まだ これまでのところ十分に活用し切れていないと いうのが現状ではないかと思います。それをも っと積極的に活用するために、比較的コストの 掛からないネットワークの構築は、急務である ように思われます。

ただ、どこに、どのようなプラットフォーム があり、誰が、何を目指し、どのような行動規 範に基づいて、どのような法的なサービスや問 題解決を提供しているかについて、正確な情報 を共有することが難しいかも分かりません。プ ラットフォームの数が限定されている場合には, 適切なネットワークのイメージを持つことは容 易でしょうが,その数が増え,様々な法分野, 地域、相手方ないしベネフィシャリーを分担す るようになると、その全体像を的確に把握し、 最も必要な情報やサービスを迅速に獲得するこ とが困難になってくることも予想されます。

ところが、そうした法的サービスのプロバイ ダーの数を飛躍的に増やすことなしには、法整 備の空間を現実に拡大し、法の支配を実効的な ものとすることはできないでしょう。ここに― こういったようなネットワークは,それぞれ

種のジレンマが生じます。しかし、そうしたジ レンマの解消手段として、前述した共通の行動 規範、コード・オブ・コンダクトの共有が有力 であるように思われます。そこで、そうした共 通規範をどうやって形成するかが問題になりま す。

この点については、誰かがイニシァティブを とって人為的に、しかしもちろん民主的に立法 する、ということが考えられるかもしれません。 しかし, あるいは様々なドナーやドナー・レシ ピエント間の協働プロジェクトが相互に競い合 い、イノベーションを繰り返すことにより、よ り良いコード・オブ・コンダクトがおのずと, いわば慣習法的に形成されるのかもしれません。 あるいは両者の組み合わせも考えられるかもし れません。いろいろな考えがあるかと思います。 この点について、バレンドレッチさん、いかが でしょうか。

○バレンドレッチ これまでの発言に賛同しま す。組織間の競争, 競合ということがありまし た。これはネットワークが自然に成長しない一 つの要因かと思います。さらにモレケティさん が、それぞれの比較部分を探しましょうという ことをおっしゃった, それもそのとおりだと思 います。こちらにいらっしゃっている組織・団 体の皆さんは、それぞれの長所を理解していら っしゃると思います。日本の組織・団体は東南 アジアの経験が豊かであると。私の印象では、 諸国の法整備の経験があるUNDPは焦点が若干 違っている。そして、ボトムアップのプロセス もやっている。IDLO自身も。私たちは、小さい 組織でありますが、長所があります。イノベー ションを重視しているということです。その他, パラリーガルの制度に得意な中小の機関もあり ます。

の専門的な領域をそれぞれ認識すべきだと思い ます。ここが下手だとかというふうに言うので はなくて。そして, 共通の利益があったならば, ネットワークとして協働するというのが自然で はないかと思います。政府、それから世界の 人々に納得してもらう必要があると思うのです ね。法整備、法の支配を確立するのは意義があ ることだと。いつも私たちが分かってもらおう と努力していることですが、法制度、あるいは 裁判所の制度があったとしたら、その予算の2 -3%を使って、常にその制度のイノベーショ ンを継続すべきだということを言っています。 例えば, 立法府はどんどん新しい法は作るけれ ども、既存の法律は改正しないというようなこ とがあった場合には、もっと私たちがコーディ ネーションをとって訴える必要があると思いま す。

〇松尾 バレンドレッチさん,ありがとうございました。

ところで,私たちは,前述しましたように, コーディネーションの重要性を認識し,全ての 参加者,関与者にとって納得のいくようなコー ディネーションのあり方を模索しているわけで すが,そうしたコーディネーションのリードは 誰が取るべきなのでしょうか。

矢吹さん,お願いします。

○矢吹 例えば,カンボジアにおきましては, JICAのプロジェクトとアジア開発銀行,世銀等 のプロジェクトの間にあつれきがありました。 JICAは,カンボジア司法省と協力し,民法草案 を作り,国会の通過と施行の準備を支援してい ました。一方,世銀の方は登記制度を管轄する 土地開発資源関係の省庁と協力し,土地法を制 定し,施行の準備を支援していました。両者の 間には,土地所有権の移転や抵当権の設定のた めの要件として,契約のほかに登記まで要する か否かについて大きな違いがあったわけですが, コーディネーションは決して容易ではありませ んでした。

他方, ラオスについては, 例えば, UNDPの 現地オフィスが法の支配プロジェクトの推進に ついて, 政府と協力し, 関連プロジェクトをリ ストアップし, そのリストをドナー機関に提供 し, どれをどのドナーができるかということを 調整しているように見えます。SidaもJICAも USAIDも参加しているようです。

しかし, コーディネーションはそれで十分な のでしょうか。UNDPには, どちらをJICAがや り, どちらをUSAIDでやるべきか, それを決定 するような力, 原動力はないわけであります。 また, その国, レシピエントのオーナーシップ, 主体性, 主導性も重要だと思います。彼らこそ がコーディネーションのリードを取るべきだと。 しかし, そのレシピエント, 受け手側のコーデ ィネーションのリーダーとしての能力をいかに 高めていくのかというのは, 常に問題であると 思います。

○松尾 何かこれについては御自身でお考えが ありますか。難しい点かと思いますが。

○矢吹 私自身は今考えがあるわけではありま せん。しかし、私の経験から言いますと、被支 援国というのは常にドナー側のリーダーシップ を頼りにしがちです。ドナー側に任せて支援を 丸投げしているような感じがします。少しずつ 彼らに対してエンパワーメントを行っていき、 そして説明責任についても被支援国のリーダー に教育を提供すべきだと思います。

○松尾 マルムベリさん, どうぞ。

 ○マルムベリ ありがとうございます。今のデ ィスカッションに対しての意見であります。幾
 つか考えるべき点があると思います,コーディ ネーションの改善ということについてです。

まず、法・司法の分野、ベトナムの話、法制 度が必要だということでした。多くの諸国が、 ほとんど全ての諸国の様々な組織が、司法省と の間で何らかの対話を持っていました。いかに それが実りがあったか、どれだけ実りがあった かということなのですが、常に大体同じような 人たちがスタディーツアーを世界各国にやって いる。そして、一つ終わらないうちに、また別 のところへ行ってスタディーツアーをやってい る。ベトナムもカンボジアもそうなのですけれ ども、一つ尊重すべきことがあると思います。 それはまずはニーズを満たしていくということ です。少なくとも,あちこちにスタディーツア ーをする。そのニーズ、それがまずあるわけで す。そうでなければ、なかなかコーディネーシ ョンが始まらない, それは最初の段階でありま す。

もう一つ, コーディネーションで難しいのは, ベトナムの実情を見てみると, オーストラリア, カナダ, アメリカのドナーが来ておりました。 EUも来ていました。よって, このミッションは 簡単ではありません。それぞれのドナーが異な る法律に関しての背景や歴史を持っているわけ で, その考え方, やり方も違うわけです。

ということで, コーディネーションはそれこ そ極めて重要なわけです。よって例えばスピリ ット,まずベトナムが一体何を求めているのか ということを明確にし,一体,どこが様々な点 でサポートできるのかということを見定める必 要があると思います。まず,最初に分析する必 要がある。ドナー,あるいは専門家としての自 分自身の能力が,その国のニーズにどのように マッチするかということを見定め,分析する必 要があると思います。

他の方も御意見があると思いますので,私の 考えは後ほど。 また,そのコーディネーションの規則という のもない状況においては,例えば,非常に素晴 らしいコーディネーターを一つ決め,そして誰 も異議を持たないという,そういった決め方は 難しい。このような本当に万能なコーディネー ターというのは見付けにくいと思います。この 人が全てのプロジェクトに参加して,コーディ ネーションを取るのは難しいわけです。あるい はコーディネーター複数がグループを作ってコ ーディネーションを取ると。そんなに簡単では ありません。しかし,その一方で共通のルール を作るコーディネーションについてもルールで す。例えば,法整備プロジェクトが問題だった 場合に,どういうふうに解決するかというルー ルです。

では、一体、誰がこのような共通のルールを 法整備のコーディネーションにおいて作ること ができるのか、誰が作るのかという問題が出て くるわけです。矢吹さんがおっしゃった点は重 要な点だと思いますが、そんなに簡単ではあり ません。けれども、ネットワークの構築、ある いはそれを改善するためには、この問題を克服 するということが必要だと考えます。

○松尾 マルムベリさん,ありがとうございま す。コーディネーションの前提として,レシピ エントのニーズをまず正確に把握する必要があ るという指摘は重要です。また,コーディネー ションは誰か一人ないし一機関が行いうるもの ではなく,むしろ複数のコーディネーターが共 有すべき,コーディネーションについてのルー ルが必要であるという点は,コード・オブ・コ ンダクトの共有について述べましたように,私 も同感です。

ザネッティさん, どうぞ。

○ザネッティ ありがとうございます。私から は少し成功例ということで、日弁連の矢吹さん がおっしゃった幾つかの問題提起の答え,そし てその後,別の問題点,これは金子由芳先生が おっしゃった点に答えたいと思います。ゴール が違っていたような状況で協力できるのかとい う点です。

では、まず最初の点から。ここで与えたい事 例はカンボジアの例です。ITの分野で問題があ りました。知的財産権はカンボジアにおきまし てはかなり細分化され、ばらばらになっていま した。いろんな省庁が関連していました。例え ば商標係争法、それからパテントの方は通産省、 著作権法は文化省、さらに地理的表示、あるい は免許に関連しては法務省というふうに、それ ぞれ省庁が違っていたことで、極めてばらばら で複雑な状況になっていたわけです。

ドナー側でありますが,カンボジアに入って 投資をする,そのときにコーディネーション機 関を求めました。そして今,カンボジアでは, このITについてはコーディネーションがうまく いっています。これはカンボジアにおけるIT, コーディネーティング機関と言ったらいいので しょうか,そういうのがあります。

リーダーシップの問題については商務省がリ ードをとっています。ローカル,現地のレベル で,その国のレベルでコーディネーションがあ るということが重要なのです。

それと貿易支援のプロジェクトなのですが, 問題はアクター側ではなくて,この商務省の中 の二人の人間が我々に対して,この投資に関す る法律に関して,UNCTADとIDLO双方に別々に 支援を求めたわけで,このような現地レベルの コーディネーションが一つ重要だと思います。

次に金子由芳先生もおっしゃったことは,本 当にそのとおりだと思います。ドナー間でコー ディネーションを取る場合には,お互い限度が ある。なくては,うまくいきません。コーディ ネートしないといったような弁解はできないと 思います。よって民間のドナー機関は,重複に ならないために,例えば投資を重複して行わな いために何をやっているのか,コーディネーシ ョンする必要がある。コーディネーション,コ ラボレーション,コーポレーション,いろいろ あります。様々なアクターが,同じ考えであっ たならばコーディネートできると思います。日 本人,イタリア人,それほど関係ありません。 つまり,成果ベースでも,するということが重 要なのです。我々ドナーは,資金を提供し,例 えば一つのワークショップが終わって,はい, さよならというわけにはいかないわけです。

それから、トレンドは重要だと思いますが、 それだけではいけない。研修をより大きなプロ ジェクトの大局から眺めて、そしてその活動の 成果、インパクトというのをきちんと測る。一 体何を研修し、そしてその国のために何を達成 しようとしているのかと、そういったものを測 る必要があるわけです。

ドナーで、例えば、英米法と大陸法では背景 が違うという話がありました。私の答えとして は、カンボジアで仕事をするのならば、カンボ ジアの方が英米法であったとしても大陸法であ ったとしても、私たちの方はあまり問題はない のです。例えば、私はコモン・ローであります。 最悪なドナー側の誤りというのは,彼ら自身の モデルをその国に持ち込んでしまうということ です。IDLOとしては、イタリアの旗があったら もちろん嬉しい、私はイタリア人ですから。し かしながら, IDLOの人間としては, 私はイタリ ア人ではない、イタリアのモデルを輸出するの ではないということです。我々の作業方法とい うのは中立に基づいています。非政治的・中立 性ということです。よって、その国に行って支 援するときには、我々はオプションを提供する

のだと。そうすることによって相手側,被支援 側の意思決定のエンパワーメントを図るという ことなのです。我々はこのように中立性を重視 して,つまり非政治的に成果ベースのマネジメ ントを行い,オプションを使うという作業方法 を採用すべきだと思います。

〇松尾 ザネッティさん,ありがとうございます。

今おっしゃったことに関連して,二つ質問を させていただけるでしょうか。

まず,最初の部分のコメントの中で言われた 点ですが,知財法の分野における複数ドナーの 協力について,その調整役をどの機関が行った のでしょうか。

○ザネッティ 調整役の主導をとったのが商務省です。

○松尾 ありがとうございます。

次の質問ですが,ある国の法整備支援におい て,同一の法分野についてドナーが二つあって, それぞれが異なった視点を持っている場合,そ れぞれのドナーが同じ言葉で話すのは難しいと 思うのです。そういう場合,誰が,あるいはど のような方法で異なるドナーの主張を調整する のでしょうか。何か御経験がおありですか。こ ういう状況でどうやって問題解決をするのでし ょう。

○ザネッティ 魔法の処方箋があるわけではな いと思います。我々のやり方を説明しますと, 我々はIDLOです。UNDPと同じで,皆さんの方 が更に規模が大きく,上手にされますが,私た ちが生き残れるのは唯一政府からの財政支援が あってのことです。政府からお金を渡されて, そして例えばアメリカのお金をもらってアフガ ニスタンでの仕事をするということもあります。

ドナーとの話し合いの中で明らかにしなけれ ばいけないのは、私たちはコモン・ローを推進

するわけではない,英米法を推進するのではな く,現地の政府をサポートしますと。現地の法 律に関するシステムやインフラのサポートをす るのですというわけで,IDLOとしてのアプロー チはこのような形で取ります。もし,全てのド ナーが同じ言葉で話せれば,それは素晴らしい。 同じ理論,あるいは哲学であればいいわけです。 例えば法整備支援をやるから,アジアでイタリ アのビジネスに貢献できるということではない わけです。地元の経済を強化することによって, 自らの目標を達成できるわけです。

○松尾 ありがとうございます。あくまでもレ シピエントの国,現地の政府の立場からベスト の選択をするという視点ですね。これはコーデ ィネーションのルールとして,あるいは各ドナ ーが共有すべきコード・オブ・コンダクトとし て,基本になるものであると思います。

金子先生,どうぞ。

○金子 ザネッティさんに質問です。中立性と いうことを言われました。中立性を持つことが 重要だと。資金源ということも関連してですけ れども,果たしてそれは現実的でしょうか。本 当に中立的な財政支援が得られるでしょうか。 皆さん,資金不足のことを言われます。同じよ うな状況だと思うのです。いつも資金源をどう するかということに悩むわけですが,純粋に, 完全に中立的な財政支援で条件設定が全くない というのは非常に難しいわけです。本当に中立 的なお金ということであれば,私たちが全部お 金を集めて,それを一つの口座に入れて,それ をシェアしたらいいのではないでしょうか。そ して共通の目標に向かってそれを使うと。

ただ、そういう解決策については、ちょっと 悲観的です。全ての資金というのは条件設定が されています。ザネッティさんにお伺いしたい のは、IDLOの活動は本当に純粋に中立のお金を 使っているという経験があるのでしょうか。例 えばカンボジアの場合はどうなのでしょう。ま た,それぞれの個々の事例によってはどういう 御経験ですか。

○松尾 ザネッティさん,お願いします。

○ザネッティ 非常に刺激的な質問をありがと うございます。是非このチャレンジを取り上げ たいと思いますが,もちろん理想的には一つの 組織が全ての国際協力の支援の資金をもらって, 国のためにそれを使うことができればいいわけ で,ある意味UNDPは大きな調整役を果たして, 様々なドナーからの資金を得ています。IDLOは 残念ながらそうではない。非常に小さいところ ですから。

例えばカンボジアの事例ですと、小さいプロ グラムで、小さいというのは開発にとっても非 常にいいわけです。しかし、大変複雑な途上国 独自の問題があります。特にカンボジアもそう でした。私たちがとったアプローチは、カンボ ジアの場合はカンボジアの人々の利益を考えな ければなりません。あらゆるプラス面、マイナ ス面を明らかにして、そこではその結果がどう なるかという我々の知識や経験を共有しなけれ ばなりません。例えば強制実施ということであ れば、カンボジアでそれができるのか、また特 許法のレベルを高めた場合、どうなるのか。

中立性ですけれども、これは私たちがカンボ ジアの人々に、これはやめた方がいいですよ、 アメリカのこの提案はやめた方がいいですよと いうものではないのです。私たちが長所・短所 を全て明らかにして、つまびらかにすることに よって、カンボジアの政府が経済的な、法的な 発展としてどういう結果を望むかを決めるわけ です。一つの法的な判断をした場合、それは自 分たちで判断してもらうわけです。それが我々 の言う中立性です。お答えになっていれば幸い です。

○松尾 ザネッティさん,ありがとうございま す。資金を提供した国がどこであるかにかかわ らず,ドナーの行動規範として,レシピエント 国の立場に立って判断材料を提供することに徹 することにより,中立性を維持することは可能 ではないかというお答えだったかと思います。 この点は,JICAプロジェクトにおける実践にも かなり共通する感覚ではないかと,個人的には 感じるところがあります。

磯井さん、どうぞ。

○磯井 私自身は,実は一般的なドナー間の調 整ということについては疑問を持っていたわけ ですが,今日は,カンボジアの知財分野におけ る成功例を聞けてうれしく思います。先ほど矢 吹先生が言われたことに関連して,知財分野は 一つのシステムとして認識しやすいものではな いかと思います。

一方,カンボジアの土地法は,初めは農業部 門のプロジェクトとしてスタートしました。そ れとは別に,民法典の支援が行われました。も う一つの例は商事契約法ですが,カンボジアで は2年前に,ADB が商業省を支援して新しいド ラフトが作られましたが,カンボジアの法整備 支援における調整機関であるテクニカルワーキ ンググループは司法セクターとして活動してお り,商業省や ADB の動きについては情報がなく, 商事契約法の新しいドラフトを誰も事前に知り ませんでした。ドナー間の調整が重要だという ことは認識していますが,それでもまだ,やは り一般的・抽象的に行ってうまくいくかどうか については,若干疑問を持っています。

つまり申し上げたいのは,カンボジアの教訓 から,情報をきちんと把握しておくことが重要 だということです。マルムベリ先生はカジュア ルなランチミーティングはあまり実質的な効果 はなかったのではないかと言われましたが、ベ トナムの法整備支援は比較的うまくいっていた ために必要性がなかったからかもしれません。 カジュアルな雰囲気での定期的な情報交換が、 トップダウン式の調整より効果を持つ場合もあ ると思います。ありがとうございました。 〇松尾 ありがとうございました。 〇松尾 ありがとうございました。 ピエントたる省庁間の調整問題と、知的財産法 という一つの法分野をめぐる調整問題とでは、 前者には法政策のずれが生じる可能性がある点 で、前提状況に違いがあるかもしれません。

前者の土地法と民法典とのあつれきですが, 土地法はプロジェクトの担当が土地資源管理省 で,民法典のプロジェクトは司法省が相手方だ ったわけです。ですから,省庁間の調整も難し かったわけです。商事契約法の相手方は商業省 でした。レシピエント国における省庁間のコミ ュニケーションが良くない場合,省庁間の調整 は特に難しいのかもしれません。最終的には ADB,世銀,JICAが一緒になって議論をして, 結果を出しました。ただ,なかなか厳しいプロ セスではありました。

省庁間の調整をうまくやるのは非常に難しい ということですが,例えば,調整役をレシピエ ント側の政府の中に設けるという可能性はどう かというコメントもありました。ただ,レシピ エント国の中でも発展段階が違います。政府機 関の組織も十分に発展していない場合があり, そういう状況ではレシピエント国の政府機関に よる調整役はただちに解決策にはならないかも しれません。そうした場合に,少なくとも最初 の段階では,国際的に信頼された機関が入って 調整役を行うことが考えられるでしょうか。

マルムベリさん,どうぞ。 〇マルムベリ ちょっとしたコメントですが, 調整役を誰が務めるのが一番いいのか,法整備 支援の様々なプロジェクトにおいてですけれど も、レシピエントの国が一番調整の議長席に座 るのがいいというコメントもありました。ただ、 レシピエント国の中でも発展をまだ遂げている 段階が違うわけです。まだ発展中で,政府の機 関の中でもあまり十分に発展していない場合が あり,そういう状況でそれが一番の解決策には ならないかもしれないです。レシピエント側で の問題が出てくるわけです。ですから,そうし た場合のもっと大事な点は何かというと,国際 的な機関が入って調整役を行うと。少なくとも 最初の段階では国際機関が調整役をやるという ことです。

なぜ国際機関かといいますと, 我々の経験か ら分かっているのは、例えばSidaとか、デンマ ークのDANIDAとかの組織などは、政権が変わ ることによってお金が変わってしまいます。例 えば,今日で政権が変わると,政治的な考え方 が前の政権とは変わってしまうと。そうすると, 突如として開発資金がそこで途絶えてしまうと いうことがあります。2004年に起こったことで すが,オランダにおいて,全ての大学のプロジ ェクトがなくなったということがあります。そ して,スウェーデンにおきましてもそうでした。 ベトナムに対しても何もするのはやめようとい うことになったということがあります。ですか ら、これは少しリスクです。ドナー側で調整を 一つの国だけに依存するということではないわ けで、例えばUNDPがやっているようなことが いいでしょう。例えばADB,世銀など一つの国 ではなくて国際機関ということです。UNDPで もいいのではないかということも考えます。と いうのも、政治的なことというのがADBや世銀 ではかなり強いということです。

もう一つのコメントは,オーナーシップに関

してです。オーナーシップという話がよく出て います。開発援助ということで出てきますけれ ども、これについて私は複雑な感情を持ってい ます。オーナーシップというと、専門家でプロ ジェクトのパートナーか誰かの号令に従ってレ シピエントが動くということだと思います。レ シピエントに対してお金を渡して、どうしろ、 こうしろと言うわけで、場合によっては専門家 がいろいろなことを言って、そしてそれがオー ナーシップということになり、これはリスクに なります。

また,これがそのまま発展していくことにな りますけれども,お金だけをレシピエントの国 に渡してしまうということになれば,専門家組 織にとってもリスクです。レシピエント側にお いて,大学などでやっていくということが重要 です。ですから,オーナーシップについては忍 耐というのが一つのキーワードとなります。忍 耐を持つということ。全てを一日目から変える ことはできません。5年,10年掛かって物事が 動き出すということがあります。これはあくま でもコメントです。

○松尾 モレケティさん,何かありますか。 ○モレケティ はい。一つ,指摘をしたいこと があります。コーディネーション,そしてリー ガルマインドということに関してなのですけれ ども,我々は皆,大学である特定の法体系とい うものを学んできました。そんな中で競争とい うものの力をちょっと軽視してきたのではない かと思います。ルールはどこからやってくるの かということを考えた場合,本当にどれだけ多 くの機関がルールを作っているのかということ を考えた場合,単に国会とか,議会とか,国だ けではなく,国際的な非公式的な機関,あるい は条約,民間企業,あるいは消費者,様々な団 体,環境NGOも含めてガイドラインを作ってい る,みんなが影響力を持っているわけです。

あまり極端な話をするのは嫌ですけれども, もしカンボジア,あるいはラオスにおいて二つ の土地法があって、お互いに違った場合、土地 法が全くないときと比べて、それがむしろいい のか、悪いのかという比較だと思います。幾つ かコメントもありましたし, できればそれに答 えていきたいと思いますが, コーディネーショ ン、調整に関する点はマルムベリ先生もある程 度触れられました。国連, UNDPの役割はどの ようなものであるべきなのか、またその他の機 関の役割は何なのか、それはそれとして、更に 深くマルチ対バイで考えますと、ここで強調す べき点は、バイラテラル、あるいは特定の機関 が特定の国の旗を掲げて何かやっているように 見えるときに、やはり中立性であるとか、偏っ ていないということが失われてしまうのではな いかと思うわけです。すなわち、マルチのシス テムの場合には中立であり、偏っていないとい うこと、これが重要だと思うのです。予算が厳 しいといった場合に、資金がある分野に振り向 けられる, 我々が, 例えばトラストファンドと いったものがあって,具体的に特定の条件がつ いていないところにファンドを入れるというこ ともあり得るかと思います。

主体性,オーナーシップの問題に関しては, やはり気を付けなければいけないことがあると 思います。おっしゃったように,一つの見方と しては,能力というものは十分構築しておかな ければいけない。パートナー,すなわち被支援 国の能力は構築しておかなければいけないとい うことです。すなわち,外からの人間だけが偏 っていなくて,中立だということを考えるのは 危ないと思います。我々は,やはりどうバラン スをとっていくのかということが問題であって, もしこの見方を今ここで述べているようにはっ きりとさせていく場合には、やはり国から主体 性を取り上げてしまうという可能性もある。政 府の人間として働いたことがある者として、ま た解放運動にも参加したことがある者として言 っているわけですけれども、もちろん文献など を見てみましても、やはり本当の変革というの は国そのものが主体性を持ってこそ生きてくる のだと。上から、例えば外から押し付けられる というようなものであった場合には、しっかり と根付くことはないだろうということです。

したがって,この問題にどう対応するのかは 微妙なところがあります。課題としては,やは り注目しておかなければいけないことだと思い ます。したがって,それを,棚上げにするので はなくて,テーブルに載せて話をすべきだと思 います。そして,難しいからといって,克服で きないということはないと思います。コーディ ネーションというのはチャレンジです。しかし, 実行できるものであります。実践できるものと 思っています。

2007年に国連の総会で、事務次長の下で、法 の支配支援ユニットが合意されました。それを どう展開しているのか分かりませんけれども、 もしかすると、そのユニットが一つ、一般的な 意味でネットワークのポイントになるのではな いかと思います。単に国連システムの中だけで なく、もっと包括的なネットワーク作り、法の 支配という意味におきましても、ネットワーク 作りの役に立つのではないかと思います。政府、 そして国際機関、NGO等も関わるようなものに なるのではないかと思います。

○松尾 ただ今御指摘のありました,法の支配 支援ユニットですが,何か情報を持っていらっ しゃいますか。

○モレケティ 法の支配支援ユニットはグロー バルなレベルで調整されていまして、これはニ

ューヨークを拠点として行っているのが実際上 の話です。まだグローバルなコーディネーショ ンについてここで話をしている段階には入って いません。したがって、グローバルなフォーカ ルポイントという話を私がしたのは、そこにあ ります。UNDPとDPKOは現時点においてはグロ ーバル・フォーカルポイントになっています。 それは事務次長の下にあるものではなくて、も ちろんグローバル・フォーカルポイントは事務 次長に上げていくわけでありますけれども、こ こで一つ取り上げておきたいのは、そのフォー カルポイントの役割です。これは今、かなり話 もされているわけですけれども、コロケーショ ンという話です。グローバル・フォーカルポイ ントというのは紛争国に関するものであって, UNDPがそこで役割を果たしています。

そして二つ目,グローバル・フォーカルポイ ントに関しては,キャパシティーズマッチとい う考え方があります。すなわち加盟国にも目を 向けまして,法の支配に関してどのような能力 があるのかを見ていくわけです。あるいは,ど のようなリストを作ることができるのかという リスト作りですね。それもやはりより大きな意 味でのコーディネーションが求められるのでは ないかと思います,NGO等も含めて。

これはUNDP,そしてその他の機関において もデータベースがあります。そのデータベース の中には明確な形で特定の分野のスペシャリス トがリストアップされています。したがって専 門家,実務家をそこからピックアップすること ができると思います。

○松尾 モレケティさん、ありがとうございました。たしかに、ニューヨークにおいて可能な調整は、おのずからそうしたレベルのものになるのでしょうね。

矢吹先生、どうぞ。

○矢吹 一つコメントをさせてください。被支 援国の信頼性という話ですけれども,もちろん 被支援国の国民は特定のドナーから影響力を受 けていることもあるでしょう。しかし,例えば 中国におきましては,JICAは中国政府に多くの 助言を与えていますが,中国政府は自分たちで 決めるということにしました。ですから,とき にはJICAからの助言を使わないで,自分たちで 決めています。ベトナムも私が理解していると ころでは同じです。JICAは,例えば民法典に関 して助言をしているけれども,森嶌先生から大 分前に聞いた話では,助言を吸収して自分たち で決めたということでした。それは理想だと私 は思っています。被支援国自身が決めるという ことはできるはずだと思います。

ただ, ラオス, カンボジア等を考えた場合, それは発展段階にもよるだろうと思います。ド ナー国との関係においては常に頼るのではなく て,ときには自分たちで決めるということも必 要だと思います。しかし,それまでの期間,ア ドバイザーは彼らと共に透明性を持ってアドバ イスをしていくと,それがUNDPの果たしてい る役割なのではないかと私は思っています。

○松尾 ありがとうございました。レシピエン ト国の政府の調整能力に問題がある場合につい て、国際機関、特にUNDPの果たすべき調整機 能について、透明性の要件を遵守しながら、そ の機能を積極的に捉える立場からの御発言かと 思います。

佐藤直史さん、どうぞ。

○佐藤 ありがとうございます。能力開発ということに関して、やはり被支援国のコーディネーション能力に関して、我々自身何をやっているのかということを東南アジアの例でお話ししたいと思います。

これらの途上国におきましては、やはりセク

ショナリズムが非常に強いと。セクショナリズ ムというのは、調整において大きな障害になっ ています。政府の役人がやはり自分たちの狭い 分野にどうしても焦点を当てがちになっている と。したがって,我々はベトナム,カンボジア, ラオスにおいて, そのようなセクショナリズム を打破しようと努力してきました。例えば, 我々の教育プログラムの中で, 民事訴訟手続の 構築におきましては、様々な部局からのカウン ターパートを選びました。司法省、裁判官、弁 護士,あるいはその他学者等も含まれています。 また、刑事訴訟手続に関しても、裁判官、検事、 弁護士、そして学者を巻き込んでいるというや り方です。したがって、こういう人たちの共同 作業もするわけです。様々な権威ある人たちの 共同作業をする。そして,そのプロジェクトを 通じて,彼らも学ぶことができます。幾つかの 法的問題というのはお互いに結びついているの だということを学んでもらいます。

民事訴訟手続に関しましては,司法省の人た ちは判決執行のところにどうしても焦点を当て る,それがプロジェクト開始前の話でした。し かし,このプロジェクトを通じて,役人の人た ちが,民事訴訟手続が,裁判の判決執行の手続 とも結びついているのだということを学んでい る。そこで,やはり捜査であるとか,あるいは 検察,そしてまた刑事裁判,高裁といったとこ ろも結びついて考えるようになるわけです。し たがって,こういった試みを5年間やってきま した。前向きな成果が実際に今出てきていると いうふうに感じているところです。

以上です。

○松尾 佐藤さん、ありがとうございます。レ シピエント国の政府による調整機能の障害要因 として、省庁間のセクショナリズムという問題 は、看過できない現実だと考えられます。 金子先生、どうぞ。

○金子 私はちょっと短いのですけれども, UNDPに対しての質問です。最近の活動につい てなのですが、先ほどちょっと伺いました結果 のフレームワークということです。この考え方、 手続に基づいて起草プロセスをドナー間で調整 するということだと思うのですが、ゴールにつ いての意識を共有する上でこれは便利なツール だと思います。その過程において、もちろん各 ドナーはそれぞれの論理的な枠組みでプロジェ クトを考えるわけです。しかし、その論理的な 枠組みをお互いに共有するということになれば、 ザネッティさんがおっしゃったような、詳細の ところを詰めて理解していく必要があります。 その中で、そのプロジェクトのあらゆる成果の 様々な側面が理解でき、それによって透明性が 改善され、レシピエント側のコーディネーター の理解も促進されると思うのです。UNDPがこ のような結果枠組みを2000年の中頃に大変熱心 におっしゃったと思うのですが、今現状はどう なっているのでしょうか。

○松尾 モレケティさん、お願いします。

○モレケティ ありがとうございます。今のお 話に対しては簡単に答えます。イエスです。現 在も継続して重視しています。実際のところ, それに加えてちょうど今,まとめようとしてい るものがあるのです。正にこの分野において, ユーザーガイドです。法と司法においての法の 支配に関してのガイドです。このように前進し ております。よって,このような取組は継続し ています。そのガイド,ユーザーマニュアルの 中身は皆さんにまた御高覧いただきたいと思い

○松尾 モレケティさん,ありがとうございます。ルール作りのためのルール,ユーザーズ・ガイドの策定と共有も,前述したコード・オ

ブ・コンダクトの共有に向けたプロセスである ように思われます。

さて、ディスカッションの終了時間が近付い てまいりました。本日は、国際機関、政府機関、 政府間機関、NGO、研究機関、大学などによる 多元的な法整備支援の活動を相互に関連付け、 グローバルな観点からより効率的かつ効果的な ものへと高めていくためのネットワーク作りは どうすれば可能かを考えてまいりました。

取り分け,各機関がそれぞれの立場から進め ているトップダウン・アプローチとボトムアッ プ・アプローチを効果的に連結すること, 現時 点では各機関がラフな形で事実上分担している 政府部門・民間部門・市民社会組織の各レベル における法的能力強化プログラムを統合する方 法が問題になります。それに答えるためには, ボトムアップ・アプローチや市民社会の法的能 力強化に属する、規模の小さな多数のプロジェ クトをスケールアップしたり, 個々のプロジェ クトにおける成功例や失敗例をより多くの場面 で応用可能なものとするレバレッジ作用を獲得 するためのもう一工夫が、ネットワーキングの 鍵を握ると考えられます。本日は、そうした工 夫の具体的方法にも一歩踏み込むことができた のではないかと思います。それは以下の点に集 約できるように思われます。

第一に,そうしたネットワークは必ずしも一 元的なハブ組織によって創設・管理される必要 はなく,法整備支援に携わるドナー及びレシピ エントの各機関が法整備の方法について情報を 的確に共有することにより,いわば多元的ない し多極分散型のネットワークが可能,かつ現実 的であるということです。

第二に,こうした多極分散型ネットワークの 本質は,各機関が法制度作りに必要な共通の行 動規範,コード・オブ・コンダクトを共有した,

ます。

バーチャルなコミュニティーとして捉えること ができそうです。そうしたコミュニティーの場 としては、ウェブベースの様々なプラットフォ ームを活用することができそうです。なお、そ うしたコミュニティーの核となる行動規範には、 ルール作りのためのルール、レシピエント国に とってベストの選択を提供し、その主体的選択 を可能にする姿勢をとるべきであるといった、 法整備支援に共通するメタ・ルールが含まれる でしょう。

第三に、そうしたネットワーキングには、法 整備支援のゴールないし方法を異にする機関相 互間のコーディネーションが重要になります。 その際、コーディネーターは1人ないし1機関 である必然性はなく、時には複数のドナーが、 時にはレシピエント政府がコーディネーション を行うことも考えられます。しかし、その際に 重要なのは、法整備支援のメタ・ルール、取り 分けレシピエント国にとってベストな選択を提 供し、その主体的選択を可能にする姿勢の堅持 を、コーディネーション・ルールとしても共有 するということです。

第四に、しかしながら、法整備支援のメタ・ ルール及びコーディネーション・ルールを立法 する機関は、グローバルなレベルでは存在しま せん。あるいはそれはネットワーク作りに向け た各機関の働き掛け自体によって慣習法的に進 化していくものかもしれません。いずれにせよ、 それをどのようにして作るべきかということに ついては、引き続き探求が必要です。

今日は時間としてはそれほど長くはなかった わけですが、参加者がそれぞれ異なる立場と経 験を踏まえて、考え方やアイディアを率直に提 示し合うことができたと思います。こうした小 さな進歩を今後のネットワーク作りの足場にし ていくことができれば幸いです。法整備に関し て,その支援のネットワークを促進する理由は 三つほどあると思います。

一つ目の理由は,法整備支援をより効果的か つ効率的に行う必要があるということです。そ れには良いアイディアを結集し,取りまとめて いくことが必要です。ネットワーク自体がそう したアイディア自体をぶつけ合い,相互に刺激 を与え,相互に発展させていくためのプラット フォームを形成するでしょう。

二つ目として,法の支配,あるいは司法アク セスを促進するためのプロジェクトというのは, 非常に大きな,また底の深いプロジェクトであ り、どの機関も1機関で達成することはできま せん。法の支配の構築や司法アクセスの充実に は実に様々な側面があるからです。まず、体系 的に首尾一貫し、漏れの少ない法令や規則をそ の国で作らなくてはなりません。次に,裁判官, 検察官、その他の公務員の教育・研修を十分な ものにする必要もあります。さらに、法律に関 する情報を広め, 普及し, 一般市民の能力を培 っていく必要があります。法の支配というスペ ース、空間はこれら三つのディメンジョンから なる3次元の立体構造と捉えることもできるか もしれません。その形成と維持は1機関によっ てはとても担うことのできない大きなプロジェ クトであり,多くの機関の協働と緊密なネット ワークが不可欠です。

そして,三つ目の理由ですが,グローバル化 する世界における法整備支援ネットワークの意 味です。法整備支援ネットワークが今後更に進 化していくとすれば,それはドナー国自体の法 制度を改善していくための契機や貴重な情報源 になっていくことが大いに考えられます。いわ ゆる発展途上国だけではなく,先進国において も法整備の分野での国際的な協働が必要かつ有 意味であると考えます。そうした法制度改革を 通して、司法アクセスを先進国の場でも更に進 める余地があると考えるからです。

法整備支援ネットワークの意義や構築方法に 関しては、明日も議論が続けられるでしょうが、 本日はここで閉じたいと思います。ゲスト及び 参加者の皆様には、長時間にわたり、プレゼン テーション及びディスカッションにお付き合い いただき、また、貴重な御提言や情報の提供を していただき、本当にありがとうございました。 心から感謝を申し上げます。

最後に,野口元郎国際協力部長から,閉会の 御挨拶を賜りたいと思います。

総括及び閉会挨拶

○野口 建設的な議論を半日間続けてください まして,ありがとうございます。私自身は,こ の複雑な議論を総括しようというつもりはあり ませんし,魔法のように結論を引き出すつもり はありません。

このテーマは御存じのように,昔から何十年 にもわたって議論をされてきたものです。しか し,具体的なステップが今日の午後の議論を聞 きながら示唆されてきたのではないかというふ うに考えます。幾つかある中で,ある程度合意 ができるものがあるのではないでしょうか。

まず第一に,情報交流を少なくともドナー間 でしなければなりません。ザネッティさんがお っしゃいましたが,たとえドナーが共通のゴー ルを持っていなくても,お互いどのような活動 をそれぞれのアクターがやっているかを知る必 要はあります。少なくとも,それによって重複 を回避するというのがスタートです。共通のゴ ールを持っているとか,同じ言語を話すという ことであれば,更に実際の協力・連携などが可 能になるかと思います。いずれにしても,重複 を回避するためには,少なくともお互いを知る ことが必要ですから,これは同じアプローチだ と言えます。この点について,これが開始地点 だということについての御異論はないでしょう。

もう一つ、レシピエント側の役割について議 論がされました。レシピエント国政府の調整に ついての議論がありました。これも従来からあ るテーマです。レシピエント国政府が十分に成 熟し,能力があって,様々な要請について自分 たちで整理できるのであれば、それはもうレシ ピエント国から卒業する段階に近いということ が言えます。ですから,鶏が先か卵が先かとい う状況と同じで、国のニーズが発展途上国にお いて多ければ多いだけ、それだけ調整のニーズ も多く、またリスクも高いわけで、そのような 場合にはドナー側でも何らかの調整が必要でし ょう。ただ,我々が同じ意見であったのは,た とえそのような状況であったとしても、少なく とも私たちとしてはレシピエント国、そして関 連機関、政府の関連省庁を議論の中に参加させ ることが必要です。究極的には、彼らこそが自 らの将来を判断するからです。

調整の側面は二つに分けて考えることができ るでしょう。まず,それぞれの機関の本部のレ ベル,そしてもう一つが現場でのレベルです。 例えばUNDPや世銀ですと,本部で特定のテー マを取り上げ,それからフィールドオフィスが レシピエント側の国にあります。全体統括的な 話は本部レベルでされることになるでしょう。 10年前と比べて技術が進歩しておりますので, それをうまく使うことができます。二国間・多 国間の機関は複雑なデータベースを持っており, それをお互いアクセスすることができるわけで す。ですから,開始地点としては,お互いのウ ェブサイトをより時間をかけて見て,本部レベ ルでお互いをより理解するということに時間が 費やされます。 一方,現場ではもっと具体的な調整が必要で す。しかし,これはそれぞれの国やプロジェク トの現状によって変わります。この段階につい て,一つ,魔法のような解決策があるわけでは ないと思います。考えなければならない要素は 多々あります。例えば,レシピエント国の開発 段階がどのようなステージであるのかとか,二 国間・多国間のドナー,それぞれの専門性など, 多くの要素がそこにはあり,それぞれを見るこ とによってドナーの調整として一番いいアプロ ーチが出てくると思います。したがって,これ についてこうあるべきという一つの解決策を提 起するつもりはありません。

いずれにいたしましても,建設的な議論に御 参加くださいました皆様に御礼申し上げます。 これが明日のシンポジウムの良いたたき台にな ると思いますが,その前に今夜のレセプション に是非御参加ください。そこでも,またお互い に議論を深めていきたいと思います。ありがと うございました。

○司会(江藤) ありがとうございます。終了
 の時間となりました。御参加くださいました皆様,ありがとうございます。



24 January 2013

Workshop on Legal Assistance Network

Hiroshi Matsuo (Moderator) Professor, Law School, Keio University

1. Opening Address Mr. Motoo Noguchi, Director, ICD, RTI

- 2. Introductory Report on Building Network of Legal Assistance Ms. Mikine Eto, Professor and Government Attorney, ICD, RTI
- Experiences and Proposals by International, Inter-governmental and Governmental Organizations
 Ms. Geraldine Fraser-Moleketi, UNDP
 Mr. Giulio Zanetti, Lawyer, IDLO
 Ms. Miha Isoi, Lawyer, JICA
- 4. Experiences and Proposals by NGOs and Universities Professor Maurits Barendrecht, Tilburg University, HiiL Mr. Kimitoshi Yabuki, Lawyer, JFBA Associate Professor Minori Ohkohchi, Nagoya University
- 5. Problems in the Promotion of Legal Assistance Network Professor Lars-Göran Lennart Malmberg, University of Gothenburg Professor Yuka Kaneko, Kobe University
- 6. Discussions for the Further Promotion of Legal Assistance Network
- (1) Analyses of obstacles to networking including conflicts of interests, goals and methods
- (2) Division of labors and collaboration in legal assistance
- (3) Ownership of recipient in the promotion of networking
- (4) Identification of partners and collaborators
- (5) The way of connecting multipolar and diversified legal assistance activities
- (6) The end and the future of legal assistance network
- 7. Summary and Closing Address Mr. Motoo Noguchi, Director, ICD, RTI

Workshop on Legal Assistance Network

Professor Hiroshi Matsuo, Law School, Keio University matsuo@ls.keio.ac.jp

1. Background of Seeking for Legal Assistance Network

From legal assistance competition between donors to legal cooperation among stakeholders

1997 The Conclusions of Bremen 1999 Global Compact

2000 The United Nations Millennium Declaration (A/RES/55/2) , the Millennium Development Goals,

2005 World Summit Outcome (A/RES/60/1)

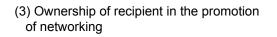
2005 The Paris Declaration on Aid Effectiveness
2006 The United Nations (General Assembly) Resolution, "the rule of law at the national and international levels" (A/RES/61/39)
2008 The Accra Agenda for Action The rule of law discussion in the Sixth Committee (Legal) since 2007

- 2007 The establishment of the Rule of Law Coordination and Resource Group
- 2007 The establishment of the Rule of Law Assistance Unit under the Deputy Secretary-General

2007 UN (GA) "the rule of law at the national and international levels" (A/RES/62/70)
2008 UN (GA) "the rule of law at the national and international levels" (A/RES/63/128)
2009 UN (GA) "the rule of law at the national and international levels" (A/RES/64/116)
2011 UN (GA) "the rule of law at the national and international levels" (A/RES/64/116)
2012 UN (GA) "the rule of law at the national and international levels" (A/RES/65/32)
2012 UN (GA) "the rule of law at the national and international levels" (A/RES/65/102)

5

- 2. Possible Networking of Multipolar and Diversified Legal Assistance
- Analyses of obstacles to networking including conflicts of interests, goals and methods
- (2) Division of labors and collaboration in legal assistance



(4) Identification of partners and collaborators

(5) The way of connecting multipolar and diversified legal assistance activities

8

(6) The end and the future of legal assistance network

3. The Future of Law in Globalizing World

Impacts of Legal Assistance Network to the Global Law-making

The Increasing Interests of International Society in the National Law Making

The Possibility of the "Rule of Law Ubiquitous World" by Networking of Legal Collaborations

9

Report on the Result of a Field Survey on Network-Building in Europe

Mikine Eto Professor and Government Attorney International Cooperation Department

I. Objectives of the Survey

At the sites of legal technical assistance, since donors and actors¹ do not closely cooperate/ coordinate with each other, problems of inconsistencies or discrepancies in assistance may arise. In this regard, major stakeholders of legal technical assistance in Japan have maintained cooperative relationships. For example, the International Cooperation Department (ICD) of the Research and Training Institute of the Ministry of Justice has collaborated with other donors and actors in Japan through multiple activities. These include the joint administration of assistance projects with the Japan International Cooperation Agency (JICA), joint organization with universities of symposia for students, organization of an annual conference on technical assistance in the legal field, etc. Thus, it appears that there have been no such problems as discrepancies in assistance by donors in Japan.

In contrast to the situation in Japan, insufficient efforts have been made so far for international cooperation for legal technical assistance among donors and actors in Japan and overseas. In a sole attempt in this regards, information has been exchanged (on an irregular basis) among experts dispatched to a few recipient countries. Such lack of information or understanding with each other may have caused certain inconsistencies in assistance by different donors. Along with an insufficient provision of information on legal technical assistance, Japanese assistance activities have not been widely known internationally - which means, Japan's presence in the field of legal technical assistance is relatively low.

Against the above-mentioned background, for our annual conference this year, experts from donors and actors of legal technical assistance overseas are invited to share information amongst them and Japanese stakeholders on sample cases of international cooperation. Moreover, as a preliminary event to the conference, a workshop is being held to discuss with invited experts on the possibility of building an international information network, which would include Japan. Taking this opportunity, Japanese presence should be strengthened among major institutions involved in legal technical assistance overseas through a provision of information about the achievements and efforts made by the ICD and other Japanese stakeholders.

In order to obtain background knowledge to pursue the topic of our conference and workshop, this paper's author conducted a field survey in Europe (Sweden, Germany and Italy), which have lengthy histories of providing legal technical assistance to developing countries. The survey

¹ In this paper, "donor" refers to institutions which provide funding for development aid, and "actor" refers to institutions which receive funds to implement legal technical assistance.

aimed at collecting general information on assistance by, and the actual situation of network-building in each visited country, especially the current situation of cooperation among donors and actors at the national/international levels and between the public and private sectors. It is expected that the collected information will be used as a reference in considering international cooperation and coordination by Japanese donors.

II. Survey Schedule, Visited Institutions

Period: September 22 to October 3, 2012 (including travel days)

Visited institutions:

The Ministry for Foreign Affairs of Sweden, Deportment for International Law, Human Rights and Treaty Law;

The Swedish International Development Agency (Sida); The University of Gothenburg;

German Federal Ministry of Justice, Division of International Legal Cooperation, Rule of Law Dialogues;

German Foundation for International Legal Cooperation (IRZ), Office in Berlin;

Germany Agency for International Cooperation (giz), representative office in Berlin;

The Ministry of Foreign Affairs of Italy, General Direction for Development Cooperation

International Development Law Organization (IDLO)

III. Overview of Legal Technical Assistance by Sweden

The Swedish International Development Agency (Sida) is the largest donor organization of legal technical assistance in Sweden. It is an independent government organization under the Ministry for Foreign Affairs of Sweden, and provides legal technical assistance, which constitutes a portion of the Ministry's foreign policies, which include the promotion of human rights, democratization, governance, and NGOs. Sida itself does not directly engage in the administration of assistance projects, and provides funds to assistance-implementing agencies (government agencies, private organizations, international organizations, etc.). Due to the nature of legal technical assistance projects, Sida adopts not a bidding process but rather a flexible funding mechanism, and supplies financial support to the Red Cross, the Olof Palme International Center ², etc. These organizations in turn provide funds to NGOs or civil groups in developing countries so as to have them directly administer assistance projects.

The following are major donor organizations of legal technical assistance in Sweden: Sida, Forke Bernadotte Academy³, the Raoul Wallenberg Institute⁴ (an institution of Lund University), government organizations (the Swedish National Courts Administration, National Police Agency, the Prison and Probation Service), academic associations including universities, the Swedish Institute for Public Administration⁵, the Olof Palme International Center, and

² The Olof Palme International Center is an NGO in Sweden. It works for human rights, democracy and peace-building, and operates in Brazil, Myanmar, South Africa, Palestine, Moldova, and West Balkan countries (http://www.palmecenter.se/en/).

³ The Forke Bernadotte Academy (FBA) is an independent government agency under the Ministry for Foreign Affairs of Sweden. It carries out research and studies for the purpose of reconciliation of international conflicts, education and training. In order to re-construct the "rule of law" in post-conflict developing countries, it conducts the "Course on Rule of Law" for judges, prosecutors, police officers, correctional officers and other legal experts (http://www.folkebernadotteacademy.se/en/About-FBA/).

⁴ The Raoul Wallenberg Institute was founded in 1984 at the Law Faculty at Lund University in Sweden. It is named after Raoul Wallenberg, who engaged in humanitarian work in Hungary at the end of the Second World War. It promotes human rights and humanitarian law by means of research, academic education, dissemination of information and institutional development programs. In addition to research and academic education, it engages in institutional capacity development activities for government agencies in the field of administration of justice (<u>http://rwi.lu.se/about/</u>).

⁵ The Swedish Institute for Public Administration (SIPU) is a consultancy and training organization specializing in capacity building. It was established in 1979 as a Swedish government agency, and was privatized in 1992. Since 2007 it has been funded by the Finnish government and other institutions (http://www.sipu.se/international).

others. The Ministry for Foreign Affairs in Sweden contributes funds to international organizations, such as the United Nations Development Programme (UNDP), the European Union (EU), etc. Its funds are untied, and not exclusively aim at legal technical assistance.

In Sweden, there is no official network between donors and actors, and only an informal exchange of information is carried out at the national level. There is no special international assistance network, either.

Legal technical assistance by Sweden (especially Sida) focuses on the field of human rights, through official assistance in the area of criminal law or administrative law. This is attributed to the fact that Sweden has held a dominant position in the area of criminal law, compared with other donor countries, and that traditionally it has not been active in assistance in civil and commercial law areas. It previously provided assistance to Asia (Laos and Vietnam), but currently, in accordance with national policies, has turned its focus on Africa and Latin America.



Sida Office

IV. Overview of Legal Technical Assistance by Germany Legal technical assistance by Germany covers a wide-range of areas, including civil and criminal fields, and targets

various regions around the globe.

Donors and actors in Germany include: the Germany Agency for International Cooperation (giz), German Federal Ministry of Justice and the German Foundation for International Legal Cooperation under the Federal Ministry of Justice (IRZ), political foundations (the Konrad-Adenauer-Stiftung, Friedrich Ebert Stiftung), association of judges, bar association, universities, etc. Among them, giz and IRZ are the most representative ones.

Giz is a limited private company, wholly owned by the Germany Federal Ministry for Economic Cooperation and the Federal Ministry of Finance. When the Federal Government reaches an agreement with recipient countries on the details of assistance projects, giz is commissioned to provide consulting services on those projects. It operates under commission not only by the German Federal Government, but also by private companies and international organizations. Furthermore, it provides a wide-variety of services in a flexible manner, including development assistance to developing countries and international cooperation with industrial countries. It does not focus on special target countries or regions, and accepts requests whenever possible.

Giz implements Law and Justice projects in the area of governance and democratization in such regions as: Southern and Eastern Europe, and in areas in transition including China, Africa, Latin America, Cambodia, Bangladesh, etc. Its assistance covers areas of legislation, courts, administrative law, administrative procedure, criminal law, criminal procedure law, protection of assets and ownerships, human rights, constitution, and a transition to a modern legal system.

On the other hand, IRZ has conventionally provided legal

technical assistance to Central and Southeast European countries, which were part of the former Soviet Union. Currently it targets North Africa and Asia (recently it has put a high priority on the relationship with Vietnam). Its assistance covers a broad spectrum of areas, including human rights, democratization, market economy, etc. It operates under commission by the Federal Ministry of Justice, as well as the Federal Foreign Office and the European Union.

Giz and IRZ work in close contact with each other and coordinate their activities so as to avoid assistance overlap. In addition, the Federal Ministry of Justice organizes an annual conference for domestic stakeholders to share information with one another.

IRZ is not involved in the network of international donors. It is also not actively associated with private companies or groups (though it receives funds from members of certain private groups). There seems to be concern that, if it is closely involved in the private sector, its assistance will be weighted towards improvement in investment climate. In the same manner, it has a negative view on the public-private partnership on the grounds that legal technical assistance should not pursue profit.



giz representative office in Berlin

V. Overview of Legal Technical Assistance by Italy

The Ministry of Foreign Affairs is the major donor of legal technical assistance in Italy. The Ministry funds the UNDP, IDLO and other institutions. This is the manner through which it provides assistance in the area of capacity-building and post-conflict rehabilitation to Afghanistan, Iraq, and other Middle East countries, and the Mediterranean region, including Tunisia and Libya. However, there is no horizontal connection or network among assistance stakeholders.

IDLO is a Rome-based NGO specializing in legal technical assistance, and was established in 1983. In addition to a branch office in the UNDP in New York, the United States, it has local offices in Afghanistan, Kenya, Kyrgyzstan, South Sudan, Somalia and Tajikistan, and has formed partnerships with Italy, the United States, Holland and other countries. Thus, it operates globally, and maintains broad networks with each partner country, international organizations - including the UNDP, the World Trade Organization (WTO), and the World Intellectual Property Organization (WIPO), academia, as well as with IDLO training alumni and experts.



IDLO

VI. Conclusion of the Survey and Personal Comments Sweden (especially Sida) provides legal technical assistance under a clear direction, and considers the promotion of human rights and democratization as its primary mandates. Its assistance specializes in criminal-related laws and public law, and focuses on Africa and Latin America. With regard to formalized cooperation and coordination among donors, while the country (and donors) recognizes its value, it does not appears to be overly enthusiastic about the idea. It may be that they do not feel the necessity of cooperating with donors in other countries. Perhaps there have been few conflicts of assistance with other donors in the areas of their specialization, or that they enjoy abundant capital resources for Official Development Assistance (ODA).

On the other hand, Germany is aggressively providing assistance in the civil-law area, while giving heavy emphasis to human rights, democratization and governance. Due to its feature as a limited private company, giz does not limit its targets to developing countries but provides a wide-range of assistance in a flexible manner. It actively gets involved with the private sector (their partnerships are not limited to legal technical assistance). In contrast to this, IRZ aims at producing public profit, and takes a measured approach to partnerships with the private sector. This is attributed to the fact that it was established under the Federal Ministry of Justice for the purpose of assisting in the establishment of governance in countries in transition, especially in former-socialist Eastern and Southern European countries. Giz and IRZ, the two major legal technical assistance stakeholders in Germany, constantly coordinate and exchange information of their activities so as to avoid overlapping assistance. Furthermore, the Federal Ministry of Justice annually holds a conference to build up a domestic donor network. In this way, it appears that donor coordination and network-building has advanced smoothly at the national level in Germany.

In comparison with Sweden and Germany, Italy has

provided legal technical assistance on a lesser scale. The country places priority on some African countries, which are part of the geographically-close Mediterranean region, and Afghanistan and Iraq. There is no independent ODA-implementing agency in Italy as JICA, and the General Direction for Development Cooperation of the Ministry of Foreign Affairs oversees ODA activities. In Italy, international organizations such as the UNDP and IDLO are major actors of legal technical assistance, which receive funds from the Ministry of Foreign Affairs. Under these circumstances, there is no formal network among donors in Italy, except for that among international organizations.

Though my survey covered only three European countries, it made clear the characteristics of legal technical assistance in each country. Through this survey, it appeared that in none of the countries, was the necessity of building up a general network for cooperation among donors and actors clearly recognized. In recent years, however, new approaches are being made towards worldwide network-building, including the Global Forum on Law, Justice and Development (GFLJD) by the World Bank. We need to focus on the future trends in this respect.

Overview of UNDP's approach

(a) UNDP's activities in support for legal systems and institutions

- For UNDP, supporting efforts to strengthen the rule of law underpins our work to sustain human development progress, as it expands people's ability to determine their own destinies and to participate in the decisions that shape their lives. It fosters political stability and decreases the chances for conflict or the escalation of violence
- As an overview of UNDP; it is the UN's largest development organisation. We have programmes in some 177 countries and territories in support of national development efforts and priorities. We work with government authorities, civil society partners, and local communities on a range of issues from recovering from and preventing crisis, to fighting poverty, to protecting the environment, empowering women, and supporting countries to make their institutions and governance systems more inclusive, effective, and accountable.
- On rule of law, UNDP works in more than 100 countries and has played a key role in strengthening rule of law in more than 40 conflict-affected developing countries in the last decade. Programmes range from supporting justice and security institutions and improving service delivery to promoting access to justice, providing legal awareness, establishing community-based violence prevention initiatives, and supporting legal systems that encourage international trade and investment.
- UNDP emphasizes that we must combine institutional building and legal reform with bottom-up empowerment strategies that enable the poor and most marginalized to seek and actually benefit from legal protections and justice outcomes.

- To focus specifically on this region, Asia-Pacific, UNDP currently has programmatic engagement in strengthening legal systems in over 18 countries, with substantial programmatic support in places such as Afghanistan, Bangladesh, China, India, Indonesia, Lao PRD, Maldives, Mongolia, Pakistan, Philippines, Sri Lanka, Timor Leste, and Viet Nam. The rule of law is also a major feature of the new UNDP Democratic Governance Programme in Myanmar.
- UNDP also works at the regional levels to enable South-South exchange, knowledge sharing and the building of networks amongst government, civil society, academics and practitioners. In the Asia Pacific, for example, UNDP has helped develop the Asian Consortium for Human Rights-Based Access to Justice which consists of over 33 organizations, from Bar Associations, such as from Lao, and Judicial Academies, such as from the Philippines, as well as public interest law groups, such as from Korea, to share knowledge on best practices and help inform justice reform efforts in the Asia region.
- Our emphasis is on access to justice for the poor and most marginalized through formal and informal mechanisms, to address inequality and discrimination, particularly for groups such as women. Women's Access to Justice, in relation to sexual and gender violence, as well as in family, inheritance and other social and economic rights areas, is an important priority for us. In a range of countries, we are already working on women's access to justice but we have not taken these efforts sufficiently to scale to make the transformational impact we want to see, as pointed out by the Progress of the World's Women Report. This is why we are joining forces with OHCHR and UN Women on a Joint Programme on Women's Access to Justice which will be launched in early 2013.

(b) UNDP's strategy in this field for the future

- Our strategy in the future can be divided in 3 main areas of:
 - Increase Knowledge and Policy Development to Strengthen UNDP's Approach

- Enhance Partnerships and Joint Action for Delivery, including in Conflict and Crisis Countries
- Expand UNDP's Integrated Programming

(c) Additional relevant information

- The Post 2015 development agenda will be an important framework for UNDP's future engagement. Last September, the United Nations General Assembly held a High Level Meeting on the Rule of Law at the National and International Levels. In the Declaration stemming from this Meeting, Member States agreed that exploring the linkages between the rule of law and development in the context of the Post 2015 agenda is important.
- UNDP will look to support efforts such efforts with a view to identifying how the Post 2015 development agenda might effectively integrate rule of law dimensions.



, Prof. Maurits Barendrecht

※HiiLman

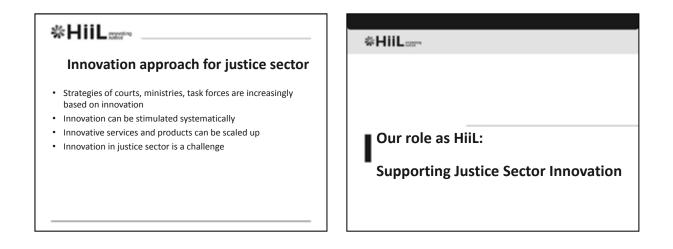
Trends in rule of law literature

Promoting rule of law top down is challenging

- Changing laws difficult and not always effective
- · Courts and other legal institutions resistant to change
- · Access to justice is problem

Bottom up rule of law promotion is the way forward, but:

- Many small scale projects
- Difficult to scale up
- Difficult to find out what works



*HiiL menter

1. Services

With services delivered to client organisations (strategy makers, courts, innovators):

A.Strategies for stimulating effective innovationB.Measuring and evaluation: is an innovation effective and does it bring justice?C.Help develop innovative court and ADR procedures/tools in Justice Innovation Lab

%HiiL mannan ____

2. Innovating Justice Platform

Providing *eco-system*: (public goods funded by donors)

- A. Innovatingjustice.com: knowledge platform
- B. Trend reports and law scenarios: trends in what works?
- C. Networks of innovators and Rule of Law leaders

*HiiLman

A. Innovatingjustice.com

- 84 innovations (last year 16 innovations)
- 16 challenges for innovators
- 13,200 unique visitors until 9 Oktober (last year 6,500)
- Innovating Justice Award 50,538 votes (last 9,000)
- Innovation model and innovation best practices > book
- Business/funding models for justice sector innovation > book

%HiiL man

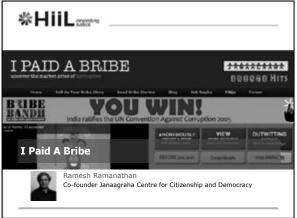
High potential innovations Affecting 10s of millions of people

- Online dispute resolution platforms > future courts
- Corruption notification websites (India, Kenia)
- Structured documents, legal information/advice
- Hybrids between lawyers and mediators and judges

 For poor <u>and</u> developed world
- Proposals for specialised courts in The Hague
- Legal procedure innovation (expert evidence)
- New ways of financing legal assistance and courts







%HiiL mastro _

Goals innovatingjustice.com

- Awareness of possibilities of justice sector innovation
- Showing what works
- Mobilizing demand: what courts, ministries can make or buy
- Rewarding and stimulating innovators
- + generating data > research > learning how to innovate

*HiiL month

B. Trend reports and law scenarios

Based on research, project experiences, network feed-back

- Worldwide trends in challenges, innovations that work, needs for further innovation
- 1. Towards basic justice care for everyone: strategies on access to justice (April 2012)
- 2. Law of the future scenarios (June 2012)
- 3. Rulejungling: When rulemaking goes private, international and informal (Oktober 2012)
- 4. The future of courts: (June 2013)



*HiiLmen

C. Networks

· We have networks

 Rule of law academics and practitioners, Highest courts, Innovators, Public private governance

- What we offer
 - Web profile on innovatingjustice.com
 - Interaction in major network meetings
 - Energizing lab sessions in new premises (1-1-2013)
 - Insights on what works, trend reports > HiiL Highlights
 - Options to be involved in projects

*HiiLman

Goals networks

- Building community of leaders around rule of law innovation
- Platform for demand and supply of innovations (market place)
- Exchanging knowledge about innovation

BUILDING UP A NETWORK ON INTERNATIONAL ASSISTANCE IN LEGAL AND JUDICIAL SECTOR

January 2013 Miha Isoi JICA Senior Advisor

- 1 Examples of Cooperation and Coordination in the Practice
- (1) Examples of Coordination and Exchange of Comments on the Draft Bills
 - Seminars by several donors in the drafting process of the law on enforcement of civil Judgments (Vietnam)
 - Cooperation and coordination between GIZ and JICA on draft laws for administrative procedure and its subordinate regulations (Uzbekistan)
 - The land law and the Civil Code (Cambodia)
 - The law on secured transaction, the commercial contract law and the Civil Code (Cambodia)
 - The law on prevention of domestic violence and the Code of Civil Procedure (Cambodia)
- (2) Examples of Coordination and Collaboration in Implementation

A: Joint Efforts in Implementation

- Continuous Legal Education for judges and prosecutors (Cambodia)
- B: Coordination and Taking Advantages of Preceding Activities
 - Coordination for common curriculums of training of community mediators with the Asia Foundation (Nepal)
 - Joining the Survey Trips by Justice Partnership Program (Vietnam)
 - Buying time blocks of TV drama series "Legal Hours" for dissemination of mediation procedure (Mongolia)
 - Coordination on dissemination of project information of other donors with Project for capacity development of the media sector (Nepal)
 - Reflection of the Inter-Ministerial ordinance on immovable registration pertaining to the Civil Code and the Code of Civil Procedure to the land registration database constructed by Land Administration Sub-Sector Program (Cambodia)

- Dissemination of the draft Civil Code supported by JICA at the Access to Justice Seminars supported by UNDP
- Coordination in dissemination between USAID that supported on publication of casebook and JICA that supported preparing manual on writing court judgments (Vietnam)
- (3) Cooperation and Collaboration in Gathering and Sharing Information
 - Sharing English translation of local laws and regulations including drafts
 - Collaboration in Legal Needs Assessments (Vietnam)
 - Utilization of survey reports and results of researches
- 2 The Keys to Successful Collaboration
- (1) Building and Strengthening the Channel of Information
 - Language problems
 - Accuracy of translation to foreign languages of draft laws and regulations
- (2) Role of Local Project Managers, Advisors or Coordinators
 - Development of consciousness and capacity
 - <JICA's training for experts to be dispatched for a long term> Theory and practice on donor coordination
- (3) Taking Over or Institutionalization of the Channels of Information
 - Setting official scenes for information exchange or not? <Practices in Vietnam>
 - Unofficial periodical lunch meetings
 - Project office as a de facto information center
 - Experts on donor coordination?
 - Practice of information gathering during periodical review and research of projects
- (4) Mutual Understanding
 - Especially of the background of each actor: Civil Law legal system, Common Law legal system, Religious background...
 - Characteristics or pattern of thought or action of each donor

Networking of International Legal Cooperation Programs of the Japan Federation of Bar Associations

Kimitoshi Yabuki Chair, Committee of International Relations Japan Federation of Bar Associations Professor, Hitotsubashi University, Graduate School of International Corporate Strategy

History of International Cooperation Activities of the JFBA

- 18 years experience since 1995 when the JFBA organized a training program for legal professions of Cambodia
- International Legal Cooperation Center (ILCC)
 30 members
- Administration Staffs"Policy on International Legal Cooperation Activities"
- Human Rights Protection/Permanent Peace/Rule of Law
- Neutrality
- NGO relationship with the ODA projects
- Grounds of Activities
 - Cambodia, Vietnam, Laos, Indonesia, Mongolia, Malaysia, China
 - Project for Lawyers and Bar Associations

Networking with Other Organizations in Japan

· Relationship with ODA projects

- Cooperation with the JICA

- More than 20 members working as JICA long term experts
 Consignments of JICA programs such as training programs in
- Japan
- Funding to the JFBA's projects for bar associations in Asia
 Funding to international conference such as Asia Access to Justice Conference in 2012

Cooperation with the Ministry of Justice and the Supreme Court

- Cooperation with Universities such as Keio University,
- Nagoya University and Waseda University
- Funding Organizations such as Japan Foundation and Toshiba Foundation

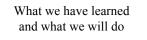
Networking with International Organizations

- International Legal Assistance Consortium (ILAC)
- International legal assistance programs after post-conflict countries
 Council Member
 - Joint project in Myanmar
- · Asia Access to Justice Network
- Conference every two years (Kuala Lumpur, Brisbane, Tokyo)
 Website information
- Cooperation with Other Bar Associations
 - Project on the Bar Association of Kingdom of Cambodia
 - ABA-UNDP Project
 - International Bar Association (IBA)
 - American Bar Association
 - German Federal Bar
 - Canadian Bar Association



- Communications, Information Sharing and Transparency
- Trust and Good Faith





- · Sustainability of the project partner
- Step-by-step approach
- · Total coordination and integrity
- Quality control
- Trust



"2013 ICD Workshop"

Networking Initiatives by Nagoya University

Associate Professor Okochi Minori Vice Director of the Center for Asian Legal Exchange, Nagoya University

Ladies and gentlemen,

This is my first participation at this ICD workshop as the Vice Director of Center for Asian Legal Exchange (CALE), Nagoya University. I would like to express our gratitude to you for the supports and cooperation which you have been extending to Nagoya University, particularly the CALE and the Graduate School of Law (GSL). Following the agenda for this workshop, I would like to introduce you briefly on our mission and activities.

CALE after twelve years

CALE was first established in 2000 as a research center belonging to the Nagoya University School of Law to institutionalize the Asia-Pacific Region Studies Project initiated by the School of Law in 1990. The Project was then expanded and given a particular focus on the issue of legal cooperation and assistance for other Asian countries seeking for help to facilitate their economic and political transitions in the 1990s. These activities were well received by the public and the Japanese government, who later contributed significant funds for us to develop our activities in this field. In 2002, CALE was promoted to the status of an institution directly under the administration of the University and, together with the Graduate School and School of Law, given the mission of coordinating international legal assistance/cooperation projects on behalf of the University itself. This new mandate has enabled CALE to initiate many ambitious projects in cooperation with universities and research institutions inside and outside of Japan, to implement five main roles as follows:

- Gathering and disseminating basic data and information related to Asian law and politics;
- Coordinating the advancement of theoretical research related to law and politics in Asia;
- Developing itself into a national and international center for Asian Legal Assistance;

- Building a Japanese hub for the network of Asian legal specialists;
- Accepting foreign legal specialists as visiting scholars and partners in developing joint research and cooperation projects.

Legal cooperation activities implemented by CALE and GSL

On the basis of these roles, CALE and GSL have initiated several research and assistance projects not only with countries in this region, but also institutions in Europe and the American continent, to develop a more comprehensive base for developing academic cooperation and technical assistance partnership programs. Such programs enable us to learn more about Asia and the different views about Asia, and to develop forums for dialogues about the future of Asia. I can give you some examples of the kind of projects which Nagoya University is promoting in recent years.

- (1) Establishment and operation of the Research and Education Center for Japanese Law in Uzbekistan, Mongolia, Vietnam and Cambodia; (Please see the CALE pamphlet for more details). We are also planning to establish a Japanese Law Research Center with the University of Yangon in Myanmar.
- (2) Dialogues with countries outside of Asia to promote mutual exchange of knowledge and experiences related to law and development activities; (We have held such dialogue forums with German counterparts about legal assistance in Uzbekistan in 2008, with Brazil in 2010 about the experience of Law and Development in Latin America, and with the US about legal assistance activities in Afghanistan);
- (3) Supports for formation of academic forums and societies in transitional countries, in order to help them develop their own research capacity and education standards; (In implementing the Global 30 project funded by the Japanese Ministry of Education (Monbusho), we have established a Nagoya University Office in Uzbekistan to serve as a hub for Japanese educational and academic cooperation with Uzbekistan, to facilitate Uzbek students' access to information about studying in Japan, and to promote cultural, academic and social exchanges between Japanese and Uzbek people. Since 2009, we have also been supporting the academic activities of the Cambodian Society of Comparative Law, which was established by young Cambodian scholars and legal professionals working in Phnom Penh);
- (4) Joint research on common theories for comparative administrative law, in cooperation with leading scholars and institutions in the US, Europe and Asia; (We have initiated this program since 2009 to involve experts in the field of Administrative Law in multi-lateral dialogues on the possibility to develop the academic discipline of comparative administrative law studies, with particular focus

on the recent trends of administrative law reforms and the relevant international assistance projects in Asia);

- (5) Continued joint research on legal cultural issues of the region; (We continue to work with South Korean, Chinese and Vietnamese partner institutions to develop further common knowledge about the traditional laws of Asia. We believe that such knowledge is important for the sustainable development of the legal system in this region);
- (6) Development of the Campus Asia Project. This is a long-term academic development scheme among Japan, South Korea and China on matching funds. Nagoya University is working with some leading universities in South Korea and China to run one-year exchange programs for students of the partner universities in these three countries. The purpose is to build new generations of scholars and practitioners who will be capable of working together in formatting a future East Asian legal community.
- (7) Development of the Leading Graduate School Program on "Cross-Border Legal Institution Design" funded by the Japanese Ministry of Education. This is a national scheme designed to provide education and training to outstanding students so as to help them develop future leading roles in industries, and governmental and academic work globally.
- (8) Partnership with legal information networks; (CALE has signed partnerships with Asian Legal Information Network (ALIN) in 2006. We are implementing a joint research project on International Cooperation in Legal and Institutional Building in Cambodia with financial supports of ALIN);
- (9) Partnership with international organizations; (In 2012, CALE has joined World Bank Global Forum Law, Justice and Development. By participating in international symposium and working groups, we are continuing to gain beneficial information and to develop our global network.
- (10) In the future, we would like to further expand the scope of our cooperation with other outstanding education and research institutions inside and outside of Japan, to form sustainable network or consortium of center for Asian legal studies as a timely response to the recent process of global and regional integration in academic fields.

Thank you very much for your kind attention.

Networking between Researchers across Recipient and Donor Countries for the Betterment of Legal Assistance

ICD Workshop January 24, 2011 Yuka Kaneko Professor, Kobe University

Lessons from 1990s~2000s

Politicization of Legal Assistance

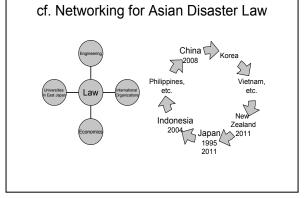
- Promotion of Globalization led by neo-institutionalism
- ←model laws + conditionalities (e.g. Asian Crisis)
 ←model laws + legal indicators (e.g. Transition)
 Security and peace-building after 9.11
 ← "Rule of Law" (supreme court independence; police & military reforms, etc.)

Conflicts:

- ·Donor vs. Recipient
- Donor vs. Donor (civil code vs. land law/ secured transactions law; civil procedural law vs. commercial court/ ADR, etc.)

Networking

- Networking between Donors sharing goals:
- -Goal-sharing (cooperation for Results Framework) -Model-sharing (e.g. civil code vs. special law)
- -Evaluation-sharing ("Efficiency" test or cost-benefit analysis on <u>input-output</u> ⇒"Effectiveness" test for the <u>outcome</u> directly deducted from the ultimate goal)
- Networking with Recipient/ Other Donors having different goals?
- Researchers' Networks across Borders



THE 14TH ANNUAL CONFERENCE ON

TECHNICAL ASSISTANCE IN

THE LEGAL FIELD 2013

【第14回法整備支援連絡会】

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE MINISTRY OF JUSTICE JAPAN

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY JICA

Po	OCRAM	
2013/01/25(FRI) 10:00AM TO 18:00PM 大阪会場:国際協力部国際会議室 Osaka : International Conference Hall, ICD		
東京会場: JICA 市ケ谷ビル国際会議場 Tokyo: International Conference Hall, JICA Ichigaya Building		
テーマ		
「連携と協調で広げる法整備支援」	離空 Osaka : international Conference Hall, ICD 際会議員 Tokyo : international Conference Hall, JICA Ichigaya Building 本支援J Ip and cooperation among donors in the provision of legal technical assistance J 法人国際協力機構(JICA) At A 数立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)アジア経済研究所, // - (ICCLC) artment (ICD), Research and Training Institute (RTI), Ministry of Justice Japan on Agency (ICC) artment (ICD), Research and Training Institute (RTI), Ministry of Justice Japan on Agency (ICA) artment (ICD), Research and Training Institute (RTI), Ministry of Justice Japan on Agency (ICA) artment (ICD), Research and Training Institute (RTI), Ministry of Justice Japan on Agency (ICA) artment (ICD), Research and Training Institute (RTI), Ministry of Justice Japan on Agency (ICA) artment (ICD), Research and Training Institute (RTI), Ministry of Justice Japan on Agency (ICA) artment (ICD), Research and Training Institute (RTI), Ministry of Justice Japan on Agency (ICA) artment (ICD), Research and Training Institute (RTI), Ministry of Justice Japan on Agency (ICA) artment (ICD), Research and Training Institute (RTI), Ministry of Justice Japan on Agency (ICA) art (ICD) artment (ICD), Research and Training Institute (RTI), Ministry of Justice Japan are (General, Industrial Development and Public Policy Department, JICA are Governance Group, United Nations Development Programme (UNDP) and Networks Department, International Development Law Organization (ILCO) Directed are of the Management Team, Hague Institute for the Internationalization of Law (Hill) be of the Management Team, Hague Institute for the Internationalization of Law (Hill) Division , Governance Group, Industrial Development and Public Policy Department, JICA are (ICS) are Mori Hamada and Matsumoto, Singapore Office Co-Representative Dreak (15:30-15:50) Stehthil General Discussion , Q&A StrymElexish App End Data Aron (ICC) Stehthil General Discussion , Q&A StrymElexish App End Data Aron (ICC) Stehthil General Discussion , Q&A Aron (ICC) 	
Theme		
主催		
法務総合研究所,独立行政法人国際協力機構(JICA)		
	a bit 0:00AW TO 18:00PM Phy 10:00AW TO 18:00PM Phy 10:00AW TO 18:00PM Phy 10:00AW TO 18:00PM Phy 10:00AW TO 18:00PM Phy 10:00AW Phy 1	
のrganizers		
 International Cooperation Department (ICD), Research and Training Institute (RTI), Ministry of Justice Japan Japan International Cooperation Agency (JICA) 		
(Supported by the Supreme Court of Japan, Japan Federation of Bar Associations, Japan External Trade		
Organization (JETRO), Institute of Developing Econon Foundation (ICCLC)	nies, and the International Civil and Commercial Law Centre	
	※ ムヨム・ハハ ア本地中	
Тімі	E TABLE	
10:00 - 10:20 開会挨拶 Opening Address		
法務総合研究所長 酒井 邦彦		
Mr. Kunihiko Sakai, Director General, RTI		
	evelopment and Public Policy Department, JICA	
10:20 - 12:00 Session 1 国際機関による取組	DOPM Caska: international Conference Hall, JICA Ichigaya Building 講了 Tokyo: International Conference Hall, JICA Ichigaya Building 講了 Tokyo: International Conference Hall, JICA Ichigaya Building 講了 Tokyo: International Conference Hall, JICA Ichigaya Building 講了 nd cooperation among donors in the provision of legal technical assistance J A_国際協力機構(JICA) A. Subcritication of Bar Associations, Japan External Trade Developing Economies, and the International Civil and Commercial Law Centre The TABLE Scharg: CDD JI#AVB Marce Marce Marce Backadress Scharg: CDD JI#AVB Marce Backadress	
Ms. Geraldine Fraser-Moleketi		
Director of the Democratic Governance Group, Un Mr. Giulio Zanetti	nited Nations Development Programme (UNDP)	
Director of the Training and Networks Department,	, International Development Law Organization (IDLO)	
Prof. Maurits Barendrecht Academic Director, Member of the Management T	eam, Hague Institute for the Internationalization of Law (HiiL)	
Q & A /Discussion		
Lunch Brea	ak (12:00 - 13:30)	
13:30 - 15:30 Session 2 政府機関などによる取組事例 Bilateral experiences		
Prof. Lars-Göran Lennart Malmberg		
Professor, The School of Business, Economics and Law at the University of Gothenburg Mr. Yoichi Shio		
Director, Law and Justice Division, Governance Gr	roup, Industrial Development and Public Policy Department, JICA	
Mr. Takeshi Komatsu Attorney at law and Partner, Mori Hamada and Ma	atsumoto, Singapore Office Co-Representative	
Q & A /Discussion		
Break (1	15:30 - 15:50)	
15:50 - 17:50 Session 3 全体討議 General Di	iscussion, Q&A	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
Mr. Motoo Noguchi, Director of ICD		
17:50 - 18:00 総括・閉会挨拶 Conclusion and Closing Address		
財団法人国際民商事法センター理事長 原田 明夫		
Recontion	(18:15 - 19:30)	
•		
now. The English Japanese sintutations interpret	union service will be provided.	





○司会(江藤) 御来場の皆様,本日は御参加いた だき,まことにありがとうございます。

ただいまより第 14 回法整備支援連絡会を開会い たします。

私は本日の司会進行を務めさせていただきます法 務総合研究所国際協力部教官の江藤美紀音と申しま す。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、この大阪会場と東京の JICA 市ヶ谷ビル 国際会議場とをテレビ会議システムで結びまして、 質疑応答やディスカッションに御参加いただくこと となっております。

東京会場は聞こえていますでしょうか。 ○中村 東京会場,聞こえております。 ○司会(江藤) 東京会場,御紹介お願いします。 ○中村 私,東京会場の進行役を務めさせていただ きます法務総合研究所国際協力部教官の中村と申し ます。どうぞよろしくお願いします。

○司会(江藤) よろしくお願いします。

それでは,第14回法整備支援連絡会の主催者で あります法務総合研究所所長,酒井邦彦より,開会 の辞を述べさせていただきます。

開会あいさつ

○酒井 皆様,おはようございます。

法務総合研究所の所長をしております酒井でござ います。本日,法整備支援連絡会の開催に当たりま して,一言御挨拶申し上げます。



酒井邦彦所長

本日は、皆様お忙しい中、多くの方にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

また, ゲストスピーカーであられるジェラルディ ン・フレーザー・モレケティ様, ジュリオ・ザネッ テイ様, マウリッツ・バレンドレッチ様, ラーシ ュ・イェーラン・レナート・マルムベリ様におかれ ましては, お忙しい中, 日本に来ていただきまして, まことにありがとうございます。私たちは本日の皆 様の御講演をうかがうのを大変楽しみにしておりま す。

また,本連絡会に御後援を賜りました最高裁判所, 日本弁護士連合会,日本貿易振興機構アジア経済研 究所,財団法人国際民商事法センターを初めといた しまして,私ども法務総合研究所の活動に御協力い ただいておられる多くの方々に深く感謝を申し上げ ます。

さて、今回の連絡会のテーマですが、「連携と協 調で広げる法整備支援」とされております。法整備 支援においてはこれまで、異なるドナーによる支援 の結果、法制度間に矛盾が生じることも少なくあり ませんでした。これは助言戦争とか制度間戦争など とも呼ばれております。しかし、法整備支援は、支 援受入国に法の支配が浸透していくことによって、 その国の社会の安定と経済発展につながり、ひいて はそれは国際社会の安定と発展につながっていくも のですから、法整備支援は、受入国はもちろん、ド ナー国にとどまらず全ての国が共通の利益にあずか る活動でございます。その意味で、法整備支援とい うのは、いわば WinWin ゲームなのだと思います。 ですから、この分野ではより一層の連携と協調を図 るべきですし、また、それが関係者の心遣いにより 可能な分野だというふうに思います。

この連絡会も,正に法整備支援関係者間の情報交換や連携促進の場となることを目的として,元法務 大臣であられた三ヶ月章先生の御提唱により開始されました。三ヶ月先生は民事訴訟法の全面改正とい う大事業を遂げられた後の人生を法整備支援に捧げ られました。三ヶ月先生はこの法整備の分野でも正 に先頭を突っ走っておられて,後に続く私どもはハ アハア言いながら必死に後を追いかけていった記憶 がございます。その三ヶ月先生は、あるとき私にこ ういうことを言われました。「酒井君,日本の法律 をアジアの国に教えるには、日本語で教えるなんて いう横柄な態度ではなく、その国の言葉でやらなけ れば駄目だ」とおっしゃいました。そして、75歳 から中国語の勉強を始められました。支援受入国と ドナー国との協調というのは、そこまでの覚悟を持 ってやるものだということを身をもって教えていた だいた思いでございました。

さて、私の挨拶の最後になりますが、2点ほど御 報告とお願いを申し上げたいと思います。

1つは、私どもの新しいパートナーとしてミャン マーが加わることになりそうでございます。これま で軍事政権下で国際社会から孤立しておりましたが、 一昨年、民政に移管したことに伴い、我が国も援助 を本格化させ、法整備の分野においても現在 JICA の御尽力によりミャンマーとの間で協議を進めてお ります。今年中に、早ければ夏にも本格的な技術協 力プロジェクトが開始されることになりそうでござ います。

それからもう一つ,次に,今年は日本・ASEAN 友好協力 40 周年ということで,一年を通じて日本 と ASEAN で記念事業を行うこととしております。 そして,今後,協力を強化すべき分野の一つに法整 備支援と人事育成が挙げられております。ASEAN は我が国にとって最も重要なパートナーですので, 40 周年となる今年が日本と ASEAN にとって記念す べき年になりますよう,皆様の御協力をお願いした いと思います。

以上をもちまして,私の御挨拶といたします。ど うもありがとうございました。(拍手)

○司会(江藤) 続きまして、JICA 産業開発・公

共政策部部長,入柿秀俊より開会の辞を述べさせて いただきます。

入柿部長は東京会場からの御挨拶となります。 〇入柿 皆様,おはようございます。本日は,お忙 しい中,多数御参加いただきまして,ありがとうご ざいます。

私は、ただいま御紹介いただきました独立行政法 人国際協力機構(JICA)産業開発・公共政策部部長 を務めております入柿でございます。

本日は,我が国による法整備支援に対して日ごろ から御理解と御協力をいただいております最高裁判 所,日本弁護士連合会,日本貿易振興機構アジア経 済研究所,財団法人国際民商事法センターの御後援 を得まして,法務省法務総合研究所とJICA との共 催において第 14 回法整備支援連絡会が実現しまし たことを大変喜ばしく思っております。この場をお かりしまして,本連絡会開催のために御尽力いただ きました皆様に対して厚く感謝申し上げます。

皆様御承知のとおり,JICA は関係の皆様の御協 力を得まして 1996 年にベトナムで本格的に法整備 支援協力等開始いたしました。これを皮切りに, 1999 年からはカンボジアでも支援を開始し,2000 年代に入りましてからは、ラオス、ウズベキスタン、 インドネシア、中国、モンゴル、ネパール、東ティ モール等へと支援対象国を広げてまいりまして今日 に至っております。

昨年 10 月には、ベトナム、カンボジアでのプロ ジェクト開始以来、長年にわたり多大な御貢献をい ただいているベトナム民法、カンボジア民法、民事 訴訟法の3部会に対しまして、JICA 理事長より国 際協力感謝賞を贈呈しまして、ささやかではありま すが、感謝の意を表させていただきました。

今年度は、4月になりまして、カンボジアの継続 案件ということでございますが、民法・民事訴訟法 普及プロジェクトを開始いたしました。また、7月 にはベトナムから副首相、最高裁長官、司法大臣な どから成るハイレベルの司法調査団を受け入れまして、ベトナム憲法改正に向けた情報収集、意見交換等に協力いたしました。

また,現在は,法務省等関係機関御協力の下, ミ ャンマーへの法整備支援の開始に向けて準備を進め ているところでございます。その一環としまして, 日本の法律事務所の関係者からも御参加をいただき ながら,8月には会社法,12月には国営企業改革 をテーマに現地で公開セミナーを開催いたしました。 12月のミャンマーでの現地セミナーには私自身も 参加いたしましたが,ミャンマー側からは法務長官 を筆頭にハイレベルの参加者を得まして,活発な議 論が展開されました。我が国の法整備支援に対する 高い期待があらわれた次第でございます。

本連絡会は JICA が法整備支援に本格的に乗り出 した時期から間もなく法務省主催により第1回が開 催されました。以来,回を重ね今回で14回目を迎 えることになりました。連絡会では,これまで,多 国間協議,法整備支援に携わる人材の育成,法整備 支援の強化等,様々な切り口から国内外,各機関の 取組の情報交換,法整備支援の在り方について,検 討が行われてきました。今回の連絡会では,「連携 と協調で広げる法整備支援」と題しまして,国内関 係機関だけではなく,国際機関からも多数の参加を 得ることができました。関係諸機関の更なる連携と 協調を目指して情報交換を行う貴重な機会になるこ とを期待しております。

近年,紛争・脆弱国への支援,あるいは気候変動, 食糧安全保障,防災など,開発課題が多様化・複雑 化し,先進国,途上国,国際機関,日本国内の官・ 民・学と地方等,様々な機関が一丸となって世界の 知恵を結集し,こういった課題に取り組む必要が生 じてきております。このような状況を踏まえ,日本 としてもプロジェクトの現場レベルでの情報交換, 協調をより一層強化することに加えて,日本による 支援の経験を積極的に世界に対して発信し,ナレッ ジシェアリングを図ることとして,国際レベルでの 協調を一層促進して支援の効果を高めていく必要が あると考えております。

さらに、国際的な協調・連携だけではなく、日本 国内の関係者、パートナーとの協調・連絡・連携強 化も重要性を増してきております。JICA では、民 間連携室の設置、PPP インフラ事業や BOP 事業と の連携、あるいは中小企業との連携促進、海外投融 資等々と民間部門との連携を促進するための様々な 制度、手法を整えつつあるところでございます。今 後、法整備支援分野におきましても、これまで御協 力いただいている関係機関に加えて、さらに日本国 内の民間企業の皆さんの団体、大学等との連携を深 めてまいりたいと考えております。

本日の連絡会が各機関の取組への理解を更に深め、 今後の連携と協調の強化につながるきっかけとなり ますことを心から祈念いたしまして、甚だ簡単では ございますが、御挨拶とさせていただきます。どう もありがとうございました。(拍手)

第一部 国際機関による取組事例

○司会(江藤) それでは,第1部に入ります。

本連絡会は3部構成になっておりまして,第1部 では国際機関で法整備支援を実施している専門家に よる講演を行います。

ゲストスピーカーは、国連開発計画(UNDP)開 発政策局民主ガバナンスグループ長のジェラルディ ン・フレーザー・モレケティ氏、国際開発法機構 (IDLO)研修・ネットワーク部長のジュリオ・ザ ネッテイ氏、ハーグ国際法律機構(Hill)アカデミ ックディレクターのマウリッツ・バレンドレッチ氏 の3名です。そして、3名のスピーカーによる講演 が終わりましたら、若干の質疑応答の時間をとる予 定です。

まず,本日最初のスピーカーですが,国連開発計 画開発政策局民主ガバナンスグループ長のジェラル ディン・フレーザー・モレケティ氏です。

モレケティ氏は、1994 年から 1999 年まで南アフ リカ共和国国会議員、1999 年から 2008 年まで同国 公共サービス行政大臣を務められ、2009 年から現 職でいらっしゃいます。

本日は、UNDP によるドナー間協調に関する取組 事例について発表をしていただきます。

それでは, モレケティ様, 準備はよろしいでしょうか。

 ○モレケティ 過分なる御紹介ありがとうございます。皆さん、おはようございます。それから、東京 会場の皆さん、おはようございます。

本日,こういう機会をまず賜りましたので,法務 省の法総研の皆様に御礼申し上げます。このように 皆様のとても重要な連絡会に参加する機会を賜り, 大変ありがとうございます。また,事務官の皆さん にも御礼申し上げます。

パネリストの皆さんですが,パートナー組織から 来ていらっしゃる方々であり,こういったパートナ ー組織は法の支配の分野の知識,プログラミングの 拡充に十分貢献なさってくださっています。先ほど 御紹介いただきましたように,本日は UNDP の開 発政策局民主ガバナンスグループ長として,法の支 配,司法,それから治安ということについて,民主 ガバナンスという枠組みから UNDP のアシスタン ス,支援についてお話しいたします。

このようなアプローチというのは、例えば司法制



モレケティ氏

度といったような制度,これは国家と社会の間の民 主的なかかわりの基本的な要素であるという考えに 基づいています。UNDPのかかわりの中核にあるの が,人間の開発のパラダイムであります。このパラ ダイムの目的というのは,人々の選択や自由を拡大 し,そしてより長く健康な生涯を可能にし,教育, それから人間らしい生活,教育基準を実現しようと いうものであります。このアプローチの根幹にある 理解というのは,人間の開発を達成するためには, 民主ガバナンスの強化が不可欠だということです。 法の支配を含めたガバナンスの欠如こそが皆さんの 国際的な開発の目標,例えばミレニアム開発目標を 達成する重要な障害となっているわけです。

皆さん御同意いただけるかと思いますが,法の支 配の確立というのは,それ自身重要な,また根幹的 な目的でありますが,同時に,より幅広い開発が進 歩するために不可欠なものです。人間の権利,人間 の安全保障,そして法の支配を通すことによって, その国はより高い可能性を持って成長するから,発 展の恩恵をより公平に分かち合うことができるわけ です。それらを通して社会的な結束と安定感を確立 し,それがひいては発展に勢いを与え,尊厳と,そ れから社会的な信用を確立していくのに寄与するの です。

UNDP は、この法の支配を強化する支援として、 プログラムを通しまして人間の開発の進歩を維持し ていく、つまり、人々がそれぞれの意義を決め、そ して自分たちの生活を形成する決定に自らが参加し ていく、組織的な安定性を有し、そして紛争の可能 性あるいは暴力行為のエスカレーションの可能性を 抑制しようというものであります。

皆さん御高承のことかと思いますが,UNDPとい うのは国連機構の最大の開発担当機関でありまして, 約177カ国・地域においてプログラムを展開し,そ の中で,各国の開発努力,そして優先順位の達成を 主にしています。その中で,政府機関,市民社会の 各パートナー,そして地元の地域社会の皆様と様々 な面で協力しています。例えば危機的状況からの回 復,あるいは予防,貧困対策,環境保護,女性のエ ンパワーメント,そして諸国を支援し,様々な制度 やガバナンス体系がより包摂的で有効で,また説明 責任のあるものにしようとしています。

法の支配の分野においては、UNDPは 100 カ国以 上で活動しており,鍵となる役割を 40 以上の紛争 の影響を受けている発展途上国で,この 10 年の間, 関与してまいりました。計画プログラムとしては, 例えば司法や治安関係の制度あるいは組織を支援す る,そして司法アクセスを促進するサービスの支援, 法律に関する意識啓蒙,さらにコミュニティーベー スの暴力行為を予防するイニシアチブを確立し,さ らに国際的な貿易や投資を促進するような法的制度 の支援というのがあります。

では、法の支配において我々はどのように機能し ているのでしょうか。法、それから開発の実務者の コミュニティーとして1つ認識している点がありま す。法の支配を強化するということは、単にそれに 関連する制度やサービスを提供する、それを強化す るということだけではない。伝統的に言って、支援 というのは、法律改革、さらにまた支援に関する 様々な担当者、司法、さらに法執行機関の制度、研 修だとか、あるいは設備を提供することで行ってま いりました。

しかし, UNDP はこのように単に制度だとかサー ビスに焦点を当てるだけでは不十分であると認識し ています。このような制度づくりと法律改革をボト ムアップのエンパワーメント戦略と組み合わせてい く必要がある。国家を通して貧困者,さらにまた社 会から取り残された人々が法的な保護を受け,裁判 の結果を享受できるようにし,さらにまた個人やコ ミュニティーの安全性を確保しなくてはならないと 考えています。

特に、このアジア太平洋地域に関して言いますと、

UNDP は現在, プログラム, 計画を通して, 法の支 配の強化に 18 カ国以上で関与しています。実質的 なプログラム支援を, アフガニスタン, バングラデ シュ, 中国, インド, インドネシア, ラオス, さら にモルディブ, モンゴル, パキスタン, フィリピン, スリランカ, 東ティモール, ベトナムで展開してい ます。法の支配というのは, さらに新しく始めてお ります UNDP のミャンマーでの民主ガバナンス計 画の重要要素でもあります。

UNDP はまた,地域レベルにおきましても活動し, 発展途上国同士の交流や知識共有,さらにまたネッ トワークの構築を,政府機関,市民社会,学会,さ らに実務者の間で進めています。例えばアジア太平 洋地域でありますが,UNDP は人権に基づく司法ア クセス治安会議の設立に寄与してまいりました。こ れは 33 の機関から成っておりまして,例えばラオ スの弁護士会,さらにフィリピンやいろんな諸国の 法学会,さらに公益,法律に関するグループなど, これは韓国などでありますが,入っておりまして, そして好事例に関しての知識の共有,そしてアジア 太平洋地域においての司法改革に情報を提供してい ます。

貧困者, さらに最も社会から取り残された人々に 対する司法アクセスにつきましては,公式,それか ら非公式のメカニズムを通して寄与しており,特に 不平等や差別という面を強調しています。例えば女 性です。性的あるいはジェンダー暴力行為に関連し て,あるいは家族ですとか相続,あるいはその他の 社会経済権利について女性の司法アクセスを促進す るというのは重要な優先課題と考えています。様々 な諸国で女性の司法アクセスの努力をやってまいり ましたが,しかしながら十分にこの面で私たちが実 現したいと思われるような大きな影響をもたらすほ どには至っていません。このことは世界の女性シン ポ報告書でも明らかでありまして,このことをベー スにいたしまして,国連女性機構,さらにまた OHCHR と協力し,2013 年に女性の司法アクセスに 関する共同プログラムを行っています。

インドネシアでの取組の例でありますが,司法ア クセス,そして法の支配について,次のようなこと をやっています。幾つかの会合を行いまして,貧困 者,さらにまた弱者に対しての司法アクセスを確保 するために,今後,司法のプロセスの需給,サプラ イとデマンドの両サイドで活動しています。

もう一つ重要な点をこのプログラムについて指摘しておきたいと思います。

私たちはまずアダットと呼ばれる伝統的な法制度 のリーダーと協力し,このような伝統的なコミュニ ティーベースの司法制度の判断が国際的な基準に合 致している,さらにまた女性自身がこのような伝統 的なコミュニティーベースの司法制度にも参加でき るようにすることを促進しています。

司法のもう一つの側面で重要なのは,メカニズム をきちんと設定し,例えばコミュニティーレベルで 女性などが参加し,そして,その苦情に対しての救 済手段が得られるようにするということです。リー ガルエンパワーメントの重要性を認識して,私たち はこの分野の努力を大幅に評価しています。

情報アクセスを改善し,法的扶助あるいは法的支 援を UNDP インドネシア支部がきちんとサポート するようにしています。例えば法律扶助ですとか法 律に関する意識啓蒙を法律扶助クリニック,パラリ ーガルあるいはコミュニティーベースの組織を通し てやっています。45 万以上の貧困者,そして社会 的弱者の人々で,法的問題を抱えた人々が,このよ うなリーガルエンパワーメント支援プロジェクトを 通して,インドネシア政府,そして UNDP の協力 でもってサポートされてまいりました。

このような私たちの経験から、重要な点として言 えるのは、UNDP 自体は法整備あるいは法の支援に ついて多大な経験があるけれども、しかしながら、 我々の経験をグローバルな知識として十分に活用し たり,あるいはほかと相関関係をつけるところでは うまくやってきていないということです。他方,国 あるいは地域レベルでの活動は、グローバルな政策 ベースに基づいてやってまいりました。ドイツ政府 の貢献を得まして,実践的なガイダンスを,法制度 の改善ということで,イノベートでのやり方でやる ツールを提供してまいりました。強力なプログラミ ングを提供し,各国のカウンターパート,相手方に 提供し,さらに政策及び革新ベースが強力に持って いくように確保して意を伝えています。

指揮管理,それから政策という分野は,このよう に経済情勢が厳しいと,なかなか困難に直面する分 野であります。そのアクセスに関しての我々のグロ ーバルプログラムを考えますと,私たちは,なかな かこのような経済的な環境の中で知識ベースを強化 する十分なことができないリソース状況になってい ます。法の支配の測定,計測というのが私たちの重 要な部門の一つになっています。

さて,法曹界,法律の専門家以外のステークホル ダーが関与するということは,法の支配にとって重 要です。法の支配というのは非常に多面的で複雑で あり,幅広いステークホルダーと協力することが不 可欠だからです。このような形のパートナリングの 経験を持っていますし,さらにもう一つ,非公式な 司法制度というのもそのうちの一つであります。こ れについては,討議のときにまた深くお話ししたい と思います。

さて、コーディネーション、協調についてです。 国連の法の支配についての定義というのは非常に幅 広くて、例えば治安に関して、議会、さらに立法の 起草者あるいは市民社会、司法の専門者、あるいは その他様々が関連しています。よって、コーディネ ーション、協調を、このバイラテラルなドナー、さ らにまた国際機関、あるいはその他のパートナー全 般において行うというのは、非常に複雑な作業にな ってくるわけです。その件に関して、2つのレベル でお話したいと思います。

法の支配のリソースコーディネーショングループ が、このワンコーディネーションを確保し、全ての テーマエリア、これはこの中に、司法、治安、さら にまた刑務所、矯正制度、さらにまた公的な司法制 度に関して国内機構全般でコーディネーションをと るものであります。この国レベルでの協調コーディ ネーションというのは、その国に常駐しているコー ディネーターが行っています。それは、例えば、ほ んのわずかであっても、法の支配に関連する機関を 含めてコーディネーションを行っています。例えば、 国連の難民高等弁務官事務所も入っています。とい うのも、例えば法というのは難民に関連しているか らです。

こういったようなコーディネーショングループの 目的というのは、価値観ですとか原理原則を共有す ることによりまして、法の支配について一貫性のあ る支援を提供するということであります。このこと は本当に必須なんです。先ほど言ったように、バイ ラテラルなドナーあるいは国際機関、あるいはその 他のパートナーがまとまっていく上で極めて重要で す。紛争あるいは危機的状況にある国や地域におき ましては、国連の平和維持局(DPKO)と協力し、 UNDP がフォーカルポイント、すなわち中核機関と して協力しています。司法、さらにまた矯正制度を 特定の国で支援していくというものです。このよう な中核拠点とすることによって、コーディネーショ ンの遅れた本部のサポートを現場に対して行うこと ができます。

UNDPと DPKO はまた,グローバルな中核機関, フォーカルポイントのアレンジを通して,法の支配 におきましても様々なコーディネーションのとれた サポートを提供しています。例えば,国連女性機関

(UN Women) でありますが,このような私たちグ ローバルフォーカルポイントの拠点にスタッフを派 遣し,例えば司法や矯正などを平和維持増設という 関係の中でジェンダーの問題を主流化するというこ とで参加してもらっています。

このようなコーディネーションでありますが、国 連機構にとどまりません。政府機関、国際機関、さ らにまた市民社会にも関連してきますので、極めて 法の支配においてのコーディネーションというのは 複雑でありますし、さらにまたセキュリティー、治 安ですとか、法執行機関も入ってくる。場合によっ ては、非常に機微に触れる点がありまして、組織に よってはなかなか、どのようにやっているかという ことについて、情報を提供したくないというところ もあります。UNDP はこの点で最近,世銀を東京に 送りまして、世銀がマスクを出す、セキュリティー 分野においても、治安分野の公的金融、財政管理と いう出版を出すことになっています。さらにまた, 治安部分も民主的なガバナンスに対する国連支援の ガイダンスノートを出しておりまして,この分野, 治安の分野もコーディネーションと透明性という問 題に対応していると思っています。

コーディネーションをより多く改善していく,さ らにそれぞれの機関の長所を利用していくというこ とで,このような関係がとても重要であり,今回の ような連絡会はコーディネーションを改善し,さら にまた法の支配のプログラムに関する意見交換をさ れており,極めて重要であります。皆様方との討議 を楽しみにしておりますし,最後になりましたが, 今回の会議を主催してくださった法総研の皆さんに, このような発言の機会をいただいたことに対し再度 御礼申し上げます。ありがとうございました。(拍 手)

〇司会(江藤) モレケティ様,どうもありがとうございました。

では、次のスピーカーを御紹介いたします。国際 開発法機構 IDLO の研修・ネットワーク部長、ジュ リオ・ザネッテイ氏です。

ザネッテイ氏は知的財産専門家として,世界知的

所有権機関(WIPO)などで活躍され,2001 年から は IDLO の国際コンサルタント,研修部長及び知的 財産専門家として知的財産開発プログラムの企画, 運営実施を行われてきました。

本日は、法整備支援分野におけるドナー、アクタ ーの協調について、IDLOの取組を発表していただ きたいと思います。

それでは, ザネッテイ様, 準備はよろしいでしょうか。

○ザネッテイ 皆様,こんにちは。以上で私の日本 語は尽きてしまします。

モレケティ先生と同じく,法務省,そして法総研 の皆様,温かいお迎えをいただいたこと,そして, このすばらしい連絡会を運営されていること,お喜 び,感謝申し上げます。JICA の皆様にも感謝申し 上げます。

私,国際開発法機構研修・ネットワーク部長のジ ユリオ・ザネッテイと申します。

話は2部構成でさせていただきます。最初の部分 は短い部分ですが,まず国際開発法機構についての 御紹介をさせていただきます。なぜかと言うと,国 際開発法機構というのは,UNDP ほど大きな組織で はないからです。また,今日は協力とネットワーク のお話ですが,お互いを知って初めて協力ができま す。どういう価値やどういう理念を我々が持って法 整備支援を途上国のためにしているかを知って初め て協力ができます。お話のパート2,こちらのほう



ザネッティ氏

が主たるものになりますが、11 点、取り上げてお 話ししたいと思います。成功裏に法整備援を行うた めに必要な項目を取り上げたいと思います。30 年 前に始まった着想ですが、29 年間にわたる世界各 地の活動によって得られた 11 項目を御紹介します。

まず,パート1,国際開発法機構とは何か。 IDLO ですが,こちらは国際的な政府間組織です。 残念ながら,まだ日本は加盟されておりません。こ の機会を通しまして,ぜひ IDLO のメンバーになら れることを御検討いただきたいと申し上げたいと思 います。

IDLO は法の支配とよきガバナンス,そして正義 の文化を途上国に浸透させることをそのマンデート としております。途上国だけを対象としています。 よく冗談で言うのは,私たちイタリアに本拠があり ます,イタリアだってこうした IDLO のサービスか ら成果が得られるに違いない。しかし,我々はアフ リカやアジア,ラテンアメリカ,東ヨーロッパの 国々だけを対象にしております。

私たちは、法の専門家、政府の役人、政策担当者、 規制当局,市民社会,そして裁判官,検事などを対 象にしております。本拠は美しいローマにあります。 そして,各国に事務所を持っております。アジア諸 国にも事務所があります。ビシュケク(キルギスタ ン),ドゥシャンベ(タジキスタン),ジューバ (南スーダン)、最も新しい国でもありますカブー ル (アフガニスタン), こちらには大きな事務所が ありまして、JICA とも幾つかの協力を行っていま す。カトマンズにも小さなオフィスがあります,ネ パールです。ケニアのナイロビ、そして、最近、ウ ランバートル(モンゴル)にも事務所を開設しまし た。加えまして、47の同窓会組織のネットワーク を 47 途上国に持っています。これについてはまた 詳しく後述いたします。重要な部分だと思っていま す。

私たち,3つのグローバルな領域で活動していま

す。

まず1つは、市民の司法に関する信頼構築に力を 入れております。これは伝統的なやり方で、世界中 の司法機関の強化、そして裁判官や検察、検事の研 修なども入っています。さらに、憲法づくりにも力 を入れております。ソマリアやケニアに関しまして は新しい憲法づくりの支援をしました。加えまして、 積極的に関わっているのが腐敗防止、そして透明性、 説明責任の促進です。

もう一つは、ボトムアップの活動です。正義、司 法アクセスの促進です。最も脆弱な人々、途上国の 弱い人々を対象にしています。特に女性です。また、 より進んだプロジェクトとしましては健康へのアク セスというところにも力を入れております。

最後の領域,こちらは特に私が積極的にやってい る領域ですけれども,国際取引・投資,持続可能な 開発などをやっています。特にグリーン経済である とか,天然資源,水,エネルギーなど,さらに国際 取引,これは WTO の自由貿易協定,知財などです。 それから,もう一つですけれども,先ほど知財につ いての言及がありましたが,私自身は知財プログラ ム,IDLO のスタートを切ったものということで, 特にここには思い入れがあります。

では、2つ目の部分ですが、11 項目について御 紹介したいと思います。この 11 項目に関して、お 手元の資料の中にも入れています。

まず最初に申し上げたいのが,統合化されたアプ ローチです。統合的取組,どういう意味かといいま すと,法の支配の領域で我々の傾向として公的部門 だけに取り組めばいいと,いわば司法省だけでいい と思ってしまう。当然,司法省は鍵です。そして, 重要な役割を果たします。商務省もそうかもしれま せん。その他,様々な法律分野があるからです。し かし,決して忘れてはならないのは民間部門を巻き 込むということ,そして,市民社会を巻き込まなけ れば,発展はうまくいきません。したがって,3方 向のアプローチをやっております。統合的に公共部 門の各組織,特に司法組織を入れていきます。さら には,民間部門の組織,例えば商工会議所などがあ るでしょう。それから市民社会。これらの健全な対 応が3つのグループ間に存在して初めて目に見える 持続可能な結果が生まれます。

私の知財の領域について例を挙げますと,往々に して知財関係の活動ですと,関係省庁だけ,例えば 商務省あるいは産業省だけに取組を行って,民間部 門でイノベーションが生まれることを忘れてしまし ます。そして,例えば患者さんが薬を手に入れよう としても,きちんとした市民組織が関わっていない と,うまくいかなかったりするわけです。

2つ目、オーナーシップ、そして説明責任です。

私たちは、需要主導型の組織です。IDLO が様々 なアジアの途上国を回って、例えば法整備支援がそ ちらで必要ですねとか、グリーン経済の支援が必要 ですねと言うのではなく、私たちは要請を待たなけ ればならないわけです。明確な要請があって初めて、 その国に関しての要求があることがわかるわけで、 そして、貧困削減戦略書にのっとった支援要請が各 国から来ることが必要です。つまり、国家の優先順 位としてその要請が高いことが必要です。途上国が まず運転席で運転手でなければならない。少なくと も、フロントシートにその国が座っていることが必 要です。私たち国際的なアクターが勝手に決めて主 導をとっていいということでは決してありません。 現地の組織、機関と密な関係を持つことが重要です。 これは時には難しいこともあります。

例えば、個人的な経験で言いますと、最近カンボ ジアで大がかりなプロジェクトが知財関係で終了し ました。知財は、カンボジアの領域ですと、4つの 省庁が関わっています。商務省、これが商標に関し て、産業省、こちらは特許、文化省、こちらはコピ ーライト、そして農業省は意匠に関してですから、 これは非常に難しいわけで、そこで調整機関を1つ 作りまして,そこでの調整を行いました。それでも 制度的には非常に複雑な枠組みで,様々な,ばらば らになった部分がありました。

また,加えまして、御存じのように、多くの省庁 機関が関わってくると、今度は自分たちの領域を守 ろうとしますし、また、様々な圧力や対立が生まれ てしまいます。一旦こうした制度的な枠組みが設定 されると、更に一歩下までおりて、もう少し細かく 中心人物を明らかにすることが必要です。これもま た問題であったりします。例えば、非常に熱心な中 心人物を明らかにすることができる。しかし、その 人には決定権がなかったりするわけです。または、 中心人物がプログラムの 50%の進捗時点で,他の ところに異動してしまう、そうすると、新しく入っ てきた人、この人は我々のプログラムに余り重きを 置いていないかもしれないわけです。ですから、ベ ストプラクティスを共有するときに、私たちは正直 にうまくいかなかった領域、ここはもう少しこうす ればよかったといった経験なども共有するようにし ています。

国の主導ということを言いますが、これはプログ ラムの設計そのものを協力してつくっていかなけれ ばならない。ニーズも共同で評価し、プログラムも 共同で設計し、実施し、そして、モニタリングと評 価も共同で行われなければなりません。

では、次に、調整ですけれども、これこそが本来、 テーマの一つですけれども、パリ宣言、そしてアク ラ行動計画、そして釜山などがありますけれども、 最低限ぜひ必要なのは、調整がきちんとされるとい うことです。我々がお互いに何をやっているか、国 際的なアクターが何をしているかを知っていること が必要です。それによって重複を避けなければなり ません。全てに我々が関わるだけの要求はたくさん あります。これはいいことです。法の支配に必要な ところはいっぱいあるからです。ですから、私たち、 お互いを知り、協力し合い、お互い何をやっている のかを知ることによって重複を回避しなければなり ませんし、お互い、できれば、協力もしていかなけ ればなりません。

連携,パートナーシップ,提携といった場合, IDLOのDNAに関わるものです。我々250人の小規 模組織が世界で活動しています。専門知識として途 上国が法の支配で必要なものを全て我々が持ってい るわけではありません。したがって,協力が必要で す。外部,国際的なアクター,UNDPやJICA,多 くの組織との提携が不可欠になります。様々な法の 領域で活動していますから,パートナーが必要です。 例えば,知財の領域ですと,私たちは,WIPOとか WTOと協力しますし,例えば保健分野の担当の人 たちであると,WHOとか国連合同エイズ機関,市 民社会組織等々と協力します。つまり,よく構築さ れたパートナーのネットワークを私たちは持ってい ます。

加えまして、私たちは、知識のネットワークを国際的なアクターと地元のアクターの間につくっていきます。気候変動に関心のある人、水、エネルギー に関心のある人等々を集めてネットワークを作ります。また、私たち、小規模組織ですからこそ、すばらしいコンサルタントのネットワークを持っています。2,500人を超える人々とほぼ定期的な形で協力しています。これは私たち独自のネットワークではありません。ぜひ皆さんも、専門家がある特定の領域でいないといったことであれば、連絡してください。お手伝いできるかもしれませんので、このネットワークは皆さんと共有したいと思っています。

次に、ニーズ評価です。

徹底的なニーズ評価を全てのプログラム一つ一つ にやっていかなければなりません。ドナーから十分 なこの部分の予算がないことがあります。あそこに 行って,ワークショップ3つやってくださいとか, それで終わってしまうわけで,もちろんその前に評 価の資金が必要です。ただ,コピー&ペーストでは うまくいきません。スリランカであるプログラムが うまくいっても、インドネシアで同じものがうまく いくとは限りません。ですから、白紙の状態、ゼロ からスタートが必要です。現場に行って、そこの本 当のニーズ、そして優先順位は何かを見ます。そし てそれを検討して初めてプログラムの設計を行いま す。

問題に直面することもあるでしょう。例えば司法 省が相手方であったりしますと,司法省だけと一緒 に協力してプログラムを設計することがありますが, それは不十分です。言いましたように,民間部門, そして市民社会組織などを巻き込むことが必要です。 それによって初めて十分包括的,幅の広い,持続可 能な,その国のためになるプログラムができます。

また、私たちが教訓として学びましたのは、ドナ ーとどのように一番いい形で仕事をしていけばいい かということです。かつては、世界中、様々なドナ 一,本格的なある特定の活動の提案を出して,特定 の予想を立てました。しかしそれが一番いい方法で はないということが分かりました。プログラム案, 提案というのは、ドナーとの協力で一緒につくって いくことが必要です。例えば、将来、JICA と一緒 に協力するという場合には、いろいろな提案をつく って、JICA にそれを送って、お金を支援してくだ さいと言うのではありません。皆さんが専門家と一 緒になってプロジェクトをデザインします。一緒に ニーズを評価し、プログラムの調整をします。まず、 企画書、概念的なものから作り上げて、もう少し詳 細に詰めて、具体的な活動へと絞り込んでいくよう な作業になるでしょう。

次に申し上げたいのが中立性です。

IDLO は国際的な政府間組織です。28 の加盟組織 があります。様々な司法組織の代表が入っています。 私のような者,あるいは民事法の専門家,コモン・ ローの弁護士,コモン・ローの世界の人たちもいま すし,また例えばシャリア法の専門家もいたりしま す。私たちは1つの国旗を掲げるわけではありませ ん。特定のシステム,制度を打ち上げるものではあ りません。イタリアの国旗がここにあるのはうれし いです。私はイタリア市民です。しかし,IDLOの 仕事をするときは,途上国を IDLO として支援する ときは,私はイタリア人ではありません。IDLOの 旗を掲げます。つまりこれは中立性です。特定のシ ステムを強制することはありません。

そして、これは我々も学んだことですけれども、 プログラムを成功させ、持続させるためにはエンパ ワーメントが必要です。私たちの視点から物事を決 めてはなりません。カンボジアにとって何がいいか、 私たちが決めてはいけないのです。私の仕事は、あ らゆるプラス面、マイナス面、長所と短所を客観的 に示す、そして、様々な結果を示す、様々な判断ご とにそれを示す、そのお手伝いをすることです。そ れを全部した上で、相手方が自らが決定を下すので す。これを中立性と呼んでいます。非政治的である ということでもあります。これは、私たちにとって 大変重要です。

今日の連絡会は連携,そして協調ということです が,法務省のパンフレットを読ませていただきまし た。ここでは正に同じ理念が書かれて,大変うれし いと思いました。世界中に法整備支援をするに当た って,中立性を大事にしていらっしゃいます。解決 策はその現場の文脈に合わせていらっしゃいます。

次に,最もよいツールの選択の話をしたいと思い ます。

IDLOは研修機関として 30 年前に設立されました。 私は研修・ネットワーク部長という肩書で,もちろ ん我々,研修は大事だと思い,好きですし,やり方 も分かっています。忘れてはならないのは,研修が いつもベストではないということです。

例えば、ワークショップを、1回、2回、カンボ ジア、ラオス、中国でやります。中国のような大き な国で3日間のワークショップをする場合、それは、 どんなインパクトをもたらすでしょうか。一番いい アプローチは、もっと包括的なプログラムをつくる ことです。何を結果として得たいかを考えなければ なりせん。得たい結果をベースにして、どういうア ウトプットを出すかということ、それをベースにし て活動を設計していきます。これが結果重視型の管 理の仕方です。

逆の手法をとることが多いわけです。例えば、あ る国でワークショップをやりましょう、こういう結 果を達成したいですと考えるわけで、そういう逆を 追って、結果から始めて、それから活動を設計する と、このトレーニングは一部いいかもしれない、し かし技術的な支援も必要じゃないかということもあ るかもしれない、あるいは何らかの実践的な部分も 必要かもしれないと途中で考えるわけです。ですか ら、大事なのは、研修や会議、これをデフォルトモ ードでやってしまってはいけないということです。

今回のような会議,連絡会,これは大変すばらし い機会です。経験を共有し,意識向上するすばらし い機会です。ただ,会議というのは能力を生み出す ツールとしては魅力ありません。例えばラオスの役 人の能力を見出すためには,会議は唯一じゃないか もと考えます。例えば,一番いいのは,1日6時間, 1週間かけて,実務知識,対応型の知識,100%そ の人のニーズに合わせてつくったものを提供するこ とです。そうすれば,週明けの月曜日,その人は職 場に戻ってすぐに仕事をすることができます。これ がその理念です。

このスライドにもトレーニングに関するポイント を幾つか書いています。言いましたように, IDLO は能力開発,政治に関して様々な経験を持っていま す。半日のトレーニングをXというテーマについて やるというのは不十分だと考えます。誰かを本当に エンパワーメントしたいという場合,最低5日間, 1週間の1日6時間の集中強化された知識共有が必 要です。 忘れてはならないのは、途上国の能力強化、キャ パシティービルディングするに当たって、大学と同 じことをやるわけではありません。場合によっては、 大学はすばらしかったりします。私たちが対象とし ているのは成人です。成人は経験を通して学びます。 6時間、私が講義を続けると、みんな眠ってしまい ます。20分たつと、大人の人たちは、事務所に帰 って仕事、あれをやらなければいけない、これをや らなければいけないと、違うことを考える。ですか ら、大人を教えるのは全く違います。

参加者中心型のアプローチと、私たちは呼んでい ます。1週間ずっと、1日6時間、どうやって集中 力を維持できるかといいますと、その人にとって大 事なものを、その人の仕事に本当に必要なものを提 供して初めて集中力を維持できます。私たちのプロ グラムは、彼らのニーズに合わせてつくっています。 そして、その人の独自のエンパワーメント、仕事が 要領よくできるためのものをつくっています。

今は指導者研修がありまして, IDLO は本格的な アプローチをとっています。段階を踏む手順もあり ます。トレーニングサイクルもあります。それぞれ のステップ,それぞれのツールは、学習者の能力に 合わせてつくられています。

先ほど言いましたが、結果重視の管理が重要だと 言いました。これは、正に同じ言葉を話すというの と同じです。結果について話し合い、結果を基にし てプログラムをデザインします。大事なのは協力で す。会議だけに力を入れているとか、あるいはワー クショップは2、3しかやらないというようなパー トナーとは一緒に協力するのは難しいわけです。包 括的にプログラムを一緒に作るに当たって、結果重 視マネジメントの様々なツールを一緒に作ることが 必要です。例えば、ログフレームとか論理手法であ るとか指標とか、そして、これをきちんとやれば、 その結果が及ぼすインパクトはよりいいものになり ます。 発表の最後の部分ですけれども、後に何をするか、 研修後、能力開発後何をするかという話です。

研修済んだらさようなら式は絶対に回避したいと 考えています。トレーニングをしてお役に立てれば 幸いです,さようならということでは不十分です。 私たちは,体系的に,プログラムのデザインの段階 の中で,持続可能なメカニズムを埋め込みます。プ ロジェクトが終わって随分たってからでも成果が生 まれるようなものです。そのうちの一つが指導者研 修です。これは、学習者の能力を高め、そして、そ れぞれ現場で得られた知識をもっと広めるためのも のです。英語でプログラムがあり、研修をやって、 そして、例えば、その人がカンボジアで研修を受け ますと、同じ活動を次に現地で展開できるわけです。 そうすると、より草の根にまで及びます。指導者研 修は、その意味で、非常に重要なツールです。

それから、同窓会組織、これは先ほども既に言及 しましたが、私たちの最大の強みの一つです。すば らしい 47 の同窓会組織が 47 の途上国に作られてい ます。同窓会組織とは何かというと、小さな IDLO と言えます。独立した小型の NGO、法的な背景を 持ち、独立して各 47 カ国に作られております。私 たちの価値観を持ち、私たちと協力をします。私たちにおいても大事なツールです。私たちはローマに 本拠地があり、幾つか事務所がありますが、このネ ットワークを使うことで、例えばインドネシアで何 が起こっているかとか、スリランカやネパール等々 で何が起こっているかを知ることができます。

同窓会組織は特別な組織です。御存じのように, 途上国では市民社会というのは各クラスごとに分か れています,裁判官の組織だとか,弁護士の組織だ とか。しかし,私たちの同窓会は,IDLOの全ての 同窓生が1つの組織に入っています。ですから,政 府の人もいますし,民間部門の弁護士もいます。業 界代表者もいますし,また市民社会の代表者も入っ ています。これが特徴です。 同窓会がなぜ重要か。私たちは民間企業ではあり ません。政府間組織です。このネットワークは私た ちのリソースであり、これは私たち独自のものでは ありません。皆様とぜひ共有したいと思っています。 例えば JICA、あるいは法総研の国際協力部がネパ ールで活動を活発にやっていらっしゃいますけれど も、何かやりたいということであれば、私たちにも 同窓会組織があります。私たちはどこかで仕事をす るときに、必ず同窓会を巻き込みます。例えば最高 裁の判事だった人がいたり、また検事総長だった人、 そして民間部門の弁護士も入っています。私たちだ けのネットワークではなく、ぜひ皆様と共有したい です。

最後の2点ですが,共有ネットワーク,シェアリ ングネットワークについて述べたいと思います。

シェアリングネットワーク,この写真,絵のよう に小さな村です。ウェブベースのネットワークです。 ネットワーキング用に作ったものです。まだ試行レ ベルですけれども,実際にコミュニティーを作ろう としています。先進国,途上国,いずれにおいても, 関心のある人たちのコミュニティーを作っています。

途上国において,人々は隔離された形で活動をし ています。そして同じことを何度も繰り返さなけれ ばいけなかったりします。しかし,今,優れた技術 があります。これをうまく使えば,お互いを結ぶこ とができます。例えばフェイスブック,皆さん,フ ェイスブックを使うようになりました。私たちはフ ェイスブック的なものを,法を専門にしたものを作 ろうとしています。法の分野でのサポートをプログ ラムが終わった後も提供できるような仕組みです。

それから、コーチングとメンタリング。手法とし ては非常に有用で、持続可能なメカニズムとして、 プログラムのインパクトを途上国のために持続でき るものです。

私の時間はこれで終わったかと思います。 御清聴 いただきまして,ありがとうございました。また質 問がありましたら、ぜひ後ほどお伺いします。あり がとうございました。(拍手)

○司会(江藤) ザネッテイ様,ありがとうござい ました。

それでは,第1部の最後のスピーカーを御紹介いた します。

ハーグ国際法律機構 HiiL アカデミックディレク ターのマウリッツ・バレンドレッチ氏です。

バレンドレッチ氏は, 1982 年から 1997 年まで弁 護士として, 1992 年からはティルブルフ大学教授 として紛争解決制度の研究をされており, HiiL のイ ノベーションジャスティスプログラムと提携されて います。

本日は HiiL の取組について御紹介をいただきます。

それでは,バレンドレッチ様,準備はよろしいで しょうか。

○バレンドレッチ ありがとうございます。御招待 にまず感謝申し上げます。

日本に初めて今回参りました。できるだけ多くの 方々とお会いして、日本のアプローチについて学び たいと思っております。日本は世界の中でも大変有 名です。非常に多くの東南アジアの国々に焦点を当 てて活動していらっしゃいますし、常に長期的な視 野に立って支援をしておられます。また、法体系の 変化というのは非常に時間がかかるということも御 存じです。昨年出ました世銀の報告書によりますと、



バレンドレッチ氏

42 年かけて法の支配といったものを確立すること ができるようになるということで、日本が長きにわ たってある国にとどまって活動するというのは、正 に正しい道だと思っております。

司法分野でのイノベーションの話をさせていただ きます。奇妙だなと思われるかもしれません。司法 というのは、急激な変化、イノベーションと結びつ けて考えることではなく、安定性が求められると、 通常思うからです。しかし、我々HilLではイノベー ションに焦点を当てております。政府が出資する NGOの形態をとっておりまして、研究者でもあり ますけれども、それは様々な実務の側面からの研究 を進めております。常に何がうまくいくかというと ころに焦点を当てておりまして、理論であるとか、 そういったものだけでなく、本当に実際うまく機能 するのは何かというところに焦点を当てて活動して おります。

私と,そして同僚たちは,人に焦点を当てて活動 をしてまいりました。なぜかといいますと,イノベ ーション,そして,より一般的に言いますと,司法 セクターにおける変化というのは通常個人からスタ ートするからです。

例えば、この人物のような個人です。ペドロ・ビ スコビッチさんという人ですけれども、非常に力も ある、しかし優しい人です。チリの経済省の人であ りまして、その個人的な経験からして司法は何かと いうことは分かっております。彼の父親も、サルバ ドール・アジェンデの政権で大臣をしておりました。 この政権はピノチェトの独裁政権に追いやられてし まったものでありました。

また,ニカラグア,これも内戦でぼろぼろになっ た国,そして,不正義が多く存在したところにおい て,彼は20年以上,毎日毎日,あるイノベーショ ンに取り組みました。彼は,常に赤ちゃんのことに ついて話をします。すなわち,司法ファシリテータ ーという彼の赤ちゃんです。これが,彼の編み出し たイノベーションであります。すなわち,司法につ いて関心を持ってもらう,また,資金調達をする, そしてプログラムに賛同を得るための活動です。

この女性、彼女が司法ファシリテーターと呼ばれ る人です。在宅で仕事をします。彼女、今、自宅の 台所に立っているんですけれども、ペドロ・ビスコ ビッチが気がついたことは、コミュニティーにおい て、通常ニカラグアの大きな都市から離れている地 方においては、でこぼこのほこりだらけの道を2時 間も歩かなければ、整備された、舗装された道に届 かないようなところに住んでいる人たちでもやはり 司法が必要だということなんです。彼女のような人 は、司法ファシリテーターとしてコミュニティーに よって選ばれ、そして、そのために白いTシャツを 司法のシンボルとして身につけています。そして、 彼女のような人は、基本的な紛争解決において訓練 を受けます。そして、イノベーションの一環としま して、裁判官はもちろんこのようなファシリテータ ーに助けられて、例えば文書の送達をしてもらった り、助けてもらいます。また、調停もしてもらいま す。調停というのは決して容易ではありません。

ファシリテーターの果たす役割の一つとしまして は、例えば誰かが家にやってきたときには、その人 は武器、例えば火器のような物を外に置いて家の中 に入ってこなければいけないというルールになって います。そして、例えばコミュニティーで対応でき なくなったときには、裁判官のところにそのケース を持っていくということなんです。そして、判決、 あるいは合意内容等を文書にして、毎年それをメモ にしていきまして、次の年にはより改善できる方法 がないかということを探る手段としています。

これがユニークなイノベーションの一つの在り方 です。これは、実は、ニカラグアの農村部で始まっ たことですけれども、それがうまくいったというこ とで、ニカラグアだけでなく、パナマ、パラグアイ の裁判所もそれに関心を持つようになりまして、グ アテマラ,そして将来的にはブラジルにまでそれが 広がる可能性があると思われています。

ファシリテーターは単に農村で働くだけでなく, 3年ほどの間はニカラグアの都市部でも仕事をし, 貧しい人たちが住むようなところで仕事をしていま す。これはうまくいっているということのシグナル です。それが国境を越えて外に広がっていく,他の 国でも広まっていくということがイノベーションが うまくいっているということの証左ではないかと思 います。

それでは、何がうまくいくのかということで、世 界中のトレンドをこのようにフォローするようにし ています。いろいろなイノベーションに目をとめ、 そして、それに関する文献等を集めています。

昨年レポートを出しました。これはウェブサイト でも入手していただくことができます。「万人のた めの基本的な司法ケアに向けて」というタイトルで す。基本的な司法ケアということですが、司法のセ クターというのは、やはり医療セクターからも学ぶ ことは大きいと思います。それについては後ほどお 話ししたいと思いますが、この基本的な司法ケアと いうのは、公平かつ効果的な解決策を個人が直面す る重大問題に提供するということでして、世界中で 1年当たり新しく出てくる問題というのは 10 億件 にもなるということです。

それは、リーガルニーズ、法律面でのニーズは証 拠から特定することができます。これは、どの種の 問題に直面しているのかということの調査をしてみ ますと、パターンがあることが分かります。ある特 定の人たちを集団で見てみますと、消費者問題とい うものがやはり出てきます。隣人との関係、家族関 係の問題。そして、日本はもちろん平和な社会とし て知られているというのは、このニーズ調査からも 分かっております。また、雇用関係の問題というも のがある一定程度出てくるのも共通点です。

これがトップテンの法律問題ということで上げら

れているリストです。何がうまくいくのかという話, そんな中で何が重要なのかということです。その証 拠は何なのか,うまくいっているという証拠は何な のか,もちろんそれは司法のセクターでは決して易 しいことではありません。

確実に法律がうまく働いている,作用していると 何をもって評価するのかということですけれども, 幾つかのやり方があると思います。いろいろなイノ ベーションを集めております。ウェブサイトを御覧 いただきますと,イノベーティング・ジャスティ ス・ドットコムのサイトで 80 件以上のイノベーシ ョンが,熱意を持つ人々から寄せられている状況を 御覧いただくことができます。

またさらに、法律ニーズ調査を見てみますと、ど のような形でそれを解決しているのかということが 分かります。ほとんどにおきまして、裁判所が関わ るのではなくて、和解、あるいは人々の間において 関係を修復するための合意がなされているというこ とです。その際には、多様なサービスが関わってい ます。例えば家族、友人、弁護士、警察、警察も非 常に大きな存在として正義を果たす役割を持ってい ます。あるいは、ラジオの番組、そういった司法で 問題を抱えている人たちの経験を聞くというような ことも役に立つ。しかし、裁判所ももちろん役に立 つわけで、司法へのアクセスというのは、やはり裁 判所へのアクセスが背後にあって成り立つものであ ります。

しかし,典型的な正式な手段というものは,割合 としましては少なくなっています。例えば,私のよ うな人,あるいは皆さんのような人たち,雇用問題 に直面したときに,新しいタイプの手続というもの が生まれてきているということが分かります。

もちろん,法の支配に関する文献も多々あります。 我々の出版物は,ハーグ・ジャーナル・オブ・ロー というものがあります。そこでトレンドを押さえる ことができます。傾向を見てみますと,法律を変え ること、また立法のやり方を変えること、非常に難 しいことが分かります。民事訴訟、手続の在り方を 変えること、それが司法へのアクセスを変える方法 でもあるわけですけれども、なかなかすぐに変わる というわけではありません。また、裁判所、その他 の法的な機構というものもそれほどたやすく変わる わけではありません。

UNDP, IDLO の研究成果などを受けまして, 我々は新しい形で,非公式な司法について考え始め ました。10 年ほど前は,そういった非公式な手段 というのはいい結果を及ぼさないのではないかと思 っておりましたが,しかし,今では,司法へのアク セス等を改善する意味で役割を果たしているんでは ないかと思うようになりました。もちろん改善は必 要です。ジェンダーの問題,年齡,あるいは権力の 問題,中立性が必ずしも常に担保されるわけではあ りません。しかし,UNDP, IDLO は非常に賢明な 形で非公式な司法制度というものを改善すべく努力 をしていらっしゃいます。新しい戦略として打ち出 されていると思います。

実は、今では、果たしてそのような戦略がうまく いくのかどうかを測定することもできます。我々が 編み出した手段ですけれども、司法アクセスをこの ような形で測定しております。100人に、50人の男 性、女性、都合100人ですけれども、経験を聞いて みました。このグラフから見るように、非公式な司 法, 公式な司法手段, 競合しているということが分 かります。コストにおきましては、従来の在り方の ほうが大きくなっています。そして、透明性という ことに関しては、公式な司法ほうがいい結果が出て いるということです。こういった形で聞いてみると, 経験上どのような判断がなされているかということ を知ることができるわけです。また、何がうまくい くのかということに関しましては、交渉、紛争解決 に関しても、文献からいろいろ読み取ることができ ます。

この 10 年の間, 我々は多くのことを知ることが できました, 紛争解決に関して。もちろん, 調停関 係の文献でいろいろ学ぶこともできますし, あるい は, 社会心理学的な文献であるとか, その他の分野 からも知ることができます。経験的な研究, どのよ うな場合に介入がうまくいくのかということも学ん でいますし, そして文献等に従ってどのようなアプ ローチをとるべきかを判断していきます。

また,その結果,専門家のネットワークを持つこ とができるようになりました。これらの専門家は UNDP, IDLO が既に同意されている専門家もあり ます。こういった専門家を知ることによって,戦略 をうまく調整していくことができます。専門家に聞 いて,最も重要な戦略は何かということを教えても らいます。ウェブサイトでのレポートとして,その 戦略について触れているものもあります。

実は、5つの戦略というものが特にうまくいって いるように思います、司法アクセスを改善するとい う意味におきまして。それだけがうまくいくという 限定的なリストではなく、むしろ専門家がそう言っ ているという、2012 現在での状況です。それぞれ 5つの戦略について、ごく簡単に御説明いたします。

まず最初の戦略ですけれども,法律に関する情報, これが専門家が最も重要視しているものです。それ をどのように提供していくのかについてはいろいろ 学びました。法律情報がいかに重要なのかについて は我々は皆知っています。だからこそ成文化された ものを,法典,そして手続法などを重視するわけで す。しかし,新しい成文化というものが出てきてお りまして,これは人々がより理解しやすくするもの, もっとカスタム化されたもの,そして,必要なとき にそれを見て理解することができるようなもの,ま た人々がヘルプデスクによって安心してそれを使う ことができるようにするということ。

もちろん,使われている現場は多々あります。ウ ェブサイトを通じてということもありますし,司法 のアクセスを求める場合,多くの国では,まずイン ターネットを見る人たちも多いかと思います。しか し,途上国では,同時に NGO がヘルプラインを設 置している,子供の正義のために,あるいは女性の 正義のためにヘルプラインがある,あるいは従業員 のために,あるいはラジオの番組などもそうです。 裁判所も提供しています。カリフォルニアでは裁判 所用のヘルプデスクもあります。80%の人たちは, やはり弁護士を雇うことができない。したがって, 部屋に座って法律文書を,お互いを助けながら,あ るいは助けてもらいながら文書を作成していくとい うようなものです。そういったことは非常に幅広く, また重要視されている動きです。

ただ,興味深いことは,多くの国におきまして, 法律情報に関して確たるリーダーというものは存在 しない,グーグル・ローといったものはまだ存在い たしません。どこか一か所に行けば法律情報がまと まって得られるというところはないわけです。

イノベーターにとって問題は何かということに, これはつながってくることです。ウェブサイトをつ くる,あるいは法律情報を普及させていくという場 合におきまして何が問題かということなんですけれ ども、ウェブサイトを通じて情報を売っていくとい うことはなかなか難しいので,イノベーターとしま しては、いいビジネスモデルをまだ見つけられずに います。したがって,法整備支援の観点からできる ことは、法律情報のウェブサイトをやはりいいもの として提供していくという在り方があるんじゃない でしょうか。ヘルプライン,あるいはラジオ番組, あるいはテレビ番組,司法に関するそういった番組 といったものに今頼っているところもありますが, それも活用することができるかと思います。

2つ目の戦略ですが,多くの国では,新しい法律 扶助の在り方が見られます。ファシリテーター,パ ラリーガルと言われる人たちが活躍しています。パ ラリーガルのプログラムがアフリカ,アジア等にお いては展開されています。徐々に国全体をカバーで きるような形になっております。多くのヨーロッパ の企業では、例えば法律関係と経費を保険で賄って くれるようなところ、中間層が対象となっている場 合が多いかと思います、貧困層ではなくて。いずれ にしましても、司法へのアクセスという点におきま しては、やはり1年当たり 10 万件ぐらいにはなる、 あるいは何十万件にもなるということだと思います。 法律事務所で家族関係、土地関係等に特化している ところも出てきているということです。

この背景には、興味深い展開があります。20年 前であれば、弁護士がいて、調停人がいるというの が当たり前でした。しかし、その弁護士と調停人と いうものがハイブリッドになってきている。すなわ ち、その2つをあわせ持つような存在というものが 出てきているということです。両当事者に対して何 が公平かということについて考えるようになってい る。そして、報酬も固定化されております。日本の 場合には、弁護士報酬の在り方としましては、やは りいい形での整備が行われていると思います。多く の国ではそれが見られませんけれども、固定報酬制 になっていった場合には、法律問題を解決するに当 たって、やはり利用しやすいのではないかと思われ ます。

それでは、イノベーターにとってバリア、障壁は 何なのかということですけれども、一番興味深いの は、多くの国では、これら新しい形の法律的な助言 を与えることは許されていない。すなわち非常に規 制が厳しい国もあるということです。ある国の場合 には、弁護士会に所属している弁護士しかそういっ た活動をしてはいけない、あるいは、一方当事者の 仕事しかしてはいけない、両当事者に関わってはい けないという場合もあります。あるいは、調停人が 例えば DV のケースなどを取り上げてはならないと いう国もあります。警察に行けと言われます。これ は、必ずしもクライアントにとって、依頼人にとっ てはいいとは言えません。したがって、その種のイ ノベーションをサポートする在り方としましては、 我々が支援をする国に対して、法的サービスを規制 するのはイノベーションにとっての障壁を作り出し ているということをはっきりと伝えることではない かと思います。

基本的な司法ケアという話をいたしましたけれど も、それに関しては、医療分野との比較をしてみた いと申し上げましたけれども、多くの国で今見てと れることは、やはり保健医療セクターに似ています。 例えば、お医者さんに行って、インフルエンザであ れば、世界中どこでも同じ治療を受けるはずです。 プロトコルがあります。標準的なプロトコルという ものがあります。だからこそ医師を我々は信頼する わけです。すなわち標準的なケアの仕方について通 じていて、そのうまくいくこと、うまくいかないこ とについての研究が十分整っているというふうに考 えるからです。

それが司法の分野でも出てきています。ベストプ ラクティスも UNDP のプログラムオフィサーがワ ーキングメソッドを国境を越えて共有していること などにおいて生まれております。そしてまた、離婚 や DV などに関しましても、ベストプラクティスを いろいろな国で見てみました。アゼルバイジャンか らエジプト,カンボジアまで見てみました。そして, ベストプラクティスというのは似ているということ が分かりました。DV の場合の対処の在り方という のは、インフルエンザの処置あるいは重症のがんな どの対処の仕方と似ているということで、やはりい い治療方法が必要であると。これは、隣人とのとり なし、あるいは麻薬関連の犯罪でも同じであります。 そして、それがやはり行動規範であるとかマニュア ル化に進めていくことができるんではないかという ことです。

もちろん,開発支援は途上国にとって重要な問題, 土地あるいは使用権の問題,ベストプラクティス, グッドプラクティスも出てきつつありますけれども, 一つのスタンダードというものがまだ生まれており ません。UNDP, あるいは IDLO が中心となって, もしかすると出てくる可能性があります。モデル法 ということではなくて,ステップ・バイ・ステップ のガイドラインを生み出して,どのようにすれば問 題解決につなげていくことができるのかという意味 でのベストプラクティスの積み上げです。

では、イノベーターにとってなぜこれが難しいの かということなんですが、なぜベストプラクティス がなかなか出てこないのか。これはやはりコストが かかるということが一つあります。NGO の人たち がベストプラクティスに自ら取り組むということは 考えにくいわけで、投資が必要、コストがかかると いうことがやはり問題かと思います。

4つ目の大きなトレンドとして専門家が上げてい るのが、第三者による審判のプロセスです。これは いろいろイノベーションに富んでいます。例えば宗 教的な家事裁判所、インドネシアにおきましては、 それはインドネシア版のシャリア法に従って判断を 下しております。それが、やはり国民にとっても有 用と思われているということです。また、さらに、 オーストラリアの場合には、司法が宗教的な家庭裁 判所をサポートしています。そこでは、個々の人た ちにとって役立つ手続が生まれています。

また,消費者の ADR でも同じトレンドがありま す。アジアについては分かりませんけれども,最近, 消費者 ADR でヨーロッパでの調査を見ますと,750 の専門化されたプログラムがこれらの紛争解決には 生まれているということであります。これは何億人 ものための手続と言っていいと思います。通常,非 常にシンプルで非公式な形のものです。また,特定 の問題,例えば,雇用,審判所,あるいは隣人との 問題のとりなし等々,あるいは消費者問題等に特化 するということであります。

20 年前であれば、やはり判事の一番大きな仕事

は判決を書くことと思っていたと思います。しかし, 今ではヒアリング,すなわち,審判といいますか, 公判で話を聞いてもらうことが重要だということで あります。そして,最終的には判決を出してもらう ということではありますけれども,やはり話をしっ かり聞いてもらう場が必要であるということです。

正式な裁判所,そして非公式な村での裁判所,そ してまた,様々な政府が設置する審判所でもそうな んですけれども,いろいろな形の法廷というものが あって,その間に競争があるということも重要であ るかと思います。どこを選ぶのかということは,そ の人のニーズに従ってなされるということかと思い ます。

何が難しいところなのか、なぜもっと裁判所手続 においてイノベーションが出てこないのかというこ とですけれども、審判を下してもらうということが 無料になってしまいますと、やはり裁判所に負担が かかり過ぎてしまうということ、いい資金提供源を 生み出すことができないということ、また、他に ADR, 調停だけではうまくいかない場合に、やは り原告がいて被告がいて、両方とも裁判所に来ても らわなければ判断を下してもらうことができない。 これは非常に複雑なことであって、簡単に説明する ことはできませんけれども、新しいやり方を導入す るということは難しさを伴うということです。しか し、その法整備支援の在り方としましては、より簡 素化した手続というものをどうしたら考えることが できるのか、そしてまた、もっとイノベーションに 富んだ裁判などのやり方はないかどうかということ を、コストあるいは資金調達の方法も含めて考える ことが必要かと思います。

また,5番目,やはりインターネットに対するア クセス,あるいは携帯電話へのアクセスといった IT プラットホーム,これが交渉あるいは裁判手続 などを進めていくことができます。eBayの紛争解 決センターの場合には,毎年6,000万人もの人たち の紛争を解決しております。リーガルズーム,そし てインドの ID プログラム,こういったものも新し く IT を使って,司法へのアクセスを改善する手段 を提供しています。

では、イノベーターにとってここでの問題は何か といいますと、またここでも複雑なものが関わって います。IT プラットホームは多くの国で使うこと ができるわけですが、しかし、裁判所、そして司法 制度全般としては、手続を外から取り入れてくるの ではなくて、自ら作り出しているということだと思 います。別に法的な移植をすることが全てといった わけではありません。一つの国でうまくいったもの を単純に別の国に移植することはできません。

しかし,そうは言っても,専門家あるいはほかに, 消費者問題,土地問題,あるいは財産問題,あるい はビジネス上の問題で何かいい手続といったものが 外で開発された場合に,それを何らかの形でうまく 取り入れることができないかということを考えるこ とは必要だと思います。それが,何がうまくいくの かという考え方の基本であるかと思います。

そして,こういった新たなイノベーションが多く の人たちに影響を与えております。それを我々も前 に進めていくためにサポートすることができます。 既にお話したように、ドナーによる法整備支援を, 我々もどのように支援していくことができるのか, これまでお話をしてきましたが、しかし、イノベー ションを法整備支援でどう促していくのかというこ とについて触れておきますと、どの司法へのアクセ ス戦略がうまくいかないのかを押さえておく必要も あります。

例えば無料での提供,これは,アメリカ,その他 の国が研究を進めていますが,あまりうまくいって いません。もちろん恩恵を受ける人たちもいますが, しかし,多くの人たちにとって司法へのアクセスを 改善する手段とはなっておりません。また,単に調 停を提供するというだけでは駄目であって,調停人 を単に訓練しただけでは、クライアント、依頼人が ふえるわけではありません。適切なモデルを編み出 すことによって、国民が調停に頼るというような状 況を作り出すことが必要です。

また,多くの国で政府は法律扶助への補助を減ら そうとしております。うまくいかなくなってきてい るという例もあります。また,私のところでも重点 を置いているのはイノベーションでありますけれど も、ドナーもまた,やはりイノベーションを刺激し, そしてそれに報奨を与えていく,例えば名声という 形,あるいは初期のファンディングという形でそれ を促すような活動をしていくことができるかと思い ます。

イノベーションのためには時間が必要であり、そ して若干の実験も必要です。したがって、プロトタ イプと言われる初期の段階では資金も必要ではない かと思います。日本で、これをお話しする必要はな いかと思います。日本はこれまでイノベーション、 そして技術に多く投資をしてこられましたので、投 資といったもの、新車に対する投資、新しいエレク トロニクス商品に対する投資がいかなるものである のか、プロトタイプづくりにはいかに投資が必要か ということについては、十分熟知していらっしゃる と思います。これは、法律、司法の面でも生かされ るということを申し上げているわけです。

そして,イノベーションにおきましては,効果, そして公正さというものを計るということも必要で あります。それが司法アクセスが改善されているか どうかにとっては非常に重要だということです。

また,司法セクターというものを一つの業種とし て捉えることも必要でしょう。イノベーションがま とめられている業種として捉えるということです。 それぞれの業種においては,研究開発に対して予算 の2,3%を振り向けることが必要だというのは常 識になっています。したがって,司法分野において も同じことをやはり求めていく必要があるのではな いかと思います。

また,やはり対等な土俵のためのロビー活動も必 要です。例えば既存の既得権益といったものが阻害 要因になるかも分かりません。あるいは,規制とい ったものが障壁になっているかもしれません。

ドナーと研究の国際的なパートナーシップが必要 です。ベストプラクティスを生み出すということ, うまくいくこと,これを様々な国に展開していくと いうことがイノベーションアプローチの重要な部分 ではないかと思います。

皆様,本日は司法セクターでのイノベーションと いうトピックで話をさせていただきました。私の熱 意が伝わったならば,うれしく思います。ペドロ・ ビスコビッチのような人物に会えば,イノベーショ ンの力を認めてくださると思います。新しいものを 生み出していく人たち,そして 10 年,15 年かけて それをうまく生かそうとしている人たちのような熱 意をぜひ理解していただきたいと思います。ありが とうございました。(拍手)

○司会(江藤) バレンドレッチ様, どうもありが とうございました。

それでは,ただいまより,質疑応答を開始いたし ます。

この質疑応答,連絡会の内容については, ICDNEWS 及びホームページへ掲載予定ですので, そのため録音をしております。ですので,質問の際 には,お手元のマイクのスイッチをオンにしてから 発言お願いいたします。また,発言は挙手をしてお 願いいたします。

質問の受付ですが、大阪会場、東京会場の順にさ せていただきます。それから、大阪会場で質問され る場合には、スイッチをオンにして、ランプが点灯 したのを御確認いただいた後に発言をお願いします。 発言後はマイクのスイッチをオフにしてください。

それから,質問の初めには,御所属とお名前,そ れから,どのスピーカーに対する質問かをおっしゃ っていただきますようお願いいたします。

それでは、大阪会場で質問のある方、挙手をお願 いいたします。

○松浦 名古屋大学の松浦と申します。ザネッテイ さんに1つ御質問がございます。

ニュートラリティーの話をされました。けれども、 いろんな国が援助をするときに、それぞれ自国のい いところを強調するのはよくあることです。車と同 じで、イタリアの車がいいとかドイツの車がいいと か日本の車がいいと、アメリカの車は駄目だとかで すね、ニュートラリティーというのは確かに重要な のですが、実際にそのニュートラリティーをどうや って実現するかが大きな問題だと思います。ザネッ テイさんのところのチームでは、どういうやり方で 実際にニュートラリティーを実現しようとしておら れるのか、そのポイントを教えていただけないでし ょうか。

以上です。

○ザネッテイ 松浦先生,非常に興味深い質問,あ りがとうございます。

何とかイタリアの車が世界で最善だということを ベースにお答えしたいと思いますが,実際のところ, ここでは製品の話ではなくて,法制度,法整備の話 になるわけです。ということで,実際の事例をベー スにお答えしたいと思います。

最近, どのように中立性の原則を実現したか。こ れは,経済連携協定(EPA),ヨーロッパとの経済 連携協定においての支援でした。ザンビア政府に対 して,それからエチオピア,それからセーシェルに 対して支援を提供したんですね。私はイタリアから 来ていますので,EUのメンバーです。しかし,先 ほど言ったように,私の義務を IDLOの文言として 執行するときには,私は中立性を持たなくてはなら ない。全てをきちんとフィルターにかけて,発展途 上国,そして彼らのニーズの優先順位という観点か ら守らなくてはならないわけです。ということで, 知的財産権, EPA の中の IP の部分について, ザン ビア政府の担当者, それからエチオピア政府の担当 者に対して, 第4条は, これはあなたにとってはい い, この第6条はよくない, 第7条はよいだろうと, しかし, そういうふうに言うのは, 中立性がないと いうことで, よくないのです。

その条文ごとに、様々政府に対して、一体それが 何を意味するのか、その条文条文が何を意味してい るのかというのを説明します。世界全体のトレンド も説明します。例えば特定の件については、ジュネ ーブにおいて、アフリカグループと、それからアジ アの諸国グループと, それから先進国グループの間 で大きな論争になっていました。法的にどういう結 果になるのか、どういう制度面の結果になるのか、 また開発的にはどういう結果になるのかというのを 示すものです。この条件をのんだら、この条文をの んだら、あるいは、のまなかったらどうなるかとい うことを説明いたします。その後グループに分かれ てもらいました。それぞれでまたブレインストーミ ングしてもらったんです。私としては、本当に謙虚 な気持ちでアシスタント役をしたんです。つまり、 彼らに決定を任せるということです。

それで実際的なお答えになったでしょうか。つま り、良いところ、悪いところ、いろんな情報を全て つまびらかに説明し、彼ら自身に決定を委ねるとい うことです。それが私の言う、私たちの言う中立性 なんですが。

〇モレケティ 私のほうからもちょっと追加していいでしょうか。

より幅広い開発という観点から見たいと思います。 開発の目的というのは法の支配を強化するというこ とであり、この中には司法だとか治安も入っている。 政治的に機微に触れる点がありますが、これは皆さ んよく御存じかと思います。こういったような機微 に触れるところというのが明確でなかったとしても、 それは、開発というのは、例えば文化、例えば経済、 あるいは制度的な環境が周りにあって,それの状況 によって,うまくいったり,うまくいかなかったり するわけです。実際にコンテクスト,発展を取り巻 く状況や周辺がよく分かっているのか,特に法整備 を支援する上でコンテクストを十分に理解して支援 をするということが,支援の効果を高める上で重要 なんです。

国際機関、多国間機関の場合には、これは政府間 の NGO, IDLO のような場合もそうだと思うんです けれども、特定の現場、コンテクストがあって、そ れを十分に考えて、特定のやり方を押しつけてはな らない、こういったオプションがあるということを 提供しつつ、特定な状況というのを十分に、あるい は環境や周囲を理解しなくちゃいけない。車を売る ということは簡単かもしれませんが、しかし、法の 支配の分野では、それほど簡単にはいきません。 様々な実践というものが示されなくてはならないの です。そして、その国の法、例えば支援を求める国、 あるいは特定のエージェンシーのグループ、あるい はコミュニティーが様々なオプションを吸収し、そ して、彼らが決定をするということが重要なんです。 ○松浦 追加の質問をしてよろしいでしょうか。 ○松浦 イタリアの車を運転したら何が起こるかは 非常によく分かります。ところが、新しいリーガル システムを入れたときに何が起こるかよく分からな いのが普通なのです。今のお話ですと、何が起こる

かが事前に分かれば、みんな選べますが、分からないときにどうするかという問題は依然として残ると思います。特にお返事は結構です。コメントです。 〇司会(江藤) はい、ありがとうございます。 次の質問、どなたかございますでしょうか。

はい,そちらの方。マイクをオンにして,御所属, お名前と,それから,どなたに対する質問かをおっ しゃって下さい。

○鷲尾 失礼いたします。ちょっとお時間いただき ます。私,キントキフーズ代表の鷲尾と申します。 どうぞよろしくお願いします。

主に農業を専門にちょっとやっている企業でござ いまして、目標としては飢餓救済に向けての農業, アグリカルチャービジネスというのを世界中で展開 しておる企業でございます。

それで、質問なんですけれども、WHO とか WFP とか、いろいろ御関連あると思うんですけども、現 在食糧が行き届いている子供たちとか、行き届いて いる国とか、行き届いていない国とか、いろいろご ざいます。そういった形での法整備というんですか ね、そういうことはどうなっているのか。ジェラル ディン・フレーザー・モレケティさんにお尋ねしま す。

〇モレケティ 具体的には、詳細にはお答えできないのではないかと思うのですね。では、交代して。
 〇ザネッティ では、私のほうから何とか御質問にお答えしたいと思います。

非常にすばらしい,また専門的な質問です。食糧 に対してのアクセス,そして食糧危機というのは世 界各地で御存じのとおりに起こっています。社会的, 経済的,それから法的な意味合いを持っています。

法的な枠組みということで、食糧の安全保障とい うことを考えるに当たっては、まずは土地権の問題、 つまり土地の所有権だとか利用権の諸国においての 問題がありますし、他の側面もあります。例えば知 的所有権という問題も入ってきます。国際条約、 IPWIPOの28,91というのがあります。こういった 枠組みが、特定の国が農産物をつくって、そして販 売するという能力に影響を与えます。

さらに,その他の国際条約もあります。例えば生 物多様性条約(CBD)というのもそうです。この条 約も重要な役割を果たしています。これもまた生物 学的な試料の所有権,さらにまた伝統的な部族や民 族の持っている知識にも影響を与えている。

ちょっと十分な説明でないかもしれませんが,以 上です。 ○バレンドリッチ 恐らく司法アクセスというの もこの件には絡んでくると思います。1つ,司法ア クセス,司法の利用というのが重要だと思われてい る分野,それは政府サービスへのアクセス,利用が できるかどうか,さらにまた,いかに政府機関が 様々なエリアの規制を行っているかという点につい てです。例えば、特定の国において,インフォーマ ル,非公式,公式に優れた手続があって,それを使 って,市民や国民が上官について苦情が言えるとし たら,例えば食糧の品質だとか,あるいは食糧の流 通について苦情が言える,例えば飢餓といった状況 においての食糧の配給などについて苦情が言いやす いというようであったらば、食糧というのは、それ を必要としている人に行き渡り、安くなると思うん です。

実際,これまで貧者,貧困層に対しての司法アク セスを強化する取組,あるいは行政的手法といった ように言われているような分野のやり方というのは, 法的エンパワーメントを行う上で重要です。水や食 糧に対するアクセス,電気といったような利用可能 性を拡大するため,こういったものを全て人間らし い生活のために不可欠だと言えます。

〇モレケティ じゃ,私のほうから少し,本当にこ れは純粋に専門的,しかし同時に法律的な話だとい うふうに思いました。特にリーガルエンパワーメン トということをメーンで申し上げたいんです。それ はパートナーシップという役割です。グローバルな 法的,リーガルエンパワーメントの取組があります。 これはナマティというふうに言われていて,この制 度というのはいろんな機関が参加しておりまして, 数多くの非政府機関,それから二国間機関も参加し ています。

こういったグループが,今おっしゃったような分 野に焦点を当てています。例えば,昨年の終わりで ありますが,カンパラで会議がありました。そこで, コミュニティーのベースのパラリーガルのやり方を サハラ以南でどういうふうにやっているかという話 し合いがありました。50のプログラムについて討 議が行われ、その中でいろんな課題、例えばジェン ダーベースの暴力だとか、さらに統治だとか自然資 源をめぐる問題、そして規制環境、規制状態につい ての話もなされました。

最初,十分に理解せず,お答えできず,申し訳あ りませんでした。

〇ザネッティ ちょっと、1点、忘れました。

もう一つの点は,法的枠組み,消費者保護という 点です。例えばラベル表示です,特定諸国において の。

それから、もう1つ、アドバイスで申し上げたい のは、農業食糧機関(FAO),これも国連専門機関 であり、農業、それから食糧の機関、こちらのほう の情報です。FAOのほうも非常に興味深い情報を 持っており、国際条約をこのような分野において仕 切っています。

そのようなコメントで何とか包括的なお答えになったでしょうか。

○鷲尾 どうも皆さんありがとうございました。

最後に一言だけ、その食糧なんですが、生産して いる最終的な、いろんな貧困国の現場で3歳ぐらい から5、6歳の子供たちが強制労働させられている 現状が一日も早くなくなるということを願って、質 問を終わりたいと思います。ありがとうございます。 ○司会(江藤) ありがとうございます。

大変申し訳ないのですが,予定の時刻を既に過ぎ ております。ですので,ここで質問を東京会場のほ うに移したいと思います。

ちなみに、第2セッションの後にまだ質疑応答の 時間がございますので、もしまだお三方に御質問さ れたい方は、そちらでも質問を受け付けるようにし たいと思います。

それでは、東京会場、質問いかがでしょうか。 ○森嶌 森嶌と申します。質問の相手はザネッテイ さんです。ザネッテイさんだけでなくて, バレンド レッチさんにも関わりますけれども, 主としてザネ ッテイさんに伺います。

日本が公式に法的支援を始めたのは,先ほど御案 内ありましたように,1996年からです。これに対 して,先ほどのザネッテイさんのお話に出ましたけ れども,IDLOは既に28年ぐらいの経験をお持ちの ようですが,先ほど松浦教授の質問にもありました, ニュートラリティーの話でありますが,自動車です と,走りのいい車か悪い車かを評価するのは比較的 簡単だと思うのですが,法整備の場合には,法律が 機能しているかとか,その国のガバナンスがどうか というようなことを評価することは,非常に難しい ことです。

日本でも今まで、ベトナム、カンボジアなどで、 何年も法整備支援をやってきたわけですが、その際、 相手の国のオーナーシップを尊重するということを 最も重視してきました。この点は大事なのです。け れども、相手が望むからといって、相手の言うがま まに従っていいのかどうか。果たして相手の国にど の程度のガバナンスがあるのか、あるいはその法を 運用できる社会的基盤があるのかどうかは問題です。

そこで、立法支援をするに当たっては事前に相手 国の政治や社会の体制などについてアセスメントを きっちりしなければならない。それから、立法のド ラフティング、またヒアリングやモニタリングをし なければならない。そして、立法の効果について事 後のアセスメントをしなければならないのですが、 先ほどのお話では、IDLO ではそれをやっておられ るということのようです。日本の法整備支援では、 現実には、私は JICA の ODA の一環として日本の 法整備支援に関わっているわけですけれども、この ような事前事後の評価が必ずしもきっちりできてお りません。何とか一生懸命やっていますけれども、 まだ評価についてきっちりとした理論ができていま せん。 JICA はこれまで土木工事などの ODA についての アセスメントはちゃんとやっていると思いますが、 ガバナンスとか民主化などというものについて、ど ういうふうにしてアセスメントをするのか、まだ模 索中です。例えばセレクト・ベスト・ツールと言っ ても、その国の状況の下で何がベストなのか、Aの 国でベストでも、Bの国ではベストかどうか分かり ません。どういうベンチマークでモニタリングをし て、何を基準として、例えば研修のツールがベスト として選ばれるのか。そういうことについて方法論 とテクノロジーをお持ちでしたら、ぜひ我々に教え ていただきたいと思います。これは、ザネッテイさ んだけではなくて、バレンドレッチさんにも、モレ ケティさんにも教えていただきたいと思います。よ ろしくお願いします。

○司会(江藤) ありがとうございます。

まず, ザネッテイ氏のほうからお答えいただけ ますでしょうか。

○ザネッテイ 森嶌先生,非常にチャレンジングな 御質問いただきまして,ありがとうございます。サ イエンティフィックなお答えがあればいいんですけ れども,部分的な答えしか持ち合わせておりません。

おっしゃるように、国際協力の領域では、試みる ということしかできません。試行錯誤でうまくいく ときもあれば、うまくいかないときもあります。 IDLO は約 30 年の長い歴史を持っておりますが、 日々学習をしています。あるところで一つのパッケ ージとして、カンボジアでうまくいっても、ラオス ではうまくいかないかもしれない。隣同士の国であ ったとしても、人々は違う、文化も違う、そういう ことがあります。また、私はイタリアの車に乗って いますけれども、日本のバイクにも乗っているんで す。現実的なことを申し上げますと、それぞれの解 決策の一番のいいところだけを選んで初めて先進国 に意義のあるものが出来上がると思います。

今日お話しした 11 項目というのは、これは魔法

の処方箋として全ての国に当てはまるという意味で はありません。これは、本質的な解決策というわけ ではなく、スキル的なアプローチ、一つのプロセス です。今この場で例えばラオスの一番のツールは何 ですかと言っても、答えられませんし、カンボジア にとってもそうです。まずカンボジアに行って、ま ずラオスに行って、人々と話をして、質問を直接相 手方に投げかけるわけです。例えば司法省に対して です。ただ、残念ながら、それでは不十分で、民間、 そして市民社会、全てのステークホルダーを取り込 むことが必要です。

あるとき裁判官のプログラムをやったことがあり ます。裁判官に「大きな問題,何ですか。消費者保 護でどういう問題を抱えていますか」と聞いたら, 裁判官は「私もそんなこと知らない」,「消費者保 護について詳しくない」と言いたくありませんから, 「いや,特に問題ありません」という答えになる。 ですからこそ,全ての様々なステークホルダーを社 会それぞれから巻き込み,そこの人々と話をし,理 解をすることが必要です。

ニーズを優先順位ベースにすることが必要です。 そして,現地の相手方とともに,最終結果として何 を達成したいかを明らかにします。例えば問題のあ る特定の部分の改定をすることによって,何らかの 規制を入れるとか。そのために,やはり裁判官や, そして弁護士や政府の担当役人の能力を強化するこ とが必要です。そして,相手とともにそのためのベ ストツールは何かを明らかにします。

先ほど言わんとしたのは,かつてドナーは,国際 アクターが「さあ,それでは,すばらしい国際会議 を開きましょう。専門家を呼んできましょう。そし て新しい法律づくりをお教えしましょう,そして, それがどうなりますか説明しましょう」と言ってト リミングをするわけです。そういうことをやってい ましたが,それが一番良いツールでないということ を,みんな学んだわけです。 一番良いツールというのは、中立的な技術支援, 法整備支援をするわけで、もちろん、ここは中立性 が重要です。私自身、法を起草したことはありませ ん。憲法を起草したこともありません。我々は、憲 法起草に関しましては、ケニヤ、ソマリヤでかなり 参画をしました。しかし、私たちが誰かの手をとっ て、そして書かせようということを起草でするわけ ではなくて、よく知られた中立的なアドバイスを 我々は提供し、実際に向こうの人が書くわけです。

そういう法整備支援で、そのためには、やはり能 力強化であるとかトレーニングが必要です。裁判官 や、そして弁護士がそれによってそれをどう当ては めて引用するかを知ることができるわけです。モニ タリングや評価、そして再評価が必要です。時々ソ ースになります。仕事を変えたいと思うこともある でしょう。しかし、プラスの結果が生まれると、さ らにまたやろうという熱意が生まれます。ありがと うございました。

○バレンドレッチ 森嶌さん,御質問いただきまして,ありがとうございます。

中立性ということに戻りますが,ハーグが中立の 場所となぜ言われているか,さまざまな裁判所があ るし,車を売っていないからじゃないかと,やっと 思うようになったんです。ちょっと真面目に言いま すと,法や研修の評価,計測方法についての御質問 ですが,これは非常に難しいです。法律や研修とい うのは,言ってみれば,中間結果で,最終的に達成 したのは例えば説明責任とか正義とか公正な関係, そして繁栄する経済であるからです。法律によって 経済が繁栄するとか,手続法,訴訟法によって紛争 解決とか,司法アクセスが良くなると,それを評価 するのは難しいです。

法や研修を評価するに当たっては、ベストプラク ティスをベースにすることはできます。専門家にア ドバイスを求めるとか、特定の法的なアプローチの プラス面、マイナス面を評価するということもでき る。そういう点は難しいです。

最終結果という観点があれば、もう少し容易かも しれません。例えば、特定の手続を経験して、これ は公正だとか、その結果が公正だと思うかどうかと いういろんな質問で探ることができます。そうすれ ば、その訴訟法であるとか手続が人々にとって良い かどうかが分かります。ユーザーであるとか市民に 質問をするというのが、やはり出して良い製品にな るかどうかを知る秘訣でした。これは司法の製品で も同じです。法律でもそうかもしれません。

市民の人たち,団体と,例えば食糧安全保障に関 する法律とか,あるいは知財の法律を一緒に話をす ると,相手もいろいろ意見が出てくるでしょう。例 えば,こっちの方がより公正だとか,こっちは余り 公正でないとか,全てをこうした市民型の民主主義 で決定すべきということではありませんが,少なく ともユーザーや市民に対して対象となる人々に質問 をするのは,一つ,効果があるかどうかを評価する 方法だと言えます。

○モレケティ 一つ加えたいと思いますが,優先順 位が高いものの一つ,これは冒頭のコメントでも申 し上げましたけれども,やはり法の支配の測定とい うことになります。我々が常に気にしているのは, 今指摘がありましたように,時間がかかるというこ となんです。決してすぐに結果が分からないわけで す。ということは,我々自身,スタディーを UNDP としてやっていまして,今うまくいっているものは 何なのか,何が改善を求められるのかを調査してみ ました。そして,そこで分かったことは,UNDPの カントリーオフィスにおいては,実はイノベーショ ンというものがいろんなアプローチに使われている。 それは評価においてもそうです。受益者との間での サーベイにおいてもそのようなイノベーションが使 われております。

しかし,あらかじめ設計された形で評価をしてい ます。ベースラインを設定し,インディケーター, 指標といったものを導入しながら評価をしています。 それが改善をしていくために必要なんです。我々が より良くプログラムを実施することができるように するためには,評価が必要です。そして,また全体 的な効果というものを計るに当たっても,特に法の 支配の整備をサポートしていく上でも,UNDPのガ イドといったものを持つようにしています。

そして、それが最終版に近づきつつあるわけです けれども、そのガイド、指針を全てにおいて適用で きるような形にしていくということが目標です。そ れは、紛争国においても、脆弱国においてもそうで す。そして、この1年の間にパイロット化した上で、 この指針を当てはめて使ってみようと思っています。 すなわち、測定は、実世界においてのみ、それを評 価することができるわけです。指針をつくるという こととそれを適用するということは違ってきます。 特に法の支配においてはそうです。したがって、指 針というものを修正して、教訓から学んで、修正し た上でウェブベースのソースとしてそれを提供して いければと思っています。そして、それを使いなが ら修正もしていきたいと。

実は、インドネシアのケースにおいてのことです が、司法アクセスに絡んで、彼らが国家計画局とと もにどういった課題があるのかということを評価し ています。そして、包括的な形で評価をし、我々の プログラム前にはどういう状況であったのかという ことも調査しているということです。国の主体性で あるとかそういったことについては、また後ほど話 が出るかと思います。

○司会(江藤) ありがとうございました。皆さん、
 3名のスピーカーに温かい拍手をお願いいたします。
 (拍手)

以上を持ちまして第1セッションの質疑応答を終 了させていただきます。

これをもちまして第1部を終了いたします。

(休 憩)

第二部 政府機関などによる取組事例

○司会(江藤) それでは、時間になりましたので、 これより第2部を始めさせていただきます。

第2部では、JICA など政府機関や現地専門家か ら見た法整備支援分野における協力・連携,弁護士 事務所との法整備支援分野における協力などについ ての発表を行います。ゲストスピーカーは、ヨーテ ボリ大学教授のラーシュ・マルムベリ教授、JICA 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ法・司法 課課長,子浦陽一氏,森・濱田松本法律事務所パー トナー,シンガポールオフィス共同代表,弁護士の 小松岳志氏の3名です。スピーカーへの質問は第1 部と同様,3名の発表終了後に受け付けをいたしま す。

それでは、第2部最初のスピーカーを御紹介いた します。ヨーテボリ大学ビジネス・経済・法研究所 教授のラーシュ・マルムベリ氏です。マルムベリ氏 は 1998 年から 2006 年までスウェーデン Sida の専門 家としてベトナム・ハノイ法科大学で法教育強化プ ロジェクトに従事されていました。本日は、この経 験を基に、ドナー、アクター間の協調についての発 表をしていただきます。

それでは、御準備はよろしいでしょうか。〇マルムベリ ありがとうございます。

本日は、このような機会を賜り、私のベトナム での経験についてお話をすることができ、またコー ディネーション、協調、調整という点について、特



マルムベリ氏

に法整備支援ということでお話をすることができ、 とてもうれしく思っています。

まず,私たちのベトナムでのプロジェクトや経験 についてお話をしていきます。これで幾つかの問題 提起をし,そして討議をしていきたいと思っていま す。

私たちが携わったベトナムでのプロジェクトであ りますが、ベトナムでの法教育の強化というテーマ でありまして、これはベトナム政府の要請に基づい たものでした。スウェーデンに対して、既に 1980 年代後半に要請されたプロジェクトだったんです。 ベトナム政府側の要望としては、確実な協力を通し て法教育を良くしたいということでした。というわ けで幾つかのスウェーデンの大学と協力したいとい うことだったんです。彼らはストックホルム大学、 ウプサラ大学に要請したんですが、こちらの2つの 大学は関心を示していなかったし、ベトナム側とし ても十分に対応しませんでした。しかし、その後、 スウェーデンの Sida とルンド大学の管理局との間 で話が進みまして、1998 年になりまして、ある種 の相互協定ができたということなんです。

私はルンド大学に当時おりまして,その後,私は ヨーテボリ大学に移ったんですが,このプロジェク トの時には私はルンド大学に所属し,全て法学部, ルンド大学からの人間が行っていました。ルンド大 学の法学部というのは,その歴史で言いますと,2 番目に古い,1664 年に設立されておりまして,カ ール11 世に1664 年に認証を受けた非常に古い歴史 を持ったなかなか立派な法学部なんです。

さて、私たちが 1998 年に始めたプロジェクトで ありますが、ルンド大学法学部として開発協力に本 格的に私たちが参入するというものでした。このよ うな活動は、かつては行われていなかったんです。 参入当初から分かっていたことがありました。この 点について本当に私たちは幸運であるというふうに 思っていましたし、実際にたくさんの学習ができる だろうと考えていました。私たち,その学部の人間 は実際に学習をし,いろいろ反省点も身につけてま いりました。もちろんいろいろ違いもあるかもしれ ないというふうに思いましたが,それをその後もル ンド大学やその他の大学の教訓になるだろうという ふうに思っていました。

ルンド大学は3つのエリア,こちらに示している ところで支援しようとしました。教員養成と図書館 の構築、さらにまた国際学術ネットワークの強化と いう面です。講師養成につきましては、この中の要 素としてベトナム側からの要請として、また私たち の希望として法教育のカリキュラムをベトナムの大 学で行っていこうということです。プロジェクトの パートナー、ハノイ法科大学、それからホーチミン シティーの法科大学がパートナーです。もちろんべ トナムのその他の大学も私たちのベトナムのプロジ ェクトを通して支援したわけであり、ワークショッ プを行う際には、他の大学、フエ大学ですとか、ダ ナン大学の先生たちもおりました。どちらもその講 師の数は多くなかったのですが招待していました。 しかし、主たるパートナーは本来ホーチミンシティ ーの法科大学であったわけです。

この3つのエリア,講師養成,図書室の設置,国 際学術ネットワーク強化というこの3つほどありま すが,私たちは我々側の持っているスタンスを動員 して,そして近代的な教授方法というのを向こうに 移していこうというふうに考えたわけであります。 その面では,他の大学の支援も必要だろうというこ とがすぐ分かりました。

私たちは非常に幅広い国際的なネットワークを持っていました。ERASMUS というヨーロッパ側のプログラムがありましたので、他のヨーロッパの大学の先生も知っていたし、私個人的にはカナダの大学の先生もよく知っていました。バンクーバーのUBC、ブリティッシュコロンビア大学、ハルパックスのマギル大学、これはモントリオールですが、そ

ういった私のネットワーク,それから,更により良 い協力を,サフォーク,これはボストンであります が,こちらの大学のロースクールも優れており,こ ちらの協力を得ることもできました。このような大 学間のネットワークを通してベトナムのパートナー を支援しようということになったわけです。

1つ難しかったこと,これも申し上げたいのです が,それは用語の問題であります。プロジェクトを 1998年に開始した当時でありますが,2つのスタ ディーコミュニティーというのを作りました。ベト ナムのスタディーコミュニティーはハノイ法科大学 のバイスディレクター,学長,副学長,さらにまた ルンドの大学の方のスタディーコミュニティーは, 1998年当時,私がヘッドコーディネーターになっ ていました。このように2つのステアリングコミュ ニティーがそれぞれに生まれ,そして学部長がその ヘッドを務めたわけです。

1998 年でありますから,最初のスキームは3年 の予算でありまして,Sida としては通常の期間でし た。しかし,Sida はこれを長期的なプロジェクトに なっていくだろうと認識していました。少なくとも 15 年だとか 20 年必要だというふうに認識していた わけであります。というのも,カリキュラムを改革 する,そして大学を近代化するというのはそんな簡 単に短時間でできるものではない,長期的な取組が 必要だという認識が当初からあったわけです。

もう1つ,すぐに感じたことがありました。それ はベトナムとスウェーデンの距離であります。実際 の地理的な距離だけではない,1万キロという距離 だけではなくて,それ以上の距離があるということ です。つまり文化的な距離感も非常に巨大であると いうことでした。それぞれのアプローチが違う,ベ トナムの社会に対して,さらにまたこの2つの大学 についてこれまでと違うアプローチが必要だと感じ ました。ここで得た教訓というのは,プロジェクト を我々の方から提案する,あるいは様々な活動をそ れほど簡単に提案できるものではないということだ ったんです。

ルンド大学の仲間の中には、例えば我々は開発の 過程, さらにまた教授法については世界で進んでい るというふうに思っていて、楽観的な仲間もいたん です。しかしながら、ベトナムの仲間も我々の仲間 なんだということを認識し、教授法を近代的な大学 においてどう思うかということを向こうも学習をし ていく必要がありました。そしてハノイに早く誰か を送り、常駐する必要があるというふうに考えまし た。

2つ目のフェーズというのは,2001 年からの段 階であります。ルンドの法学部が Sida が言う長期 専門家をハノイに派遣することにしたんです。ここ で選任されたのが私でした。よって,2001 年に家 族と一緒に私はベトナムに行きまして,2006 年ま で5年間,ベトナムに駐在することになりました。 「ベトナムナンナントウニハ」,ベトナムに5年間 いたということを現地の言葉で言ってみました。

さて、ベトナムに人間を送るというのはそれほど 大きな問題ではありません。私のような人間を指名 して送ったということは、Sida が長期的なエキスパ ートが必要と考えたということでした。長期的な常 駐専門家という呼び方は、しかし、良くないのでは ないかというふうに考えられました。というのも、 ベトナム自体がこういった長期的な専門家を常駐さ せるというのはうれしくないと言っていたのです。 そのために長期的な専門家、日本人、スウェーデン 人とは言いませんけれども、ベトナムにこういった ような外国から長期的な専門家がやってくると、こ の人のために与えられた資金を全て、彼の生活コス トをプロジェクト費用から出してしまうというまず い経験があったようです。

ということは、スウェーデンから投下されたお金 が戻ってしまうと、還元されてしまうということを 彼らは恐れていた、両方とも恐れていたので、うれ しくはなかったというわけです。ベトナム司法省, 企画投資省,財務省は,こういった長期的な専門家 が来るのはあまりうれしくない。よってベトナムに 誰が来るのかということについては、ベトナムの仲 間がマルムベリだったらば来てくれてもいいよとい うふうに信頼して言ってくれたので、私が選任され、 長期常駐専門家として行くことができたわけです。

さらに専門家ということについて,2つの大学を 私たちはサポートしなくてはならなかった。そして パートナーとしての地位が必要だということ,つま り担当でなくてはならないと考えました。私たちが 専門家として偉そうに相手に言うんではなくて,専 門家,エキスパートよりもパートナーでありたいと いうふうに考えました。よって,私はプロジェクト コーディネーター,ベトナム在住のプロジェクトコ ーディネーターという名前にして,それによって, 用語の点が重要だと言ったのはそういう意味なんで す。

エキスパートとして私がやってきたのではなくて, 改革のため,カリキュラム改革,近代化のためのパ ートナーとしてやってきた,コーディネーターであ るということとなりました。よって,この協力にお いても,自らの位置づけというのが重要だというこ となんです。このプロジェクトは協力だということ, あくまでも,我々が外からやってきて勝手にやると いうのではなくて,パートナーとしてお互いに関心 を持って一緒に進んでいくということでありました。 ということで道のりを進んできたわけであります。

1つ,今日のお話の中で重要な点として,学術的 ネットワークの強化のお話をしたいと思います。今 回の連絡会の主要テーマというのは,いかにパート ナーシップ,協力をドナー間で推進するかというこ とであります。私が今テーマにしているのは,大学 が参加した話ということですと,私はドナー側にい るというのではなくて,極めて特殊な部門での大学 間の協力ということでお話をしています。学術機関 間,つまり大学間のパートナーシップということで す。ドナー間の協力ということについても学術世界 でのパートナーシップとしてお互いに学べるものが あると思いますし,双方においてうまくいくやり方 というのもあるんではないかというふうに思ってい ます。

さて、ベトナムでこのプロジェクトをやっていた ときに、いろいろな活動をやりました。単にベトナ ム側だけの活動だけではなくて、もちろん彼らの教 授法を構築したり、あるいは図書館を構築するとい うことで、司書に対しても英語で、それからベトナ ム語で図書館について様々なスキルの訓練を行って いました。教育関与は国際的な法教育においての発 展状態を理解する必要があるということです。ベト ナムにおいて、様々な国際的な会議を行いました。 例えば学士レベルのカリキュラム開発を行い、次に は修士レベルのカリキュラム開発,さらに国際会議 としては博士レベルのカリキュラム開発についての 会議をベトナムでも行いました。

その際にも様々な大学,私たちルンド大学だけで はなくて,いろんな大学から講師を招いて講師役を 務めてもらいました。場合によっては,大学側の人 間としてどういう話を求められているのか分かって いない講師もいました。カリキュラム,オーストラ リア大学でどういうふうに開発をしてきたか,これ はメルボルンの大学の人だったんですが,いかにメ ルボルン大学がすばらしい大学で,すばらしいパー トナープログラムをやってきたという話をしていま したが,それは彼らメルボルン大学の宣伝であって, 彼らに話してほしいという内容ではなかったという ような問題もありました。ということは,私たちが どのような内容を求めているかということが彼ら側 に十分伝わっていなかったということであります。

さて、ベトナムのプロジェクトについては、例え ば名古屋大学も私たちは訪問しましたし、アメリカ に行ってボストン、それからマギル大学にも行って きました。ボストンにおきましては、パーカーハウ スというホテルに泊まったんですが、このボストン のホテルは非常に年代が古いホテルでありまして、 19 世紀末に建てられたということでした。そのホ テルに着きますと、ホテルの支配人がやってきて、

「ようこそお越しくださいました」と、ホー・チ・ ミンが世界各地に行ったのときに彼がこのホテルの 厨房のスタッフだったということで台所も見せても らいました。そういった面白い経験もあり、さらに また法教育についていろいろなテーマで研修を行い ました。

1つ,ベトナムでのトレーニングで分かったこと があります。それは、ベトナム側は、アメリカの教 授からいくつかのアメリカのやり方、アメリカの教 授法の判例を使った方法だとか、あるいはソクラテ ス法といった経験もあって、アメリカの教育に本当 に感銘を受けていたんです。法に関しての伝統だと か法に対する文化というのもあるんだということを 私は言わなくてはならず、ベトナムが必ずしもアメ リカだとか、他のところの法伝統あるいは法教育が そのままうまくいくとは限らないということで話を する人がいました。

スウェーデンの教授だけじゃなく,アメリカの教 授も来てもらって,例えば大陸法の諸国で判例を扱 っているのか,またそれがいかにアメリカの教授方 法に反映しているのかという話をしました。これは ベトナムの先生方にはびっくりしたことであって, またアメリカの先生もびっくりしていたようでした。 様々なケースに,アメリカの判例,ケース・ローに 基づいた教授法だけではなくて,ほかにも教授方法 があるということです。例えば比較法であります。 比較法というのは非常に特殊な法律分野に当たると いうふうに思われていると思います。しかし,比較 法ということよりもメソッド,様々なエリアで使わ れる教授法の比較ということも重要だというふうに 考えていました。 このように、様々な大学の仲間の支援も得まして、 このプロジェクトを進めていったわけです。昨日の ワークショップで1つ話題になったことがあります。 全般的に見て、世界においての法の発達・発展につ いては2つ、用語が重要なキーワードとして出てき ました。今日も出てきました。これは法の支配、そ れから、もう1つは Sida、常に私たちが言っている こと、それは人権であります。もちろん Sida とし ては人権についてもセミナーをやろうと、人権につ いて、とにかく人権のことを言おうと私たちに当時 言っていました。人権というのを Sida は重視して いたわけです。

私たちの方から当初 Sida に言っていたのは,大 学の側が,この言い方ではいかんと,ベトナムでは 当時,1998 年の時代,人権というのはあまり公に は言えないんだということでした。インターネット カフェに当時行きますと,まだグーグルはありませ んでした。よってネットスターなどを使って人権と いうふうに検索用語を入れますと,コンピューター が出すのは,そんな用語はないというのがベトナム のインターネットカフェだったんです。それくらい 厳しいスタートだということが分かります。Sida に 対しては,後に,今の人権の話はできるけれども, 今は駄目ですよというふうに言いました。

2008年、つまり10年後ということです、その当時になりましてようやくいかに人権を法教育で指導するかというセミナーが行われることになりました。 つまり人権というのは別の1つのテーマではなくて、 その行政法の中で、あるいは家族法の中で、あるい は経営法あるいは刑事訴訟法の中の人権としてセミ ナーを行うということになったわけです。そういう ことにして普通のカリキュラムの中に入れていく、 そうするとベトナム側ものみやすいのです。人権自体のテーマを1つ個別に取り上げたらこれほど成功 しなかったと思います。それから技術移転について のセミナー、比較的大きなものもやりました。これ も発展途上国にとっては重要なテーマ,技術移転で あります。

このような活動をする中で、私たちは当初からあ ったネットワークを活用しました。ルンド大学自体 が持っていたネットワークを活用したということで あります。日本にも行き、アメリカにも行き、それ からオーストラリアにも行き、ヨーロッパの様々な 諸国にも行きまして、いろいろなプロジェクトのた めの素材を集めました。6つのキーワードをここで 挙げていきたいと思います。

この6つのキーワード,若干素早くお話をしてい きますが,コーディネーション,特にネットワーク 構築ということでこの6つのキーワードをお話しし ていきます。この6つのキーワードは全て有効性を 持っているということであります。ドナー,それか らレシピエント,双方について意義があるというこ と,専門家の間,私たちの場合にはルンド大学とハ ノイ法科大学,ホーチミン市の法科大学,どちらに 対しても関連性や意義を持っているし,さらにまた ルンド大学からネットワークのパートナー,コーデ ィネーションをとるべきパートナーに対しても意義 があるということで,いろいろな側面で重要な意義 を持っているキーワードであります。

さらに、このキーワードの中には、もう明らかな こともあります。なぜそんなことをわざわざ書くの かということを皆さんおっしゃるかもしれません。 確かにそうですが、もう考える必要はないというも のではないと思うんです。簡単で、もう忘れてしま って構わないというものもあるかもしれませんが、 そういった明らかな考え方をこちらに入れたのは、 やっぱり考える必要がある、お互いに関連している から、止まって考える必要があるということなんで す。1つのキーワードがあって、そして、それが他 の5つのキーワードと別個になっているのではなく て、みんなまた関連し合っているということで、こ の6つのキーワードを見ていきたいと思います。 まず,1つ目はトラスト,信頼・信用ということ です。これは最も重要です。プロジェクトを機能さ せるためにはこれがまず重要,ドナーと受け手の間 の信用が必要です。これに最初の3年間がかかりま した。私たちルンド側もこれまでそういった国際協 力,特に法教育の開発に関して国際協力の経験がな かった,ベトナム側もこんなことは初めてだったと いうこと,さらにまたこのプロジェクトにかなりの 投資資金がかかっていたんです。

当初はそれほど多くなかった。最初の3年間は 1,400 万スウェーデン・クローナであったんですが, この活動は結局それほど大きくかかりませんでした。 大体140 万アメリカドルぐらいだったんでしょうか。 それを全部使い切ることはなかったんです。2001 年から2004 年にかけては大体300 万米ドルであり ました。それから,一番最後の第3段階では,これ は大体2011 年に終了したんですけれども,7,000 万 スウェーデン・クローナ,当時は大体1,000 万米ド ルぐらいでした。ということで,かなり当初から予 算がつぎ込まれていたわけです。

さらに機能譲渡、そういうのをどこが主導あるい は主体性を持つのかというような話がありました。 もちろん,この場合には,Sida がまずそのお金を十 分に使ってほしいということで主導性が欲しいと。 もちろん我々の方としては、こういったような予算 や活動についてルンド大学の活動になっていくわけ ですから、私たちが主導権、主体性を持ちたいとい うふうに思っていた。ベトナム側とのタスク、任務 でありますが、もちろん毎日我々は同じことをやる わけではなく調整も必要なわけです。ハノイの大学 では図書館を造ってほしいという強い要望があり, 私たちも必要だと考えていました。でも図書館を構 築するのはどういうことだったのかというふうにべ トナム側に聞きますと、そういった様々な図書が欲 しいと。そういう図書をそろえて提供するというこ とになったわけです。そのほとんどの資金、最初の

3年間の予算はかなりここにつぎ込みました。

しかし,次に疑問に思ったのは,図書の司書の入 力であります。図書を図書館にそろえる,もちろん 司書がいなければ,どこに欲しい図書があるのかと いうことを検索できないということになります。ま ず司書がきちんとした役目を果たさないといけない。 すばらしい図書がいっぱいあるけれども,それを触 るなと,私たちが仕切るんだというふうに司書は考 えがちです。きちんと司書が目録作りができるのか, そういう点でスキルも重要です。

よく私はこういったようなジョークを言うんです。 ルンド大学にワーレンブルク協会,これは人権協会, 赤十字みたいなものなんだというふうに言っていま す。赤十字が1万枚の毛布を地震の被災地に送る, これは良くない例かもしれません。この研究所が1 万冊の人権の本をハンガリーの法律大学に送った。 しかし,こういった人権に関する本というのは毒物 を入れるキャビネットに全部入れられてしまって, 誰も触れられないようにしてしまった。人権に関し て重要な本があるわけですが,しかしながら,目録 をつくる際には,人権ではなくて非人権というよう なカタログが作られてしまうというようなことにな っちゃうんだということをよく言っていました。

これは信用を構築するということに関連していま す。要するに、あいつらは信用できないと、スウェ ーデン人が信用できないというふうな雰囲気もあり ました。よって、最初の3年間というのは両者側の 信用づくりということなんです。ベトナムにしょっ ちゅう行って、ベトナムの皆さんもしょっちゅう来 てもらって、両者間の信用を構築するということが 最初でした。要するに言行一致だというわけであり ます。我々がベストだと思うことをやっていくため には、お互いの信頼が必要、彼らが享受できるよう な結果を出すということで信用してもらうことが重 要です。

ベトナムの仲間ができ、それだけではなく、現場

には他の活動者もいます。ルンド大学側の人間と, それからハノイ法科大学,それからホーチミン法科 大学のスタッフの間の関係が良好だということがほ かにも分かれば,他の関連機関,共同パートナーの 信用も生まれていくわけです。ドナーとレシピエン トの間の信用関係というのは,他の仲間との信用関 係づくりにも影響を与えるということなんです。

信用と、それから信頼性というのは車の両輪です。 同じようなことかもしれません。信用、トラストと いうのは人間の間の話、それから信頼性というのは プロジェクトに対しての信頼性ということです。 我々がプロジェクトの文書に書いている内容、これ は私たちがプロジェクトの教了までに提供すること だというそのプロジェクトに対しての信頼性です。 このようなプロジェクトに対しての信頼性です。 このようなプロジェクトに対しての信頼性、その結 果に対する信頼性はそのプロジェクトのパートナー にも持ってもらう必要がある。例えばアメリカだと かカナダの大学の仲間です。彼ら自身もこのプロジ ェクトに信頼性を持ってくれる。信頼性を持ってく れなければ、進みませんし、また協力してくれませ ん。様々な活動に対しての信頼性が最も必要です。

ハノイ,それからホーチミンにおいても図書館の 構築についてはマギル大学,さらにまたその法学部 の先生たちと緊密に協力しました。そして,司書長 でありますダニエル・ボイヤーの参加も重要でした。 ダニエルがこの2つの図書室の構築に参加してくれ たんですが,それによって大きな変化が生まれまし た。彼はこれを信頼性のあるプロジェクトだという ふうに信頼を置いてくれたのです。マギル大学の法 学部学部長に,これは信頼性のあるプロジェクトな ので,ぜひサポートしてくれというふうに言ってく れたのです。このようなことがいかに重要かという のはもうお分かりいただけるんではないかと思いま す。

もう一つは、パーソナルナレッジ、個人の知識と いうことです。これは正に大学に関連してのキーワ ードだと言えると思います。いろんな協力を他の大 学と行う上で、まず個人のレベルで始めるのです。 1人の研究者が別の大学の別の研究者と協力する。 例えば名古屋大学に行くことができたのは、名古屋 大学の先生と私の関係のものであり、ナルミさんが ルンド大学にやってきてルンド大学で研究してもら ったのも、この個人レベルのつながりがスタートな わけです。個人個人の知識、個人個人が知己を得る ということが最初でありました。

しかし、ここには危険性も潜んでいます。個人の 知識のレベルのままであったとしたら、私たちある いは先生が大学を去ってしまったら、それで終わり です。もう退職年齢になった、定年になったという ことになったならば、もうその両大学のつながりと いうのは終わってしまう。ルンドの法学部と、それ から名古屋大学の法学部の優れた関係というのは個 人が替わってしまった場合には強力なつながりとい うのがなくなってしまう危険があるわけです。よっ て、個人レベルの知識というのが個人のレベルでと どまらない、ほかにも広がっていく、大学全体など に広がっていくことが重要です。

この点は例えば大阪の ICD の場合には別かもし れません。というのは、ICD の皆さんはより大きな 団体としてベトナム、カンボジア、ラオスで活動を 幅広く行っていらっしゃるからです。しかし、個人 レベルで始まった信用や関係が人が替わった場合あ るいは定年退職した場合になくなってしまう、弱っ てしまうというリスクはあると思うんです。

次,相互理解ということについて,これは個人の レベルの知識だけではなくて,信用と話しても明ら かと思いますので余り申し上げません。あと2つ申 し上げたい点があります。おいしい昼食をとりまし たので,皆さん眠いかもしれません。ちょっと私の 声を変えて,次の方に替わって,皆さん眠らないよ うにする必要があるんじゃないかいう思いを今感じ ています。 さて、持続可能性、サステーナビリティーです。 これは全ての開発プロジェクトの鍵であることは間 違いがない。この用語というのは、皆さんの文書、 ドナー側に自分の提案しているプロジェクトを支持 してもらうためにはこの用語は不可欠、それから、 もう一つのキーワードでプロジェクトの提案書を採 択してもらうために必要なものです。

さて、まずは持続可能性です。このようなベトナ ムとの法学教育の持続可能性というのは問題もはら んでいます。幾つかのキーワードを示しました。信 用、信頼性、個人のレベルの知識、相互理解、そし てこの持続可能性なんですが、これもやはり信用、 信頼性に基づいている。そして同時に、この成果が 個人が去った後も継続する必要があるということで、 持続可能性は重要なわけです。

それぞれのカリキュラムがどんどん進化し,良く なっていくという持続可能性です。2005年,我々 はカリキュラムを作りました。ベトナム側と一緒に 作ったカリキュラム,それは、5年ごとに改訂して いかなくてはなりません。よって、ベトナム側の仲 間と一緒にアカデミック・クオリティー・アシュア ランスセンターというのを2つの大学で作りました。 学術的な品質保証センターです。そして隔年ごとに 様々なコースの質を評価し直す,見直してもらうと いうことにしました。それこそが改善,継続してい く,持続していく重要な点であります。

プロジェクトから,それに関わった先生方自身へ も影響が大きいということが重要だとも思っていま す。ベトナムで仕事をした際には,ほとんどのルン ド大学の先生方側も協力しました。しかし,その後, 事情がちょっと変わってきて,同じように先生から 全員が前向きに関与してくれるという状況にならな くなった。つまりちょっと飽きてきたという状況で す。学部長が替わって,そしてルンド大学の主要な 先生方が替わりますと,あまりこのプロジェクトに 関心が高まっていないということが分かったのです。 さらに、例えば Sida に対してプロジェクトを継 続できるように予算をつけてくれというようなこと も必要になってまいりました。スウェーデンでは政 権が替わって、開発プロジェクトを東南アジアにつ いて見直すということになり、またラベルを対象に した開発予算も見直すということになり、そしてベ トナム側の予算が削られてしまったのです。よって、 大学側だけではなくて Sida 側の問題もありました。 ルンド側で1つ見過ごしていたのは、我々ルンド側 の大学の持続可能性ということです。つまり、大学 の例えば学部長が替われば、ベトナムのプロジェク トがあまりルンド大学側で重視されなくなってしま ったというようなことが起こってしまったわけです。 こういう大きなプロジェクトの問題点と思います。

もう一つは透明性であります。これもプロジェク ト提案書に書いていなければ、分類があったとして も、責任があったとしても、なかなかサポートして くれません。透明性ということはそれほどプロジェ クトの鍵になっているわけです。私たちの場合の透 明性というのは、ベトナムの2つの大学が明らかに そのプロジェクトの目標・目的が明確に理解できて いるということでした。ルンド大学側がどのような 意図を持って支援しようとしているかということが 明確に理解されているということであります。さら に、同じようなことが諸国のパートナー大学につい ても言えることです。私たちのプロジェクト文書を 彼らにも見てもらう。ルンド大学で誰がどのような 責務を持ってこのプロジェクトをやっているかとい うのは、それぞれのパートナー大学にも見てもらう 必要があります。

ここで持続可能性という話が関連してきます。幾 つかのプロジェクトを私たちは始めました。1つは CALE での会議,これは松浦先生もいらっしゃって, あれは文書化,ドキュメンテーション……,かなり 古い話で全部覚えていないんですが,そういったも のだと思います。松浦先生,覚えていらっしゃいま すか。

少なくともウィスコンシン大学のマジソン校の先 生が参加していたと思います。ルンドからは私と仲 間が参加して名古屋の仲間,それからマジソン校の 仲間と三角形,トライアングルのやり方で3つの大 学でセミナーをし,もっと開発における法を促進し ていこうと,学術的なテーマとして,これはアメリ カで1960年代に始まって1970年代,1980年代,ち ょっと関心が薄れ,1990年代,2000年に再び関心 は復活したんですが,この開発における法にもっと 注目しようということを,この3つの大学の意思を 示したんです。

しかし,残念ながら,プロジェクトはルンド大学 ではほとんど賛同が得られませんでした。1人、2 人がこのテーマを見つけて関心を持ってくれたんで すが、非常にシングルグループになってしまいまし た。透明性をもってその他のルンド大学の先生方の 間に広まらなかったんです。これはルンド側の完全 な失敗でありまして、十分にプロジェクトを進めて いく、続けることができませんでした。これは、要 するに、ルンド大学の教授陣全体の関心ではなくて 個人的な関心で終わってしまったということ、よっ て自分たちの大学の中におきましても透明性という ことが重要です。パートナーシップを行い、さらに また数多くの活動者との間でパートナーシップを強 調しようとするんであれば、本当に自分の組織の中 でのプロジェクトに関しての透明性も重要だという ことです。

まとめです。

もうほとんどまとめのような話になっていたかと 思いますが,法律あるいは法整備の面での様々な専 門家組織あるいはドナー間の協調というのはまず簡 単ではありません。いろんなテーマや課題があるし, また透明性をどの程度許すのかと,自分側でどの程 度の透明性を出せるのかという問題もあります。

ベトナムに私がおりましたころは、現場で法教育

を支援していたのは私たちルンド大学だけでした。 なぜかというのは、それはもう大変な仕事でしかな いと、あちこちに行ってセミナーをやって新しい民 法だとか新しい民訴法について偉そうに話をし、流 行の魅力的なセクシーな感じの仕事ではないという ことだったんです。もうしんどいだけだろうという ことでした。

ハノイのプレスクラブで2か月に1回, このハノ イのプレスクラブというのが最も高価なレストラン で, ハンバーガーーつもベトナムの人にとっては本 当に高いものですが, ドナー間のコーディネーショ ン会議も行われていました。そうすると JICA だと か DANIDA, OCA, USAID の担当者も参加したん ですが, 透明性というのがドナー間にはなかったん です。お互いに情報をきちんと明らかにしませんで した。

コーディネーションが必要だ,必要だとみんな言 っていました。しかしながら,会合の後,一体何を, じゃ,コーディネートできたのかというと,ランチ をオーダーする,注文するぐらいのコーディネーシ ョンにとどまってしまっていたというのは惨たんた る状況でした。少なくとも 21 世紀の初め,これは 2001 年から 2006 年,私がベトナムにいた当時なん ですが,ほとんど私もこういったコーディネーショ ンに関心を持っていませんでした。ところが今,皆 さんの前でこのコーディネーションの話をしている という皮肉な結果です。なぜかというと,コーディ ネーションをとる,そしてそれも成功するんだと, することによってお金も,それから人材も節約的に 使えるということなんです。

もっと効率的にプロジェクトを行えばそれだけ予 算も少なくて済みます。それだけ出費が少なかった らば、ストックホルムの本部に要請するにしても、 予算を次に請求するときには、より少額で済むだろ うということなんです。例えば Sida のほうから人 材を少なくせよということもあった。皮肉なのは、 予算を使うために仕事をするというような場合もあ る。お金をただ無駄に使っているだけだというよう な場合も、皮肉なことに、あります。しかしながら、 より効率よく仕事をするということはコーディネー ションが必要だということです。残念ながら、私が ベトナムにいた当時はそのような必要なコーディネ ーションは得られませんでした。しかしながら、本 当に振り返ってみれば、様々なプロジェクトはどの ようなものであったとしても、それぞれがコーディ ネーションをとることができれば、もっとより良い 結果、有効な結果が得られたと思います。

さて、皮肉な話をしてしまったかもしれません。 あまりにも長い期間を法教育の開発で行い、そして 今もう定年退職しているという状況でありますが, しかしながら、また日本に参りまして、私が1年前 に始めた法律分野、コーディネーションについての 研究を続けようと思います。昨年1月から4月に名 古屋大学に行かせていただきまして仕事をしました。 パートナーの皆さんは本当に準備万端でありました。 これは日本の法専門職とベトナム、それからカンボ ジア、それからスウェーデンの法専門職でのやり方 の比較ということだったんです。そういった比較を 通して JICA のやり方と Sida のやり方の違いという のもつまびらかになってまいりました。また日本に 参りまして、今回のこのような、今申し上げました ような研究の成果についてお話をする機会がいただ けるのであれば幸いです。ありがとうございました。 (拍手)

○司会(江藤) マルムベリさん,ありがとうございました。

次のスピーカーは、JICA 産業開発・公共政策部 ガバナンスグループ法・司法課課長の子浦陽一氏で す。

JICA については本日会場にお越しの皆様方に改 めて紹介するまでもないと思いますが、子浦課長は 2001 年から 2003 年までベトナム事務所駐在時代に 法整備支援に関わり,2012 年4月から現職にあり ます。本日はドナー・アクター間の協調についての JICAの取組について発表をお願いします。

準備はよろしいでしょうか,よろしくお願いいた します。

○子浦 今御紹介のありました JICA 法・司法課の 子浦でございます。

今紹介の中で2001年から2003年までベトナムに, 私,事務所のほうに駐在しておりまして,今隣にい らっしゃるマルムベリさんとは全く同じ時期にベト ナムにおりまして,何度も会合に出ていたので,必 ずどこかでお会いして一緒に仕事をしていたという ふうに思って,今,大変懐かしく思っております。

本日,スライド等,プロジェクターで映すものは ございませんが,お手元に JICA の法整備支援にお ける協調・連携という1枚のレジュメを用意させて いただきましたので,そちらを御覧になりながらお 聞きいただければと思っております。

JICA の法整備支援につきましては、皆様御存じ の方、多いと思いますし、また今回配付させていた だいた資料の中に JICA's World の日本の法整備支援 特集号というものを入れさせていただいております ので、詳しくはそちらを御覧いただければと思いま す。皆様もよく御存じのとおり、日本の法整備支援 は日本の様々な関係機関が連携をしながら実施をし ております。法務省の中でも国際協力部や国連アジ ア極東犯罪防止研修所(UNAFEI),また日弁連、



子浦陽一課長

最高裁,その他大学等,多くの関係者の皆様に支え られて実施しております。今日はそういったことに 加えて,更にもう少し広げて連携・協調の具体的な 取組というのを御紹介したいというふうに思ってお ります。

私のレジュメの方で国際的な協調・連携と日本国 内の協調・連携というふうに整理をさせていただき ました。国際的な連携・協調と言いますと、まず頭 に浮かぶのはもちろん援助機関同士、ドナー同士の 協調・連携ですけれども、後で具体的な例に触れた いと思いますけれども、いわゆる南南協力、サウ ス・サウス・コーポレーションといった日本が現在 支援を行っている国あるいはこれまで支援を行った 国との連携というのも重要であるというふうに考え ており、今回そのように御説明をさせていただきた いと思っております。

最初にドナーとの連携ですけれども,正に今,マ ルムベリさんの発表の最後でドナー会合では少しし か情報が出てこないというようなお話があったばか りではございますが、具体的にはどのような連携・ 協調をしているかと申し上げれば、まず最初にはド ナー会合等で情報の共有・交換をしているというと ころでございます。それで、例えば具体的には、ベ トナムですと, UNDP の政策アドバイザーの方がリ ードをとって、多くのドナーが集まって毎月約1回 開催しているという状況がございました。メンバー としては、例えば JICA のほかにアメリカの USAID, デンマークの DANIDA, カナダの CIDA, それから スウェーデンの同じく Sida, EU, フランス, イギ リス,世界銀行またはアメリカ法曹協会(ABA) といったところが参加をしていると。その中に JICA の長期専門家も参加をして、様々な情報交換 をしているということでございます。

それで、単にサイレントに参加して情報を収集し てくるだけでなくて、発信もしております。例えば 具体的な例で申し上げると、2011 年9月のドナー 会合では、JICA プロジェクトのこれまでの活動, 現在の活動について3名の専門家が発表を行ってお ります。このほか各国で法律分野のドナー会合とい うのは開かれておりまして,長期専門家の滞在して いる国では長期専門家,また法整備支援を担当して いる事務所の職員がそれぞれ参加をしているという ふうな状況にございます。

それから,個別に活動の中でも連携・協調してい る事例というのはございます。これらはプロジェク トの文書には出てこない活動がほとんどです。プロ ジェクトの文書の中で活動として明示されていない ものではありますけれども,様々な連携・協調の事 例というのはございます。幾つか具体的に申し上げ たいと思います。

ベトナム刑事弁護人に関するワークショップと書 いてありますのは、昨年、2012 年3月に行われた もので、JICA もベトナムの弁護士会の機能強化の ための支援というのを行っておりますけれども、同 じようにベトナムで弁護士会を支援しているドナー というのは幾つかございます。そういったドナーな どが協力をしまして、ベトナムの弁護士会がワーク ショップを実施したということでございます。それ でベトナムで刑事訴訟法の改正に向けた検討がなさ れていたときに、ベトナムの弁護士会として被告人 の弁護権の強化等に関しての意見を提出する、その 準備のためのワークショップというのを開催させて いただいたということです。

それから、ベトナムの地方の弁護士会の活動状況 の調査といったことを活動の中で行っておりますけ れども、それについても JICA、それから同じよう な活動を実施している JPP、レジュメに「JPP」と ありますのは、EU とスウェーデン、デンマークが 拠出する協力プログラムで、ジャスティス・パート ナーシップ・プログラムというプログラムの略称で すけれども、JICA の専門家が JPP の支援する調査 に同行するなどといった形で連携を実施しておりま す。

別の国のエリアも少し見てみたいと思うんですけ れども、カンボジアでは王立の裁判官養成学校とい うところに支援を行っておりますが、2008 年に当 時のアメリカの USAID の支援を受けてこの学校で 裁判官の継続教育というのを開始いたしました。学 校側は、更にドナーの支援を得るために、ドナーを 招いて協議をいたしまして、JICA も民事分野の一 部について支援をすることとなりました。当時、刑 事分野はフランスが支援をし、民事分野の一部につ いて JICA、それからドイツが支援をするといった ような形で分担をしながら、裁判官の継続教育の支 援を実施したというふうな事例もございます。

それからラオス,これはまだ現在進行形で行って いるものですけれども、ラオスでは 2012 年、昨年, 民事訴訟法、刑事訴訟法の改正というのが行われ, その改正法の普及の支援について JICA に要請があ りました。現在のラオスに対するプロジェクトも, 活動の一環として今のプロジェクトで作成をして民 事訴訟手続,刑事訴訟手続のフローチャートの普及 と併せてこの改正法の普及支援を実施するというこ とをやっております。他方で、ラオスの最高人民検 察院から UNDP に対しても普及の支援をしてほし いというような要請がございまして、効率的にかつ 効果的に普及活動を行うために関係の機関、ラオス の最高検察院、最高裁判所、UNDP、JICA で協議し, これを協力し合って実施していくということを確認 したという事例がございます。

それから、少し時代を遡るんですけれども、モン ゴルで調停制度の普及を行う際に、これは 2008 年 当時のことですけれども、ドイツの GIZ がモンゴ ルの法律関係機関と協力して法律の時間というドラ マシリーズを放映しておりました。この枠を JICA のほうで2回買い取りまして、調停で事件を解決す るドラマを作成し放映をしたというような連携の事 例がございます。

最後,挙げているネパール調停研修というのは, 私どもの法・司法課で所管している案件ではないん ですが、ネパールのコミュニティー内における調停 能力強化プロジェクトというプロジェクトがござい まして、2010年から開始し、今年の9月まで実施 をしているプロジェクトでございます。このプロジ ェクトでは、ネパールの地方のコミュニティー調停 を支援するプロジェクトですけれども、ほかに多く のドナーがこの分野で支援をしております。中でも 長年の実績のある活動を行っているのがアジア財団 というアメリカに本拠のある財団でして、そのアジ ア財団の使っていた研修プログラム、研修モジュー ルというふうにプロジェクトの中で呼んでおります が、研修モジュールを活用するということで、若干 手直しをしたものを JICA のプロジェクトの中でも 使っているというような連携の事例がございます。

以上, ざっと事例を御紹介いたしましたけれども, どういう連携・協調をしているのかということを若 干整理してみると, 情報の共有だけじゃなくて, 実 際の協力に当たってもギブ・アンド・テイクの協力 をしているということが言えると思います。

例えばギブについて言えば、情報についてはドナ ー会合で発表するなど情報の提供がございますが、 それ以外に現地で行われる国際的なワークショップ 等に日本人の法律専門家を派遣するといったような ことがございます。それで日本人の法律専門家が入 るメリットとして、やはり相手国、カウンターパー トにとっては1か国だけでなくて比較法的な観点か ら検討ができる、そのような情報が与えられるとい うメリットがあるだろうというふうに思います。

また, テイクの方では, もちろん情報をとってく るということもございますし, それから, 他のドナ ーのプロジェクトの成果, 既存の成果を活用すると いうことが言えると思います。例えばモンゴルです とかネパールの例というのが他のドナーの既存の成 果を活用するということで言えるかと思います。そ れ以外にも、プロジェクトを開始する時点で、他の ドナーが同じカウンターパートに協力を行っている といったような場合には、役割の分担というのが行 われております。例えば、これはカンボジアですと かべトナムの弁護士会に対する支援というのがこの 例に当てはまるかというふうに思います。

それで、既存の情報の活用と先ほど申し上げまし たけれども、これはドナーに既存の成果というのが 蓄積されていると同時に、支援をした相手側にもも ちろんそういったものが蓄積されているわけであり ます。したがいまして、レシピアント、カウンター パート側と更に協調していこうというふうに考える と、これが南南協力になるというふうに思います。 それは1の(3)で被援助国との連携の事例という ふうに挙げさせていただいているものです。

具体的に御紹介いたしますと、ベトナムにおける ラオス刑事司法研修といいますのは、これは正に今 月末から来月初めにかけてこれから行われる研修で ございますけれども、ラオスのプロジェクトの活動 のために結成をしたラオスの刑事訴訟法のワーキン ググループのメンバーをベトナムに招へいして意見 交換をすると。それが現在、ラオスとベトナムの両 プロジェクトに派遣されている専門家の緊密な連携 によって実現いたしております。ベトナムを視察し てラオスの刑事訴訟法の改正、ラオスの刑事訴訟実 務の改善の参考とするというのが目的です。

ラオスの刑事訴訟法にはベトナム法からの影響が あり、参考になる部分が多いというふうに思われま すし、またそれだけではなくて、ベトナムで行われ ている JICA のプロジェクトの活動、これは非常に うまくいっている部分というのもありまして、ぜひ そういった部分は他の国のプロジェクトの活動の参 考になるのではないかというふうに考えております けれども、ベトナムのプロジェクトの活動を見るこ とによって、ラオスのワーキンググループの皆さん にとっても、今後の活動上、非常に参考になるので はないかというふうに思っております。

それから、インドネシアにおけるネパール研修員 の受入れというものですけれども、これは先ほど御 説明をいたしましたネパールのコミュニティー調停 のプロジェクトに関して、開始後の最初の研修をイ ンドネシアで実施したというものでございます。こ れはインドネシアにおいてかつて JICA も調停制度 を支援するプロジェクト等も実施しておりまして、 コミュニティー調停を含む ADR、裁判外の紛争解 決手続についてインドネシアの実例を参考にすると いうためにこういった研修を行ったということでご ざいます。

今日の午前中, IDLO のザネッティ氏からも,帰 国後の研修員が資産であると,同窓会,アルムニア ソシエーションがというようなお話がございまして, その話を聞いて私も非常に共感をいたしましたけれ ども,JICA でも帰国研修員の同窓会というのもあ りますし,また帰国した研修後のフォローアップと しても,別の国に対して自分の国もこう改善してき たのだという取組を教えるという,そういう活動自 身が大変彼らにとっても有効なフォローアップにな るのではないかというふうに考えております。

それでは、次に日本国内の連携・協調というとこ ろの御説明をさせていただければと思います。

本日,メーンは国際的な協調・連携ということな のかなというふうにも思いましたけれども,国内の 連携というのも JICA としては非常に同様に重要で あるというふうに考えております。やはり ODA に ついて国民の理解を更に得ていくためには,ODA を実施することで日本も同時に元気になるという, そういった ODA の実施を目指さなければいけない というふうに考えておりまして,民間の企業や団体, 大学あるいは地方との連携ということを重視してや っていきたいというふうに考えているところでござ います。と申しましても,何か特別なことを考える ということではなくて,今あるプロジェクトの活動 で何ができるかという工夫をしているというような 状況でございます。

幾つかの事例を、特に昨年度、あるいは、若干、 一昨年に関わるものもございますが、この1年間の 取組の紹介を兼ねて幾つか御説明させていただきた いというふうに思います。

1つは、これは既に1年以上前のお話ですけれど も、2011年12月に開催されましたアジアにおける 「司法アクセス」国際会議でございます。これは、 大変名誉なことに、日弁連とJICA との共催という 形で開催させていただきまして、法務省、国際法曹 協会(IBA)、アメリカ法曹協会(ABA)、あとド イツ弁護士会等の後援を得て実施したものでござい ます。この会議では、法整備支援を実施しているア ジア諸国を中心に途上国の司法関係者を招いて、司 法アクセスの改善や利用者の視点から見た法制度の 改善に関する各国の経験を共有するという会議でご ざいました。

具体的には、ベトナム、カンボジア、ラオス、モ ンゴル、ネパール、東ティモール、インドネシア、 それから、JICA の法整備支援として実施したこと はございませんが、マレーシア、韓国から参加者が ございました。参加者からは、同様の困難に直面し ながら同じ課題に取り組んでいる各国の取組事例を 自国の参考にしたいといったような声が多数聞かれ て、法整備支援の更なるフォローアップあるいはス ケールアップの意味でも支援を行っている対象国同 士の相互の学びというのは大変有意義ではないかと いうふうに考えております。

それから、大学との連携についても多くの先生方 に法整備支援に関わっていただいておりますが、1 っだけここで例を挙げさせていただいておりますが、 イランに対する法整備支援というのも 2004 年から 実施をしておりまして、こちらのほうは名古屋大学 法政国際教育協力研究センター(CALE) との協力 の下で実施をしてきております。 それから、どのように民間企業にひ益するような 法整備支援を行っていくかということも課題の一つ でございます。もちろん間接的に日本企業の活動に 資することは疑いのないところでございますけれど も、そこを更により直接的に身近に感じてもらうと いうことが課題であり、これはいろいろな取組が必 要だと思いますが、既に幾つか着手しているものと しては、例えば、今朝、酒井法務総合研究所長から も挨拶の中でございましたが、ミャンマーで今年か ら法整備支援プロジェクトを開始するべく、様々な 現在準備をしておりますけれども、準備の過程で足 の速い協力を実施していくという方針の下で、公開 の現地セミナーというのを開催しております。

8月に会社法に関するセミナーを行い,また 12 月には国営企業改革に関するセミナーを実施しまし た。また3月には商事仲裁のセミナーを実施する予 定です。これについては,現地の日本商工会を通じ て,あるいは個別にお問い合わせのあった方には日 本国内からも御案内を差し上げておりまして,毎回, 十数人から 20 名程度の日本企業の関係者も御参加 をいただいていると。こういう形で,できるだけ情 報発信の機会を増やしていきたいというふうに考え ております。

同じように、中国の事例でございますけれども、 中国の競争法に関する民間企業向けのセミナーを、 昨年8月ですけれども、経団連と公正取引委員会と の共催で開催させていただきまして、日本企業から 約180名の参加があり、大変盛況のうちに開催する ことができました。これは中国で行われております 独占禁止法とその執行を改善するプロジェクトの本 邦研修として、中国から商務部の独禁法局局長ほか が来日した機会に、お願いいたしまして、中国の競 争政策、知財政策等を紹介する講演をいただいたと いうようなことでございます。

同じように、これは東京ではなくて現地でござい ますけれども、中国に法整備支援に派遣している長 期専門家が日本の支援によって改正がされました中 国の改正民事訴訟法のポイントについて,現地の日 本商会との共催という形で現地でセミナーを実施い たしております。去年の 10 月にセミナーを実施し ており,企業の法務担当者あるいは現地の法律事務 所の方など 45 名程度の参加を得て開催をしており ます。

それから,地方との連携ということでございます けれども,JICA のいろいろな協力の形態の中では 青年研修という若手の行政官などを対象に将来の国 づくりを担う人材の育成に協力をしようという事業 がございますけれども,今年度,法制度整備という コースがございまして,フィリピン,中央アジア・ コーカサス,またミャンマーから研修員が来日して 研修を行いました。

それらのコースの中では、フィリピンから来られ た研修員の方々には仙台に行っていただきまして、 仙台の弁護士会や仙台の高等裁判所、地方裁判所で、 地域における弁護士会、地域の裁判所の役割につい て理解を深めていただくという試みを行いました。 また法テラス南三陸出張所の協力を得まして、被災 地の状況と被災地で提供されている司法サービスに ついても御理解をいただくというような取組を実施 いたしました。同じように、中央アジア・コーカサ スでは新潟に、またミャンマー向けのコースでは静 岡のほうにそれぞれ参りまして、地元の弁護士会、 地方裁判所にお世話になったというところがござい ます。

このような取組を実施してきておりますけれども, 今後に向けて大きな課題があるなというふうに感じ ております。これまで以上に国際的な,あるいは日 本国内の協調・連携を更に進めていかなければいけ ないというふうに考えておりますが,その一つの柱 としてどういったことに取り組んでいったらいいの かということを考えておりますけれども,1つはナ レッジ・シェアリングという言葉がございますけれ ども、これに向けた取組の強化というのを実施して いきたいというふうに思っております。

このためには、いろいろな法整備支援に参加する ドナー同士あるいは先ほど申し上げた南南協力のよ うな横の援助を受ける国同士で様々な経験や知見を 共有し合うといったようなことを更に進めていきた いと思っておりますが、JICA 自身の取組としては、 やはりより情報の発信を強化していかなければなら ないというふうに考えております。特に国際的に JICA の活動の情報を発信し、良いところも、また 悪くて、改めていかなければならないところもある と思いますが、そのためにも英語でのこれまでの成 果の発信をより強化していかなければならないとい うふうに考えております。

また、同じように日本語での情報発信も英語と同 じように、あるいはそれ以上に強化をしなければい けないと思っておりまして、さらにそういった情報 は現在も日本語の情報が JICA のプロジェクトのサ イトであったりですとか、また法務省の国際協力部 の方でも様々な情報を発信していらっしゃいますの で、インターネット上に情報が点在しているという、 今日プレゼンテーションもございましたが、ポータ ルサイトを作成するのは、分かりやすく、アクセス しやすくなるような工夫も必要だというふうに感じ ました。

最後に,民間企業,法律事務所との連携の強化と いうこともこれから工夫して考えていきたいという ふうに考えております。特に JICA の法整備支援を これまで行っていない新たな国で始めるような場合 に,そういった国での調査などで法律事務所ですと か,また民間企業の知見を得ながらやっていけるの ではないかというふうに考えているところでござい ます。

予定を超過していると思いますけれども,私の方 からの報告とさせていただきます。どうもありがと うございました。(拍手) ○司会(江藤) 子浦課長,ありがとうございました。

それでは、次が本日最後のスピーカーとなります。 森・濱田松本法律事務所パートナー、シンガポール オフィス共同代表の小松岳志氏です。小松氏の所属 する法律事務所は、それ自体、法整備支援の機関で はございませんが、小松氏は現在、財務省の「ミャ ンマー資本市場育成支援」ワーキンググループ委員 を務められており、また同事務所では国際協力部で 実施するミャンマー法に関する調査を受託しており ます。これまでのスピーカーの発表とは異なってお りますが、法務省と法律事務所との連携の一事例と して、本日はその調査委託の内容について発表をし ていただきます。

それでは準備はよろしいでしょうか。どうぞよろ しくお願いいたします。

○小松 御紹介ありがとうございます。

森・濱田松本法律事務所シンガポールオフィスの 共同代表パートナーを務めております小松岳志と申 します。よろしくお願いいたします。

ただいま御紹介にありましたとおり,弊事務所, 現在,法務省から委託を受けてミャンマーの法制度 の調査をしております。3月に御報告を差し上げる ということになっておりますので,現時点ではまだ 途中という状況でございますけれども,経過報告と して内容を御報告申し上げるとともに,恐らく,今 日,こういう形でお時間をいただいた趣旨というの



小松岳志弁護士

は、法律事務所が関わっている法制度調査の一つの ケーススタディーとして皆さんの議論の参考にとい う趣旨があろうかと思いますので、我々が調査して いる法律の中身だけではなくてプロセス、どんな体 制でどういうやり方でやっているのかということを お話ししたいと思います。

そういったことで、目次としては2ページに掲げ ているような形でお話を進めていきたいと思います が、ディスカッションの時間もお取りした方がいい と思うので、若干短目にお話ししていきたいと思っ ております。

まず,調査を委託いただいている背景,これはミ ャンマーの状況も含めてお話をいたしまして,調査 対象と調査方法,そして調査内容の要旨をかいつま んで御報告します。その上で,我々の今現在進行形 のプロジェクトに基づく経験ではございますけれど も,今後のミャンマーの法整備支援について,ひと つコメントさせていただきたいというように思って おります。

まず,背景ですけれども,これはもう報道等で皆 さん御存じのとおり,現在ミャンマーは開放政策を 一,二年前からとっておりまして,非常に急速に社 会経済が発展しております。それに伴って日本政府, 例えば麻生副総理が今年の初めにミャンマーに訪問 されておりますけれども,それ以外にもたくさんの 政府機関が関与されています。そして日本企業も去 年1年間だけ見ても相当数の企業が進出ないし進出 の計画を発表するということで,非常に深い関与と 深い関心というのを持っているという状況でござい ます。

ミャンマーに関わっていくためには,当然,法制 度を理解して関わっていく必要があるわけなんです けれども、ミャンマーの法制度,法令は実はイギリ スの植民地の時代にあったものをほとんど改正せず に使ってきておりまして,非常に古いか,ないしは, 例えば知的財産法制のように,現代の国であれば通 常備えている法制,これが欠落している,ないしは, まだ法律の整備が進んでいないという状況にござい ます。そして何よりも今そういう状況であるという ことを知るのが難しい。要は,法律がちゃんと出版 されていないので,現在の法律の姿自体を知ること が難しいという状況にございます。こういった状況 ですので,今後,ミャンマーの法制度を整備してい こうというニーズは非常に大きいものがございます。

例えば、日本において現在ミャンマーに協力して いるものとして、ミャンマーに証券取引所をつくる というプロジェクトがございまして、そのための法 整備の支援というものをやっております。証券取引 法制の整備・支援、これは我々も、先ほど御紹介い ただいたように、財務省と一緒に関与させていただ いているものでございます。そのほかにも会社法や いろんな基本法からモダンなものにしていきたいん だというニーズがあるということを聞いております。

日本がこういう形で法整備支援をこれからしてい くにしても、当然、ミャンマーの法制度、法令が今 どんな状況であるかという現状認識があって、その 上で、どこをどうお手伝いしていけばいいのかとい う形になってまいりますので、情報の収集というの が非常に大事であるということで、我々、法務省さ んから委託を受けて現在調査をしていると、そうい うことでございます。

調査のやり方ですけれども、4ページ、調査対象 ということで、現在ここの(1)に書いているよう な法分野を対象に調査を進めているところでござい ます。ここの発想というのは、民事基本法をまず知 ろうということ、そして、もう一つは、日本企業の 進出というニーズが現に目の前にあるということか らして、民事基本法でなくても、例えば⑤の外資・ 輸出入・外貨管理規制のように、目の前で日本企業 が必要としている法律というのも併せて調べようと いうことで、ここに掲げているような5つの法律、 具体的には会社法、債権法・労働法、物権法、民事 訴訟法・仲裁法,先ほど申し上げた⑤の各規制とい うものを現在調べているという状況でございます。

調査の中身,対象項目というのは,現時点の法令 の中身を調べるということ,そして法令だけではな くて,ミャンマーは,法律にない部分を,運用でカ バーしていたり,法律が存在していても,それと違 う運用があったりといったものがどうしてもござい ますので,これは可能な範囲で現在の運用,実務の 状況というのも調べて,これを両方セットにして御 報告するということを考えております。ちなみに, この御報告については,今までの法務省の委託調査 と同様にウェブサイトにおいて公開される予定だと お伺いしております。

調査の方法,5ページですけれども,方法として, 手に入れた法令を分析するということです。その前 段階として,ここには書いていませんけれども,現 時点の法令を明らかにする。これだけでも非常に難 しい部分のある作業でありますけれども,法務省の ネットワークなども使わせていただいて現時点の法 令の姿を明らかにし,そしてその法令を分析してお ります。

文献も分析していくという手法がオーソドックス にはとられるわけなんですけれども、ミャンマーの 特殊性として文献が非常に限定的でございます。日 本のようなコンメンタリーや判例集、こういったも のはほとんどございませんので、我々が依拠してい る有益な情報源として実はヤンゴン大学等の大学の 法学部で現在使われている教科書、こちらを非常に 有益な情報源として使わせていただいていて、こち らの収集に関しても法務省のネットワークを使わせ ていただいているという状況でございます。

その上で我々の弁護士の方でミャンマーの法律を 理解いたしまして,その上で疑問を持つ点がどうし ても当然出てまいります。ないし今の実務がどうな っているかという質問もする必要があります。です ので,③でミャンマーの法律家に質問をして回答を 入手するといった形で現在調査を進めているという 状況でございます。

(2)で体制ですけれども、弊事務所の中でも 20名以上の弁護士が現在関与いたしておりまして、 先ほどの各法律分野ごとに4名ないし5名の弁護士 のチームを作って作業をしているという状況でござ います。

弊事務所のシンガポールオフィスにはミャンマー の法律家も所属しておりますので,彼女の知見ない し彼女のネットワークも使って今調査を進めている ということです。

ミャンマーの法律制度なんですけれども,英国法 圏ということで、コモン・ローと思われることも多 く、そういった認識をされることもよくあるわけな んですけれども、実は英国法の起源を持った成文法 の国家であります。要は、法律に書かれているもの だけが法律であって、裁判所は法創造機能を持って いないということですので、ミャンマーの調査をし ようと思ったら、コモン・ローのセンス、知識も必 要だけれども、成文法国家ですので、成文法の国、 日本としてもお役に立てるという両方の面がござい ます。そういった背景がございますので、どうして も英国法ないしインド法から見たときにミャンマー の法律をどう読めばいいんだろうというような形で、 英国法系の知識というものも必要になってくるわけ でございます。

我々シンガポールでもいろんな弁護士の方とお付 き合いしていて,イギリス法の弁護士でミャンマー の法制度調査を手伝ってもいいと言う方もいらっし ゃって,そういった方からイギリス法に基づくミャ ンマーの法律の読み方であるとか,そして我々の所 内のイギリス法の弁護士からも知見を得ながら解読 を進めているというところもございます。

先ほどの(1)の③のミャンマー法律家への質問 というものの具体的なやり方としては,(2)の一 番最後の友好先のミャンマーの法律事務所,これは 複数の事務所に協力をお願いして情報提供をしてい ただいているという体制でやっております。

ここからは調査内容の要旨ということで,ただ, このシンポジウム自体はミャンマーの法律の中身を 勉強する場ではないと思いますので,網羅的という よりも,ミャンマーの状況が分かりやすい特徴的な 部分だけかいつまんで御報告をしていきたいと思い ます。

6ページは会社法ですけれども,特徴として, と にかく古いということがございます。100年前の法 律を今も使っていると,1914年の会社法。これは どういう会社法かというと,イギリス植民地時代の インドの会社法をそのまま使っています。ミャンマ ーはイギリス領インドの中のビルマという地域でご ざいましたので,インドの法律をそのまま輸入して いるんですね。これをまだ使っているという状況で ございます。

特徴的な部分としては,例えば現代の国の会社法 では必ずある組織再編,国によって合併であったり, 英国系だとスキーム・オブ・アレンジメントと言う ことも多いですけれども,こういったものがないと いうことが1つの特徴で,要は現代の会社法で通常 ある規定がないと,そのまま改正されずに生き残っ ているというのがミャンマーの会社法の特徴でござ います。

ただ,1955年に1つだけ大きな改正がされてい まして,それが7ページの広範な外国会社規制と裁 量による外資規制というところでございまして,こ こだけは外国の会社に対応した改正がされている。 しかし,精緻な規制がされているわけではなくて, 非常に広範に外国会社に対して裁量による透明性の ないような規制の仕方をしているというのがミャン マーの特徴でございます。

広範なという意味は、1つ目のところで1株でも 外国人が株式を持っていればもう外国会社であって、 99%国内の人が持っていて外国の人が1%だけしか 持っていないというような会社であっても、同じよ うに扱って、全て外資規制に服するというのが1つ の特徴でございます。

規制が裁量でやられているというところの具体的 な内容として、この規制というのは当局、これは DICA という組織ですけれども、英語ではディレク トレイト・オブ・インベストメント・アンド・カン パニー・アドミニストレーションというものの略で、 DICA ですけれども、この当局がパーミット・ツ ー・トレードという営業許可を外国会社に与えるか どうかということによって外国会社が事業を行って いいかということをコントロールしているというこ とがございます。その前提として外国会社に当たっ てしまうと営業許可証が必要という規制がございま して、当局がこの許可を与えるどうかというのを裁 量によって行っているというのが特徴です。

例えばということで次のポツのところにいきまし て、数年前からミャンマーにおけるトレーディング というものにカテゴライズされる事業については、 もう営業許可は与えないよということを DICA が始 めております。その結果、小売や卸売、輸入販売と いう事業は全てトレーディングに当たるということ で、今、外資に全く開放されていません。小売規制 をやっている国は多いですけれども、これが、完全 裁量の中、行われているというのはミャンマーの特 徴でございます。

次にいきます。あと、ここは、外国会社について は、先ほどの部分については一定の対応はしている んですが、それ以外についてモダンな会社法とはち ょっと異なる部分があるぞというところとして8ペ ージで例を挙げておりまして、全く海外からビジネ スをやるということを一切想定していないまま法律 が残っているというのが1つの特徴です。

例えば取締役会について電話会議やテレビ会議が 可能かどうかが明確にはなっていません。④で,他 方で,海外からビジネスをされることについて無防 備な部分もございます。普通の国であれば,取締役 の国籍や居住要件を定めて,国内に人がいるような 状況でビジネスをやってくださいということを規制 している,要求している国が多いわけなんですが, ミャンマーは外から人が来てビジネスをやるという ことは先ほどの外国会社規制以外の部分では想定し ていませんので,今のところ,取締役の国籍・居住 要件はないというふうに会社法ではなっているとい うことでございます。

以上が会社法の特徴で、9ページが債権法・労働 法の特徴というところですが、債権法の中でも中核 的な法律である契約法、これは実は会社法よりもさ らに古いということでございまして、会社法は 1914 年でしたが、契約法は実は1872 年です。その 当時のイギリスの判例に基づいて作ったインドの契 約法、これをそのまま引き継いだものをいまだに使 っているということで、その後、余り判例形成も進 んでいませんし、改正もされていないので、本当に 1872 年のイギリスの判例のスナップショットを今、 法律にして使っているというのがミャンマーの状況 です。

さらに興味深いのは不法行為法でございまして, ミャンマーは成文法国家と申し上げましたように, 不法行為も成文法がないといけないはずでございま す。しかし,我々の調査で今のところ発見できてい るのは,このザ・フェイタル・アクシデント・アク トという法律だけが不法行為法の分野の法律でござ いまして,しかも,これは不法行為の損害賠償請求 権があるということを前提に,人を死亡させる不法 行為があった場合に遺族に訴権を与える規定を定め るだけでございまして,実は,成文法国家であるに もかかわらず,不法行為に関する成文法がどうも見 当たらないということでございます。

ミャンマーの大学の教科書を見てみますと、どう 書いているかというと、2つ目のポツのように書い ていまして、不法行為一般についてはミャンマーの 状況に適合している限り英国の不法行為法が適用さ れると書かれているわけでありますけれども,こう いった形で英国の成文法の不法行為関連法規や成文 になっていないコモン・ローをミャンマーに移植す るという法律もまだ見つかっておりませんで,一体 どういう根拠でミャンマーで不法行為が請求できる のかと,不法行為に関する救済を求めることができ るのかということについて,実は法律が欠落してい るんではないかと思っています。ここについてはさ らに調査を進めていきたいと思っています。

労働法に関しても整備がまだ進んでいませんで, 個別にはいろいろと法律はあり,最低賃金に関する 法律や労働組合法などあるんですが,基本法はなく て,労働組合法も 2012 年に新しくできたばかりと いう状況でございます。

物権法については、ミャンマーは国が全ての土地 を所有するということになっていて、権利としては、 土地の利用許可を得て賃借したり使用したりする、 そういった権利を私人は持つんだということになっ ています。

外国人のミャンマーの土地規制に関しては,②で 書かれているような不動産譲渡制限法がありまして, 所有はできないと,賃借についても原則1年を超え てはいけないという形で厳しく規制されているとい う状況でございます。

法制度として日本と違うのは、③のところで不動 産の売買・賃借については書面主義が採用されてい まして、書面でやらないといけないと、あと登録証 書の交付が必要ということですので、意思だけで不 動産の譲渡ができるわけではなくて、形式が必要で あるということです。

④で登記制度は存在しますが、日本のような権利 関係自体を登記簿に書き込んでいくわけではなくて、 英米法圏でよくやられている不動産取引の書類自体 をどんどんとファイルしていくと。そして積み上げ ていって、後になって書類を見れば、どんな権利変 動があったのかわかるというような仕組みをとって おります。

ただ、11 ページにいきまして、⑤で、登記制度 はあるけれども、使われているかと言うと、政治体 制が流動的であったことと費用がかかるということ で敬遠されたということから、実は登記はほとんど されていなくて、実際にミャンマーで土地の正確な 権利関係を知ることは困難な場合が多いということ を聞いておりまして、ここら辺も今後整備が必要な ところではないかというふうに思っております。

12 ページにいきまして,民事訴訟法・仲裁法で すけれども,民事訴訟法はございます。かなり古い ものがあって,現在もその古いものを使っていると。 そして手続の細則を定めた裁判所が出したオーダー というものも存在するという状況です。

仲裁法が特に外国から投資する際には興味深いと ころではあるんですが、ミャンマーは今、通常、各 国が加入している外国仲裁判断の承認・執行に関す るニューヨーク条約に加入しておりません。何が仲 裁法としてあるかというと、ニューヨーク条約の前 身のジュネーブ条約に基づく外国仲裁判断の承認・ 執行に関する法律はありますけれども、そもそもこ れを使って外国仲裁判断の承認・執行を求める事例 がございませんので、使われていないという状況で ございます。

国内の仲裁についても、仲裁法あるんですけれど も、実際、実務でも使われていないという状況です。 ここはニューヨーク条約の批准を早くしてもらえれ ば外国投資が非常にしやすくなりますので、ここを 注視していくことと、あと、外国仲裁判断を承認し てもらっても、執行がちゃんとできないと意味がな いということがございますので、ミャンマーの中で 判決ないし仲裁判断の執行体制というのを今後構築 していくというニーズは大きいものがあるんではな いかというふうに思っております。

(5) で外資・輸出入・外貨管理規制, ここに書

かれているような形で,ここは急速に整備が進んで いまして,外国投資法は昨年,世界的な注目を集め た新しい法律ができておりますが,実質的には外資 規制が強化されてきております。特別経済地域法も 現在,抜本的に改正中,そして輸出入・外貨管理に ついても IMF といった国際機関の協力のもと改革 が進んでいるところというところで,ここは最も変 動の激しい分野ということは言えようかと思います。

最後に,我々の現在進行形のプロジェクトの経験 に基づいて,ミャンマーで何が求められているのか, そして法整備支援をこれからしていくために何が必 要なのかということについて若干言及したいと思い ます。

1つ目は、法律自体を作っていくということも大 事なんですが、それを使う法曹の養成というのが非 常に急務であるということを指摘させていただきた いと思います。ミャンマーの法律家の皆さんはイギ リス法に基づく伝統ある教育を受けられて、非常に レベルの高い方が多いんですが、しかし圧倒的に数 が足りません。あと、もう一つ、基本がしっかりし ていても、現代の社会に対応した国際的な取引やビ ジネスに関する知識という面では、もちろん今まで それに接してこなかったわけですので、それがまだ 足りないというところがございまして、そういった 意味で質と数、両方の面でミャンマーの法律家を養 成していくということは非常に大事であろうかと思 います。

外から、外国からミャンマーの法整備支援をして いくというときに、我々、今、証取法の法整備支援 や法制度調査自体を通じて感じていることとして、 やはりミャンマーに特徴的なところとして英国法の 影響を受けた成文法国家で、かつアジアの中の一つ の国であるということで、多様な要素を持っており まして、支援していく我々の側のほうでも日本法だ けではもちろん足りず、英国法やアジアの近隣諸国 の法律についての知識というものを持った上でミャ ンマー側が必要とする情報を提供していくという必 要があります。今日のお話の中でもたびたび出てき ていた中立性というところとも関わってきますけれ ども、ミャンマーは特に多様な法律についてのバッ クグラウンドが支援する側にも求められるというと ころを日々実感しておりまして、そのために我々も イギリスの弁護士やミャンマーの弁護士自体も入れ たりして、法制度の調査や支援をしているというと ころでございます。

そして、やはり証券取引法のような分野は特に専 門性が高いですので、専門の弁護士が関与していく ということも大事であります。なかなかこれを1人 で全て兼ね備える人というのはおりませんので、そ れぞれの得意な部分を結集してチームで対応してい くということもかなり大事なんではないかと思って いるところでございます。

そして、最後にミャンマーの法曹業界の発展自体 に非常に大事な部分として、非常に基本的なんです が、日本では当たり前になっている現在有効な法令 の特定をして、その改正を溶け込ませたちゃんとし た法令集、六法を作ってあげるだけでも、相当支援 になるんではないかというふうに思っております。 それがまず法令集でございまして、さらに判例集、 そして教科書、法律書という我々が当然のインフラ だと思っているものというものをミャンマーでしっ かりと整備していくと。その上でいい法律をつくっ ていく。そしてミャンマーの法律家の方々にも、数 の面でも、質の面でも、どんどんと育っていただく と。そういったところを実現することができれば、 ミャンマーの法律の発展に寄与することができるん ではないかというふうに思っております。

我々は微力ではございますけれども、今回貴重な 経験をさせていただいていますので、今後も、これ を生かしてお手伝いをしていきたいと思っていると ころでございます。御清聴いただきましてまことに ありがとうございます。(拍手) ○司会(江藤) 小松様,ありがとうございました。 それでは,昼過ぎの時間から長時間にわたり皆様 ずっと講演を聞いておられましたので,そろそろフ レッシュな空気を体の中に入れる必要があると思い ます。ただいまから会場のスピーカーに対する質問 を受け付けたいと思います。順番としましては,大 阪会場,それから東京会場の順で受付をさせていた だきます。

まず,大阪会場で質問のある方は挙手を願います。 どうぞ。最初に御所属とお名前と,どのスピーカ ーに対する質問かをお願いいたします。

○市橋 所属は名古屋大学 CALE, 市橋です。マル ムベリ先生に2つ質問があります。サステーナビリ ティーとトランスペアレンシーの関係です。

最初はサステーナビリティーの関係ですが,スウ エーデンの Sida のベトナムのプロジェクトが終わ ってしまったということがお話しされました。質問 は,スウェーデンの場合,Sida 以外に法協力の分野, 例えば研究だとか教育といったのが大学では考えら れると思うんですが,そういうものは並行してベト ナムで行われていないのでしょうかということです。 日本の場合は,JICA のプロジェクトが例えばなく なっても,多層的というか,いろんなプロジェクト が何やかんや,そう大したものはないんですが,あ って,サステーナブルにそれなりに継続は可能なと ころもあるんですが,その辺はスウェーデンの場合 はどうですかということです。

2つ目の質問は、これはトランスペアレンシーの 関係で話されていたと思うんですが、ルンドの大学 の中でなかなかトランスペアレンシーが十分でなか ったために教員の広がりがなかったという話があり ました。これも、名古屋大学も結構そういう面は実 はあるのですが、関心のある人が一つの大学を超え て何かそういうオープンなトランスペアレンシーが ある仕組みが、コンソーシアムとかネットワークと かいう形で一つの大学を超えてスウェーデンの場合 はありますかという,そういう質問です。 ○司会(江藤) お願いいたします。どうぞ。 ○マルムベリ 市橋先生,ありがとうございます。 御質問に答えたいと思います。

まず持続可能性ということなんですけれども,ほ かの大学あるいは,開発支援プロジェクト,法教育 について,ほかの機関が参加しているかどうかとい うことですが,ルンド以外の大学で言いますと,ス ウェーデン北部の大学がラオスでやっているプロジ ェクトがあります。このプロジェクトは,しかしな がら,スウェーデン側でベトナムに対しての予算が カットされまして,終わってしまいました。東南ア ジアの中心としてはカンボジアが対象になっていま して,いわゆる学術大学分野のプロジェクトという のはカンボジアはないんです。

ラオスのプロジェクトについてはスイス政府がプ ロジェクトを持っており、そしてその作業の継続が なされていますが、予算はスイス側から来ています。 これはスウェーデンの大学も参加しているんですが、 しかし、まだこのプロジェクトが継続しているかど うかというのはよく分かりません。その他は法制度 の部分あるいは法学教育の分野では余りないと思い ます。まだ開始段階、インドに関してはヨーテボリ 大学で若干あるようです。さらに中国との協力が、 例えば監視法、モニタリングローについてはヨーテ ボリ大学の方でやっていると思います。ということ で、かなり限られています。

Sida の関心でありますが,現在こういったものを 立ち上げていくという関心は高くはないようです。 Sida の中で大学に関しての開発というのはどうも奇 妙な存在と思われているようです。例えば法制度, 立法など各国の司法省へのプロジェクトは別なので すが。透明性の問題は,先ほど言ったように,あり ました。情報を様々な教授に対して十分に発信し切 れなかった,あるいは,様々なパートナーシップの 仲間に対しても,ベトナムプロジェクトに関心を持 ってもらいうというところまで十分に普及できなか ったという例があります。簡単ではありません。

例えば共同修士過程プログラム,共同博士課程プ ログラムについて言えば、幾つか、何人かの教授陣 がベトナムの作業に参加してくる可能性があったと 思いますが、しかし、ベトナムでどんどんプロジェ クトがなくなっていくと、それに関しての人材の導 入も少なくなってきて、更にまた教授間、先生方の 間の情報流通も少なくなっていったという次第であ ります。このようなプロジェクトに関して言うと、 少なくとも活動をできるだけ教授間で情報を広げて いくということが重要だと思います。ルンド大学の 教授陣は、かなりベトナムのプロジェクトで彼ら自 身得たところがあったと思うのです。人材開発とい う点でもそうですし、さらに資金を得て、より多く の教授陣をルンド大学でも採用できた、そういった ような恩恵も教授陣側にあったと思うのです。よっ て、一緒に教授が参加することによってこういった 良い点も自分たちの中にあるのだということを示す ことによって、その継続の可能性というのは増えて くると思うのです。

以上です。

○司会(江藤) それでは、他に御質問ある方、ど なたかいますか。

○今泉 日本貿易振興機構アジア経済研究所の今泉 と申します。小松弁護士に質問いたします。

日本の法整備支援についての研究では、日本の法 整備支援の特徴の一つとしまして、民間コンサルタ ントの利用が少なくて、法曹ですとか、法学者が中 心に役割を果たしてきたということを指摘しており ます。そういうふうに、近年、日本の特に大手ロー ファームがアジア進出をどんどん進めておりまして、 そうした観点から、ローファームの方はこういう法 整備支援をどのように位置付けているのでしょうか。 今後、ローファームの役割が法整備支援の分野で拡 大すると見ているのでしょうか。 御報告の中で特にチーム力というものを最後に強 調されておりましたけれども、そういう意味で、も しかしたら、ローファームだからこそできるところ があるのかなと思いますので、その辺りをちょっと 深く説明していただければと思います。

〇小松 法律を作るお手伝いをこれからしていくに 当たってのローファームの役割という御質問ですけ れども,我々としても,是非お役に立っていきたい と思っております。お役に立てる部分として,特に 専門性の高い法律,例えば我々が行っているミャン マーの証券取引法の支援などは,もちろん学者の先 生方やアカデミックの先生方の関与は必須ではござ いますけれども,実際,今,国際社会でどういう形 で法律を使ってどんな実務が存在しているのかとい うところについて,我々は日々業務でそれを扱って おりますので,その部分を,特にそういった観点か ら御協力するということが可能ではないかというふ うに思っております。

あとマンパワーの点ですけれども,特にミャンマ ーで感じているのは法整備のみならず社会の発展の 速度がものすごく速くなっていますので,今グロー バル化が進んでいて,本来であれば数年,数十年か けて起こるような社会の変化というのが1年ぐらい で起きるような状態になっていて,法整備自体につ いても,短期間で仕上げたいというニーズをミャン マーの人たちと話していても非常に感じるところが あって,短期間にやるためにはやはりマンパワーと いうのがそれなりに必要でございます。

ですので,法整備していく中で我々チームを組ん で,例えば証券取引法の整備であれば,5人の弁護 士でチームを組んで対応しているわけでございます が,またそれぞれの弁護士が,金商法一つをとって も,それぞれの得意分野が金商法の中でもあるとい う,そういった5人がチームを組んで,学者の先生 方や官庁の方々と一緒に今支援をしているという現 状でございまして,今後も恐らくそういったニーズ というのがどんどん出てくると思いますので、我々 としてもそういった形で手伝いをしていきたいと思 っています。

○司会(江藤) よろしいでしょうか。他に質問のある方。

○松浦 名古屋大学の松浦でございます。小松先生 に一つ御質問があります。

ドナーコーディネーションということから考えて, どういう形のコーディネーションをすれば良いとお 考えでしょうか。ある程度コンセプトをお持ちなら ば,教えていただきたいと。

例えば、先ほどおっしゃったように、ミャンマー の現行法を示すということになったときには、一部 の法律を集めるだけでは駄目で、常にその情報を更 新しなければなりません。法令を電子化して、管理 するというのは一つのやり方です。そういうことを 行った典型的な例は、オーストラリアのタスマニア 州です。同州は、全部の法令を 1990 年代に電子化 して、法令改正を追えるようにしました。そういう 経験を持った機関に参加してもらえば、現行法を確 定するという仕事は、すぐに陳腐化する手作業のア プローチから全法律分野についてデータを継続的に 管理するアプローチに変化します。今調査なさって いるミャンマーというのは、そういう意味ではドナ ーコーディネーションをするのに非常に良い例なの ではないかと考えます。そこでどういうふうなコー ディネーションをすればいいかというコンセプトが 必要な気がするのですが、調査なさっているところ で幾つかアイデアがあれば、教えていただきたいと 思います。

以上です。

○小松 そうですね。今お話に出た現在有効な法律 を明らかにするという作業については、まず、今、 紙になっている法律を集めてきて現在の姿をはっき りさせることはいずれにせよミャンマーの方々にも やっていただく必要がありますけれども、その先で すよね。今,私のレジュメではパブリッシングとか 本を前提にしたような言葉になっていますが,おっ しゃるように、今,日本も法令をインターネットで 全部公開しておりますので、ミャンマーにおいても 日本の法令の電子での公開を行ってこられた方など のノウハウやそのシステムも導入して、一気に紙を 飛ばして、インターネットで法律を見られるように するところまでコーディネートして支援する。例え ば、そういった発想で、いろんな方が集まってチー ムを作ってやっていくというのは一つ面白いのでは ないかというふうに思っています。

もう一つは、どの法分野を整備するかということ について、ミャンマーの方とお話をすると、それ自 体がなかなか決められないと、全ての法分野につい て古いとは認識しているので、やれることは何でも やりたいんだということになっていますので、コー ディネーションとして一番まず大事なのは、優先順 位を一緒に付けてあげるということが非常に大事な のではないかと思っております。

ミャンマーの官僚の方々も非常に優秀ですけれど も、数が限られていまして、全てアトーニー・ジェ ネラル・オフィスというところで法令を審査して出 すという日本の内閣法制局のようなやり方をして, しっかりはしているんですが、 そこでボトルネック になって処理が止まってしまうというところがござ いまして、そこのキャパシティーもにらみながら、 ミャンマーにとって現時点で一番必要な法律は何で, その次が何で、何から順番にやっていきましょう、 どういった順番でやった方がより整合的な良い法律 の整備というのができるかということを一緒に考え てあげるというところからのコーディネーションが 必要なのではないかというふうに思っております。 ○司会(江藤) 他にはどうでしょうか。 東京会場ではどなたか質問がございますでしょうか。 ○佐藤 どうも東京大学の佐藤安信です。

子浦さんと、小松さんに質問です。子浦さんのプ

レゼンの中で,いろいろな国際機関との連携の話が 出てきたのですが,世界銀行とか,アジア開発銀行 (ADB)あるいは私が勤務しておりました欧州復 興開発銀行(EBRD),こういう JICAの大きなマ ーケット開発ということで,当然絡むところがある と思うのですけれども,法律関係では連携・調整と いうのが具体的にどうだったのかなということを, 余り詳しくなくてもいいので教えていただきたい。

それから、国際機関と言うと、開発関係でなくて も、UNDP 以外にも国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)とか、あるいは環境であったらユネス コとか、労働問題であれば国際労働機関(ILO)と かたくさんあるわけですが、こういったところとの 連携ですね。組織上の連携はするのですけれども、 法整備支援という部分での連携はどうなのかなとい うことです。特に恐らくこれは、日本の中の縦割り である財務省や経産省の関係の組織と外務省や JICA のラインということからすると、省庁の縦割 りのこういった形の連携というのは難しいのかなと 思うのですけれども、今後の展望という点も触れて いただけたらと思います。

それから、小松さんにつきましては、私、ミャン マーは全く無知でありまして、今回初めてミャンマ ーは成文法との組合せだということ、ちょっとびっ くりしたのです。イギリスの統治からすれば当然コ モン・ローだと思うのですけれども、その趣旨とい うのは、いわゆる司法がコモン・ローで法律が成文 法ということなのか聞きたいのと、それが余り機能 しないというか、インドのような形にはなれなかっ たというか、当然、軍事政権を含めて、司法は機能 していないのだろうということは推察するのですけ れども、つまり関連法とかを含めて裁判所の機能で すね。

やはり今まで日本が扱ってきたフランス法を継受 した種類とは違う問題点が出てくるのではないか。 つまり、もう少し応用編として裁判所あるいは裁判 官の養成ということについて、今日も初めに出てい た教育という、人材育成といった法的支援について は、単に条文を作るということだけではないアプロ ーチというか、そういう部分でこの問題点の今後の 展望を分かる範囲でお聞かせいただきたいと思いま す。

以上です。

○司会(江藤) ありがとうございます。

それでは、今、子浦課長と小松先生に質問が出ま したが、最初に子浦課長からお答え願えますでしょ うか。

○子浦 佐藤先生, どうもありがとうございます。

まず,世銀や ADB といった国際金融機関とどの ような連携を考えているか,あるいはやっているか ということですけれども,世銀につきましては昨年, 世銀・IMF 総会が日本で開催され,ちょうどその機 会に,私どもが後援をさせていただきましたが,東 京大学で世銀の副総裁をお招きしたミニシンポジウ ムを開催されたと。その中でも世銀が正に法整備支 援分野を,世銀自身がナレッジ・シェアリングとい う言葉を使っていたかどうかちょっと私は失念いた しましたが,様々なナレッジを集めようというよう なフォーラムを作って,それに対する日本の国内の 研究機関であるとか,法整備に関する援助機関の参 加,協力を呼びかけていたというようなことがござ います。

何ができるかというところはありますけれども, このナレッジ・シェアリングに向けた取組の中で, やはり JICA 自身が更にもっと我々自身の経験を発 信していくというところで,それは研究のための資 料になったりするということもあると思いますので, 世銀あるいはその他の国際的なそういったフォーラ ムへの協力というのも今後考えていきたいなという ふうには思っております。

それから,その他の国連の専門機関なども,佐藤 先生がおっしゃいましたように,法整備支援の取組 というのはそれぞれの機関のマンデートに沿った形 で行っているというところがございます。こういっ たところとどう協調・調整していくのかということ については、やはり一番最初に申し上げたような現 地、それぞれの国ごとに持たれているドナー会合で どういったことをやっているのか情報を収集し、必 要に応じて協議・調整していくという方法を採るの だろうというふうに思います。

ただ、ここで少し注意しなければいけないなと思 っているのは、佐藤先生も日本の省庁の縦割りの話 をされましたが、ドナー会合も縦割りでできている ということです。ですので、法整備支援のプロジェ クトの専門家あるいは事務所の担当者は、例えばリ ーガルセクターのドナー会議に出ても、取れない情 報というのがございます。実際には、それが例えば 金融のセクターで議論をされていたりだとか、ある いは例えば労働であるとか、そういったような別の セクターで議論されている可能性がある。そういう ことを考えますと、特に法整備支援、日本はですね、 特に基本的な法律の整備などを行っている国におい ては、ちょっとアンテナをもう少し高く張らないと いけないこともあるのではないかということを,過 去の事例を今回の発表のために調べた結果、少し反 省点として感じたところです。

とはいえ,現地の方でも非常に人手が限られてお りますし,基本的には長期専門家のそれぞれのプロ ジェクトの活動のほとんどが相手国,カウンターパ ートとの間の活動で大変多忙であるというところが ございますので,事務所の,あるいはプロジェクト の現地人のスタッフの方に情報収集のために参加し ていただくとか,何か工夫をしながら,さらに情報 を取って,関連の分野で法整備支援が行われそうな 情報をキャッチしていくということが必要かなとい うふうに考えております。

○小松 私からは2つ目の御質問についてお答えし たいと思います。 コモン・ロー的な要素を持っているけれども,成 文法の国家であるミャンマーにおいて裁判官,司法, 裁判官の目指す法曹育成という意味で今後どういっ たことが課題になるかと,そういった御質問だと理 解しております。

若干,何でコモン・ローなのに成文法になってい るのかという背景から申し上げると,もともとイギ リスの統治下ではコモン・ローでした。裁判所が法 創造の権限を持っていたということでございます。 ただ,イギリスから独立した後,社会主義や軍事政 権が続きまして,そういった体制の下では裁判所が 政権党を離れて法律を作っていくということ自体が なじまないということで裁判所による法創造機能が 奪われ,そして法律自体も,経済的な発展というの が止まっていたということもあって,改正する必要 がなかったということでございまして,成文法国家 なのに昔のコモン・ローの法律を使っていると。

要するに、判例による補充を前提として作られた 法律を補充せずに使っているという状況でございま すので、さっきの不法行為法の例のように丸ごと法 律分野が1つ欠缺しているとか、本来、成文法の国 であれば定義規定をちゃんと置いて概念をはっきり させて法律に書き込むところを、コモン・ロー的な 概念をそのまま使って定義をせずに使っているとい うような形で、精緻さの面でやや欠けているという 部分があると。これを今後、法律を急速に整備して いく中で、新しくできる法律についてはきっちりと した作り込みがされていくと思います。

ところで,法曹養成という観点から見ますと,実 は今,ミャンマーの法曹の教育の最前線に立ってや っていらっしゃる大学の教授の皆さんは,実はイギ リスに留学をしてコモン・ローの教育を受けてこら れた 50 代後半から 60 代の非常に優秀な先生方であ るという状況にございます。もちろんもともとのス ピリッツがコモン・ローにあるわけですので,それ に基づく教育が継続されるのは非常に大事だと思い ますが,恐らく今後の課題というのは,新しくでき てくる法律,モダンな法律に対応した教育をする能 力を持つ教授陣の育成というのがまず第一でありま して,恐らく法整備の支援にミャンマーサイドで関 わった人たち,ミャンマー側のワーキンググループ の人たちがそういったモダンな法律を学生に教える という役割を担ってくるんだと思いますが,それだ けでは恐らく数は足りないので,新しくできる法律 を教える人たちをまず育成すると。

その人たちが、ミャンマーの場合、教育自体は非 常に機能している部分もありますので、学生を教え ると。法学部生が弁護士、裁判官、検察官、そして 官庁の方々になっていくわけですので、そういった 形で教育の面で今後体制を補充していくという必要 性があるのではないかというふうに思っています。 逆にこれがうまくできないと、法律は作ったけれど も、実際にそれを使う人が理解できていないという 状況が起きかねませんので、繰り返しになりますが、 新しい法律を教える人たちの育成が大事であろうと 思っております。

以上です。

○司会(江藤) ありがとうございます。

それでは、これをもちまして第2部を終了いたし ます。

(休 憩)

第三部 全体討議

○司会(江藤) それでは、これより第3部に入り ます。

第3部の進行は国際協力部部長,野口元郎が行い ます。ただいまよりマイクを野口部長にお渡しいた します。よろしくお願いします。

○野口 ありがとうございます。

今から5時 50 分くらいまで,約2時間弱,全体 討議ということで時間があります。本日は,セッシ ョン1とセッション2でそれぞれスピーカーの方々



野口元郎部長

へ御質問いただきまして,不十分ながら,そこで Q&A の時間もそれぞれ取っております。そこで, セッション3では,まずはセッション1,2のスピ ーカーに対する御質問ではなくて,今日会場におい での皆様方から,情報を共有するという趣旨で,現 在行っている活動などについて御説明いただく御発 言を最初に幾つか頂きまして,その上で時間があれ ば,さらに個別のスピーカーに対する御質問,又は 相手方不明の御質問のようなものも頂いております が,そういうものに移りたいと思います。

実は、この法整備支援連絡会、今回、第 14 回で ございますけれども,私は,本日,総合司会をして いる江藤教官と同じ立場で、第1回、2000年のこ の連絡会に参加しております。その際は、まだ国際 協力部もできておりませんで、日本政府が 1994 年 ぐらいから法整備支援を始めて、今の霞ヶ関の法務 総合研究所の赤れんが棟を拠点に立ち上げ期として の活動をしておった頃でありました。そこで 1996 年ぐらいから私もそれを仰せつかってやっておりま したが、4年ほどたちまして、いろんな機関が法整 備支援若しくはそれに類する活動をやっているとい うことで、一つ、とりあえず国内だけでも情報共有 をした方が良いのではないかと、そういうことを思 い付いて、第1回の会議を 2000 年の1月でしたか、 私がアジア開発銀行に出向する直前に行ったもので ございます。それが綿々と続きまして、本日、第 14回を迎えておるわけです。

第1回のときは、そういう趣旨で行ったこともあ りまして、それこそ、その日御参集いただいた数十 の機関から、今、自分のところでどういう活動をや っているというようなことを本当に、1機関3分ぐ らいだったと思うんですけれども、手短に御披露い ただきまして、参考資料等も持ち寄っていただきま して、まず当時日本でその手の活動をやっていたと ころ、若しくは、これからやろうとしていたところ、 そういうところが情報共有をするということで始め た経緯がございます。

昨日,本日の議論を聞きましても,やはり情報共 有というのは内外のドナーのコーディネーションの 大前提であると,まず相手の存在と何をどういうつ もりでやっているかということを知らなければ先に 進めないだろうということで,情報共有というニー ズはいまだに存在していると考えております。そう いうこともございまして,せっかくの機会ですので, 本日御参集の皆様から活動報告のような御発言があ れば,まず頂きたいということで進めさせていただ きたいと思います。

それから,幾つか御質問,コメントなども頂いて おりますけれども,時間の関係で恐らく全部は処理 できないと思いますので,こちらの方で適宜まとめ させていただく,若しくはお一人から複数の御質問 を頂いている場合には一つに絞らせていただかざる を得ないと思いますので,あらかじめ御容赦いただ きたいと思います。

それではまず,活動発表の関係で幾つか御提案を 頂いておりますので,最初に高知短期大学の桑原尚 子さんから,先ほどの東大の佐藤安信先生からも御 報告ありました世銀のグローバルフォーラムに参加 された御報告などを頂ければと思います。恐縮です が,時間の関係で,お一人5分以内程度ということ でお願いいたします。

では,桑原さん,お願いいたします。 ○桑原 ありがとうございます。高知短期大学の桑 原と申します。

昨年12月に世界銀行の本部で開催されました「The Global Forum on Law, Justice and Development」の会合へ, 同フォーラムには東京大学,名古屋大学,同志社大 学といった日本の大学が加盟しておりまして,そち らへ東京大学の枠から出席いたしました。この場を 借りて,せっかくの連携・協調という機会ですので, フォーラムの御紹介を簡単にしたいと思います。

同フォーラムですが、これはドナーである、世銀、 UN 関係の国際援助機関、二国間援助機関、例えば ドイツの GIZ、などが既に加盟しております。その 他、各国の法務省に関しましては、アルメニアの司 法省、トルコの司法省なども既に参加をしておりま した。あとはアメリカ法曹協会(ABA)なども協 賛をされているようです。NPO も積極的に参加し ているようでした。昨年、私が参加した時点では既 に 100 以上の団体が加盟をしている状況でした。

昨年度は第1回目ということもありますので、ま ず顔合わせという面もありました。既にテーマ別ワ ーキンググループが設置されておりまして、それが 中心となって5日間にわたってセッションを行いま した。そこで気付いた点について3点を指摘したい と思います。まず1点目は、現状について、同フォ ーラムが今どのような段階にあるのかということで す。2点目は、連携・協調という面から同フォーラ ムがどのように資する、有益な機能を果たし得るの かということです。3点目は、課題は一体何かとい うことについてです。私は法整備支援の実務を JICA 専門家として5年半行い、現在大学教員をし ていますので、そういったバックグラウンドを持つ 者から見て、この3点についてどういう印象を受け たかということを簡単に御紹介したいと思います。

現状ですが、既にテーマ別のワーキンググループ ができています。最も大きなのは、世界銀行と国連 がイニシアチブをとっているものですが、Justice and Rule of Law Reform です。このワーキンググルー プへは 72 機関が既に参加を表明しています。その 他に環境,汚職,法と経済学があり,最後が Empowerment and Equity for Diverse Societies でして,こ ちらは NPO やユニセフ等の子供,女性などをター ゲットとしたものとなっています。今年度につきま しては,12 月に同じような会議をすることになっ ていまして,どのようなセッションを行うかという ことについては既に動いている状況にあります。

あと、2点目ですが、連携・協調に一体どう資す るのかというのが恐らく一番気になるところなので すが、参加してみまして思ったのは、まず今まで点 としてあった情報が多分今は線ぐらいになっている のではないか、つまり、各国でドナー協調であると か、例えば私が赴任していた中央アジアでもドナー 間での情報共有などがありましたが、これが国、地 域、機関といった枠組みを超えて、面としてグロー バルな規模で情報がシェアされている大きな土俵が 1つ作られたのではないかと思っています。まだ始 まったばかりですが、情報集約という面に加えて、 ルンド大学の先生の御報告にもありましたが、パー ソナルネットワークを基点としたパーソナルなもの から組織としてのネットワーク作りに資するのでは ないかというふうに思っています。

3点目,課題ですが,これは私の専門―アジア法, 開発と法,イスラム法―から見て気になった点です けれども,国家法中心主義という面が非常に強く出 されていたように思います。本日お話がありました UNDPの御指摘,午前のセッションでありましたイ ンフォーマル・ジャスティスの面がやや欠けていま した。今後の課題としては,実際の法整備支援にお いて法がどう機能するのかということを実施面で捉 える場合には,インフォーマル・ジャスティスやリ ーガル・プルーラリズムの問題を視野に入れること が課題ではないかと思っています。

これについては同フォーラムにおいて指摘があり ましたが、インフォーマル・ジャスティスなどを視 野に入れると、その調査に非常にコストがかり結果 としてプロジェクト・コストが上がってしまうとい う難しい面もあります。そこで、今、大学で働いて いる関係から申し上げますと、既に 20 年ほど法整 備支援が行われていますので、ベストプラクティス の蓄積もあると思いますから、大学や研究機関が貢 献できることというのは、恐らくこのベストプラク ティスを学問的あるいは科学的な視点から分析する ことではないかと感じている次第です。 〇野口 ありがとうございます。

世界銀行の「The Global Forum on Law, Justice and Development」というのは、昨年くらいに世銀の本 部が立ち上げた新しい試みですが、正に我々が今回 議論しているネットワーク作りの典型的なものとい いますか、非常に大規模なものであります。昨年の 10月に世界銀行の担当上級副総裁が世銀・IMF 総 会で来日したときに法務省にもお招きしまして、こ のプロジェクトについて御説明いただきましたし、 その後、同じ日に午後、東大で開かれたシンポジウ ムでも御説明いただいております。既にその時点で 東大と名古屋大学、同志社大学が参加しておったと 思いますが、鮎京先生が首を振っているところを見 ると、違うのかもしれませんが、いち早くその3つ の大学が参加表明をされ、既に昨年の12月のロー ウイークに参加されたというふうに聞いております。

法務省におきましても,遅ればせながら,参加の 方向で検討を進めておりますし,それから財団法人 国際民商事法センターも同じく参加の方向で検討さ れている状況でございまして,世界銀行のような非 常に大きな組織が正にグローバルな規模で作った土 俵ということで,やってみないと分からない部分も 多々あると思いますけれども,私どもも積極的に貢 献して,できるだけそういうフォーラムから学び, かつ,こちらがシェアできるものはインプットして いくことを検討しているところでございます。

次に、活動発表ということで、これは JICA の活

動になりますけれども,JICA の中国プロジェクト で現地の長期専門家として活躍されております白出 弁護士から,現在の中国でのプロジェクトの状況な どについて簡単に御説明いただければと思います。 〇白出 中国民事訴訟法,民事関連法及び行政訴訟 法,行政関連法の個別専門家の弁護士の白出です。 47期の弁護士です。

本日配布した資料の中の法整備支援活動年表のと ころに中国関連がございますので,それを見ていた だければ,少し話が分かりやすいかと思います。

現状ですけれども、この表にある 2007 年から始 まって 2008 年から専門家を派遣して開始した中国 民事訴訟法及び仲裁法プロジェクト及び 2010 年開 始の国別研修中国民訴法・民事関連法での法制度整 備支援及び協力を受けて、昨年8月末にやっと中国 民事訴訟法が成立いたしました。改正項目は 90 項 目ほど、80 か所ほどの修正の条文がございます。 ここで改めて現地セミナー、本邦研修などで御協力 いただいた先生方、今日この場にいらっしゃる池田 辰夫先生、あるいは御担当の江藤教官を初め法務総 合研究所の皆様にお礼申し上げたいと思います。

今回,具体的な修正の中身,あるいは,さらにこ れまでの研修等で提供した日本の知見がどのように 反映しているかについては,最新号の ICDNEWS53 号の 75 ページ以下に,2回に分けてになりますけ れども,紹介の記事を書かせていただいております ので,詳細についてはそちらに譲りたいと思います。

本日, テーマでございましたドナー間での協力パ ートナーシップという観点では,私たちのカウンタ ーパートである全人代法制工作委員会民法室あるい は行政法室,ここでは草案を作成する際にアメリカ, ドイツ,そして日本の比較法的な検討を経たもので あることが必須とされているのですが,私あるいは JICA の中国事務所のガバナンス班とともにこれま でドナー,具体的にはドイツの GIZ あるいは UNDP, さらには EU 法官学院,法官というのは裁判官です ね,こちらでそれぞれヒアリング,あるいは意見交 換の機会を持ちまして,カウンターパート機関であ る全人代のニーズがどの辺にあるのかということの 調査を通して,できるだけ効率的な支援を図れるよ うに工夫をしてまいりました。

具体的には、特に訴訟法との関係では、大陸法に ついてはまずドイツのオリジナルのものを学んで、 それをベースにしながら日本でそれがどのように応 用されているのか、さらには社会的な、経済的な構 造が比較的似通っている日本社会で起きている問題、 事件、これについて実務の対応等についての立法的 な課題を明確にしたいというのが全人代のニーズの ようでございました。

先ほど、JICA の子浦課長からの御報告の2で、 日本国内の協調・連携についてというお話がござい ました。御報告にもありましたように、中国の民事 訴訟法セミナー,これが8月末に法律が成立して, 公表されてからすぐ 10 月 11 日に私が講師になって セミナーをさせていただきました。この点、中国で も改正法の素案についてはパブリックコメント、こ れが行われています。そして,実際には中国在住, 中国にある日本企業の意見,これは現地の日本商会, あるいはジェトロさんなどが取りまとめて、草案へ の懸念だとか、あるいは疑問点だとか、このような ものをまとめてパブリックコメントとして提出され ていたんですが、このセミナーでは実際に成立した 改正法の内容と、それらの日本企業の懸念、あるい は疑問はどのようなものなのかについて具体的にコ メントさせていただいて、この点、非常に好評でし た。

現在,カウンターパート機関である全人代法制工 作委員会の民法室,あと行政法室との間では,まず 民法室の間では消費者権益保護法,この改正を現在 行っています。実は来週からこの会場で10日間ほ どの消費者権益保護法改正のための本邦研修を行う 予定でございます。また,行政法室との関係では, 行政訴訟法, さらに環境保護法, 今日お越しの市橋 先生, あるいは本多先生に御協力いただいて, 引き 続きこの改正にタッチしております。実は, 民訴法 で日本にない公益訴訟という, そういう制度が入っ て, その公益訴訟の各論として消費者公益訴訟, あ るいは環境公益訴訟が現在行っているそれぞれの法 律の中で具体化されるという引き続きの案件になっ て現在進行しております。

ただ,このいずれの分野についても日本企業にと っては非常に興味,関心の高い分野,逆に日本側が 被告にされる可能性が高い,そういった分野でして, 日本商会等からは現在の協力状況,消費者法と環境 法という話をさせていただいたところ,同様のセミ ナー,できるだけ法律が成立した早い段階でこれを 是非提供してほしいというニーズがあったというこ とをここで御報告しておきたいと思います。

先ほど,もちろん法整備支援,支援相手国のため というのは大事ではございますけれども,先ほどの キーワードで,日本も同時に元気になる ODA を目 指すというお話がございました。そういった意味で 日本国内へのひ益という意味では,引き続き非常に 重要な分野で協力を続けているというのが中国の現 状でございます。

以上でございます。ありがとうございました。〇野口 ありがとうございました。

続いて、日本貿易振興機構ジェトロ・アジア経済 研究所の今泉研究企画課長から御発言いただきます。 ○今泉 今泉です。

アジア経済研究所では直接法整備支援には携わっ ておりませんが、2点ほど、皆さん御関心あると思 われる情報を提供したいと思います。

一つはミャンマー関係でして、今,研究所は国際 機関、国際的なシンクタンクなのですけれども、

Economic Research Institute for ASEAN and East Asia— ERIA という団体を立ち上げまして、こちらはもう 国際的な国際機関としてのステータスを持っており、 ジャカルタに本部がございますが,この ERIA がミ ャンマーに対して今,開発プログラム作成を支援し ていまして,そこに研究所のミャンマー担当者を派 遣しておりますが,そのプログラムの中にやはり法 律の分科会がありまして,そこで法律面でのマスタ ープランといいますか,そういう計画を作ろうとい う動きがございます。

ただ、聞くところによりますと、今いろんな機関 が入っているために人材の確保に困っているという ことで、JICA の方の法整備支援も同じ問題に直面 されているのかもしれませんけれども、かなりそう いう現地の人材などというものは事業の進捗に支障 を来しているというように思います。

それから、もう1点ですけれども、全く今度は別 の事業なのですけれども、ジェトロの方では中国な どにおける知的財産保護の事業も手掛けておりまし て、例えば中国ですと、模倣品対策のために国境地 域の税関ですね、カスタムオフィサーに対する研修、 どうやって違法な商品を見付けるのかとか、そうい う事業もしておりまして、実は昨年度、法整備支援 連絡会のときに、もっと他の司法分野の法整備支援 以外の者もこの場で意見、情報、協議したらどうか という御提案があったと思いますが、今回は準備し ておりませんけれども、また来年以降、機会を頂け れば、もう少し詳細な情報を提供したいというふう に思っております。

以上です。

○野口 ありがとうございます。

次に、これは活動の御紹介ということではないと 思いますが、東京会場の方から総合研究開発機構の 西山さんから御発言があるようですので、東京会場 の方、お願いいたします。

○西山 御提案,御指名ありがとうございます。私, 公益財団法人の総合研究開発機構,俗称 NIRA とい うところで主任研究員をしております。 我々のところでは,法制度を各国に整備支援する という活動はしておりませんが,経済を発展させる 上で法制度というのが非常に重要な役割を果たして いるという観点から,経済支援の上で日本がどのよ うな役割を果たせるのかという政策提言を行えない かという視点で今回参加させていただいております。

貿易や海外への投資が発達するためには国際的に 統一されたルールが普及していることが非常に重要 だと思います。その上で,先ほど佐藤先生の御質問 に子浦さんが答えた中で多少言及があったのですが, 各国際機関が作った条約が広がっていくことが重要 だと思うのですが,各国の締結がなかなか進まない といったような状況があります。例えばですが,私 がよく仕事の関係上で見ていた国際海事機関 (IMO)というところでは改正議定書も含めて 60 近くもの条約が作られておりますが,半数弱が未だ に発効に至っていないという状況です。

もう一つあるのが,条約というのはそれぞれの条 文に非常に癖がありまして,それぞれの国によって 親和性の高い法体系になっているものと親和性が低 いものというのがあって,先進国でも全ての条約に 加盟しているところというのは一つもございません。 こういったことから考えますと,各国の法支援をす る上で,将来的に国際条約の締結も見据えますと, 自国が優位性を持った産業に関する国際条約と親和 性の高い国内法にすることをにらんでやっていくこ とも一つ重要な点なのかなというふうに考えており ます。

このような観点から,各国際機関がうまく連携し, それからその国の支援,ODA も連携して戦略的に 議論するような場というのはないのか,また,もし ないのであれば,今後そういう場ができる可能性は あるのかというところについて質問させていただき たいと思います。どなたに質問すべきか分からなか ったので,今この場で質問させていただいておりま す。ありがとうございます。 ○野口 この問題は国際側から見てということで、
 一番広く条約関係等を扱っておられるモレケティさんにとりあえずコメントいただきたいと思います。
 ○モレケティ ありがとうございます、御質問いただきまして。

まず,初めに申し上げたい点としては,確かに諸 国が国際条約を批准し実行するというのは極めて重 要です。国際条約というのはそれが基になりまして, いわば規範としての枠組みを,実施,実行について 与えるものであり,それらをベースにして普遍的な, 世界的な宣言が広がり,それを約束した加盟国が実 施していくわけです。国連も加盟国で批准実施国と いうことになりますが,この実施ということについ て申し上げたいと思います。

どの程度,加盟された条約がきちんと実施してい るかということに関連しての質問かと思いますので, まず申し上げたいのは,世界的な人権委員会の定期 的見直しというのがあります。この点に関して全て の加盟国,つまり署名国というのが見直しをされる ことになり,すぐに次,2回目の見直しというのが 批准した後になされます。これは PLDP のプロセス となっていて,先進国であれ,あるいは発展途上国 であれ,批准した諸国というのはピア・レビューを 受けることになっており,進捗について見直しがな されます。これが人権条約についてということです。

2つ目で申し上げたいのは、もう少し詳細になり ますが、これは国連の腐敗防止条約であります。こ の条約に対しては、それを批准していく国が増えて おりまして、特にこの条約に関しましてはピア・レ ビューがやはりなされます。実施がどの程度なされ ているかということでピア・レビューがなされるわ けです。そして、その中ではそれぞれの諸国の事情 ということも鑑みられるわけですが、普通は2か国 の政府が第三者としてピア・レビューを行います。

さらに,その中では,その国の NGO が参加して, 彼らの存在している国や政府がきちんと実施してい るかということを見るわけです。例えばアフリカで す。アフリカでのピア・レビュー・メカニズムとい うのがあり、その中で遵守がどの程度あるかという ことが見直されますので、かなり遵守程度は高い。 一方で、アジアにおきましても、その遵守程度が完 遂されています。

このネットワークにも関連して話ができると思う んです。どの程度連携できるかということも関連し ていると思います。アジア・太平洋"インテグリテ ィー・イン・アクション"ネットワーク,これは AP-INTACT という組織ですが,これは UNDP のガ バナンス部門が支持しています。このネットワーク が定期的に情報を提供しています。

例えば1月22日でありますが、このネットワー クに関連してアジア地域で活動しているグローバル 企業は数多くの国レベルあるいは他国においても汚 職に直面している、そして、この法律、条約をきち んと遵守するようにということが載っています。国 連の汚職防止条約においては、実際にそれらの加盟 国に対して汚職防止の法律が国内で整備され、きち んと国際条約を遵守するようにということが言われ ています。

また,1月22日,このネットワークにもう一つ 情報として載ったのはモンゴルの議会で法案が導入 されたということで,これは興味深い法律でした。 初期のパネルからの議論結果として出てきたわけで, この議員が出した法案というのは,政府高官の腐敗 防止のための権利の制限に関する法案でした。ハイ レベルな高官の配偶者や子供は外国銀行口座の保有 が限定され,外国企業への投資も制限され,外国株 株式取得も制限される,ギャンブルも駄目というも のでした。特に高官に関しては,モンゴル人の配偶 者でない場合には,外国人配偶者のモンゴルの様々 な権利法に関しての制限があったわけです。モンゴ ルにおきまして例えば官僚においてはモンゴル国籍 がない人の場合にはどうするかということもいろい ろ検討されました。唯一,こうした情報がきちんと 要求に関して明らかにされるには、ネットワークが あって初めて可能なわけです。アジア・太平洋の AP-INTACTというのが正にその一例なわけです。

したがって、この2つを組み合わせることが必要 で、まず、これらを組み合わせることによって国際 条約の批准が、または加盟ができ、それによってさ らに実施にも力が入れられるわけで、これはピア・ ビューの仕組みが入ることによってできるわけです。 人権委員会がこれを可能にしました。国連条約で汚 職防止に関しても行える仕組みが入っています。こ れが1つ。第2点として申し上げたい点、これは少 し遅れても歓迎しているんですけれども、ニーズと してネットワークを検討しなければいけないという ことです。地域社会でどういう実施をしているかと いうこともネットで見ることが必要です。ありがと うございました。

〇野口 ありがとうございました。 ザネッテイさん,何か加えることはありますか。

○ザネッテイ ありがとうございます。

簡単に申し上げます。国際条約,他のタイプのも の,特に貿易都市に関わる条約ですが,国際的なも のだけではなく,地域間の条約に関してもですが, 一つ申し上げたいのは,こうした条約を交渉すると き,よく忘れるのは,途上国がスキルや知識を十分 に持っていないがために平等な立場で交渉ができな いということです。これも考えていかなければなり ません。我々国際社会としては,その部分を埋める お手伝いが必要です。

途上国のステークホルダーに技術的に高度な実体 的,本質的な知識を提供する支援を,経済や法の分 野でしていかなければなりませんし,また交渉力, 交渉のためのスキル,国際条約の交渉スキルを身に 付けてもらう支援が必要です。そうして初めて地域 条約や国際条約というものが執行可能となります。 本当の意味で,きちんと交渉され,何を交渉してい るか分かっている形で交渉されて初めて実効力があ るわけで、国連において外交会議などにも出て新し い条約の採用にも関わったことがありますが、これ で実務を学ぶことができました。

そして、日本の代表団の方には感動しました。8 人の方が来られ、8人が月曜から金曜までずっと毎 日毎日会議に参加され、お一人お一人がそれぞれ幾 つかの条文ごとに担当して 100%準備を整えてこら れたわけで、私の国、あるいは多くの他の国の代表 団、特に途上国の代表団というのは、例えば朝、会 議場にやって来て、その後、1週間ずっと買い物に 時間を費やして閉会の式にだけやって来るというも のでした。非常に悲しいことであって、国際条約が きちんと交渉されていないのが残念です。決して平 等の立場ではなかったわけです。ネットワーキング あるいは連携、協調という話をしていますが、途上 国のステークホルダーのエンパワーメントが重要で す。国際条約の交渉力を付けてもらうことが必要で す。ありがとうございました。

○野口 この問題は結構私は重要だと思います。先 ほど来、支援におけるニュートラリティーというこ とが何人かのスピーカーから出ましたけれども、要 は、自分の出身国の法制度を移植するといったアプ ローチではないんだとすると,何か世界共通なニュ ートラルなものがあるという前提だと思うんですね。 それは一般にインターナショナルスタンダーズとか 言われているもので、私もカンボジアのクメール・ ルージュ裁判ではそれをやることが使命だったわけ ですけれども, 果たしてインターナショナルスタン ダーズというのがそう明白に存在する分野ばかりな のかということは常にあるわけでありまして、恐ら く民商事法分野,特にWTO だとか UNCITRAL と か、そういう統一法レベルのものができている分野 では比較的今言ったようなことが言いやすいけれど も、そうでない分野、もしくは非常にリージョナル コンテクストが重要である分野というのもあるので

はないかと思います。

そこで、この質問に関する最後の御発言として、 主にこういう問題を専門に扱っている HiiL ですね、 The Hague Institute for the Internationalisation of Law のバ レンドレッチさんに少しコメントいただきたいと思 います。

○バレンドレッチ ありがとうございます。野口さ んがおっしゃったこと、それから、他の方々のお話 ですけれども、国際機関におけるコンプライアンス の問題です。ドナーの調査も我々行いました。国際 的な規制あるいはそれに関わるネットワークについ ての調査もしましたが、一つ興味深かったのは、既 成ネットワークがどんどん出てきて、そしてお互い に非常に高められていたこと、アフリカのネットワ ークについてモレケティさんが先ほど言われました けれども、それも一つの例です。

そして、インフォーマルな場で政府の人たち、場 合によっては、高官であるとか、あるいは指導者た ちが集まります。そして、腐敗の問題、汚職の問題 などを取り上げ、議論し、条約締結国のコンプライ アンスなどを見て、また新しいガイドラインについ ても議論もします。これはインフォーマルなレベル での法の支配の確立を目指すものです。結果として 分かったのは、フォーマルな国際法からインフォー マルなネットワークへの動きは政府のユーザーたち の間で見られるということです。

そうなると、一つの心配は、ネットワークの統合 性に関してです。世界に対してどうなっているかが よく分かることが必要であり、それを具体的にして いかなければなりません。そして、政府、指導者間、 また例えば各国の腐敗理論についての評価をすると か、また腐敗防止条約、国連のこの条約に対するコ ンプライアンスを見るということが必要だと申し上 げなければならないし、またその評価を公表するこ とも必要です。これは、公開され、統合性があれば、 より力あるものになります。 一方,政府にとっては、そしてデータを公表する ことはそれほど容易ではない、特にマスコミに出し たくないということもあります。ですから、透明性 を見直すことは非常に重要であり、他の参加者の 方々からもコメントいただきたいのは、ベストプラ クティスはどうなっているかと、インフォーマルな ネットワークのミーティングがますます重要になっ てきていますが、これが果たして本当に法の支配の 世界の中で一つの役割を果たすことができるのか、 そして透明性を確保することができるのか、それを 文章化し、そして例えばパブリックコメントを求め ることができるのか、又は、これは閉ざされた中で 非公開となるのかということです。ありがとうござ いました。

○野口 それでは、この問題はこれぐらいにして、 次のサブジェクトに移ります。

東京会場にいらっしゃる衆議院事務局の荒井さん からの御発言をお願いいたします。

○荒井 国会の衆議院事務局から参りました荒井と 申します。今日は実務者の方々がほとんどというこ とで、私からの質問は多少観点が違っているかもし れないのですけれども、御容赦いただければと思い ます。

今私が携わっている仕事は、世界の国会議員が年 に2回ほど、100 か国以上一堂に会する会議に衆議 院議員が参加する際に同行しているという業務なの ですけれども、そのような国際会議の場で途上国支 援というのは非常に重要なテーマの一つであって、 いつもいろんな議論が出されています。ただ、実務 に直接携わっている議員さんももちろんいるんです が、そういった国際会議、いろんな国際会議の場で は、議論はどうしてもグローバル的なものに終始し がちであったり、また途上国支援という中でも、と りわけ今日のテーマの法整備という分野については まだまだ議員の関心が高いとは言えないのかなと思 っております。 それで、今日お集まりの実務者の皆さんから見て、 日本のような支援する側の、日本に限らずですね、 支援する側の国会とか、国会、立法府が今後、法整 備の支援において果たし得る役割とか解決すべき問 題というものが実務者側から見て特にあれば、御教 示いただければなと思います。よろしくお願いしま す。

○野口 ありがとうございます。この御質問について、どなたか御発言ありますでしょうか。

モレケティさん、どうぞ。

○モレケティ どうもありがとうございます。実務 者というだけではなく,前国会議員を南アフリカで 務めました。顧みまして,その経験も踏まえてお答 えします。

2つあります。まず,国会議員が積極的に関心を 法の支配,そして立法に寄せることが必要です。そ して,関わることが必要です。これこそ正に直接, 法の可決に関わるものだからです。また,国内法を 国際的な条約に関して行う仕組みだからです。これ がまず国会議員の第一義的な役割です。これもきち んと明確にしていくことが必要です。

国際的な国会議員の連盟があって、キトで間もな く会合が、今年3月、予定されていると聞いており ます。国会議員が各国から集まるわけですが、そこ で先進国国会議員のメッセージは何かということに なるかと思いますが、座長の先生に理解いただいて 申し上げたいのは、ODA を減らさないでください ということ、ちょっと外交的な話になりますが、例 えば、コミットメントをそのまま守っていただくと いうこと、それからリソースを提供していただきた いということです。法の支配に関するリソースを配 分していただきたい。司法アクセスへのリソースを 配分していただきたい。これは非常に重要な部分で す。

より最近の仕組みなどを見ていきますと,新しい 憲法などにおきまして法の支配はどのような民主主 義においても重要です。法制度の変革を維持してい くため、段階的に見て法制度を強化し、そして法案 可決などを考えると、またはボトムアップでもそう なのですが、ボトムアップといった場合、人々のエ ンパワーメントになりますが、そして一般の人々の 法へのアクセスを良くするということ、いずれにお いてもリソースが必要です。この2日間、ここで行 われている議論でも、やはり実務家がグローバルに も、また各現場において集まってこれを推し進める 必要性についても明らかになったと思います。です から、そのためのリソースが必要です。それを提供 していただきたい。

そして,最後のポイントとして申し上げたいのが, 国のエンパワーメントです。そして国の主導です。 国家が主導するということが重要です。そして、持 続可能な結果がこれをもって初めて得られる, そし て人々の生活に前向きな影響が生まれてくると思い ます。途上国の能力開発といった場合、まず明快に 理解しておかなければいけないのは各国が何が起こ っているかを自ら主体的に見ていくということ、そ して国家の主体性を……。(音声トラブルによる中 断)私が話をしていたのは、持続可能な結果につな げていくためには、やはり国の取組も必要であると いうことで、議員というのは重要な役割を果たすわ けです。そこで、法的なエンパワーメントのイニシ アチブ、取組というのは法律扶助というものから始 まります。ドナーが完全にファンドを提供するとい うことで持続可能性ということがこの2日間の話題 でもあると思うのですけれども、それはやはり特定 のプロジェクトの期間を超えて持続する必要がある ことを意味します。国の主体性のための仕組みとし ましては、国の計画期間あるいは法曹界などが関わ らなければいけないということだと思います。そし て中核的な政府の機能等を中心として国際的な計画 作り、予算作りをするということです。それは政府 の役割です。

その一方で、これまでの話に出ている交渉、すな わち国のキャパシティーをどう上げていくのか、途 上国、そして先進国も一部入ると思うんですけれど も、その能力を構築するためには地域的なネットワ ークも必要です。一番強い介入というのは能力の開 発、すなわち合意あるいは条約を交渉するための能 力ということだけではなく、地域がブロックとして 共通の立場を基にして特定の条約の交渉に当たって いくという力が必要なのです。それがやはり議員の 役割にもつながっていると思います。

そして、最後に申し上げたいこと、これは議員に 何を求めるのかということですけれども、現時点で 我々がやろうとしているのは 2015 年以降の、すな わちミレニアム開発目標後の取組です。それに対す る議論に関しては、ミレニアム開発目標というもの が何かにおいて取って代わられるべきものなのかど うか、持続可能な開発目標とすべきではないのか、 もしそのような議論があるのであれば、やはり言葉 の問題があります。すなわち、法の支配をどう盛り 込むのかということであり、司法アクセスを中心に 置く必要があります。

そして,文言的には実務家が使う言葉ではなく, やはり法律のコミュニティーが満足できるものであ るだけでなく,言葉として疎外感をどの国も,どの グループも感じないような言葉にどう落とし込んで いくことができるのかということが問題になると思 います。これこそが今,アジェンダとして議論され ていくことであります。ステークホルダーを関与さ せるということ,法律とコミュニティー外の人たち にどう伝えていくのかということが問題だと思いま す。ありがとうございました。

○野口 田中さん,どうぞ。

○田中 今の点に関してコメントを1つ加えさせて いただきたいと思います。元国際協力部の教官で、 今は大阪地検の総務部副部長をしております田中嘉 寿子と申します。 国会議員が法整備支援について理解しておく必要 性がどういう場面で現れるかについて具体的な例を ちょっとだけ御紹介して,イメージを持っていただ けたらと思いました。

以前、ベトナムの民事訴訟法の支援をしておりま したときに、ベトナム側がなかなか日本の提言につ いてうんと言わなかった項目がありましたけれども、 実は、その条文は既にアメリカとベトナムとの二国 間貿易協定でアメリカ側の条約締結の条件としてこ のように変えなければいけないということが決まっ ていた内容でした。その点を日本の専門家が指摘し て、ベトナムの民事訴訟法を所管している最高裁に、 貿易協定上こうなっているから、早く変えないと駄 目だよということを説明して説得するような場面が ありました。このようなことがなぜ発生するかとい うと、貿易関係を所管している国会議員さんと、そ の国の最高裁なり立法を担当している方々との連絡 が悪いわけですよね。そういうことは国全体として の立法能力を向上させていかなければ解決しない問 題です。

それと同じように、ASEAN はコモン・ロー系の 国と大陸法系の国が混在しているために、ASEAN 内部でいろんな地域協定を作ったり、それに日本も 絡むことも比較的多いと思いますけれども、ある特 定の分野、例えば知財の分野でシンガポールがすご く効率的で素晴らしい制度を持っておられるからシ ンガポールがリーダーになってその分野に関して新 しいこういう協定を作ろうとかということになると、 シンガポールが当然の前提としておられるコモン・ ローを前提とした新しい提言がなされる。

私が赴任していたラオスの国の方なんかは余りよ く知らないまま,はいはいとオーケーしちゃうので すけれども,それを持ち帰ったら,国の法体系と完 全に矛盾していて,全部変えなくちゃいけなくて大 変だということを理解しておられない。それが国会 議員レベルでも起こるし,立法担当者レベルでも起 こってしまうので,キャパシティービルディングを 全体として行っていく,または国会議員が最低限の 基礎的な法的な知識を持っていて,それを国内で調 整する必要を感じてもらうということがとても大事 になってまいります。

法整備支援もそういう場面で長期専門家と国内と または現地で話し合いながら何とか調整をしてあげ よう,他のドナーと連携して矛盾が起こらないよう に,その国が困らないようにしてあげようというこ とを常に意識してやっているものですので,日本の 国会議員の方々や先進国の国会議員の方々もそうい う問題があるということを御理解いただければと思 います。

○野口 ありがとうございます。

次は,名古屋大学の留学生のオタベクナルジエフ さんからの御発言をお願いいたします。

○オタベクナルジエフ 皆さん、こんにちは。オタ
 ベクナルジエフです。名古屋大学から参りました。
 コースボードはリーガル・インスティテューショ
 ン・デザイン・プログラムに参加しています。ザネ
 ッテイさんに質問させていただきます。

御経験をお話しいただき,ありがとうございまし た。法整備支援において,それを提供するに当たっ てどのような問題に直面したか,そして,それをど う解決されたのかということをお聞きしたいと思い ます。また,発表の中で成果重視の管理とおっしゃ いましたけれども,成果をきちんと得るためには, 何かメカニズムといったものがあるのでしょうか。 事例があれば,御説明いただければと思います。

○野口 1つ目の質問はとても広い質問で、時間が かかるかと思いますので、二つ目の質問だけにお答 えいただいてよろしいでしょうか。

○ザネッテイ 御質問ありがとうございます。会議
 後に個人的にちょっとお話をし、そしてどのような
 問題があったのか、ありとあらゆるものをお話しで
 きればというふうに思っております。

成果重視のマネジメントの在り方ということです けれども、これはツールでありまして、国際社会が これを使っている理由というのは、様々に異なるア クターが、こちらでワークショップをやり、あちら で会議をやり、お互いに結び付いていないというの が問題だという認識があるのです。受益者、ローカ ルレベルのカウンターパートと一緒になって、本当 のニーズを把握した上で戦略を立案し、ニーズを満 たしていくことが必要になるわけです。そして、達 成したい成果に従って幾つかのツール、幾つかのス テップを経て、その成果を達成することができるよ うにするということです。

これは精密なサイエンスかと言いますと、そうで はありません。これはツールです。そのツールを使 ってプロジェクトを形作っていく、アプローチを形 作っていくという手段です。そして、どれだけそれ に力を入れるかによって結果は異なってきますし、 正確さも異なってきます。それを使いたいというこ とであるならば、もう少し同じ方向に行くことがで きるのではないかなというふうに思います。厳密な 意味でのサイエンスではないということを御理解い ただきたいと思います。ありがとうございました。 〇野口 それでは、次に慶應大学の松尾先生、お願 いいたします。

○松尾 モレケティさん、ザネッティさん、そして バレンドレッチさんに、それぞれのお立場から考え をお伺いしたいと思います。

昨日のワークショップでも本日のプレゼンテーシ ョンでも、様々なパターンのドナー間コーディネー ションや協力・協働の在り方について分析と提言が ありましたけれども、私の感触としましては、法整 備支援ネットワークの構築は、単なるドナー間コー ディネーションを超える意味をもっていると考えて います。それは、各ドナーが法整備支援の経験を蓄 積してきた結果、各国で法の支配のシステムを現実 に浸透させ、実際に司法アクセスを促進するために は、各ドナーが各々の関心事に基づいて単発的プロ ジェクトを実施していたのでは不十分であることを 認識してきた結果だと思われます。司法アクセスを 現実に増進するためには、第1に法令を整備し、第 2に裁判官、検察官、その他の法運営組織の能力を 強化し、第3に市民社会の法的能力を強化するとい う3つの次元のプロジェクトを相互に有効に関連さ せながら、「法の支配システムが浸透した空間」を 広げてゆくという意味での統合的アプローチが不可 欠です。そうすることによって初めて法の支配への アクセスを名ばかりでなく、実際に拡充していくこ とができるものと考えます。

これと大きく重なることを、奇しくもモレケティ さん、ザネッティさん、バレンドレッチさんのいず れもが、それぞれトップダウン・アプローチとボト ムアップ・アプローチの結合、政府部門・企業部 門・市民社会部門の各レベルにおける法整備プロジ ェクトの統合、多数の小規模プロジェクトからなる ボトムアップ・アプローチや市民社会の法的能力強 化のプロジェクトのスケールアップという形で触れ られました。こうした一致は決して偶然ではなく、 必然性があるからこそ、そのような指摘がされたの だと思います。

そこで、このような統合的アプローチを進めてゆ くためには、各ドナーがネットワークを構築するた めのアクセスしやすいプラットフォームを工夫し、 提供するだけで良いのでしょうか。あるいは各ドナ ーやレシピエントがネットワークの核として共有す べき行動規範、コード・オブ・コンダクトを形成し、 共有するために、もっと意識的・組織的にイニシア チブをとる必要があるのでしょうか。この点につい て、国際機関、政府間組織あるいは NGO としてそ れぞれどのようなアクションを起こすことが必要ま たは有益であると考えておられるか、率直なお考え を聞かせていただきたいと思います。

○バレンドレッチ 松尾弘先生,今回の連絡会の会

議の内容の核心に迫る問題提起だと思います。明確 に御質問いただき、ありがとうございました。

それもまたいかに本当にそれが必要なのか,法改 革だけではなくて司法部分の能力強化,さらにまた 市民社会全般の能力構築,市民自身が法制度の改革 に,あるいは彼ら自身もリーガル・エンパワーメン トに関与し参加することの重要性を指摘なさいまし た。

今のような形の質問提起,それだけの努力をいか にコーディネートするのか,それは重要なのか,私 はやはり重要だというふうにこのミッションの意義 を信じています。本当にそれは必要なのではないか と考えます。ひょっとしたら,何らかの国際的な機 関,外商部門が中核的なコーディネーターの役割を 果たさなければならないのかもしれません。モレケ ティさんは,法の支配,それから司法アクセスを次 の持続可能な開発目標をポスト 2015 年として掲げ ていく必要があるということをおっしゃいました。 本当に国際的な組織が中心的な役割を果たして法の 支配を全世界に行き渡らしめる必要性があるのかも しれません。

しかし、このような機関があったとして、それが また別の大きな管理機構になってしまわないように、 さらに特定の利害にまみれた機関、そしてボトムア ップのアプローチを無視してしまうような機関にな らないような設計をどうしたらいいのか、それは本 当に大きな課題です。私の組織、HiiL はこのような 統合的アプローチ、そしてそれをサポートするよう な組織を支持するものであります。中立的な証拠に 基づいて、そして何らかの価値判断をしない形で、 様々な国の法伝統を理解し、そして強力に支援だと か、あるいは保護、人権に基づいて提供できる中核 的機関なのかもしれません。

○ザネッテイ 松尾先生,ありがとうございます。
私のほうから二言だけ付言したいと思います。

ドナー側のコーディネーションというのは特に新

しいテーマではなくて、本当にこの 20 年間実現し ようと努めてきた目的であります。しかし、今、新 たな項目が提言に上がってきました。それは 2.0 技 術であります。要するにコミュニケーションを促進 する技術ということです。

先生の非常に興味深い質問提起, プラットホーム だけで十分なのか, そうではないと思います。プラ ットホームを持つというのは難しいことではありま せん。マイクロソフトのシェアポイントを使ったら, そして, それをカスタム化して3日間でやってしま えば, いわゆるバーチャルな形のプラットホームは できるわけですが, それだけでは十分ではありませ ん。政治的あるいは制度的な意思, 様々なステーク ホルダーに対して求めるもの, 必要である, しかし それだけではない, 人材, それから資金, ファンド も必要です。

IDLO の方でシェアリングネットワークの話を今 日は紹介しました。この種のネットワークの良さと いうのは、参加者がどれだけそれに参加するかで決 まるわけです。例えば、2人が一生懸命やったとす る。しかし、専任担当者がいたとしても、サラリー を払うためには給与資源が必要。そうでなければ、 ネットワークというのは続きません。この2人がい なくなってしまったら、ネットワークは死んだも同 じです。よって、給料を払うためにも資金が要るし、 人材も必要です。

そのようなネットワークは常に新たなものとして 更新されなくてはならない。誰も情報を公開してく れなければ意味がないわけで,しかし,それをやっ てもらうためには,特定の関心をそれぞれに持って もらう必要がある。残念ながら,フェイスブックで はないのです。法の支配というのはそれほど,フェ イスブックほど面白いものではなく,魅力的なもの ではない。関心を維持するためにはもっと他の方法 が必要なのです。

○モレケティ ありがとうございます。今おっしゃ

られたことに対しては私からも申し上げます。松尾 先生,御質問ありがとうございました。幾つか明ら かなことを申し上げてしまうかもしれません。

この2日間にわたりまして,もう,みんな,知っ ていることかと思いますが,本当にもっとお互いに 協力し,クリエイティブに想像力を使って必要なコ ーディネーションが実現されるようにしなくてはな らないわけです。一方でリソースは決して十分では ない。ますます厳しくなってきている状況なわけで す。

今朝,2つのコーディネーションという話もしま した。法の支配のリソースグループ,これはグロー バルレベルのフォーカルポイントであります。この 1時間の討議からも明らかになった点として,グロ ーバルレベルのコーディネーションは必要なわけで す。というのも、グローバルレベルでそれぞれがど のような比較基準を持っており、それぞれの活動機 関がどのような優先課題を持っているのかというこ とを理解するためにも必要なわけです。これはもう 皆さん、よく理解なさっている点であり、グローバ ルレベルのコーディネーションができてこそ重複も 避けられるわけです。

2つ目はカントリーレベルのコーディネーション です。これが必要なのは、その国の開発優先順位の ために仕事をするためです。私たちドナー側自身、 サプライドリブンではいけないということです。特 定の技術、特定の製品を我々は提供できるから当た るのではなくて、そこにニーズがなくてはならない。 我々自身がニーズを掘り起こすというのではないの です。これに国レベルで対応しなければならない。

さらにもう一つは、特定のステークホルダーが既 にやっている特定の国の努力と重複するということ はいけないわけです。お互いの長所を利用していく という面でパートナーシップは必要です。UNDP と JICA は協力するし、IDLO と私たちも協力していま す。UNDP と HiiL、JICA、IDLO もパートナーシッ プを組むということもあるでしょう。

そして,もう一つ申し上げたいのは,これまでも もう何度も言われていることですが,それはプラッ トホームの利用という点についてです。これも今の 御質問の中にありました UNDP は民主ガバナンス 実務者ネットワークというのを持っています。これ は数年にわたって機能しているネットワークであり まして,非常に有能な道具です。皆さん方の中にも 実務者として,あるいは学者,研究者として,ある いは,他の能力の下で特定の問題について参加する わけです。

例えばフィリピンで何かこういう問題があるとい うふうにそのネットワークに示す,次にこのような 法律が作りたいのだ,それぞれの諸国でどのような 経験があるのか,それを我々の法伝統に整合性のあ るような国から学びたいというようなときに役に立 つのです。10年ぐらい,これはよく機能していま す。

ッイッターは例えば非常に効果的ですよね,ツイ ッターを使って特定のツールやプログラム,このネ ットワークで使うわけです。ビジネス,事業になっ たらば,このようなツールはオープンソースでは提 供できないでしょうけれども,これは実務的な事業 でありませんので,どういうふうにフィールドのマ ッピングをするのか,そのマッピングをするという のはコントロール,仕切るためではなくて,情報共 有のためです。特定のエリアで何をすべきかという ことを明確にするということで,能力をさらに拡充 するためです。今日の話もありますし,さらにまた 委員長,議長を通してリコメンデーションもできる と思うのです。

私はコンソーシアムの話をしてまいりました。こ の地域においてのパートナーシップ,コンソーシア ムです。しかし,このようなネットワークを作った として,条件が課せられることがあってはならない。 受け手に対して能力を可能にする,さらにまたコー ディネーションを可能にさせるようなものでなくて はならない。UNDP はこの面で経験を持っています。 場合によっては、これは不愉快、ちょっと困ったと いうような場合もあるかもしれません。例えば中立 性だとか不偏不党性ということを重視するからです。 しかし、私たちは銀行との間でも協力しております し、一体何が提供できるかということも開示してい きます。

○野口 次に、神戸大学の金子先生、お願いします。
 ○金子 ありがとうございます。バレンドレッチ先
 生へ質問させていただきたいと思います。昨日から
 引き続いての質問になりますけれども、イノベーションという言葉をお使いで、そのイノベーションの
 意味についてのちょっとしたお尋ねになります。

昨日今日と、ドナー間協調の可能性について議論 してきているところですが、私は、ドナー間協調の 一つの大前提として、目標を、ゴールを共有しなけ れば無理ではないかという発言をしておりました。 今日、他の発言を聞きながら私はなおその思いを強 めたところなのですが、例えば世界銀行のグローバ ルフォーラムの御紹介がありました。

世界銀行の意図は、私、まだこの時点で分かりま せんけれども、1990年代後半に世界銀行が CDF, Comprehensive Development Framework という試みをい たしまして、それがあまり歓迎されなかったという 過去がありました。その理由は、そこでは世界銀行 が作成する目標に従ってインタードナーコーディネ ーションではなくて、インタードナーコントロール という言葉が使われていたからであります。それぞ れのドナーの目標を世界銀行の目標の下で集約して いくというような志向があったので、多くのドナー が警戒してなかなかうまく進まなかったということ があります。ですので、世界銀行のグローバルフォ ーラムというものが一体どのようなドナー間の目標 の共有というものを目指していくことができるのか、 ちょっとウォッチする必要があるなと思っていると ころです。

しかし、このような私の懸念に対しまして、バレ ンドレッチ先生から、ゴールが違っても連携できる のだと、むしろゴールの違うドナーがお互いに競争 すべきなのだと、コンペティションというお考えを 示しておられます。例えばカンボジアで土地法と民 法という物権法が対立しても、競争すればいいとい うお考えでした。また、今日午前中に一例としてイ ンフォーマルなジャスティスの制度と、そしてフォ ーマルな裁判制度が競争すればいいという、そうい う目標が違うものを競争させると、そこにイノベー ションが起こるんだというお考えを提供していただ いたのだと理解しております。

非常に斬新なお考えと思うのですが、しかし、そ こで言うイノベーションというのは、結局、何のた めの、何のイノベーションなのか。innovation for what ということですね。そして、competition for what ということです。お尋ねしたいところです。という のは、例えば腐敗を削減するといったような簡単な シンプルな目標であれば、イノベーションというこ とは論じやすいと思います。しかし、例えばカンボ ジアの土地法をめぐる問題のように、慣習的にそこ に住んで生活をしている農民たちの権利を守るかど うかという単純な問題ではない局面、そこでは裁判 のスピードとか量とかいう問題以上に、裁判の正義、 ジャスティスの中身が問われてきている状況だと思 います。

そのような,ジャスティスといったようなサブス タンティブな内容を競争によって評価していくこと ができるのか,その競争によってゴールを見極めて いくことができるのか,もし技術的にそれを HiiL で実践しておられるならば,お尋ねしたいと思いま す。

〇バレンドレッチ 御質問ありがとうございました。
 法・司法の分野でもイノベーションというのは何のためなのか、また競争というのはどのようになさ

れ, さらに我々の世界のいわば市場においての競争 で勝者をいかに何を基準に決めるのか, これは簡単 な質問ではありません。本当に今ようやくイノベー ションというのはいかに機能し得るのか, 法・司法 の分野で機能し得るのかということが明らかになり つつあるところであります。

土地法の例を挙げましたが,それは確かに複雑で あります。そこで,更にお答えするために,皆さん 良く御存じの分野,これは雇用法を挙げたいと思い ます。御存じのとおり,多くの諸国は適切なバラン スをいかにとるかということで苦慮しています。雇 用を守る一方で柔軟な経済体制をいかに持ち得るか ということです。

厳密に法の専門的な観点から言うと,確かに手続 を決めて,例えば雇用を終了する,しかも一方でそ の手続上の正当性を保障するというのは可能かもし れません。つまり,両者に対して発言させます。そ して問題を妥結させようとする。それから,こうい う保障を提供する,保障についての話合い,あるい は別の転職あるいは特定の解雇までの通知期間とい ったようなことが雇用法の範囲では討議する内容と して可能です。

さらに、司法アクセスを実現するという点につい て、このような状況では司法アクセスということも あるでしょう。一方で政治家に任せねばならないと いう分野もあると思います。それが通知期間の長さ だとか、あるいは勤続年数と離職手当をつなげて、 どのように離職手当のレベルを決めるのかというよ うなところは政治家や議員が常に苦労しているとこ ろです。

しかし,法律家,私たちの方は例えば手続を提供 し,そして迅速に判断をし,公正な手続を提供する, また保障することはできると思うのです。また,一 体何が雇用者と被用者の側で正当だというふうに思 われるような手続を設計するということも可能だと 思います。シリコンバレーの人間がオンラインの紛 争解決用ツールを雇用問題について作り出した。特 定の雇用関係の面での日本の関係者も参加して,優 れた雇用関係の手続を設計できるかもしれません。 そして,それが良いと思ったら,他の国もそのよう な手続,あるいは方法を導入するかもしれないし, それぞれの経済事情に基づいて例えば離職手当の計 算方法を調整するかもしれません。そういったやり 方はうまくいくと思うのです。

○野口 原田理事長,お願いします。

○原田 ありがとうございます。私は、この会議の 支援をしている組織の一つ、ICCLC の理事長をし ております原田でございます。

実は、この後、最後に御挨拶と、それからコンク ルージョンを述べよというミッションを頂いている のですけれども、コンクルージョンということはと ても不可能になりましたので、この段階で一言発言 させていただいてよろしいでしょうか。

というのは、今、交わされた法支援整備とか、そ ういうルール・オブ・ローのための様々な活動、い ろんなプレーヤーがいますね、その目標は何だとい うことに関わる問題で、実は、最近、私、今日ここ でお話しするつもりはなかったのですけれども、実 は、考えてみると、我々はよくルール・オブ・ロー と、デモクラシーと言っていますけれども、今、グ ローバルに見ますと、デモクラシーに反対という国 があります。一党独裁がいいのだと、一党独裁で国 のあるべき姿をきちんとやっていけると。案外、デ



原田明夫理事長

モクラシーというのは選挙に頼るから最も悪い政体 だというふうに昔言った人があるし,現にそう考え ている人たちもいるのですね。

そして、ルール・オブ・ロー、この問題でも、皆 さん、あるいはお聞きになったかもしれない、私も 愕然としたのですけれども、先日のアルジェリアの ケースで、最初から計画したという方が事前に流し た言葉が既に紹介されていますけれども、自分はデ モクラシーに反対なのだと、デモクラシーを標榜す る国々に対して自分たちは闘うのだということを言 われました。

また,他の面から,ルール・オブ・ローと言いま すけれども、ローとは一体何なのだと、それは、今 の世界で言うと、これだけ価値観が違ってきた中で、 あなた方の言っているルール・オブ・ローのローは、 これはあなた方の考えるローであって、我々にとっ ては従うことはできないと、それは我々の価値観で それをやるのだという考えがございます。

そういうことがこれから日本を取り巻くアジアの みならず、幅広くグローバルに考えていくと、正に 重大問題になってくる可能性があるのですね。そう いう中で私どもはある程度単純にと申し上げますか、 かつて法による平和、ワールドピース・スルー・ロ ーということがこのアジアを中心に言われまして, 法律によって、あるいは物事を武力じゃなく、暴力 でなく、法的な手続で解決する、そして紛争を予防 していくということが必要じゃないかと、そのため の理念を掲げてこのアジアでも議論をやっていくべ きだと。またそれは日本だけではなくて、 LAWASIA いう団体とかもありまして、ワールドピ ース・スルー・ローということは掲げるなと言われ ましたけれども、そもそもスルー・ローのローには 反対だという動きが現にいろんな形で現れつつあり ます。

そういうことを考えますと、私はちょっとこの辺 りで立ち止まって、我々が今やろうとしていること、 つまり法整備支援ということで社会の発展と経済の 発展を根底から支えるという意味での法の支配と, それを実現してお互いにシェアすることが,それが 一国の発展のみならず,地域,国際社会,またグロ ーバルにも,共同に,共に発展していくためのこれ はパワーになるんじゃないかというふうに私どもは 考えた。そのつもりで皆さん方もやっていただいて いる方も多いと思うのです。

しかし、それに対し現実にそうはいかないよとい う声がこれから出てくる可能性があると。そうした 場合に、ここで立ち止まって、「我々」というのは、 日本の立場からだけで、日本のためになるから、日 本の国益だからやりますということではなくて、今 日もいろんな議論が出てきましたが、お互いに、と もに、ウイン・ウインといいますか、共にこの社会 を平和で、そして紛争がないように、そして、それ をうまく解決する道を探りながらやっていくことが 結局は平和を作り出していくと、維持すると。これ は地球環境の問題とか食料の安全とか、そういうこ とも含めまして、また貧困をなくすとか格差をなく すということも含めて、社会的な様々な不安の解決 が結局最後は何だと。

それを私は法だと言っていましたけれども、今、 世間では、しかし、例えば、国の名前を挙げてしま って申し訳ないのですけれども、中国の政府、また その中の要人、また重要なオピニオンリーダーも中 国は変わらなきゃいけないと、これから変わってい きたいと、だけども我々のやり方でそれをやりたい と、しかし、それは貧富の格差を直し、コラプショ ンをなくし、そして誰もが、国民の多くの人たちが 自分たちの意見を言えるような社会にしたいと、そ れがユニバーサリー・アクセプテッド・バリューズ だと言ったのですね。それを、ユニバーサル・バリ ューを守っていくということでグローバルな仲間に なっていかないと、この国はやっていけないという ことを表明しております。私は、この辺りになりま すと,非常にポリティカリーな難しい問題がありま すけれども,私どもは,それを正に法による平和だ と考えているというところでは話合いはできるので はないかというような気がしております。

そういう意味で、今日の議論、昨日からお続けに なった議論でとても重要なことで、我々は何のため にこの問題にそれだけ力を入れていくのかというと きには、これは日本のためじゃなく、極東アジア、 アジア全般、アジア太平洋、また中東、アフリカも 含めて、ヨーロッパも含めた、このかけがえのない 壊れやすい地球を環境汚染から守っていくためにも、 物事を法によって解決していこうじゃないかと。法 が気に入らなかったら、ユニバーサルにアクセプト できる、お互いに理解できる、そして受け入れるこ とができる価値観のためにコラボレーションしまし ょうというアプローチができるのではないかという ことを私は今日一日考えさせられたのですね。

そういう意味で,スピーカーの皆さんも会場の皆 さんも,こんなに遅くまでお集まりになっている。 多くの方の共通の基盤ができるのではないだろうか という感じがいたしましたので,コメントです。後 でコンクルージョン,ちょっと難し過ぎて,できま せんので,その責任を逃れるためにも発言させてい ただきました。ありがとうございました。

○野口 原田理事長,ありがとうございます。

非常に大きな問題を提示いただきましたが、この 点について、せっかくですので、名古屋大学の鮎京 副学長に何かコメントいただけますでしょうか。 〇鮎京 ありがとうございます。

今の金子先生,また原田理事長の御発言というの は私も大変重要だと思っております。もう少し,原 田理事長が今御指摘された問題をもっと具体的なレ ベルで申し上げますと,例えば今日の会議,ドナー 間の協調という話なのですが,ドナーとは誰かとい うことについて,実は,今,構造的な転換が私は出 てきているという認識を持っております。それは, 今,理事長が言われたように、中国の存在が大きい と思います。つまり、中国はこれまで法整備支援の レシピエントという立場であったのだけれども、同 時にドナーとして今や特にアジア地域に対して現れ ようとしています。

そうなってきますと、こういった法整備支援のド ナー間会議というところに例えば中国の関係の方が 来る。いろんな方が来られていいのだけれども、例 えば、中国の法学者のそうした法整備支援に関心の ある方々はどのようなことを言われているかという と、要するに今のユニバーサルな価値の問題を異口 同音に語られるわけです。しかしながら、そこにお ける人権であるとか民主主義であるとか、あるいは 法の支配という、そういった考え方は、おそらく今 日集まられている方々とはかなり異なった内容と手 続に関する意見であると思います。

それを象徴する言葉というのは何かというと、中 国の方々が言われているのは、これまでは欧米のス タンダードで法の普遍性に関する価値というものが 形成されてきたけれども、これからはアジアからの 発信としての価値をその分野で作り上げていこうと いう主張がなされており、それが、極めて象徴的に 問題の性格を示しているのだろうという気がしてお ります。

したがって,私,結論を述べる能力もありません けれども,実はドナー間の協調をめぐる問題という のは,今申し上げたような,そうしたドナーにおけ る構造的な転換とともに,それが単に従来のレシピ エントだけではなくて,ドナーの側にもそういった これまでとは違うユス・コムーネといいますか,共 通法の提示があるのだということは,私たちが法整 備支援に携わる者として新たに念頭に置かなければ いけない,そういう問題だろうと思っております。 ありがとうございます。

○野口 ありがとうございます。

もう余り時間もありませんが、今の大きな問題に

ついて,法総研の酒井所長,何か御発言ありますで しょうか。

○酒井 1つだけ, rule of law に関してコメントを 私なりにしてみたいと思いますが, law といった場 合に, いろいろな要素があります。それはアジア法, あるいは大陸法, コモン・ロー, いろいろなものが そこに入っておりますが, 一番の根本にある law と いうのは, 僕は, 人間の尊厳・自由・平等というも のだと思います。この価値観については恐らく, ど の民族であろうが, 共通であり, またあるべきだと 信じております。ですから, 我々人類は, どの国で あろうが, コモン・ゴールを持っているのではない かということを期待していますし, きっとそうだと 信じております。

○野口 ありがとうございました。

このセッション3に関してはもう少し会場の皆様 からも個別の御質問などを頂いておりますが,残念 ながら,時間の関係で対応するのが難しい状況でご ざいます。ちょっと途中で接続が切れたりして時間 をロスしましたこともありまして,不手際をおわび いたします。この後また懇親会もありますので,各 スピーカーに対する御質問等,その懇親会の席でも 行っていただければと思います。

それでは,原田理事長,コンクルージョンはもう 免除ということで結構ですけれども,閉会挨拶はし ていただかなければなりませんので,お願いいたし ます。

閉会あいさつ

○原田 大変,機会を与えていただきまして,あり がとうございました。

今日は午前中から本当にこんなに長い間,大変重 要で,かつ興味ある問題についての様々な御意見を 頂き,そして討議ができたことを大変うれしく思い ます。この会場の皆様方,また東京会場にお集まり いただいた方も含めて,私は法総研,JICA,その他 この会議を準備し努力された皆様方に心から感謝す るとともに、この会議を作り上げていただいた参加 者の皆様方に心から感謝を申し上げたいというふう に思います。

私は、先ほど、もう既に本音の一端を言ってしま いましたので、これ以上細かいことは申し上げませ んけれども、私はこのような形で法整備支援という 事柄を通じて共通の方向に向けて話合いができたこ と、そして、この関係、きずな、ネットワークは今 後も様々な活動の基盤になってくれるものだという ふうに私は希望しておりますし、そうなってくれる だろうと心から信じております。

そして、事柄が余りにもたくさん語られましたし、 私がこれを総括することは手に余りますけれども、 相当詳細な記録は主催者の皆さんによってまとめら れて、いずれ公にしていただけると思いますので、 それを参考にさせていただきたいと思いますが、し かし、この問題についての現在の世界的な状況の中 における大切さというものに対する気持ちを皆で共 有できたということを私は大変感謝申し上げており ます。

1つだけ、実は、非常に狭い意味のローヤー、法 律家についての話ですけれども、今から約 30 年前 に、アメリカで有名なハーバード大学のロースクー ルの学長が、若い学生が競って法律家になって、コ ンフロンテーション、対立的な訴訟にばかり目を向 け、自分のクライアントを守るために闘うというこ とに余りにも時間を割き過ぎていると、そこで、ジ ェントル・アーツ・オブ・リハビリテーション・ア ンド・アコモデーションズを求めて法律家は努力し ていただく必要があるんじゃないかということを言 われたことがありました。

私は、今日のスピーカーの皆さん方の端々に出て くる対立的構造の中では解けない問題が、それが私 は、先ほどの御質問にありましたけれども、ジュデ ィシャリー・イノベーションの一つの姿だと思いま す。私は司法的解決が不必要であると言うわけでは



ありません。厳然とした司法の組織,そして裁判官 の独立によって司法的解決が図れるということを断 固として支持するものでございますけれども、しか しそれで全部の問題を片付けようとすると、余りに も経費が高くつきます。そこで、先ほどのアコモデ ーションズとジェントル・アーツ、これ、いいです ね。アコモデーションとリハビリテーションのため の、より穏やかな手法による物事の解決に法律家は 努力すべきだという、アメリカのロースクールの学 長がそういう発言をされたということを私は 30 年 後の今も覚えています。

そういう面で、今日の皆様方の発言は、狭い意味 での法律家ではなくて、法というものに関心を持ち、 法によって世の中を良くしていこうということにつ いてお集まりになった皆様方の共通の認識ではない だろうかというふうに思います。

駄弁を弄しました。どうぞ、今後とも、皆様方の それぞれの持ち場での働きが実りあるものになるよ うにお祈りいたします。ありがとうございました。 (拍手)

○司会(江藤) 原田理事長,ありがとうございま した。

ただいまをもちまして,第14回法整備支援連絡 会を終了させていただきます。

皆様,長時間,どうもありがとうございました。 次回,来年の第15回法整備支援連絡会は2014年 1月24日金曜日を予定しております。皆様,お忙 しいこととは存じますが,来年度も是非御出席いた だきますようお願い申し上げます。

ここで東京会場との中継は終了させていただきま す。東京会場の皆様も本日はどうもありがとうござ いました。中村さん,お疲れさまでした。

○中村 どうもお疲れさまでした。東京会場、失礼します。

○司会(江藤) ありがとうございます。